東京都北区立学校適正規模等審議会（第１回）議事録

○日　時：平成２０年３月１９日（水）午後７時～午後８時５５分
○場　所：北区役所第四庁舎３階　第１研修室
○出席者：
（委員）
葉養正明委員、屋敷和佳委員、藤井穂高委員
小関和幸委員、山崎満委員、大島実委員、本田正則委員、花見隆委員、
安田勝彦委員
鈴木將雄委員、松本晴光委員、中野忠久委員、堀越克己委員、天満和枝委員、
佐藤昇委員
伊田周平委員、山口勉委員、佐藤昌吾委員、宮古登委員
清正浩靖委員、伊与部輝雄委員
（専門調査員）
西村吉弘専門調査員
（教育委員）
森岡謙二教育委員長、高橋哲夫教育長
（幹事）
越阪部和彦教育改革担当部長、中澤嘉明財政課長、栗原敏明地域振興課長、
槍田康子子育て支援課長、佐藤佐喜子まちづくり部参事、小林義宗庶務課長、
飯窪英一学校改築担当副参事、田中一正学務課長、
濱崎祥三特別支援教育担当副参事、
峯﨑優二教育未来館長（教育改革施策担当副参事兼務）、
茅根真一教育改革担当課長（学校適正配置担当副参事兼務）

欠席委員
貞広斎子委員、永沼正光委員、磯武福委員

○次　第
１　開会
２　教育委員長挨拶
３　委員等自己紹介
４　区側出席者紹介
５　審議会条例説明
６　会長選任
７　会長職務代理指名
８　審議会の運営について
９　諮問
１０　資料説明
１１　その他

１２　閉会

〇資　料

１　学校適正配置に関わる第二次答申以降の経緯
２　東京都北区立学校適正規模等審議会第二次答申（冊子）
３　北区の学校適正配置の経過
４　北区学校適正配置計画（平成19年３月）
５　第七次適正配置後の区立中学校における生徒数・学級数
６　平成１９年度学級数別学校数　２３区一覧（公立）
７　平成１９年度児童・生徒数及び学級数一覧（平成２０年３月１日現在）
８　人口推計（H20～24、H29、H34、H39）
９　７地区別人口推計（H20～24、H29、H34、H39）
１０　人口・児童・生徒・学級数の推移と予測
１１　指定校変更・区域外就学許可基準
１２　小学校新入学児童指定校変更理由推移
１３　中学校新入学生徒指定校変更理由推移
１４　指定校変更者数及び国立・私立進学者数の推移（H14～19）
１５　区立小学校の施設状況一覧
１６　平成５年度以降の区立小学校の変遷
１７　北区立小学校で実施されている主な事業等一覧
１８　北区小中一貫教育検討委員会報告書・骨子（案）
１９　北区立小、中学校通学区域図（平成20年４月１日）
２０　平成１９年度北区施設現況図
２１　北区教育ビジョン2005（冊子）
２２　北区学校ファミリー構想（冊子）

〇学校適正配置担当副参事

それでは、皆様こんばんは。お時間が参りましたので、ただいまから、東京都北区立学校適正規模等審議会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、またお足元が悪い中、今日ご参集いただきまして、また本審議会の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

本審議会の委嘱状でございますけれども、まことに恐縮でございますが、皆様のお席の方に既にご用意させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、申し遅れましたが、私は本審議会の事務局を務めさせていただきます北区教育委員会事務局学校適正配置担当副参事です。本日は、第１回の会議でございますので、後ほど皆様方に審議会の会長を選任していただくまで、進行の方を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、机上に置かせていただきました資料等について確認をさせていただきたいと思います。

まず、次第でございます。
続きまして、諮問文の写しでございます。これが２枚つづりになっております。
その後が、委員名簿、幹事名簿でございます。
本日の座席表でございます。
本審議会の設置根拠になっております東京都北区立学校適正規模等審議会条例でございます。
東京都北区立学校適正規模等審議会運営等に関する確認事項でございます。
続きまして、資料一覧でございます。
次が、Ａ４横で資料１、学校適正配置に関わる第二次答申以降の経緯でございます。
資料２につきましては、恐縮でございます。席上の方に配付させていただきました、この青い冊子でございます。東京都北区立学校適正規模等審議会第二次答申、これを資料２という形でさせていただいております。特にラベル等は貼っておりませんが、よろしくお願いいたします。
資料３が、北区の学校適正配置の経過でございます。
資料４でございますが、北区学校適正配置計画。
資料５が、第七次適正配置後の区立中学校における生徒数・学級数。
資料６が、平成１９年度学級数別学校数２３区一覧（公立）でございます。
資料７、大きく印刷、Ａ３版でございます。平成１９年度児童・生徒数及び学級数一覧（平成２０年３月１日現在）でございます。
資料８でございますが、人口推計でございます。北区全体と書かれております。
資料９、これもＡ３版で大きなものでございますが、７地区別人口推計でございます。
資料１０、人口・児童・生徒・学級数の推移と予測でございます。
資料１１、指定校変更・区域外就学許可基準。
資料１２、小学校新入学児童指定校変更理由推移。
資料１３が、中学校新入学生徒指定校変更理由推移。
資料１４でございますけれども、指定校変更者数及び国立・私立進学者数の推移。
資料１５が、Ａ３横でございますが、区立小学校の施設状況一覧でございます。
資料１６が、平成５年度以降の区立小学校の変遷でございます。
資料１７が、北区立小学校で実施されている主な事業等一覧でございます。
資料１８でございますが、北区小中一貫教育検討委員会報告書・骨子（案）でございます。
ここまでが、クリップ止めされている資料でございます。
それと、資料１９といたしまして、ちょっとラベルを貼っていなくて恐縮でございますが、北区立小中学校通学区域図、この図面でございます。
資料２０が、同じく図面でございます。ちょっと表面がコーティングしてございますが、平成１９年度北区施設現況図。折りたたんで置いてあるものでございます。
続きまして、北区教育ビジョン２００５、冊子でございます。
最後になりますが、北区学校ファミリー構想、同じく冊子でございます。
今ちょっと足早に申し上げましたが、ただいま私の方で読み上げました資料で、もし不足等ございましたら、この場でお申しつけいただければと思います。よろしいでしょ

うか。
　それでは、まず最初に北区教育委員会の委員長に審議会開会にあたりまして一言ご挨拶をちょうだいしたいと思います。
　それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

○教育委員長
　皆様、こんばんは。大変足元の悪い中、大勢ご参集いただきまして、本当にありがとうございます。本日、東京都北区立学校適正規模等審議会の再開にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
　このたび皆様におかれましては、委員ご就任につきお願い申し上げましたところ、大変お忙しい中にも関わらずお引き受けくださいまして、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。
　後ほど、諮問のときに改めて触れさせていただきますが、平成１４年１１月の第二次答申以降、これまで中学校の適正配置に取り組んでまいりました。平成２１年４月の第七次適正配置をもって一応の区切りを見ます。一方で、小学校については、小規模化の傾向が続いていることを踏まえ、改めて検討が必要と判断し、今回皆様に検討をお願いする次第でございます。
　委員の皆様におかれましては、ご多忙中の折、誠に恐縮でございますが、次代を担う子どもたちが、よい教育環境のもとで充実した学校教育を受けられますよう、北区立小学校の適正配置について、よろしくご審議賜わりますようお願いいたします。
　お願いを申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。本当に、今日はありがとうございました。

○学校適正配置担当副参事
　それでは、今回初回ということでございますので、委員の皆様のお手元にございます、先ほどの名簿の方があるかと思いますが、その名簿順に自己紹介の方をお願いしたいと思います。

（委員自己紹介）

○学校適正配置担当副参事
　それでは、私の方から区側の出席者の方をご紹介させていただきます。

（区側紹介）

　それでは、次第に基づきまして、引き続き私の方から本審議会の設置根拠になります東京都北区立学校適正規模等審議会条例に基づいて、ご説明させていただきます。

　それでは、私の方から条例の方をご説明いたします。お手元にございます東京都北区立学校適正規模等審議会条例の方を、お手元の方によろしくお願いいたします。

第一条、設置でございます。北区立学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、北区教育委員会の附属機関として設置するものでございます。

第二条が所掌事務でございます。第二条は、所掌事務としまして、区立学校の適正規模に関すること、区立学校の適正配置に関することということでございます。

第三条、組織でございます。本審議会は合計２４名の委員の方で構成されております。それぞれの内訳はお示しのとおりでございます。

第四条は任期でございますが、審議会が第二条に規定する答申をしたときに満了するということでございますので、本日から答申の日までという形になります。第２項は、補欠委員についての規定でございます。

第五条でございますが、後ほど会長の方の役職選出ということで、後ほど互選で会長の方をお選びいただき、また、その会長の指名する委員が職務代理者とする規定でございます。

第六条は、審議会は会長が招集するということで、本日は会長がまだ選出されておりませんので、教育委員長名で招集させていただきました。その２項でございますが、いわゆる定足数でございます。委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないということでございます。本日、ご覧のとおり皆さんほぼおそろいでございますので、会議として成立してございます。

第七条でございますが、審議会に部会を置くことができるということで、後ほどこれもご説明いたしますが、学識経験者の委員をもって組織する部会を設置するものでございます。

それと第八条、専門調査員ということで、専門事項の調査をさせるために、専門調査員を置くことができるという規定でございます。

第九条は、この条例の施行について必要な事項は、東京都北区教育委員会の規則で定めるという規定でございます。

以上でございます。

続きまして、この本審議会の会長の役職の選任の方に移りたいと思います。ただいま申し上げました、私の方でご説明させていただきました条例に基づきまして、委員の皆様より互選していただくということで会長をお選びいただくということでございますけれども、もしよろしければ、私ども事務局の方からご提案をさせていただければと存じます。

委員の皆様の中に、いろいろな審議会等運営に豊富な経験をお持ちの学識経験者の先生がいらっしゃいます。その中で、特に学校適正規模・適正配置についてご専門で造詣が深く、第一次の答申から関わっていただき、特に第二次答申の際も会長をお務めいただいた葉養委員に会長をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

〇学校適正配置担当副参事

ありがとうございます。

それでは、葉養委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、会長就任のご挨拶ということで、よろしくお願いいたします。

○会長

ただいま、図らずも推薦されました葉養と申します。

前回も、第二次答申のときに会長をやらせていただきまして、ある程度状況は、わかっているつもりではあるのですが、それ以降何年も経っておりますので、必ずしもその後の地域の変化とか、政策課題の変化とか、その辺をつかんでないところもございます。そういう点では、ちょっといささか不安な面もあるのですけれども、ただ、審議会の委員の皆様方は多士済々でございますので、ぜひ活発なご議論をいただいて、お助けいただければと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○学校適正配置担当副参事

ありがとうございました。

それでは、これからの進行の方、会長の方でお願いいたします。

○会長

それでは、最初にやるべきこととしては、会長職務代理者選出というのがございます。これは、条例の第五条の４項に、「会長に事故あるときはあらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」という規定がございまして、私の方から指名する手はずになっているのですが、そういう運びでよろしゅうございますでしょうか。

（異議なし）

○会長

それでは、この適正配置の問題は、建築学の面でかなり専門的に研究を深めておられる国立教育政策研究所の屋敷委員が適任だと思うのですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○会長

どうもありがとうございました。

それでは、職務代理者にご就任いただきました屋敷委員さんから、ちょっとご挨拶をお願いいたします。

○委員

屋敷でございます。

葉養先生と一緒に第一次のときから参加させていただいております。さらに、何年か前に学校施設の整備に関するとりまとめをさせていただき、さらには小中併設の学校、それから浮間だったでしょうか、もう１校の施設の方のプロポーザルの委員をさせていただいたことがございます。そういった意味で、かなり北区の事情はわかって

いるつもりでございますけれども、住んでいるところがこちらの方でございませんので、しかも大分離れているということもありまして、十分、葉養先生のお手伝いができるかわかりませんが、ただ、今、八王子の審議会のこういった適正配置の審議にも参加させていただいておりますので、その辺の経験も生かして努力させていただきたいと思います。

ひとつよろしくお願いいたします。

○会長

どうもありがとうございました。

それでは、最初に幾つか確認事項がございますので、それらについて処理させていただきたいと思います。

まず、会議の運営等に関わる規則がつけられておりますので、これにつきましては、事務局の方からご説明お願いいたします。

○学校適正配置担当副参事

それでは、席上に配付させていただきました東京都北区立学校適正規模等審議会運営等に関する確認事項というのをご用意いただければと思います。

まず、１としまして総則でございます。招集に関する規定でございます。

ここでは、会長が招集するわけでございますが、やむを得ない場合のほか、招集期日の７日前までに委員に場所・日時等を通知するということでございます。

２点目といたしまして、欠席、遅参、退席についての規定でございます。

３点目、座席ということで、委員の座席はあらかじめ会長が定めるところによるということでございます。

２番といたしまして、会議のところでございますが、定足数、先ほど条例の第六条の方でご説明いたしましたけれども、委員の半数以上の出席における委員というのは、いわゆる委員の現員数ということでございます。

それから、委員以外の者の出席といたしまして、専門調査員、幹事のほかに、会長は必要と認める関係職員の出席を求めることができるという規定でございます。

３点目といたしまして、発言及び採決でございます。発言につきましては、会長の指名を受けてから発言しようとする者は行うということでございます。それと、イといたしまして、必要があると認めるときは、会長の方は発言を制止し、または議事を中止することができるということでございます。

２点目といたしまして、採決の方法は挙手ということでございます。

大きな４つ目でございますが、会議の公開ということでございます。原則といたしまして、会議の運営上支障がない限り公開ということでございます。

２点目といたしまして、傍聴人の定員は２０人をもって定員とするということでございます。

３点目といたしまして、傍聴の手続でございますが、傍聴簿の方を予定時刻の３０分前までに設置をいたしまして、傍聴を希望する者は自己の住所・氏名等を記入して入るという形でございます。

４点目でございますが、傍聴人の守るべき事項を４点ほど書かせていただいております。

５点目といたしまして、会議記録の公開ということで、会議記録には原則として発言者の氏名の記載をしない。それと、会議記録は事務局でまとめ、次回の審議会で内容確認の上、公表するということでございます。その公表にあたりましては、閲覧できるように教育委員会の方に配置するとともに、ホームページに掲載するということでございます。これにつきましては、審議会の議事の運営のお時間等の関係もございますので、事務局の方である程度まとめた段階で各委員の皆様の方にご送付を申し上げて、ご意見をいただいて、その次回の審議会のところで最終的なご確認をいただくという手法をとらせていただこうと今考えております。

大きな５点目、その他といたしまして委員の辞任ということでございます。

２点目が、先ほど来お話が出ましたが、部会でございます。審議会に置く部会を企画部会とし、非公開とします。部会に部会長を置きまして、部会長は部会の検討結果を次回審議会に報告するということでございます。

３点目といたしまして、区民等の意見ということで、文書、電子メール、ファックス等により事務局へ提出することとし、それを事務局で整理いたしまして、会長と協議の上、審議会へ報告するということでございます。なお、中間のまとめ等、一定の段階で公聴会等を開催いたしまして、区民の方から直接意見を伺う機会を設けるものでございます。

最後になりますが、会議の会場でございますが、広く区民の皆様の関心を高めるため、区内各所で開催するということでございます。

以上でございます。

〇会長

どうもありがとうございました。

この確認事項につきまして、何かご意見ございませんでしょうか。

〇委員

５番その他の区民等の意見でありますが、文書、電子メール、ファックス等により事務局へ提出することとし、この提出する機会というのは、各審議会のたびごとにこういった機会を設けるということなのでしょうか。それとも、その下にあります公聴会等に関わることについて意見を申し出るということでございますか。

〇学校適正配置担当副参事

今のご質問でございますが、原則随時その審議会の中身についてお話を賜わるのは構わないということです。それとは別に、一定のまとまった段階で公聴会等を実施して、広く皆様からご意見を賜わると、そういう趣旨でございます。

〇委員

はい、わかりました。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。もし、お気づきの点がございましたら、また議論の中で出していただいて、出てきましたら取り扱い方について、その都度ちょっと審議させていただきまして、場合によっては少し手直しするというようなことがあるかもしれませんが、そういうことでいかがでしょうか。

（異議なし）

○会長

どうもありがとうございます。

それでは、早速諮問を受ける段取りに入らせていただきたいと思います。

教育委員会委員長から諮問をよろしくお願いいたします。

○教育委員長

それでは、諮問させていただきます。

東京都北区立小学校の適正配置についての諮問でございます。

東京都北区立学校適正規模等審議会条例第二条の規定により諮問いたします。

諮問の事項でございます。

適正規模を踏まえた北区全体の区立小学校の適正配置のあり方についてでございます。よろしくお願い申し上げます。

その諮問の理由でございます。

子どもたちの成長過程における集団生活の様々な体験は、豊かな人間性や生きる力を育むうえで欠かせないもので、学校教育にとっては極めて重要な要素であります。

北区では、昭和三十年代をピークに、児童・生徒数の減少傾向が続いており、学校が小規模化してきました。

このような中、北区における区立小中学校の適正配置については、平成四年十月に本審議会を設置し、平成六年二月に「東京都北区立小中学校の適正規模及び適正配置について」の答申を受けました。

さらに、平成十四年十一月には「北区全体の区立小中学校の適正配置とその実現に向けた具体的な対応及び適正配置実施にあたっての基本ルールのあり方」、「学校と地域の新しいきずなづくりに関する方策」について第二次答申を受けました。

この二回にわたる答申を受け、これまで北区立学校の適正配置は、平成七年四月の第一次適正配置で王子第三小学校と北ノ台小学校、神谷小学校と神谷第二小学校の統合を実施したのを初めに、平成十九年四月の豊島中学校、清至中学校、豊島北中学校の三校が統合し、明桜中学校となった第五次適正配置まで実施しました。続く平成二十年四月の第六次適正配置、平成二十一年四月の第七次適正配置をもって、第二次答申に示された中学校を優先した適正配置は一定の区切りをみます。

小学校については、平成十九年度の学級編制において、全学年の単学級の小学校が

三十八校中十二校、適正規模とされる十二学級に満たない小学校まで含めると、全体の半数にあたる十九校に上り、小規模化が進んでおります。

このことは、学習効果や集団活動を伴う学習指導や社会性を育む上で様々な問題が懸念されています。

一方、国においては平成十八年十二月に教育基本法が約六十年ぶりに改正され、それを受け、平成十九年六月には学校教育法が一部改正されました。また、平成二十三年には小学校において新しい学習指導要領の実施が予定されるなど、教育を取り巻く状況は大きく動いています。

第二次答申においては、小学校の適正配置の基本的考え方と区内のブロック化として一定の考え方が示されていますが、現に述べたその後の状況の変化や、これまで優先して行ってきた中学校の適正配置の評価と総括を行い、小学校の適正配置についてさらなる検討が必要です。

そこで、これまで二回にわたる審議会の答申や、地域において小学校が果たしている役割を踏まえながら、「北区における小学校の適正配置のあり方」についてご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

また、小学校の適正配置を考えるうえで、地域との関わりを念頭に置いた学区域の考え方、指定校変更制度の運営のあり方などについても、あわせてご提起をお願い申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

〇会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま諮問をいただきました内容に沿って、これから審議を進めさせていただきたいと思います。

お手元に大量の文書が用意されておりまして、本日は１回目の会合でございますので、主として勉強会、それから北区の小学校の実態に対して、主として規模という面でどういうお考えをお持ちかと、そこら辺の自由なご意見を承りながら進めさせていただくという、全体の共通認識といいますか、北区の小学校の小規模化がどういう状況にあって、どこら辺が課題であるのかとか、そういうあたりの共通認識というか、それをつくっていくということを主として今日は進めさせていただければと思います。

それでは、最初に事務局の方から資料の説明をお願いいたします。

〇学校適正配置担当副参事

それでは、私の方から随時資料の方をご説明させていただきます。

まず、資料１でございます。学校適正配置に関わる第二次答申以降の経緯でございます。ちょうど、水色の冊子が第二次答申ということで、平成１４年１１月に出たわけでございますが、その後、後ほどご説明もいたしますが、中学校を優先して適正配置を進めてまいりました。その第二次答申以降、教育環境整備協議会、それから平成１７年１２月には北区学校適正配置計画（案）、その計画案に基づきまして、随時学校適正配置計画（案）各地区検討会に入ったところでございます。

現在のところ、ちょうど平成１９年度末でございますが、平成２０年の４月には第六次といたしまして十条中と富士見中、それと田端中と新町中が統合し、第七次といたしまして、平成２１年に赤羽中、岩淵中それと神谷中、あと紅葉中、滝野川中ということで、ここで中学校の適正配置については一定の区切りを見るということでございます。その進め方といたしまして、こちらの方にお示しいたしました統合推進委員会、その後統合新校の開校というところでございます。

続きまして、第二次答申、この青い冊子でございます。こちらの方をご説明申し上げたいと思います。

まず、１枚表紙をおめくりいただきますと、平成１４年１１月１９日の答申文が書かれております。

もう１枚おめくりください。目次がございます。この答申自体でございますが、全体といたしましては３０ページほどでございます。ほかに、後段の方に資料編がついておりますが、第Ⅰ章の「はじめに」から第Ⅵ章の「おわりに」までということで、全部で６章構成となっております。

１枚おめくりいただきまして、１ページをご覧ください。第Ⅰ章で、「はじめに」というのがございます。

前回の第二次の答申のときの審議会でございますが、そのときは次の２点ということで、区全体の区立小学校の適正配置とその実現に向けた具体的な対応及び適正配置実施にあたっての基本ルールのあり方。それと②といたしまして、学校と地域の新しいきずなづくりに関する方策という、この２点について諮問を審議会として受けたわけでございます。

この審議会につきましては、審議の過程につきましては、適正配置を北区全体の問題として受けとめること。また、適正配置に合わせまして、各学校の教育環境の改善を図る。そういったことなどを留意しながら、後ほどご説明いたしますが、北区独自の学校システムといたしまして、北区学校ファミリーを構想したところでございます。この第二次のときの審議会につきましては、中間のまとめを経まして、公聴会それから地域説明会等々経まして、合計１４回の審議を重ね、平成１４年１１月１９日に答申が出されたところでございます。

２ページの方でございますが、第Ⅱ章、「区立学校小規模化に対する基本的な考え方」でございます。

これにつきましては、一番上の四角のところに書いてございますが、「区立学校の適正配置は北区全体の問題として取り組む。その際に、『地域と学校の新しいきずなづくり』を基本として、新しい学校づくりに向けた教育環境の整備を進める」とさせていただいております。

１番といたしまして、学校小規模化の状況と教育環境整備の基本的考え方ということで、いわゆる現状の部分でございます。ちょうど四角の下の方に学校適正規模とその根拠と書いてございますが、そのちょうど上のところにも書いてございますが、現状といたしまして、長期的な少子化の中で著しい小規模化が見られ、活力ある学校にとって大きな問題になっているという、現状認識で立っているということでございます。

続きまして、学校の適正規模とその根拠でございますが、第一次答申、この平成６年でございますが、そのときに小学校は１学年２～３学級の６学年、中学校では１学年３～５学級の３学年ということで、適正規模とされております。第一次答申では、当面存置規模というのも示されております。１枚おめくりいただきまして、３ページの上の方でございます。小学校は「１学年２５人×６学年」、ただしというところもございますが、中学校では「１学年２学級×３学年」が当面存続規模ということでございます。

この第一次答申を導き出した３つの視点が、こちらの方に続いて書かれております。望ましい児童・生徒の育成の視点、教授学習組織の充実の視点、それと学校経営の充実の視点ということでございます。基本的に、適正規模の考え方につきましては、これから審議いたします、この本審議会におきましても、この考え方を引き継ぐという考え方に立脚させていただきたいと思っております。

４ページの方をお開きください。中学校改善の優先性ということで、中学校における選択教科の割合が大きく増大した等ございまして、幅広い選択を保障するため一定の学級数を確保されることが望ましいという点に立ちまして、中学校改善の優先性に至っていることでございます。

それと、その下でございます。教育環境整備の基本的考え方でございますが、学校を孤立的に考えるのではなく、複数校単位として地域を拡大し、この利点を生かして新しい学校づくりに向けた整備を行うということを基本方向としております。

続きまして５ページでございます。２番の「学校と地域の新しいきずなづくり」と教育・子育てのシステムと書いてございますが、学校は地域が育てるという基本のところでございますが、特に今回、やはり小学校でございますが、地域の教育・子育ての中心ということで、同時に地域の心の故郷という意味を歴史的に担ったという認識に至ってございます。

さらに、５ページの下の方から６ページにかけてでございますが、地域には学校教育以外にも青少年健全育成等、子ども会活動など、さまざまな活動がございますので、そういった視点からも学校の活用ということも考えられるというふうに触れております。

８ページの方をお開きください。ここからは、第Ⅲ章でございます。北区の推進する新しい学校システムということで、先ほどお話が出たかと思いますが、北区学校ファミリーのことについて触れております。

上の四角でございます。北区学校ファミリーの構想は、教育・子育てにあたる学校等のネットワーク化の構想であり、通学区域よりも広域的な地域を考え、教育・子育てプログラム全体の改善・充実を進めるとさせていただいております。

小学校と中学校の通学区域の重なりを利用しながら、学校ネットワークをつくろうという構想でございまして、これが北区独自ということで、学校ファミリーの構想ということで出させていただいております。

９ページの方をお開きください。地域教育力を高めるということで、より広いエリアの中で、学校教育・地域教育・家庭教育、この三領域の結びつきを強めていくということでございます。

この学校ファミリーにおける３つのキーワード、開くという目標、それから１０ページの方に書いてございますが、結ぶという目標、ともに学ぶという目標でございます。この３つのキーワードが、学校ファミリーの目指す具体的な目標のキーワードとなっております。

少し飛びますが、１３ページの方までお開きください。「北区学校ファミリー」と新しい学校づくり、３番でございますが、こちらにつきましては、北区学校ファミリーの構想は、この第二次答申のときの諮問の１つでございます学校と地域の新しいきずなづくりに関する方策に対応して考えられた提言ということでございます。これは、いわゆる学校教育の質の向上に結びつく、北区における教育・子育てが質的に高まることでなければいけないということで記させていただいております。

１４ページでございますが、地域から信頼される学校づくりを目指してということで、学校ファミリーの構想につきましては、複数の学校をグループ化することで、このような学校運営の体制を整備する地域的拠点を築く。これを１つのねらいとしているということでございます。

１６ページ、折り込まれておりますが、学校ファミリー構想・導入例ということで示させていただいております。

１７ページの方をお開きください。大きなⅣでございます。適正配置の基本的考え方と区内のブロック化ということで、適正配置の検討単位といたしまして、中学校については「現在の中学校の通学区域を基にした７ブロック」、小学校については「連合自治会の区域を基にした８ブロック」ということでとりまとめております。

この適正配置の基本的な考え方といたしまして、この１７ページの丸が４つございます。４つの適正配置の基本的な考え方ということで、学校と地域の新しいきずなづくりを進める学校配置、それと、小中学校の連携や学校間ネットワークの構築を考えた学校配置、３点目といたしまして、登下校時の安全性の確保、適切な通学距離・時間。これにつきましては、通学上安全であり、児童・生徒に過度な負担を強いるような通学距離や通学時間でないことは学校配置の基本的な要件であるということで、お示しをしております。４点目といたしまして、人口動態を含む都市環境の変化を踏まえた学校配置ということでございます。

１８ページの方に移りますが、こういう視点を持ちながら北区全体の学校配置について検討をするにしても、この４点が示唆するところは、ある一定のまとまりを設けた地域で検討することについてということでございます。これをブロック化というふうに呼んでいるわけでございますが、これは先ほど、この章の冒頭で申し上げましたけれども、中学校と小学校それぞれブロック化をしているところでございます。

中学校につきましては、１９ページの方、ブロックモデル案ということで、現在の中学校通学区域を基にいたしました中学校ブロックを設定することが最も適切であるということで、この図のようになっているところでございます。

２０ページの方でございますが、今度は小学校のブロックでございます。こちらにつきましては、この小学校ブロックの検討の主たる留意事項のところに書いてございますが、第１は、小学校の配置は地域社会とのつながりを特に重視して、適正規模の確保を目標にして検討する必要がある。それと、連合自治会区域、少なくとも単一自

治会区域は分断しないようにすることが求められる。これが第１点。第２点は、通学上の安全確保は当然でございますが、小学生という体格等を考えた場合に、それに応じた通学距離を考える必要があるだろうと。これは１キロということで想定しているわけでございます。３点目といたしまして、１つの中学校区域内に複数の小学校の区域が入って、連携が容易となる状況があることが望ましいということでございます。また、１つの小学校の区域が複数の、２つ以上の中学校の区域に入らない方が望ましいという視点でございます。

小学校につきましては、２１ページの方でございますが、第二次の答申の際の審議会におきましては、連合自治会の区域を基にした８ブロックということで、このようにお示しをさせていただいております。こちらの２１ページの図の上の方に理由の方を書いてございますけれども、①というのは小学校通学区域を基にした７ブロックでございますが、これが連合自治会、地域とのつながりを考えた場合、必ずしも一致していないので、少し支障が生じるのではないかという視点が１つ。

それならば連合自治会区域というのをベースにして、８か１９かという話があったわけですが、１９の場合、区域に小学校が１校しか存在しないというところも出てきます。そういったところを考えた場合に、やはり適正配置そのものの柔軟性を確保するということで、より広いブロックの方が望ましいということで、この小学校の８ブロックということが第二次答申で考え方として示されたわけでございます。

２２ページの方をお開きください。先ほど、教育委員長の方の諮問の理由の中にもございましたが、通学区域の話でございます。

小学校ブロックと通学区域の調整のところをご覧ください。これまで児童数が非常に増えてきた経緯がございまして、それに応じて小学校を独立させた等々ございますので、非常に通学区域を苦労して調整したという経緯がございます。その意味でも、ずれが出てきているというところがあるのかなということでございます。その適正配置に伴いまして、通学区域の見直し、それと、ここでは複数の小学校を通学指定校とする調整区域の検討も必要であろうということを示されております。

２３ページでございます。ここでは、後述いたしますが、中学校の適正配置を優先させるということを原則だということをお示しさせていただいております。

２５ページの方までおめくりください。第Ⅴ章でございますが、適正配置の実施についての基本的な考え方ということで、まとめ方といたしましては、適正配置を進める際には、検討の着手及び具体的な話し合いについての実施手順のルールを踏まえ、北区における地域教育力が高まるよう配慮することが適切であるというふうにまとめさせていただいております。

実施の手順のルールといたしまして、まず着手のルールということで、第１段階は北区学校ファミリーに着手ということで、まず、このサブファミリー、中学校単位のサブファミリーの具体的な設定など、この仕組みをまずやるのがいいだろうということで、続いて第２段階といたしまして、２６ページの方をおめくりください。

この段階では、ちょうど平成１３年の７月からの審議でございますので、この段階では中学校の適正配置は実施されておりませんでしたが、一定の学校、新学習指導要領の実施等に伴いまして一定の学校規模が確保されることが望ましいという視点から

中学校を優先すべきではないかということでございます。

それと、２７ページでございます。話し合いのルールでございます。これは、先ほど資料１の方でもご説明申し上げましたけれども、実際に平成１４年の第二次答申以降、適正配置を進めていく中で、具体的な学校の統合ですとか、そういったところに向けての流れの中で、教育環境整備協議会ですとか、統合推進委員会とか、そういう会議体を１つずつ段階を踏んでクリアしてきたところでございます。

統合校は、原則として新校とするという原則と、それと校名・校歌・校章等も新しいものとすると決めておくことが適切であると。このルールそのものを教育委員会としても何らか定めて、担保するべきであろうということでございます。

２８ページの方でございますけれども、地域教育への配慮ということで、公立学校は地域社会にとって特別な存在であり、関係者の思いにも大変深いものがあるということでございます。この適正配置の実施にあたっては、地域における教育・子育ての条件が一定水準を下回ることを防ぐ手立てでございますし、むしろそれを機に地域社会における教育・子育ての質を高めるねらいを持っているということでございます。

以上が第二次答申の概要でございまして、さらに後ろの方、資料編がございまして、この資料の７ページの方にも第一次答申の概要がございますので、後ほどお目通しを願います。

続きまして、資料３の方、北区学校適正配置の経過でございます。

これは第一次から、先ほど冒頭も、あと教育委員長の諮問の中にもございましたが、下の方、平成２１年４月が第七次になるのですが、これまでの経過の方をお示しさせていただいております。

第二次答申が平成１４年１１月でございましたので、それ以降の第三次につきましては、中学校を優先しているということがこれでおわかりになるかと思います。

それと、閉校施設の活用についても触れさせていただいておりますが、これにつきましては、別途、政策経営部の方で学校跡地の利活用の検討、例えば第五次の清至中ですとか、第六次の新町中につきましては検討に入っているところでございます。

資料４の方を、続きましてご覧ください。こちらにつきましては、北区学校適正配置計画ということで、平成１７年の１２月に一定の案という形で出させていただきましたが、これにつきまして、この５地区、赤羽東から滝野川南までの５地区について案として出したわけでございます。それぞれ個別に検討会を重ねておりまして、こういった適正配置計画にとりまとめたわけでございます。こちらの方も後ほどご覧いただければと思います。

それと、資料５でございます。平成２１年の４月で、第七次適正配置を持ちまして、中学校の学校数は、当初２０校だったものが１２校になります。この平成２０年３月の生徒さんの数と学級数をそれぞれ統合した１２校に置きかえた場合のイメージを持っていただく資料でございます。一応、一番右の合計のところをご覧いただけば、生徒数、学級数ということで、それぞれ出ております。

続きまして、資料６でございます。こちらは、平成１９年度学級数別学校数の２３区一覧でございます。市部、町村部、島嶼部等は抜いてございますが、２３区で８５９校の小学校がございます。

それで、８５９校のうち、この北区の方をご覧ください。３８校ということで、２３区の中では、全体で１１番目の数でございます。５学級以下、６～９というふうに右の方にずっと書いてございますけれども、６学級から９学級が１７校ということで、その意味でも、２３区の中でも学校数が区の２３区１１番目と比しても非常に高いという現状がこれでおわかりになるとかと思います。その割合が北区より多いところも６区ほどございますが、どちらかと申しますと都心部の方が傾向として多いということでございます。

資料７でございます。こちらにつきましては、平成２０年３月１日現在の児童・生徒数及び学級数一覧でございます。ちょうど上の段が小学校でございますので、右の方に合計と児童数、学級数というのが書いてございますので、こちらの方もご参照いただければと思います。

続きまして、資料８でございます。こちらにつきましては、人口推計平成２０年から２４年ということで、これから先２４年までの毎年と２９年、３４年、３９年、５年刻みで人口の方を転記させていただいております。推計の方でございます。

黒囲いのところが小学生ということで、６歳から１１歳の推計人口の方を書かさせていただいております。若干数字といたしましては、２４年あたりまではお子さんが若干でございますが増えるというような、数字で見ますとそういう形で示されておりますが、いわゆる人口比率でいきますと、１０％ちょっとを切るということで、あまりそれは変わりがないのかなといったところでございます。

続きまして、資料９でございます。これは、今の資料８を行政７地区と申しまして、ちょうど京浜東北線で東西に分けまして、それから新河岸川、環状７号線、石神井川で分けますと、ちょうど７地区になります。現実には、今のコミュニティと若干ずれがございますけれども、この７地区毎にお示しをさせていただいたところでございます。

浮間地区につきましては、年少人口は１４～１５％ぐらいをいっておりますので、ある一定の数は、お子さんについては確保できておりますが、他の地区は大体１０％前後ということが読み取れるかと思います。

特に、王子西地区、ちょうど環状７号線以南で京浜東北線より西というところでございますが、このエリアは特に、年少人口だけを見ますと、比率の落ち込みがかなり大きいというところでございます。

引き続きまして、資料１０でございます。こちらにつきましては、人口・児童・生徒・学級数の推移と予測ということでございます。ちょっと見づらくて大変申しわけないですが、ちょうど昭和５２年から、概ね５年刻みで、ちょうど中ほどの黒囲いはこれからの予測でございますけれども、総人口と年少と、それぞれ、小学校児童・学級、中学校の生徒と学級ということでお示しをさせていただいております。

これにつきましては、東京都の方で出しております教育人口等推計という推計値が平成２４年まで出ておりますので、それを参考にしながら私どもの人口の推計値と照らし合わせたような表とさせていただいております。

指数というところを見ますと、例えば一番上の総人口の平成２４年、一番右ですね、見ていただくと３１万２，０９４とございますが、その次の７６．７というのは昭和

５２年を１００とした場合でございます。その次の９０．７というのは平成４年を１００とした場合でございます。次が年少ということになりますので、この７６．７と３７．１、それと９０．７と７０．０というのを見比べていただいても、人口が減りながらも、特に年少人口の減りは大きいということがおわかりになるかと思います。

続きまして、資料１１でございます。先ほど諮問理由の中にもありましたが、指定校変更、あと区域外就学の許可基準でございます。１５項目ございます。

続きまして、資料１２でございます。今、資料１１で１５項目というふうに申し上げましたが、この資料１２につきましては、その小学校の新入学児童が指定校変更をしているお子さんがどれだけいるかということを、この１５項目に落とし込んで過去５年間を見ております。

これで見ますと、８番のお兄さん、お姉さんで兄弟関係と、１０番の友人関係というところが際立って大きいというところでございます。

続きまして、資料１３の方でございますが、これは中学校の方も同様でございます。

こちらにつきましては、友人関係も多いのですが、その他ということで、平成１９年度１２８という数字がございますが、これは統合を理由にしているというケースもございます。先ほど平成２１年までの間に中学校の統合が一定の区切りをみるということを申し上げましたが、それがこういった指定校変更という形で数字として出てきているというのが現状でございます。

続きまして、資料１４でございます。指定校変更者数及び国立・私立進学者数の推移でございます。これは、前の資料１３、１２の指定校変更者数をそのまま引用し、そのうち下の方は国立・私立の方にどれだけ進んでいるかということを書かさせていただいている表でございます。

続きまして、資料１５でございます。細かい数字がいろいろ並んでおります。これは、区立小学校の施設状況一覧ということでございます。

今現在３８校の小学校がございまして、施設状況を、校舎の開設、建設それから改修、体育館、プール、学校の用地がどれだけあるかとか、それと附帯する施設がどういったものがあるか、一番右端が耐震補強工事の履歴でございます。白三角が最も大きい数値でございまして、黒三角が最小ということでございます。

一番下の、２枚目の下の方でございますが、小学校３８校の平均ですとか、最大というのもこちらにお示しをさせていただいております。あと、用地関係の所有別、区が全部持っている、それから国有地が入っている、民地が入っているなど、そういう状況をこちらで示させていただいております。

資料１６でございます。こちらは、平成５年度以降の区立小学校の変遷ということでございます。先ほどの資料３のところで第一次適正配置から一表にしてお示しをいたしましたが、その小学校部分について、こういう形で表したものでございます。

左端の数字が校数で４６でございます。４６校からスタートしまして、現在３８校でございます。右の方に校歴年というのがございまして、学校の歴史でございます。中学校の場合は、学制改革で一番長くても創設から見れば６０年というのがかなり多いと思うのですが、やはり小学校につきましては、１３０年ですとか、１００年を超える、もしくはそれに近い数字が非常に多いという、その分でも地域との結びつき

等々も強いというふうに思います。

資料１７でございます。こちらにつきましては、北区立小学校で実施されている主な事業ということでございます。

最近、お話が出ております放課後子ども教室ですとか、子育て支援の、例えば学童クラブですとか、そういったものも一表にまとめさせていただいております。後ほどご高覧ください。

資料１８でございます。これは、北区小中一貫教育検討委員会報告書・骨子（案）と書かせていただいております。全部で５ページまでの構成でございますが、こちらにつきましては、平成１９年の７月から検討会を設けまして、検討をしてきた経緯でございます。

この小中一貫につきましては、３ページの方をご覧いただければと思いますが、３ページの（３）の北区における小中一貫教育の基本的な考え方ということで、その２つ下のパラグラフ、「今後の」というところでございます。

北区における義務教育において、さまざまな課題を解決する手法として、育てたい児童・生徒像の教育目標、指導内容、指導方法などが義務教育９年間を貫いて設定・実施される、小中一貫教育を推進する。

これまでの北区学校ファミリーの取り組みを踏まえながら、小学校と中学校の校舎が離れている学校を前提とし、サブファミリーを構成する中学校と複数の小学校を１つの単位とするサブファミリーを基本とした小中一貫教育を進めるということを書かさせていただいております。

５ページの方に今後の取り組みということで、モデル校での実践ということで、平成２１年度に完成が予定されております王子小学校、王子桜中学校、こちらは同一敷地内の併設型でございますが、そこにおける取り組みの利点等も検討をしながらモデル事業を行うということと、その実施委員会を設置するということを示させていただいております。

あとは区域図と現況図、冒頭に資料確認でさせていただきましたが、いわゆる図面と冊子の報告書のたぐいでございますので、これは後ほどご高覧いただければと思います。

私の方からは以上でございます。

○会長

どうもありがとうございました。

大量の資料が配付されまして、私自身はいささか消化不良のところがございますけれども、４０分程度時間をとらせていただきまして、ご質問等ございましたら承りたいと思います。何かございますでしょうか。どういう点についてでも結構でございますが、いかがでしょうか。

あるいはこの資料と絡めて、北区の現状について、どう考えるかというご意見でも構いませんので、よろしくお願いいたします。

○委員

今、ブロックの中ではファミリー構想、うちのは滝五小と堀小と堀船中学校、そのファミリー構想については、非常に満足はしております。統廃合はないということで。ただ、地域的に行政が王子地区と滝野川地区という２つにまたがった中学校で、中学校は堀船中学校、堀船地区にありまして、滝野川第五小学校ですから滝野川です。いろいろと、例えば今日は卒業式がありまして、これは質問ですが、中学校、王子地区では警察と何かパトロールをしたんですか、校長先生のところで何か、そういうようなことはないのかしら。

そういう、例えば今日行ったらば何なのと、ＰＴＡの顧問がいまして、どうしたのと言うと、警察と学校のパトロールをしていると。そういったことが、我々滝野川地区では、中で、どういう方向でそういう取り決めをしているかわからない。それは、やはり王子地区と滝野川地区の警察が違いますから、今はパソコンか何かでいろいろと情報が流れてきますからわかるんですが。例えば、中学校で何か問題が起きたときには、滝野川地区の方には流れてこないという状況の中で、非常に気がついたときには、そんなことがあったんだよ、ということなのですけれども、非常にやりにくい面があります。

堀船地区と滝野川地区の地域の交流をやろうと思うんですけれども、なかなかそういう機会がなくて、３校連絡会が持っていますけれども、ここにブロック会議の協議機関の設置というのが、先ほど出てまいりました。２７ページです。こういうものを設置するといいのではないかと思うのですけれども、これはどういう形で設置をするとか何かあるのですか、これは。

例えばいろいろと、今３校連絡会をやっていますが、３校連絡会、昔は地域の代表者とかＰＴＡとかが一緒に入ってやったのですが、今はＰＴＡだけでやっているものですから、地域にはその情報が流れてきません。我々は前々から希望しているんですが、校長が代わると、また途絶えてしまうというか、それで今の２７ページにブロック単位の協議機関の設置とあるんですが、こういうのは、構成員に公募委員まではやらなくても、３校連絡会みたいな形でもって設置をすれば、いろいろと我々が今度、何か事件があったときには、それが早く伝わるような、そういうことが可能なのか。我々独自でやってしまっていいのか、どういうものなのでしょうか。

○学校適正配置担当副参事

今ご説明申し上げて、委員の方がご覧いただいているのは、いわゆる平成１４年１１月の答申ということでございまして、この後、この形を受けまして、先ほど資料１ですね、一番最初に、学校適正配置に関わる第二次答申以降の経緯というものがございますが、この中で、上から３つ目の四角です。北区教育環境整備協議会、それぞれの地区でブロックを設けまして、この１４年１１月の流れを受けて、そういったものを検討した経緯がございまして、ですから、そのブロック協議会そのものは今、中学校優先とした適正配置のずっと流れの中で、徐々に、やる中身が少し変わってきています。その意味では、今後適正配置の具体的な例えば手法というか、進め方というところであれば、１つの選択枝として、例えば、ほかのところでも７校連とか、４校連とかございますね。そういったところは、ＰＴＡとかが中心だと思いますけれども、

先ほどからお話しています地域とのつながりとか、そういうものを考えた場合に、やはり当然そこには協議体のそういう形式をとるのであれば、お入りいただいて一緒にやっていくのがいいのかなと。

ですから、先ほどのお尋ねだけでいけば、１４年１１月以降はそういうふうにやって、中学校がそういう形で、ある一定のまとまりをみたというところでございます。

○委員

わかったような、わからないような、非常に難しいですね。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○委員

今、お話があった何校連というのは、私どもの方の王子桜中何校連というのは、すべて地域の者が入っておりまして、会長さんが１０人も、随分いるなというぐらい入っておりますので、さっきのお話の件は、私どもの方はちょっと形態が違うなと。

ちょっとご質問したいのですが、小中一貫校の話は最後の資料でご説明がありましたね。ここで、１つ私どもに関連するところで、５ページですか。モデル校での実践ということで、王子桜中学校、王子小学校及び東十条小学校のサブファミリーにおいて小中一貫教育モデル事業を行い、その際には、平成２１年度に完成が予定されている王子小・中の同一敷地内の併設型取り組みの利点と書いてありますよね。これはもう既に決まって、東十条や何かにもお話がいって、進んでいる話ですか。

それと、もう１点は、仮に進んでいるのは結構なことですが、同一敷地内に併設型校舎ができたときには、東十条はどういうふうになってしまうのですか。王子小学校と王子桜中だけのモデル学校として、東十条はどういう形で組み込まれていくのか、置いていかれてしまうのかということについてもご質問したい。

○教育未来館長

教育未来館長です。それでは、小中一貫教育の検討について、お話しさせていただきます。

小中一貫教育検討委員会は、今年度、学識経験者・学校関係者で設置した委員会で、現在報告書をとりまとめている最中でございまして、これは案の状況でございます。これは検討委員会での検討でございますので、小中一貫のモデル校での実践、または実施委員会の設置という内容を委員会として提案している内容でございます。それで、この検討委員会の報告書を今年度中にとりまとめる予定でございます。その検討結果を踏まえまして、教育委員会といたしまして、今後の北区における小中一貫教育のあり方についての基本方針をパブリックコメント等の手続を踏まえて、その方向性について定めていきたいというふうに考えているところでございます。

ですので、これは検討委員会で検討している、報告書をとりまとめる途中の案の状

況の内容でございます。

それで、この中身につきましては、基本的な小中一貫教育の今後進めるにあたりましては、基本的にはサブファミリーを単位とするというのが、この報告書の案の内容になっております。そういったサブファミリーを基本としますが、王子小、王子桜中については同一敷地内で併設型の校舎でという形になりますので、そういった利点についても検討していきましょうといった提案の内容というふうな内容になっております。

以上でございます。

〇教育改革担当部長

１点だけ補足させていただきます。

今、申し上げましたように、この検討の中で考えております小中一貫のくくりというのは、サブファミリーの単位でございます。従いまして、今、委員の方からお話のございました王子桜中学校を中心とするサブファミリーは王子小と東十条小でございますので、あくまでも、この３つの中学校と小学校の単位で小中一貫教育を進めるのがいいだろうという考え方でございます。

ただ、その中で王子桜中と王子小学校につきましては、施設的な面での同じ建物になりますので、そういう面で、離れていた場合とは少々条件が違ってまいりますので、条件の違いをどのように考えていくのか、生かせるものがあれば生かしていけるのかと。そういうところを加えて、さらに考えていこうということでございます。

繰り返しになりますが、東十条小学校は王子桜中学校と同じサブファミリーで、その中で小中一貫教育の方向性を今後考えていこうということです。

〇委員

ありがとうございました。ご承知のように、統合に至った経緯がございまして、やはりどうしてもロケーションが同じところの小学校と地の利を得ない小学校については、いかようにしても差が出るということは当然お考えになれることなので、より一層、教育委員会としてもご高配をいただきたいなと。東十条のエゴで言っているのではありません。サブファミリーの経緯からして、そういうことがございますので、この場がふさわしいかどうかわかりませんが、議題が出ましたので、発言しました。

〇教育改革担当部長

ありがとうございました。そういう意味で、いわゆる中学校と小学校、同じファミリー、サブファミリーの中でも距離が離れているというケースが普通でございますので、この距離が離れていることをどういうふうに克服していくのか、課題解決していくのかについては、十分今後検討させていただきたいというふうに思っております。

〇会長

どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○委員

今のお話、幾つかわかりづらいお話が含まれていると思うのです。

１つは、小中一貫校と、小中一貫教育の違いが、やはり鮮明に説明されていないなと思いました。小中一貫教育というわけで、中学校と小学校は全く別の学校ですし、そういう同じ敷地の中に小中があろうが２校は２校ですし、その小学校がそのサブファミリーに２つあるけれども、中学校との関係において同じ敷地内にあるのと離れた敷地にある、そういうサブファミリーができるということが１つの特殊な条件になると。そのことに対応する小中一貫教育のあり方を検討しますということであって、小中一貫校をつくりますという話ではないので、そこのところは誤解のないように、はっきりとしておく必要があろうと思いました。

そのことはそのこととして、幾つかあるのですが、１つは、北区の人口の推計がまた出ておりますけれども、ここ数年間は子どもたちのところも増えてきましたよね。流れとして、北区の場合は、子育てするなら北区が一番ということで、子どもさんたちの人口が増えるような手立てを打ってきた１つの成果のあらわれかもしれないと思っています。

これが、どういうふうになっていくのかということを想定する場合に、非常に難しい部分があるなというのは確かにそのとおりですね。そのとおりとして、東京全体の傾向と北区の傾向がどういうふうになっているのか、これはお調べになっていればちょっとお聞きしたいと。つまり、子どもたちの年齢、小学生、中学生の人口がどういう推移をしているか、２３区はどうなのか。北区の動きは、ここ２～３年は北区ではようやく子どもたちの人口が増え始めたわけですけれども、２３区の傾向はどうなのかというのが１点です。

それから２点目として、社会移動を見ますと、ようやくここ１～２年の中で、小学生以上の人口は社会増が、社会減から社会増、つまり転入の方が多くなってきた。乳幼児のところだけがまだ転出の方が多いというのが、乳幼児だけがまだ転出が多いというのがここ１～２年の話です。ここの乳幼児のところについても、ひょっとしたら増える傾向が出るかもしれないと、施策が成功すれば。そうなってきたときに、この人口推計がどう動くのかなというのが、まだ結果が出ないだけに、非常に大きな要因になってくるなと。そこのところの見極めを、どの時点で、どうしたらいいのかなというのが１つあろうかと思います。

全体の流れとしては、確かに日本全体の人口推計で、子どもたちは減るでしょうという話にはなっていますけれども、ここのところ、施策的にも、いろんな意味でも、変更がありますよね。この点をどういうふうに考えるのか、これから先の施策の変更も含めて、日本の人口動態をどう考えるのか。その中で区部だとか北区の動きをどうとらえるのか。これは結構、今後を占う上でも大きな意味があるのかなと思いますので、その辺のところを教育委員会、あるいはこれは戸籍住民課になるのかな、地域振興課になるのか、それはまちづくり担当部局になるのかわかりませんけれども、その辺でどのようにお考えなのかなというのを、改めて議論したい問題ではある。参考ま

でに、少なくともお聞きしておきたい問題ではあります。

それから２点目として、総括、第二次審議会以降の流れを含めて、中学校は一段落ついたわけですけれども、この流れの総括その他については、改めて文章にもなっておりますので、その総括の議論というのは本審議会の中でもやると思いますし、事務局の中、要するに教育委員会事務局としてもそれなりのものがあるんだと思うんですけれども、そのあたりは、どんな形で議論をするおつもりなのか。これは、ぜひ今日の段階でも、議論の進め方や検討の進め方等については、お示しをいただきたいなと思っています。

それから３つ目に、地域の教育力というのが、物すごく強調されていますし、そういう意味ではサブファミリーをつくってきたことなどが、そういう方向に向けての努力であることは承知をしておりますけれども、このあたりがまだはっきり言って緒についたばかりなのかなという気もしますし、地域の動きもすごく難しいですよね。

私も何となく地域というと漠然としてしまうのですが、１つ考えたいのは、コミュニティというか地域の力と考えたときに、ごくごく小さな範囲、例えば小学校区という考え方もあれば、例えば昔の自然村みたいな考え方もあれば、外部だとか、そういうような考え方もあろうかと思うんですね。そういったところの持っている教育力というのは、結構大事なんじゃないかな。

子どもたちが、例えば乳幼児期の遊びの関係から、小学校期のさまざまな学びの関係、遊びの関係を含めた、そういう範囲、単位の町のありようとか、そういった中での教育との関わりというか、子どもたちとの関わりというか、ここがすごく大事だと思うんです。昔の長屋の関係とか、アメリカでも何かストリート・コーナー・ソサエティーみたいな、たしか社会学か何かの名著があったかと思うのですけれども、そういったレベルの地域のあり方というのは、かなり大きいと思いますので、地域の教育力の考え方の中で、そういう小さな単位での町のありようなんていうのも、どういうふうに考えておられるのかなということもちょっと確認をしながら、今後の考え方の１つの材料にしていければなというふうに思っているんですけれども、ちょっと事務局の考えを聞かせていただきたいと思うのですけれども。

〇学校適正配置担当副参事

大きく４点だと思います。

２３区の状況は、大変申しわけございません、今、手元に資料がございませんので、後ほど推移というか、それも含めて精査をいたしまして、何らかの方法でお配りするなり、ご送付するなりさせてください。

それから、中学校の適正配置のいわば総括のようなお話だと思います。今日、先ほど会長の方からも、皆さんの今の現状認識とかという話もありました。私ども事務局といたしましては、あえて今日は特に論点みたいなものをお示しするということではなくて、皆様さまざまなお立場からご意見を賜わりまして、さらに先ほどの諮問の中にもございましたとおり、２１年には１２校になるわけですから、その１２校になるという、そこまでの経過をきちんと総括しなければいけないというのは、そのとおりだと思います。

今後、先ほどご説明しましたが、部会を設けますので、その中で例えば、これは今、私が思いついた方法なので、そうするかどうかは別として、例えばアンケートをとってみるとか、何らか実証というのですかね、確認をしてみるという流れをつくりながら、１つこの審議会の中で、それをお返しをしながら議論をしていければと思っております。

〇教育改革担当部長

地域の教育力というところで、これは地域の教育力も非常に広い、いろんな意味合いがあるのかなと思っております。先ほど委員のおっしゃった小学校単位、あるいはもっと密のあるところの力もあると思います。ただ、前回の答申の中で学校ファミリーの考え方が出てきた背景には、いわゆるそういう狭い意味での地域の力がなかなか厳しくなっているという中で、これをもう１回、もう少し広域でとらえ直して、その中でサブファミリーあるいはファミリーという中で、地域の力を掘り起こしていこうと、そういう意味合いも大きくあるのかなと思っております。

〇委員

あまりしゃべるのも何ですから、これで１回やめたいと思うのですけれども、１つは、地域を考えるときに、普段地域におられない保護者の皆さん、世代の皆さん、こういった方々がどういうふうに地域と関わり合うのかというのが結構大きいと思うんです。私もさまざま地域に関わりを持ってきて、ここのところマンション紛争なんかが多いものですから、そういうことをやりますと、地域の皆さんが、特に男性の皆さんが、子どものころ一緒に遊んで以来、久しぶりに口をきいたね、何十年振りに。という地域の状況が実はあるわけで、そこに新しく引っ越してこられたような新しい住民の方々と一緒に、どういうふうにコミュニティ形成をしていくのか、これはすごく大きな問題だし、その人たちがやはり教育力を担う中核であろうと思います。

そのほかの教育資源というか、地域でいろいろ頑張っていらっしゃる方々の力をおかりするというのはとても大事なことだと思いますから、この辺の関わり合いをどういうふうにつくるのかというのは非常に大きなテーマになろうかと思います。これが１点です。

それから、もう１つは、小規模校の問題というのは、非常に大きな問題としては、先生方の数が少ないという問題が、やはり決定的に重要だと。そういう意味でサブファミリーなどの方策というのが非常に大事だというのは私もよく理解しているつもりです。あわせて、そうは言っても例えば少人数学級については、東京都以外は全部とっているわけですから、方向性として、東京都がこのまま４０人学級でいくというのは、少なくとも２年先以降とか、４年先以降とかということを考えると、変化が出てくるような気がします。そういうこともある程度織り込んで考える必要があるのではないかとも思いますし。

もう１つは、今、特別支援教育が始まり、学校はいろいろ大変だと思うんですけれども、あわせて、いじめだとか不登校などの問題が起きたときに、やはり先生たちのところが厚みを持っていただかないと、そう簡単に問題解決できないのかなという思

いがあります。そういったところでいうと、やはり先生方の数、人数を増やすということはとても大事ですが、そうなったときに単純に考えられないし、かといって、教員の数をどう増やしていくかという問題も改めて出てくるような気がします。

そういうことも含めて適正規模を考える必要があるのではないかなと。ただ、単にクラス数が減って、担任の先生方が減るということだけでなしに、もう少しそちらの充実の方向も含めて考えた方がいいんじゃないかなというふうに思っています。

○会長

どうもありがとうございました。

あと３～４分ぐらい、時間をとらせていただきたいと思いますけれども、今日はフリーディスカッションみたいな形で、少し現状認識を、それぞれ委員さんがどのようにお持ちかというあたりを披瀝していただくということが重要だと思いますので、必ずしもまとまった議論にはならないと思いますけれども、いかがでしょうか。自由にご発言いただければと思いますが。

○委員

今、委員からのご発言がありましたけれども、今のお話は、教育の方からコミュニティをつくるかという話なんですが、そもそも区の施策として、どういったコミュニティづくりを、この間されてきたのか、それとファミリー構想がどのようにリンクしたのか、しなかったのかあたりを、次回ちょっと資料として出していただければ今後の議論に役に立つのではないかというふうに思います。

それから、もう１点。同じく委員からの質問にあったことに関連しますが、確かに東京都は少人数学級編制をやっていません。しかし、少人数の指導を結構やっていますね。そうしますと、少人数指導を、かなり他府県に比べて手厚くやっているのか、それとも、そうではなくて他府県も一生懸命少人数学級も少人数指導もやっているけども、東京都はそこまでなかなか追いついていないというふうに判断されるのか、そのあたりの資料があれば、特に東京都の教育委員会が、そのあたり他府県に比べて、どの程度まで手厚く少人数指導の方をやっているのかについての資料を、ちょっと準備いただけないかなというふうに思いました。

以上です。

○会長

どうもありがとうございました。

ほかに、いかがですか。もうお１人ぐらい時間がございますけれども、どんなことでも結構でございます。

第二次答申のご説明を承って、率直に大きな枠組みはそれほど間違ってはいなかったなという。国の政策なんかも、こういう方向にむしろ動いている。学校支援本部、その評価は別として、学校支援推進地域本部の設置予算が政府予算案に盛り込まれているとか、あるいは５０億、最初２０５億円ぐらいだったのが、財務省との折衝で５０億になったのですけれども。あるいは、西ヶ原小ですか、コミュニティスクールが

ございますけれども。そういう地域とリンクした形で学校の力を高めていこうという動きがあって、これは非常に、だからファミリー構想とは、神話的だろうと思うんですよね。流れとしてはですね。

だから、大きな流れとしては、第二次答申から、もう６年近く経っていますが、それほど間違った答申ではなかったという感じはするんですけど、ただ、いろんな仕掛けが、国とかあるいは都の方も、プラットホーム構想とか、教育プラットホーム構想なんていうのを打ち出していますし、いろんな仕掛けが入り込み始めたという感じはいたしますけれども。

だから、そういう新しい仕掛けが入り込みつつあることを踏まえて、さらにどういう手を打つかというあたりが答申の中で大事になるかなという、私自身の印象は思ったのですが、いかがでしょうか。もうお一方ぐらいご発言いただければと思いますが。

今日は、まだ、ちょっとフリーディスカッションということで、初回でございますので、お願いしたいと思います。

よろしゅうございますか。まだ、絞り込んだ議論ができる段階じゃございませんので。

もう少し時間がありますが、どういたしましょうか。

ご発言がないＰＴＡ関係の、非常に重要なところだろうと思いますので、ご意見を承りたいと思います。

〇委員

小学校適正配置の問題ですので、小学校の方からお話をさせていただきたいと思います。私どもは、私、現在父母会の会長をやらせていただきましたけれども、前回の統合の適正配置のときに統合の当事校となりました王子小学校、桜田小学校の、今、王子小学校の会長をやらせていただいていることもあわせて、この会議の中で委員さんにご存じいただければと思います。

統合して、当然のことながら子どもたちの人数は増え、統合前よりは先生方も増え、友達も増えという形で、子どもたちは大変充実した時間を過ごさせていただいていることは間違いないことだと思います。

それに反して、反してということではないですけれども、それとはまた別に、私どもの中で、私どもの小学校の中でも、やはり特色のある学校づくりということを前面に打ち出している今の教育制度の中で、やはり単学級であっても地域とコミュニティをきちんと結んで、地域の中で生きている学校であれば、そのまま存続を希望したいという思いの学校の会長さんや地域の方もいらっしゃることも、またこの会で知っておいていただければというのが１つの私の方の話です。

〇会長

ほかのＰＴＡの会長さんにも、ちょっと一言ずつお願いできればと思います。

〇委員

中Ｐ連の会長です。

このサブファミリーと、先ほどお話が出た神谷中学校、東十条小学校の生徒も学区がちょっと違うんですけれど、近いということで通っている子がいます、現に。なので、ぜひ神谷中とサブファミリーをくっつけたいなという私の意見がありますけれども。

○委員

私は、幼稚園のＰＴＡ連合会会長をさせていただいています。

上の子が先ほどお話がありましたコミュニティスクールの西ヶ原小学校に行っています。西ヶ原小学校もやはり１クラスということで、越境が多いんですよね。幼稚園に入りましても、やっぱり話題になるのは越境問題で、お友達関係を含めてやはりどこの小学校に行くということが、やっぱりどこの幼稚園の子も話題にはなっているんです。

１クラスでやっぱり１年間ずっと続けて６年生までいくというのは、やっぱり途中いじめがあるのではないかということもありますし、すごく心配で、やはり表を見ても、３５人とか３８人とかというところがあると、１クラスですよね。４０人を超えて２クラスになるというと、３５人だと、あと５人足りない。そういう意味で、やっぱり保護者の方も躊躇して、違う小学校だったら２クラスだと思うから、そっちに移るという声もやはり聞きます。でも、私の主張としては、３５人で１クラスというのは、ちょっと多いかなと思うし、もう少し、やっぱり２クラスを、３０人超えたら２クラスとか、もうちょっと方向性を変えていただけると、もう少しクラス替えは大切なんじゃないかなと。やっぱり先生が変わっても友達関係が変わらないというのは変わらないので、その辺は少し考えていただいたらいいなと思うのと。

中学校ですけれども、飛鳥中学校がすぐ近くにありますが、前回募集がすごく多かったですよね。５クラスでしたっけ、なったんですよね。それで、今回北区ニュースか何かにもありましたけれども、多かった場合は抽選になる。それを聞いて、やはりお友達も、お友達は入れても、うちの子が入れなかったら、やっぱり嫌だという声を聞いて、急にみんな行かなくなっちゃったんですよね。だから、ふたを開いたら、今度は３クラスになったということを聞いて、でも、その間には１９校の小学校から、飛鳥中の方に行くということも聞いたので、越境というのはそんな電車を使ってまで行くほどのことではないのかなとは、ちょっと思ったんですけれども。

以上です。

○会長

どうもありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

この問題は、全国各地でやはり問題になっておりまして、私もあちこち出かけたり、調査もやっていますので、その状況はわかるのですが、非常に難しい問題で、やっぱり地域によって、みんな考え方が違います。それは地方自治ですから、それでいいのかもしれない。

ただ、北区の場合は第二次答申というのがあり、これを白紙に戻すとなると、多分

時間が２倍くらいかかることになるんで、これはこれで、だから踏まえて出発していかないと、全部白紙にとなると、これに基づく中学校統合は何だったのかという話にもなりかねないところがあるので、この第二次答申をスタートラインにして考えるしかないのかなと、私自身は思っています。

それにしても、いろいろ考え方というのは、自治体によって相当やっぱり距離があるというか、違いは、それは当然出てくる。地域性も違いますしね。住民感情も違いますし、みんなそれぞれの地域の特性を踏まえて、うちの地域をどう考えていくかということを詰めていけばいいということかもしれないですね。ただ、北区は北区のスタンスで、北区なりの構想というのを打ち出していけばいいのかなと思います。

ファミリー構想というのは、北区しかやっていない仕組みですから、むしろ北区の外側の方がよく知っているとか、そういう話も聞いたことがあるんですね。北区の中よりも、外の方が熱っぽくなっているとか、そういう話はよく伺いますが、岩手県の宮古市が北区に訪問されたのではないでしょうか。結構、全国各地に知られている。小規模化に苦しむ地域が、過疎地だけじゃなくて、宮古市みたいな街中を含んだところがありますので、そういうところは非常に注目しているようなところがあって。だから、これはもっと伸ばすような形で、もう少し充実させるような形で、小学校の、今度はある意味の再編成の問題ですよね、この審議会。

ただ、小学校と中学校では性格が違う面もありますから、小学校というのは幼稚園を出たばかりの子どもが通うところですから、できることならば家の近くにあった方がいいに決まっているんですよね、小学校というのは。中学校は教科担任制になりますし、先生の配置の問題を充実させるということが、どうしてもありますので。しかも子どももかなり体力がついてくると。だから、ある程度遠方になっても、子どもが通いきれる保障があるという。だから、小学校と中学校とかなり違うのかもしれない。

それにしても、どんどん小規模化していきますので、それをどうするかですけどね。現実問題として。そこら辺が多分ポイントになっていくのかなと思います。　今日は、まだ本質に踏み込んだ議論をする準備ということにはなっておりませんので、一応これでフリーディスカッションを終えるということで、今後の運営方針について、部会設置の問題にちょっと移らせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

（異議なし）

○会長

ありがとうございます。

部会につきましては、設置条例の中に規定がございまして、第七条に審議会に部会を置くことができると。第七条２項に、部会は、学識経験者の委員をもって組織するということになっておりますので、早速この次の審議会に向けて部会の作業をお願いした方がいいと思うのですが、一応この規定に従って、審議会に部会をつくらせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

（異議なし）

○会長

どうもありがとうございます。

それで、今日は千葉大学の貞広先生がご欠席でございますので、部会長をどうするかというようなことを今決めることができませんので、第１回部会を招集したところで、その第１回部会で部会長を選任させていただきたいという段取りを考えておりますけれども、それでよろしゅうございますでしょうか。

（異議なし）

○会長

どうもありがとうございます。

部会の審議内容は審議会に必ず報告させていただきます。部会長の方からご報告させていただきます。

部会は非公開ということになっておりますが、恐らく詰めの段階になっていきますと、名前が出てこざるを得なくなる、審議のプロセスですね。それをだから公開という形で進めていきますと、名前が出たとたんに、それが地域に広がる懸念もありますので、それで恐らく非公開という扱いになっているんだろうと思います。できるだけ、しかし部会報告というのは必ずやらせていただきますので、そういう進め方をちょっとさせていただければと思いますけれども、それもご了解いただけますでしょうか。

（異議なし）

○会長

どうもありがとうございます。

それでは、その他ということで、次回日程等につきまして、事務局の方からちょっとご説明お願いできますでしょうか。

○学校適正配置担当副参事

それでは、私の方から次回の日程でございますが、次回の日程は５月に開催することを予定しております。詳細な次回日程につきましては、また後日、会長とご相談をさせていただきまして、委員の皆様になるべく早くお伝えをさせていただきたいと思います。

それと、この本審議会の全体の概ねのスケジュールでございますけれども、概ね１年後、平成２１年の３月ごろを１つの目途とさせていただきまして、審議会といたしましては９回ないし１０回程度、それと年内に、できれば中間のまとめというところまでいければと考えております。詳細につきましては、会長ともご相談させていただきながらお示しをさせていただきたいと思います。

本日は、先ほど委員からいただきました宿題の方は早急に対応させていただいて、また何らかの形でご連絡をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたしま

す。

最後になりますが、教育長の方から一言ご挨拶を賜わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇教育長

それでは、教育委員会事務局を代表いたしまして、閉会のご挨拶を申し上げます。

まずは、このたび北区立学校適正規模等審議会の委員をお引き受けいただきまして、心より感謝を申し上げます。

審議事項につきましては、先ほど教育委員長より諮問されたところでありますが、中学校に引き続きまして北区における小学校適正配置を検討することにつきましては、まさに今世紀の北区の学校教育、そして教育行政の進め方、まさにその進め方につきまして根幹をなすべき課題であるというように私ども認識をしているところでございます。

最終答申をいただくまでの各回の審議内容につきましても、十分私ども受けとめまして、今後の教育行政に反映をさせてまいりたいと考えております。

今後よろしくご審議賜わりますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ひとつ今後、よろしくお願い申し上げます。

〇会長

どうもありがとうございました。

それでは、これをもって、第１回目を閉じさせていただきます。

どうも、ご苦労さまでした。ありがとうございます。

東京都北区立学校適正規模等審議会（第２回）議事録

日　　時：平成２０年6月１８日（水）午後7時０６分～午後8時５７分
場　　所：滝野川会館５階　小ホール
出 席 者：（委　員）
【学識経験者】　葉養会長　　屋敷委員　　藤井委員　　貞広委員
【区議会議員】　池田委員　　横満委員　　黒田委員　　小関委員
本田委員　　福田委員　　安田委員
【区内関係団体代表】
鈴木委員　　磯　委員　　松本委員　　高木委員
西村委員　　佐藤（昇）委員
【区立学校教職員】
林　委員　　佐々木委員　　佐藤（昌）委員　　宮古委員
【区職員】　　清正委員　　伊与部委員
【専門調査員】　西村専門調査員
（幹　事）　　伊達教育改革担当部長、依田企画課長、中澤財政課長、
栗原地域振興課長、槍田子育て支援課長
佐藤まちづくり部参事、小林庶務課長
飯窪学校改築担当課長、田中学務課長、濱崎特別支援教育担当副参事、荒井生涯学習推進課長、山本体育課長
蛭田教育未来館長（教育改革施策担当副参事兼務）
茅根教育改革担当課長（学校適正配置担当副参事兼務）

（欠席委員）　堀越委員

次　　第
１　開会
２　委嘱
３　議事
（１）議事録の確認
（２）企画部会について
（３）前回質問事項等の整理・確認
（４）審議会の検討の進め方について
４　その他
５　閉会

○会長

こんばんは。５分ほど経過いたしましたけれども、お見えになっていない委員さんも間もなくお見えになるということでございますので、始めさせていただきたいと思います。

今日が、第２回の審議会ということになります。大分メンバーが変わりましたけれども、まずそのことについて事務局からご連絡等をお願いいたします。

○学校適正配置担当副参事

あらためまして、皆さんこんばんは。事務局を務めさせていただきます適正配置担当副参事です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

まず、本日の審議会でございますが、委員の構成の方は全部で２４名でございます。現在２１名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、規定によりまして定足数を満たしております。本審議会が成立していることを、まずご報告をさせていただきたいと思います。

続きまして、本日机上にご用意させていただきました資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、次第がございます。

その次に、委員名簿がございます。

審議会幹事名簿。

配付資料一覧というのがございます。

資料１といたしまして、東京都北区立小学校適正配置についてということで、諮問文の写しでございます。

資料２といたしまして、審議会諮問事項・諮問理由から想定される主な論点というＡ４の横でございます。

資料３といたしまして、Ａ４縦で２枚でつづられております審議会をするに当たっての補足資料。

資料４が、Ａ４横で学校適正配置に関わる第二次答申以降の経緯。

資料５が、小学校ブロックモデル案、Ａ４横でございます。

資料６の方は、Ａ３縦でございます。平成２０年度児童・生徒数及び学級数一覧。平成２０年４月７日現在。

資料７が、再びＡ４縦に戻りまして、指定校変更・区域外就学許可基準。

資料８が、小学校新進学児童の指定校変更理由推移。

資料９が、中学校新入学生徒指定校変更理由推移。

資料１０が、Ａ４横でございます。人口推計、北区全体というものです。

資料１１が、Ａ３縦でございますが、７地区別人口推計というものでございます。

その他に、参考資料というのが３点ございます。

参考資料１が、東京２３区年少人口の推移。（平成７年から平成２０年）

それと、参考資料の２が定数加配の対象となる指導方法の範囲等ということでございます。Ａ４横でございます。

最後に、参考資料３が北区におけるコミュニティ関連施策等についてということで、

Ａ４の表裏１枚、Ａ４縦でございます。

以上が、本日ご用意させていただきました資料等でございますが、もし不足等ございましたら、この場でお手を挙げていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

〇会長

どうも、ありがとうございました。

それでは、先ほど申し上げましたが、新しく委員になりました皆様がおられます。事務局の方からその点につきまして、ご説明お願いいたします。

〇学校適正配置担当副参事

お手元に本審議会の名簿を配付させていただいておりますので、ご覧いただけたらと存じます。

前回の審議会は平成２０年３月１９日に第１回ということで開催をいたしました。今回は、４月以降年度が変わりました最初の審議会ということもございまして、役職改選等によりまして今回新たに審議会委員として８名の方にお願いしているところでございます。名簿の方をごらんいただきながら私の方で名前をお読みいたします。

池田博一委員。

横満加代子委員。

黒田みち子委員。

福田伸樹委員。

それと、区内関係団体の方に目を転じていただきまして、高木康孝委員。

続いて、西村美奈子委員。

あと区立学校教職員としまして、林四郎委員と佐々木繁男委員。

以上８名の方でございます。それと合わせまして、私ども区の方も４月の定例の人事異動で幹事が変わりましたので、幹事の名簿もごらんいただけたらと思います。

まず、私ども適正配置を担当しております教育委員会教育改革担当部長が伊達に変わりました。

それと、本日所用がございまして欠席しておりますが、教育委員会事務局の指導室長矢口が新たに着任しました。

それと、その下でございます。生涯学習推進課長荒井でございます。

それと、教育未来館長、教育施策担当副参事の蛭田でございます。

幹事につきましては、以上でございます。私の方は以上でございます。

〇 会長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続き新委員の皆様に簡単で結構でございますので、自己紹介をお願いできればと思います。

【新委員自己紹介】

○会長

それでは、次第に沿って議事に入らせていただきたいと思います。１回目の議事録の確認から入らせていただきますけれども、事前に事務局の方から送付した発言者名を入れた形のものをご覧いただいていると思います。これにつきまして、修正等ございます方はいらっしゃいますでしょうか。いかがでしょうか。

それでは、また後日でも結構でございますので、ホームページで立ち上げる前までであれば修正できますので、お気づきの点がございましたら、誤字脱字含めて事務局の方にお願いしたいと思います。

それでは、事務局の方でこの件につきまして、何かコメントございますか。

○学校適正配置担当副参事

今、会長の方からお気づきの点がという話ございましたので、今この場で事前にお送りしたのをごらんいただいた中では特にないということですが、今日は１８日でございますので、１週間を目途で何かございましたら、事務局の方にお声かけいただければと思います。それで、特にないようでしたら、前回第１回の審議会で確認事項として確認させていただいておりますが、発言者名を消した形でホームページへの全文掲載と、教育委員会事務局に議事録をご用意させていただくと、そういう形で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長

議事録の確認につきましては、何かご意見等ございますでしょうか。そういう進め方でよろしゅうございますでしょうか。

（異議なし）

○会長

それでは、議事の（２）の企画部会についてという箇所に移らせていただきたいと思います。前回の審議会におきまして、企画部会の設置につきましては、部会長をどなたにするかということも含めての報告させていただくということでございましたけれども、この点について事務局の方、まずご説明をお願いしたいと思います。

○学校適正配置担当副参事

前回、第１回の審議会の中で企画部会の設置についてお認めをいただきました。実際その進めるにあたりましては、後日学識経験者の方で構成いたします企画部会を開催いたしまして、部会長の選任等を第２回の審議会でご報告するということでございました。企画部会につきましては、条例の規定に基づきまして、5月１日に設置したところでございます。部会長につきましては、藤井委員を選任したところをご報告申し上げます。

以上です。

○会長

どうも、ありがとうございます。

それでは、藤井委員に部会長として一言ご挨拶をいただきたいと思います。

その後、企画部会での審議等についてご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員

部会長を仰せつかりました東京学芸大学の藤井と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、２回の部会について、簡単にご説明させていただきます。５月１日と５月２２日の２回ほど部会を開かせていただきました。１回目は、フリーディスカッションのような形で、２回目は論点を整理するという議論を行いました。ただ、第１回の審議会のときに、必ずしも委員の皆様方の意見が十分に出たとは思っておりませんので、今回改めていろいろご意見をいただいた上で、部会に持ち帰ってまた論点を整理したいと考えております。

ただ、先ほどの資料２にありましたような、想定される論点のようなことについては一応議論いたしましたけれども、繰り返しになりますが、この審議会での議論を受けて、また部会で検討させていただきたいと思いますので、我々の部会としては、ここでの意見を受けて論点を整理して、それにふさわしい資料を用意するということを部会の仕事にしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

簡単ですが、以上です。

○会長

どうも、ありがとうございました。

事務局からは、何か補足事項ありますでしょうか。

○学校適正配置担当副参事

企画部会の内容につきましては、ただいま部会長の方からご報告していただいたところでございますが、私の方から特に補足等することはございません。

○会長

それでは、企画部会につきまして何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですね。

○委員

ご説明は、特にないわけですね。企画部会の報告というか、論点の整理をやられたという中身についてはご説明いただけないので、何かものを言うのもちょっとという感じがしました。

○委員（企画部会長）

ごめんなさい。基本的には、フリーディスカッションのような形で行いました。先ほども申しましたように、こちらの方で固めて出すというよりも、この審議会でのご議論を受けて、我々の方で何らかの形で提案も含めた形で論点を出した方がいいかなというふうに考えておりまして、今回先ほどご紹介ありましたように委員の方々も大分変わっていらっしゃるということもありますので、こちらの方で先走りをして、いろいろ論点を整理して出すというのは、まだ難しいかなということもありましたので、先ほどの資料の２程度のものを出していただくということになりました。

〇委員

ちょっといいですか。企画部会の内容についてはここの意見を重視してということですので、それはそれでいいと思うのですけれども、広い意味で捉えて論点の中での話された中で、国における考え方というのが１つ示されていますね。大分、これも今日あたりのニュースで動いているようにも思っています。その規模についての考え方ですけれども、その辺はこの企画部会の中ではどの程度お話が整理をされたのかだけはお聞かせいただけますか。

〇委員（企画部会長）

学級規模の問題につきましては、基本的にはこれまでの答申を踏まえるというスタンスで考えております。ですから、今まで第一次答申、第二次答申出ておりますし、国の施策が変わる可能性があるというご指摘だと思いますけれども、その場合はもちろん対応していくことになるとは思いますが、一応今のところ5月２２日までの段階では、これまでの答申を受けた形での学級規模を前提に考えていきましょうということにはなっております。

ただ、前回そのことについても、あまりご議論がなかったと思いますので、それも含めて今回ご議論をいただけるとありがたいと思います。

〇会長

よろしゅうございますでしょうか。

まだ、入り口のところでございまして、これから先どうしようかというあたりの議論が中心になっているような感じがいたしますね。ご指摘の議論はこれから、ここが中心ですから議論していただくことになるかと思いますけれども。よろしゅうございますか。

それでは、３番目に前回質問事項等の整理・確認という箇所がございまして、こちらに入らせていただきたいと思います。大分、事務局の方でおまとめいただきまして、資料等を用意させていただいておりますので、まず事務局の方からご説明よろしくお願いいたします。

〇学校適正配置担当副参事

それでは、参考資料と書かれているもの、１、２、３と３点ほどございますので、そちらについてご説明をしたいと思います。

参考資料１でございます。これは、前回北区の人口のトレンドそのものはわかったけれども、２３区全体のトレンドがどうなのかと、その辺が明らかになる資料というのを用意してほしいというお話がありましたので、東京都総務局統計部の方の資料からの転載という形でございますが、お示しのとおりでございます。ちょうど、北区の下の方に、区部総数と北区だけで再掲しておりますが、基本的には平成７年から平成２０年までの１４年間分を見ているわけでございます。平成７年をスタートとしまして、平成２０年の指数、それをごらんいただくと区全体としてはなだらかに年少人口でございますが、減ってきているので、北区はその区部全体に比べると０．８０という数字がございますように、減り方と申しますか、落ち込み方がかなり大きいというのが、この資料から読み取れるトレンドでございます。

それと、参考資料２でございますが、こちらについては少人数指導等について、東京都の取り組みです。それで、お話としましては、基本的に自治体との比較ですとか、そういったものが用意できないかといったお話をいただいていたかと思います。それで、私どもの方でもいろんな資料等ひも解いてはみたんですけれども、なかなかそこを比較できるような、いい作り方ができなかったというのが正直なところでございまして、大変恐縮でございますが、今日の時点では東京都の取り組みと下の方でいわゆる区の単独の取り組みを、こういった形で取り組んでいますということのご紹介にとどめさせていただければと思います。それで、引き続きまた資料作成等にかけまして、またよりよいものができ上がりましたら、皆様の方にご報告させていただきたいというふうに考えております。

それと、参考資料３でございますが、コミュニティ関連施策、区におけるコミュニティ関連施策とお尋ねのところでは、確か学校ファミリーとの関係という話だったかと思います。それで、コミュニティ関連施策につきましては、こちらにもお示しをしておりますが、区内に１７８の町会・自治会がございまして、特にリサイクル、防災等におきまして特に大きな役割を果たしてきたということをここでお示しをさせていただいています。それで、その町会・自治会の活動を支援します区の組織といたしまして、大きな２番としまして、地域振興室というのがございます。これは、従来の出張所という、区の住民票ですとか、印鑑登録ですとか、そういった言わば出先機関を再編いたしまして、コミュニティ機能を従来の地域にきちんと残したと。その地域振興室で、地域におけるコミュニティ活動の支援をしていくというところをお示しさせていただいたところでございます。

裏面の方にいきまして、まさに主たる役割を果たしていただいております町会・自治会もございますが、またもう１つ新たな流れと申しますか、いわゆるＮＰＯ・ボランティア団体、今まで市民活動と言われていたような団体の動きも、北区においては非常に顕著と申しますか、明らかになってきているというところをこの大きな３番でお示しをさせていただいています。

それで、この「ＮＰＯボランティアぷらざ」というものを「北とぴあ」の中に設置をしたこと、それとそれ以降いわゆる区と区民の皆様との協働ですとか、それに関する基金を創設したこと。また、その基金を原資といたしまして様々な区民の方のそういった活動に対する支援事業を北区地域づくり応援団事業ですとか、政策提案協働事

業というもので推進しているということをここにお示しをさせていただいています。
　それと、大きな４点目といたしまして学校ファミリーとの連携ということでございます。まさに地域の教育資源ですとか、地域力の活用ということは当然のことではございますけれども、その活動報告の現状を見ますと、それぞれには行ってはいるのですけれども、私どもの方で拝見する限りはまだ十分ではないのかなという、前回のお尋ねでいくと、それぞれの学校ではきちんとやってはいるんですが、その地域との絡み方というところでいきますと、少し足りないのかなという、そういう認識をこちらでお示しをさせていただいたところでございます。
　以上でございます。

○会長
　どうも、ありがとうございました。
　３点、資料につきまして説明がありましたけれども、これにつきまして、何かご質問等ございましたらお願いしたいのですが。１点は、年少人口のトレンドを示したもの。それから、もう一つが定数加配の対象となる指導方法の範囲等ということで、東京都教育委員会の資料を主にして、参考資料２というのが出されております。それから、参考資料３が北区におけるコミュニティ関連施策等についてでございます。この３点につきまして、ありますでしょうか。

○委員
　今、説明いただいたんですけれども、一つは年少人口の推移のところですけれども、北区の場合は、ちょっと遅れて年少人口の確保がちょっとできつつあるというか、ここ１、２年のところで小さい子どもたちのところが若干増えてきている。それから、転入と転出の関係を見ても、これまでは減る方が多かったんですけれども、０歳から４歳までを除くと、入ってくる人が多いという状況に変わったということですから、ここが今後どういうふうに動くかというのが１つ出てきたのかなと。東京全体の動きとちょっとずれがありましたけれども、ここのところ変化が出てきているので、これがどのように反映していくかというのは、これからの問題かなというふうに私は思っていますので、そのあたりはちょっと見ておく必要があるのかなというのが１点です。
　それから、コミュニティと学校ファミリーの問題が出ました。コミュニティというものは、役所のサイドで捉えているというか、動いてきたコミュニティ施策というか、部分とですね、それから北区なんかは人口変動が激しいですから、そこに住んでいる人たちとの関わりというか、あるいは子育てをしている人たちが出たり入ったりという関係がずっとあるんですけれども、ここへ来て転入してきて定住する人が増えてきているとすれば、この人たちとの関わりをどういうふうにしていくのかというのが１つの大きなテーマになってくるのかなと思います。
　そういう観点で、ちょっと見る必要があるのかなと。新しく来た人たちが定住を始めたのであれば、その人たちとの関わりをどうつくっていくかというのは、少し見ておく必要があるのかなというふうに思っています。そういう点から見た時に、学校ファミリーが学校同士の連携の中で、小規模校であっても研究を進めながら、子どもた

ちとの関係を構築していくという部分と、地域の人たちとの関わりなども一定の広い範囲でという、ただこの一定の広い範囲をどういうふうに捉えるかというのが、中学校であれば中学校区となりますけれども、このあたりとの兼ね合い、関わり合いのところですね。今、最初に言った新しく定住してきた人達、入ってきた人達との関係ということと、それから従来からコミュニティをつくって頑張ってこられた方々と。ここのところを融合させながら一緒に物事を進めていくということができるかどうかのあたりが、かなり大きなテーマになってくると思います。そういう意味では、ＰＴＡの方も考えなければいけないのかなというのをちょっと感じるのですけれども、そういったことをいろいろ考え合わせながら、やはり地域の教育力ということを生かすということもありましたから、そのあたりの関わりとか、兼ね合いとかというのをどういうふうに考えるのかなということは議論までする必要があるのではないかなと思っております。

〇会長

どうも、ありがとうございました。

これからの、審議に非常に関わりのあるご意見をいただきました。ほかに、ございますでしょうか。

それでは、４の審議会の検討の進め方について、ここと関わってくる箇所がございますので、４の方に移らせていただいてよろしゅうございますでしょうか。どうも、ありがとうございました。

それでは、４の方に移らせていただきまして、事務局の方でこの４につきましての資料を用意していただいております。まず、資料のご説明等よろしくお願いいたします。

〇学校適正配置担当副参事

それでは、資料１から１１まで、私の方でご説明を申し上げたいと思います。

まず、資料１でございます。こちらにつきましては、前回３月１９日の第１回の審議会で私どもの教育委員会の委員長より諮問した内容を再掲と申しますか、写しという形でここにご用意させていただいております。前段の部分ですとか、いろいろ今までの経緯等もここで書かせていただいておりますが、裏面の２ページでございます。大きく三つの段落がございますけれども、特に後段の二つでございます。「第二次答申においては」というところでございます。ここにつきましては小学校適正配置の基本的な考え方と、区内のブロック化として一定の考え方が示されています。これまで、中学校を優先して行ってきたわけでございますが、確か前回の審議会でもご質問というか、お尋ねがあったかと思いますが、いわゆる今までの中学校の適正配置の評価と総括のこと。それと、今回の審議会ということでございますので、北区における小学校の適正配置のあり方についてもご審議いただきながら、その中でやはり地域との結びつき、関わりを念頭に置きました、一つは通学区域の話、それと資料を用意させていただいておりますが、指定校変更制度等々の運営のあり方についても合わせてご提起お願いしますということで、触れさせていただいております。

繰り返しになりますが、諮問事項といたしましては、１ページ目の方に書かせていただいておりますが、適正規模を踏まえた北区全体の区立小学校の適正配置のあり方についてということでございます。

資料２の方に続いていきたいと思います。こちらにつきましては、ただいま資料１の方で諮問文の方の写しをごらんいただいたわけですが、そこから想定される主な論点ということで、当然これ以外にもいろいろな議論の論点というのがあろうかと思いますけれども、ここでは主なということで４点ほど出させていただいております。

１点目は、今申し上げましたように、第二次答申以降の中学校の適正配置が来年の平成２１年の４月で一つの区切りを見ますので、これまでの評価ですとか課題を受けまして、小学校にどのように生かしていくか等々というのが大きなくくりとしての一つ。それと、二つ目といたしまして、指定校変更制度の運用、またそのあり方ということで、国におきましては非常に規制改革ですとか、文部科学省の通達等々で示されておりますが、選択制というところの大きな流れというのがある事が事実でございます。

その一方で、やはり特に今回小学校ということでございますので、先ほどの参考資料の中でコミュニティというキーワードが出て参りましたが、地域との関わり、そういったことも視野に入れながら、この変更制度の運用、あり方というのも一つ論点として上げられるのかなというふうに思っております。

それと、３点目といたしまして通学区域でございます。現在、一つの小学校が複数の中学校に分かれるケースというのが、確か７つほどあったと思います。そういったことも含めて、先ほどと今と繰り返しになりますが、やはりこの地域と関わりですとか、そういったものについてもご意見を賜われればなと思います。

それと、４点目といたしまして答申後の進め方のイメージということで、中学校につきましては、地域をブロックに分けまして、その中で協議会を進めてきたわけでございますが、その１番との関係、評価等々も関係するわけでございますが、そういったもののイメージのようなものが出せればなというふうに思っております。

それと、資料３でございます。こちらにつきましては、審議会の検討を進めるに当たっての補足資料ということで書かせていただいております。ポイントだけを言いますけれども、大きな１番といたしまして、審議会の諮問事項ということで先ほどの資料１でお話しましたとおり、適正規模を踏まえた北区全体の区立小学校の適正配置のあり方についてというのが、諮問事項でございます。

それで、平成２１年４月の第７次の適正配置をもちまして、中学校は２０校から１２校になるというのが１つ目のパラグラフでございます。「一方」というところのパラグラフでございますが、第２次答申で区全体を、連合自治体区域をベースにしました８つのブロック分け、その中で目標値を決めるということとしています。そういったことを踏まえながら、先ほどの繰り返しになりますが、中学校の方の適正配置に関する評価ですとか、小学校の取り巻く動向なども視野に入れる必要があるだろうということでございます。

それと、平成２０年４月現在でございますが、後ほどの資料の中でもおわかりになるかと思いますけれども、いわゆる適正配置を検討する基準を下回る学校というのが

現在複数ございます。これは、この学校だけに関わらず、社会全体もそうですし、北区全体が非常に、人口のトレンドの問題がありながらも、少子化または、それに伴って小規模化が進む学校が出てくると思われるという認識を示めさせていただいております。

本審議会では、個別の小学校について云々ということではなく、第二次答申で示しました、いわゆる8ブロックというのを議論の出発点にして、そこから改めて議論していければどうだろうというふうに考えているということをお示ししております。

その次のパラグラフ、通学区域でございますが、先ほどの資料２でお示ししましたように、複数の中学校に一つの小学校の通学区域が跨っている例があると、そういったものについても、調整方法も含めた検討もしていくべきだろうと。

それと、「北区は」というところから始まるところでございます。一番下のパラグラフでございますが、北区を含めまして２３区中４区がいわゆる指定校制度をとっているという現状で、残りの１９区は、小学校とかいろいろパターンはありながらも、一応基本的には１９区が学校選択制を実施しているという現状をお示ししております。

２ページ目の方に移っていただきまして、「さらには」というところでございますが、昨年の１２月に国の規制改革会議で学校選択制の導入を検討していない市区町村の教育委員会の７割が、学校と地域との連携が希薄になる恐れがあるというのを理由にしているということ。それで、その以下の括弧書きで「学習者に支持される」以下のところでございますが、ここは平成１９年１２月の第二次答申で地域との連携は、むしろ補完関係にあるというまとめになっていますということをこちらでお示しをさせていただいています。

そういった国の流れがある中、北区は指定校制度をとる一方で、指定校変更制度を弾力的に運用しているというところをその次のパラグラフでお示しをしております。そういう中、変更申請者が非常に増加していると、私どもに寄せられる声の中では、許可基準の見直しですとか、運用の厳格化についての意見が寄せられているという現状をお示しをしております。繰り返しになりますが、指定校変更制度の運用のあり方についてもご検討いただければなというふうに思います。

大きな２番といたしまして、今回は前提といたしまして適正規模を踏まえたという形になっておりますので、先ほど委員の中にもご発言があったかと思いますが、適正規模自体は、諮問事項としておりません。それは、先ほど部会長のお話の中にございましたとおり、「第一次答申では」以下のところに書かせていただいておりますが、今まで第一次答申からそれを引き継いでという考え方をとっているということ。それと、来年一定の終わりをみます中学校の適正配置そのものが、出発点といたしまして、適正規模の考え方は同じ出発点になっておりますので、そういった考え方からも、今回は諮問事項とはしていないということを書かせていただいております。

３ページの方でございますけれども、今、杉並区や足立区で少人数学級に向けた動きが出てきているのは私どもも承知をしております。一部、先ほど委員の中からお話がありました国の動きというのがございまして、いわゆる学級編制に関する同意権の撤廃の動きも一部あるというのも承知はしていながらも、現時点では少人数学級編制について、東京都は同意していないというところがございますので、そういったさま

ざまな動きですとか、議論があるのは承知しておりますが、この本審議会におきましては、特にその部分については審議の対象とはしないということを考えているということをお示しさせていただいております。

最後、大きな３番でございますが、答申の進め方のイメージということで、これまでの方法の評価につきましてご意見等賜われればなというふうに思っております。それで、また本審議会の模様も含めて、答申後につきましては地域、それからＰＴＡの方をはじめといたしまして、関係者の方に正しい情報を迅速かつ的確、正確に伝えていく必要があるというふうに考えております。その伝えていく体制、仕組み等についてもいろいろご助言をいただければなというふうに思います。ちょっと長くなりましたが、資料３については以上でございます。

資料４でございます。資料４は、第１回審議会でお示ししたものと同じでございますが、第二次答申以降、第3次から第6次までの学校の統合の流れでございます。来年第七次でございますが、こういう流れできているというところをお示ししたところでございます。

資料５でございます。こちらは、本日お持ちいただきました二次答申の２１ページの図と同じでございますが、いわゆる二次答申の中で小学校ブロックモデルといたしまして連合自治会区域組み合わせモデルということでお示しをさせていただいています。こういった形でのゾーニングということでございます。

資料６につきましても、第１回審議会で平成２０年３月１日付の資料をご用意させていただいたと思います。それを、今回は４月７日付の新しいものができましたので、そちらをご用意をさせていただいているところでございます。

資料７でございますが、先ほど出ました指定校変更・区域外就学許可基準でございます。１５項目ございます。こちらにつきましても、第１回審議会でもご用意させていただいた資料でございます。

資料８。これは、平成２０年の分が今まだできていないものですから、１９年度までで恐縮でございますが、いわゆる第１回の資料と全く同じでございまして、小学校の理由と、資料９で参考までに中学校の指定校変更の理由をお示しさせていただいております。

資料１０と資料１１。これにつきましても、第１回の審議会の方でご用意させていただきましたけれども、北区の人口推計ということで、それぞれ北区全体とそれと私ども行政７地区という言い方をしておりますが、その行政７地区における人口推計をお示しさせていただいているところでございます。

私の方からは、以上でございます。

○会長

どうもありがとうございました。

また、かなりの量の資料を配付されまして、１回目に委員さんとしておられた先生方、ちょっと同じことをやっているような感触をお持ちではないかと思いますけれども、実際のところ新しい委員さんが多いものですから、今回は１回目と同じ、ダブるような形で資料等も配付させていただき、また説明を加えさせていただいております。

ただいまの事務局からの資料説明につきまして、何かご質問等、ございますでしょうか。

○委員

資料３で、指定校のお話、選択制のお話、ご説明いただきました。指定校制度を実施しているのは、２３区を見ると北区を含めてわずか４区、残りは学校選択制を実施しているということが書いてありますが、北区も柔軟な姿勢をとっているということで、実際はかなり学校を自由に選べるというのが現状だと思うのです。その結果、私どもの近いところの王子桜中学校につきましては、本年度定員オーバーするような形になっておりまして、かなり偏りが学校側に出ているのだろうという感じです。その辺で、これから北区としては、この審議会でお話し合いをしていくのだとは思っていますが、現時点では教育委員会はその辺についてどのようにお考えなのか、ご質問したいです。

○学校適正配置担当副参事

まさに今、委員からお話が出たとおりでございまして、現時点で学校選択制への転換と申しますか、そういったこと自体を考えているというわけではございません。ただ、先ほど委員の方から問題意識のような形でいろいろお話をいただきましたし、委員の方々のご意見、この審議会での審議を受けながらまた一つ考えていければなと思っております。その意味で、現時点で私どもとしまして、それを変更していくという考え方自体は現時点では持ち合わせておりません。

○会長

ほかに、ございますでしょうか。

○委員

先生、中身について一つだけ質問してよろしいですか。資料についてということではありませんが、よろしいでしょうか。

私は、学校選択制の問題について、北区がまだそれに入ってないということで大きく評価をしている１人なのですけれども、ただそれは私が、コミュニティが壊れるだろう、地域との連携が希薄になるだろうということを、見たり聞いたりしていて、実感として私自身が北区はとてもいいなというふうに思っているわけですけれども、既に１７区ですか、やっていますが、その辺で特に問題点といいますか、その辺は教育委員会として押さえていますか。

○学務課長

導入している区は１９でございますけれども、いずれも先ほど学校適正配置担当副参事の方からございましたとおり、地域とのつながりが希薄になるというような恐れがあるとのとおり、やはり学校選択をしたところにつきましては、そういった現象が起きているということは伺っております。

○会長
　ほかに、どうでしょうか。

○委員
　先ほどの委員の発言と関連した意見ですけれど、この学校の指定校変更・区域外就学許可、１５項目あるんですけれど、例えば品川区なんかは自由選択制をしているわけですけど、この数字から見ると北区の方が変更数が多いのではないかという、そういうデータが出ているのですけれど、その辺の現状をお知らせください。

○学務課長
　ご指摘のとおりでございまして、昨年の数字で申し上げますと、小学校の変更率が北区の場合２３．６％ございました。小学校について、学校選択を導入している区は１４区ございますが、この１４区の平均では２０．５％でございました。この数字を見ましても、北区の小学校の変更率の方が３ポイント弱ですが、上回っているということがあります。この理由といたしましては、先ほどご説明の中にもありましたとおり、文部科学省からの通知に従いまして、指定校変更につきましては、極力保護者の意見を尊重して、柔軟に弾力的に扱うようにというような通知がございますので、それに従っての運用の結果ということでございます。

○委員
　それに関連してなのですけど、やはり北区は学校ファミリー、それから地域との密着性というのを重点に置いた教育をやっていると、そういう形でそういった指定校の柔軟化をしているところもあるわけですけれども、そういうところから見てくると、ある程度指定校変更の理由の中にありますが、一番多いのが友人関係とか、それから兄弟関係とかありますけれど、ただ自由に選べるよと、この１５項目に当てはまればどこでも好きな学校へどうぞというような形では、やっぱり今の北区の教育の方向性とは相反していくのではないかと、そういう意見があるんですけれど、どうでしょうか。

○学務課長
　ご指摘のとおりでございまして、資料８並びに９をごらんいただくとおわかりいただけるとおりでございまして、一番多いのが友人関係という形になってございます。これは小学校の場合ですと、幼稚園あるいは保育園等で友人としていたもの同士が同じように同じ小学校に入学したいというような理由でございます。中学につきましても同じく小学校で築いた友人関係をそのまま中学でも維持をしたいというような理由でございまして、これを１５項目のうちの一つにしている関係で、この事由に該当する場合には、やはり指定校変更を認めるということとしているということです。
　ただ、文科省の通知につきましては、その趣旨といたしましては、やはり保護者並びに生徒本人の意向に従うということなのでございますが、一つにはいじめ等の対策

等についてもかなり学校を変わるに際しまして、そういったものが障害にならないようにという配慮もかなりその中に含まれているということでございますので、柔軟にというのはそういった意図も含まれているということでございます。

○委員

中学校の指定校変更の中では、統合というのがありまして、どうしてもそこの学校に行きたくないという形で、どうしてもブロック化して定数を整えようとしても、入学してみたら生徒が揃わなかったと、こういう現象が中学校では見られたわけです。小学校では、この連合町会を中心にしたブロック化をしていますので、そんなに広範囲に生徒が分散するということはないと思いますけれど、やはりいろんな問題が起こればロコミとかいろんなことで、そこに入学してこなかったと、こういう現象が起きてくる例もあるわけですね。そういうことに対してやはり指定校の変更については、私としては一考する問題ではないかと、こう思っております。

以上です。

○委員

今、言われた兄弟関係が１９年で１３６、友人関係が増えて２６６、これは、実際はごまかされているんですよ。これは、兄弟関係も友人関係もみんな親がここに行きなさいと言うと、親同士の中でもって、あの子が行くからあなたも行きなさいというような、引っ張りがあるんですよ。このように、ちょっとニュースでやってましたが、今の犯罪のすべては地域の崩壊がほとんどだということが言われています。これは、絶対に兄弟関係、友人関係、私も常に申しておりますけれども、地域にあって学校だと思うんですよ。ですから、この変更理由というものをしっかり見極めていかなければいけないと思うのです。

これは、親が今子どものいいなりではないですけれども、しっかりとした教育をできないというか、親を教育しなくてはならないような時代じゃないかと思います。この兄弟関係という事由に関しては、全てが家庭の中での親同士の数字です。私はそう思っております。

○会長

いかがでしょうか。

○学務課長

お答えいたします。ご指摘のとおりですけれども、兄弟関係というのは、その前に一番最初のお子さんが友人関係で学校を変えている。その弟さん、妹さんが兄弟で同じ学校に行きたいというような形で進んでいるということがありますので、この二つの事由は実は一つであるというような部分もございます。要するに、友人関係がすべての始まりであると。その友人の中に、友人関係といっても今ございましたように、保護者同士のつながりがすべてかどうかというのは、ちょっと何とも言えないところでございますが、やはりお子さんが少ない中で、友人もかなり限られた友人でいると

いうものございますので、そういった部分で確かに環境が変われば、新しい友人もできるということもあるのですが、今まで非常に仲のよかったお子さん同士が離れたくないというような意向もありますので、そこについてはどちらがどのくらいというようなことは統計的にはとっておりませんが、そういった両面があるということで考えております。

○委員

今、大事なのは、私は滝野川第五小学校ですけれども、１年生から６年生まで同じクラスの友だちと行くわけですよ。そうすると、やはり今言われましたが、友だち関係というものは限られたものであると。できれば、やはり２クラス、それには元々が友人関係というものが、一番の根本は、しつこいようですが、親なのです。初めの出だしが親からいったものですから、兄貴が行ったから弟が行きましょうと。あそこが行ったから、私も行きますという、初めの出だしがそもそも友だちじゃないです。あそこの学校はよくないから向こうに行きなさいなんてね。勝手に親が決め付けていく。そういう地域ということ以外にも、ここの場所が悪いから他に行きなさいと親が決め付けたことが、ずっとその今の兄弟関係になっているんです。それが、なぜかと言えば、校長先生が悪いんだか、教師が悪いんだかわかりませんよ。とりあえずそれは親がそういうふうに決め付けて行くものですから。我々地域の人間としては、ちゃんと地域にいい学校があるのに、何でよそに行くんだと。それがどんどんひどくなっちゃってこういう数字になることは、絶対、教育関係者にはよく知ってもらわなくてはいけないと思います、地域としては。今、滝五小だってすばらしいですよ。堀中だってすばらしい。本当にすばらしいですよ、今。努力をするということを、やっぱり学校もしてもらいたいし、教育委員会ももうちょっと目を向けて今のあり方を、今の地域性のあり方も見つめてもらいたいと思います。

○会長

どうも、ありがとうございます。

ＰＴＡの方で、ちょっとご発言いただけないでしょうか。やっぱりＰＴＡというのは、かなり重要な当事者ですので。

○委員

今日この会議で思ったのは、やっぱりすごく大きなところで話している感じがして、自分の地域のこととか、そういうところからじゃないと話せないんですね。僕は、滝野川の南の田端新町１丁目に住んでいます。僕の地域もやっぱりすごく地域としていろんなことをやっているから、自分が小さいときはそれこそ周りの叔父さん、叔母さんというのが身近な感じがして、それが当たり前だったのですけれども、それがやっぱり面倒くさいと思う人はすごく今多くなっていると思うのですね。うちの地域というのは、本当に歩いてすぐ隣が荒川区になります。ですから、うちの地域でやっている、ＰＴＡがやっていることがすごく数が多いから、それが嫌だから荒川区の学校を選ぶという、そういう人もいます。あと、この間ＰＴＡ連合会で会長が集まって話を

聞いた中であったのは、やっぱり同じようなものなのですけれども、自分の学校が小規模校ですから、その６年間の間に何か役割というのが必ずきてしまうというのがわかっているから、そうではない大きい学校に子どもを入れるということもあるみたいです。

様々ですけれども、やっぱり先ほど委員さんが言ったように親御さんの意向というのも結構あるのかなと思いました。あと、実際僕は去年自分の母校である中学校が統合でなくなってしまったんですね。それの統合委員会というのが去年７月ぐらいに始まったのです。その会にずっと出ていて、いろんな悔しい思いとか、そういう思いとかいっぱいあるから、そういうことだったらたくさん話せると思うのですけれども、やっぱり何と言うのかな、この学校とかそういう具体的な何もないところでは言えないし、そこの地域の人たちだったら本当にいろんなことがきっと言えるとは思うんですけれども。そういう感じです。

〇会長

どうも、ありがとうございました。区立幼稚園PTA連合会の委員さんからもちょっと一言、今までの選択制と絡めた話と、それから小規模化の問題と両方が出てきているような感じがするんですが。

〇委員

そうです。先ほどほかの方がおっしゃってくださったように、私もものすごく感じておりまして、私の息子も今滝五小学校でお世話になっておりまして、私も滝五小学校で、私の父も滝五小学校で、３代続けて滝五小学校にお世話になっておりますけれども、私のときと比べて本当に生徒数が減りまして、１年生から６年生まで１クラスずつしかないんですね。私のときは、５町会リレーではなくて、１４地区リレーとか、紅白リレーではなくて、４色リレーとかをできたのになと。運動会なんかに参加しますと、本当に悲しくなりまして、地域の皆様も本当にとても協力してくださる地域ですので、本当に滝五もとても地域との関わりを大切にしたとてもいい学校だと思いますので、やっぱり他の学校にものすごく行かれているんですけれども、その辺がちょっとどうにかならないかななんて、ちょっと寂しくここ最近感じておりますので、よろしくお願いいたします。

〇会長

どうも、ありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。

〇委員

先ほど、小学校のＰＴＡの会長さんがおっしゃっていた、役員がＰＴＡ活動を一生懸命やるのが嫌だからほかに行くというのは、言葉はちょっと短く言っていたので、真意は伝わってないかと思いますが、私は一生懸命やっている学校は、たくさん子どもは来るんだというふうに認識しているんですね。例えば、私どもが関わっている学

校では、寺子屋をやり、放課後子ども教室をやり、そういうことはＰＴＡの役員あるいは地域が一生懸命やっているわけですよね。ですから、そういうところに子どもがどんどん来るというふうに私は認識をして頑張ってやっているわけですけど、先ほどおっしゃったのは、ごく短くかいつまんで言ったので、多分違う表現になっていると思いますが、ＰＴＡを一生懸命やっているから、あそこに行くのは嫌だというのは、私は全く矛盾しているというか、残念なことだなというふうに理解をしています。

○会長

ほかにいかがでしょうか。基本のところはまだフリーディスカッションみたいなことで、１回目の連続みたいな形でやろうということになっておりますので、もう少しいろんな意見を出していただければなと思います。

いかがでしょうか。

○委員

検討の進め方ということになるのかなと思っているのですけれども、実は、第二次の適正審のときも、実は結論として非常に大きな成果があった。それの一つは、ブロック化ということを提言された。それからもう一つは、この話し合いのルールということで、これが一番、統廃合のときに感情的になりやすい。学校も校名・校歌・校章のところを、いわゆる新しい学校をつくるという、それを１つ頭に持って行きまして、そこの中で考えていくという方向性を出したのですね。そのことによって、随分これは統廃合のところでルール化されて動いてきたなという感じですけど。ただ、実は前回のときに、葉養先生が学校ファミリー構想というのを提言されました。どうも、最初なかなかなじみがなくて、学校ファミリーとは何か、実は私も学校ファミリー構想が出て、もしかしたらこれは１つの小さい小規模校もいわゆる関連の中で補完関係ができて、これで統廃合というのをしなくても済むんじゃないかなという、一つのそういうような気持ちもあったのです。

ところが、実際ちょうど中間報告会とかやっていろいろ学校の関係者の方にいろいろ伺ったときに、やっぱり学校の関係者の捉え方というのは、実は統廃合するために学校ファミリーというのはいわゆる衣の下の鎧じゃないかと、こういうような話を伺ったのですね。実際には今そういうこととは別に学校ファミリーというのは１つずつ定着して動いているわけなんですけれども、なかなかその学校ファミリーという構想が出たのと、それから学校の統廃合という、前回中学校ですけれども、そこの問題との関係というのが、きちっといかなかったんじゃないかなという感じがしているんです。できれば、今回のこの審議会は、ここにいわゆる諮問と論点ということが４項目出ていますけれども、できればここに絞ってやっていただく方がもっとすっきりとできるのかなと、前回はものすごく時間もかかりましたしね。恐らく想定よりはるか半年近く延びたんじゃないかなと思うんですけれども、できれば今回そういう形でされた方が、もうちょっと小学校の統廃合へ向けての論点が絞られるのかなと。先ほどから、もう既に通学区域とか指定校変更なんて話が出ておりまして、既に議論の中に入ってきていると思うんですけれども、その辺は企画部会の方でも、またもしかしたら

そういう何か構想を出されるかどうか、そんなことも一つあるのですけれども、私は今回できれば論点を絞ってやっていただいたらどうかなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○会長

どうも、ありがとうございました。

今日出てきたご意見を斟酌しながら、多分企画部会で次回の審議会に向けてどういうこの資料をつくり、どういう方向で審議を進めていくかと、その辺を検討することになると思うんですね。その中で、少し、その中じゃないとなかなか方向性が今のところ出ないような感じがするんですけれど。ただ、余り時間をかけないでという感じのスケジュールに元々なってはいるんですがね。それはスケジュールですから、多分議会の予算措置が延びるのかもしれませんけれども。だから、今までつくってきた答申もございますし、それに基づいて動いているわけですよね。行政的には動いていると。そうすると、それを白紙に戻してというのは、やっぱりできないというか、約束事で動いているわけですから。それをなしにしてなんていうのは、区民感情としてはなかなかできない。そういう意味で言えば、今までの答申というのがベースになっていっているということだろうと思うんですけれども。それにしても小学校と中学校の性格のことをどういうふうに考えているのか、もちろん小学校についても適正規模のその数字的なものは出てはいますけれども、もう少し踏み込んで質的なものを加味して検討するのかとか、あと指定校変更の弾力化の問題も出てきておりますけれども。私の感じだと、指定校変更のところはかなり難しい問題をはらんでいるので、別に学級審議会を立ち上げて、そこでやっていかないと多分決着つかない。

私もいくつかの自治体で学級審議会の委員をやっていたことがございまして、埼玉県の鶴ヶ島とか、あと小田原市とかやっていたことがありまして、ものすごく難しいのですね、この問題というのは。議論が割れます。ですから、この中で、選択制と絡めてこの基準の見直し云々というのが、どこまでできるのかなという感じはあるんですけどね、率直に言いますと。ただ、ある程度理念的には触れていかないといけないのかなとは思うのですけれども、一体的に要求が並んでいる一つ一つを検討し直すとなると、恐らくそれだけでもしかすると１年半かかってしまうのではないかなと。ほかの自治体だったらそのぐらいかかるんですよ。ですから、そういう難しさがいろいろ噴き出している感じはするんですけれども、もう少し、意見をいろいろ、ご発言していない方にぜひ一言でもご発言をしていただいてと思っているんですが、いかがでしょうか。

○委員（企画部会長）

ちょっと私が心配しているのは、北区の場合小規模校の数が多いということで、先ほどご発言がありましたけれども、１学年１学級の学校が望ましいのかどうかということについては、いろいろ議論があると思うのですが、例えばこれから今の先生方の年齢でいうと５０代の方が圧倒的に多いので、そういう方が全部抜けていく。新任の方がどんどん入っていく。新しい学習指導要領が実施に移される。という中で、小学

校の１学年に１人の先生となると、やっぱりちょっと不安があるかなという感じもするんです。それで、学年その新任の先生１人だけということがちょっと心配にはなるんですね。ただ、北区の場合は、いわゆる適正規模で１２から１８で、例えば適正配置をしようと思ったら、半分ぐらいやらなければいけないので、それはちょっとあり得ないと思うのです。ですから、その辺をどう考えるのかということが、先ほどの指定校変更と同じように、適正配置の１つの前提となるような感じも受けているんです。その辺を、例えば学校の先生方がどう考えているのかとか、ＰＴＡの方とか、地域の方とか、いろいろお話を出していただけると部会の方でも議論がしやすくなるかなというふうには感じているんですけれど。

〇会長

いかがでしょうか。

〇委員

今、言われたとおりなのです。なぜかというと、一つのところに生徒が固まっちゃっているんですよ。ですから、例えばあと４人いれば２クラスできるとか、あともう何人いれば３クラスできるとかというところも中にはあると思うのです。うちの地域の学校の場合は、あと２名か３名で、大体２クラスができるという中で、やはり先ほど言われましたよその学校にかなり行っていると。大規模な学校へ行った先生に言わせると、ともかく人数が多いと。やっぱり先生が多く、だけどこちらは先生が少ないという、そういう北区の中でもって、配置などをうまく等分してくれると、うまく教育、子どもたちもうまくいくんじゃないかと思うんです。そこのところを、やはり考えてもらいたいというのが希望なのです。本当に、３人、４人でもって２クラスができるのは、おまえだめだよ行っちゃなんてことは言えませんけれども、我々、親に地元の学校に行ってくれというのですけれども、ここに書いてあるように、友だちが行っているから、兄弟が行っているからという、理由でよそに行ってしまう。そういうところで、やはりうまく配置ができてないんじゃないかと思います。子どもの割り振りが。だから私は、そこのところをしっかりと教育委員会の方で何でも自由に行っていいよでは困るということは、前に言ったことがそのことなんですけどね。

ですから、友人がいるからじゃなくて、親が率先して行かしてしまうのですよ。だから、地域性がなくなって、いつも言うのは、例えば途中で子どもが何か犯罪にあったとしてだれが責任を持つかって、我々勝手に行っているんだからね、子どもがそっちの学校の校長が悪いんじゃないとか、教師が悪いんじゃない。途中で事故に、犯罪にあったら、その責任はだれがとるんだとかね、いろんな難しい問題が出てきますよ。

〇会長

どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。部会長の立場からしてみると、まとめてこの次の審議会の方向を多分つくっていかなければいけない。私は、ある意味で上の方から見て、下の方からか上からかわかりませんが、見ているような立場だから、ちょっとのんきに構えて

いるようなところがあるんですが。

○委員

今、お話を伺っていまして、幾つかあるんですけれども、一つは先ほど話がありましたけれども、第二次答申で統合の仕方について議論したと、かなりよくなったと。感情的な衝突が減ったとは思うんですが、それでも悔しい思いをされたというのがありました。やっぱり、そういったところはやはり議論をする必要があるなというのを率直に思っています。

それから、今出ているように、特定の学校に集まるみたいで、そういう部分についてどう考えるかということがあるかと思います。自由にし過ぎるんじゃないかという側面も一つありますけれども、もう一つはやはりどこの学校に行っても同じだよということがもっとよくわかる必要があるし、それから地域の学校ということの大事さというのを先ほど委員さんが言われました。そのとおりだと思いますね。

その点で言うと、先ほどの議論で私ちょっと改めて感じたのは、幼稚園のときの友だち関係ということが出ましたけれども、幼稚園は学区域関係ないんですよね。私立が多いということもありますから、送迎自動車で行って、お友だちができて。もう一つはそういうことを考えたときには、やっぱり地域の中で遊べる環境をつくるのがすごく大事だなというのはもう一つあります。そういう関係の中で親同士のつながりもできてくるし、というのは一つ大事だなというのも改めて思いましたけれども。もう一つはやはり、小学校あるいは中学校でもそうだと思うんですけれども、どこへ行ってもそんなに変わりないんだっていうことが、もう少し強調される必要があるんじゃないかなと。その上で、問題が起きたときに、変われないというのは困りますから。変われるということも大事なんですが、ガチガチにしてしまうとまた難しいとなるのは、会長がおっしゃるとおりだと思いますし、そのあたりは確かに難しい問題なんですが、子どもと地域との関わりということをもっと議論した方がいい部分があるのかなと。小学校は地域にとっても非常に貴重な施設ですから、地域の方からも欲しい施設ですよね。空間としても、それから施設としても、子どもたちのためにも必要ですし、安全性の問題等々からいっても、地域の学校に行った方がいいですし、地域の力を発揮していただく、あるいは地域の力をつけていくという点でも小学校と地域の関係というのはすごく大事だと思うのですね。そういう観点で先ほど出たように半分になるのはちょっとあんまりですし、そういうことも含めてそのあたりの議論ができればいいのかなというふうに思っております。

○会長

どうも、ありがとうございます。

ほかに、いろいろ切り口を出しておいていただいた方が、多分部会の方でまとめやすいのではないかと思いますね。何かございますか。

○委員

先ほど、区立小学校ＰＴＡ連合会の委員さんも区立幼稚園ＰＴＡ連合会の委員さん

もおっしゃってましたし、町会長の委員さんたちもおっしゃっていましたけれども、やはり地域があって、子どもがいての学校だと思うのですね。私も、大分昔の話になりますけれども、子どもが学校に行っているときに、子どもというのはやっぱり親が学校に来てくれる、学校のことをよく知っているというのは、すごく喜ぶのです。そういった意味では、ＰＴＡの役員のなり手がいないとか、仕事をしているからとか、いろいろあると思いますけれども、子どもにとってはやっぱり身近な場所の学校というのが安全ですし、親にとってもそれはいい環境だというふうに思うんですね。先ほど、町会長さんがおっしゃったように、親の考えで子どもが学校を移るというようなことがありましたけれども、それは私ももっと地元の学校で、学校に子どもも親も愛着を持つというような、先ほど委員の方からもありましたが、どれでも一緒だと。そこを良くしていくのが、やっぱり地域であり、親でありというのではないのかなというふうに思うのです。子どももそれから親もその中で成長もできますし、いろんな意見、地域、ＰＴＡ、その中から今回のこういった小規模校をどうするかという話の鍵があるんじゃないのかなっていうことを私も感じました。

○会長

どうも、ありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。ファミリーの話が出ておりましたけれども、私もちょっと前回の審議会に関わって、１人のメンバーとしてそういうような話を提案した方なのですけど、小規模化していったときに二つやり方があって、例えばアメリカのシカゴなんかだと、スモールスクールネットワークというのを教育委員会がつくっているのです。行政としてつくっている。だから、むしろ小さい方が教育の拠点としては効果的な教育ができるという考え方なのですね。それをネットワーク化していって、運用している。そういうケースもあるのです。だから、ネットワークというのは、何か統合のための策略だと捉えられているというのは非常に心外というか、寂しいというか、もちろん交流することが統合の前には相当必要になるという現実はないわけじゃないんだけど、何かネットワーク化すると全部統合のためだと思われて、ちょっと寂しいというか、海外まで目を向ければ、ネットワークを組むことによってその小さな学習拠点を残そうという意図的な試みもあったりして、北区でもかなり小さくなっている学校がありますね。

だから、これをどうするかと考えたときに、一つは統合という方向、その組み合わせどうするかということですね。そういう問題が出てくる。もう一つは、小さいけれども、配置的にもうここはちょっとなくすのは難しいんじゃないかというのが、仮にあった場合に、じゃあどうするのかと。その学校だけ小さくなっちゃって、しかし配置的に非常に隣接する学校というのが、例えば線路を渡らなければいけないとか、そういうところが仮にあったとすれば、仮定の話ですけど。そうすると、どういうふうにして、じゃあ集団が小さくなるのを補うかというと、これは連携しかないんですよね。だから、そういう意味で言えば、ファミリーというのはいろんな可能性を持っていると思うのです。それが、何か統合の助走路だと思われるというのは、非常に寂しい。

私も聞いたことがあるんです。私が筑波大学の教員をやっていたときの教え子がここの学校の先生をやっていたりしますんで、ファミリーというのは統合のための道具だと、みんな先生思っているよと言われて、がっかりしたことがあるのですけども、現実になると保護者の方でも、隣の学校まで例えば連携するために子どもを連れて行くとなれば、短くたって５分や１０分かかる。５分や１０分なんでわざわざ隣の学校まで引率するのか。その時間がもったいないじゃないという声が出ているという話も聞いたことあるんですね。だから、その辺の連携というのは、絶対成り立たないというふうに委員さんは考えるのか、成り立たなきゃ統合しかないんじゃないですか。どんどん小さくなっていっている。その辺は、いかがなんですかね。ＰＴＡの方なんかは、どんなふうにその辺、連携というのはもったいないというお考えなんでしょうか。

○委員

私のところは、今までは滝野川南は、中学校としては田端と新町と、小学校が滝一、滝四、滝七だったのですけど、実質、滝四はもう新町中とだけ、いわゆる小中一貫みたいな感じで、滝四の子がそのまま新町に上がるという感じだったんですね。実際に、地形的にも下と上という感じでしたから、田端中、滝一、滝七とはほとんど連携はなかったんですね。ただ、今回下に滝四だけになってしまったので、４校連というのが新しくできたのです。実際、今度、第１回目の４校連の会議があるのです。それは、今までなかったことですから、やっぱりすごい負担にはなりますね。今までやってきたことにもう一つ何か会議ができて、そこに出て、もちろん懇親会みたいなものもあるだろうし、新たなものができてしまったのです。もちろん、それをやったことによって、新しい何かが生まれて、いいこともきっとあるでしょうけど、始まりはやっぱり大変な感じがあります。元々からあってずっとあればいいこともありますけれども、今年からというものが今回できたので、それはやっぱりすごい重荷まではいかないけど、それが軌道に乗るまではやっぱり大変な感じではないかなと思います。

○会長

区立幼稚園ＰＴＡ連合会の委員さんもちょっと一言お願いします。

○委員

先ほど、会長がおっしゃっていたのですけれども、ファミリー構想が、学校統合することに結びつくのではないかという、私も実際に今幼稚園に通っているお母様方から滝五ってなくなるのでしょうって、何人もの方からそういう話をされまして、「いえ、なくならないから。大丈夫だから安心して」と言い続けてきたんですけれども、やはりそれが結びついているのかな。滝五は滝五と堀小で、その２校が堀中に行きますので、そういう学校ファミリー構想化から、そのうち滝五ってなくなってしまって、堀小と一緒になるのねというふうに結びついてしまっているのかなと、今ちょっと思い当たったのです。ですから、もうちょっと学校ファミリー構想とかを、もう少し皆さんに詳しく知っていただきたいなと思います。

よろしくお願いいたします。

○会長

どうもありがとうございます。

今、大分時間が経ちましたけれども、ほかに意見をもう少しお聞きしたいと思います。

○委員（企画部会長）

先ほどの、指定校の問題は確かに難しいとは思うんですが、ちょっと私の理解ですと、世代間の格差みたいなものも結構あるのかなというような感じもするんです。やっぱり、地域に長く住んでいらっしゃる方は、何で自分たちの孫の世代が自分の地域の学校に行かないんだということを強くおっしゃる方も多いですし、ただ保護者の世代だと、割と気安くと言うと言葉が悪いのですけれども、自分の子どものことを中心に考えた場合に、割と選択が一般化しているような感じも受けるのです。ただ、北区の場合は他の区に行くという例はちょっと余り聞いていないので、多いですか。

○委員

私の場所なんかは、今回の中学校の統合に当たって多いです。

○委員（企画部会長）

そうですか。そうしますと、実際に既に選択がなされているという現状をどう考えるかによって適正配置が大分変わってきてしまうんですよね。ですから、今の議論、これまでの議論ですと、その地域に根ざした公立学校ということで、非常に北区らしい学校ファミリーの基盤にある考え方にもなっていると思うのですが、ただ同時に親の世代のことを考えると、その選択に何らかの形で制約を課すということがちょっと現実的なのかということを考えると、今回のご議論ですと、制約を何らかの形でつけた方がいいというご議論が多かったような気もしますが、そういうことが実際に可能かどうかということについて、実際に可能かどうかというか、そのことを逆に指定校の制度を強めていくことになるのですかね、そういうような選択肢が可能なのかどうかということについては、ちょっとご議論いただきたいと。

○委員

今の投げかけですけれども、私は中学校のＰＴＡ会長をしたのですけれども、今回統合に当たって滝中と紅葉中と飛鳥中が２校になるというふうな選択になりました。それによって驚きましたのは、開けてみたら紅葉中学校は４０名しかいなかった。さて、この今まで来た子どもたちがどこへ行ったんだろうということで、大変寂しい思いをいたしました。聞いてみますと、豊島区へ行っているんですね。豊島区の中学校に友だち同士で、あるいは自分が入りたいクラブ活動がないからとか、いろいろな理由はあったとは思いますけれども、そういう形で他区へ移動したというケースは教育委員会でも十分承知していると思うのですが、これは過渡期であろうというふうに私自身は、自分自身を納得させていますけれども、でも本当に過渡期なんだろうかとい

う思いもあったりして、しかし紅葉中学校がまた新築されれば、そこに地域から戻ってくるだろうという期待はしながらですけれども、そこのところのいわゆる保護者が思う子どもの学校選びということになりますと、この指定校変更なり、何なりのいろいろな意味での問題点をはらみながら、この議論はしっかりしないといけないのではないかという思いを持っています。

○委員

統廃合をやるときに、統合されるようなところの学校のＰＴＡの方からいつも聞くのですけれども、北区は指定校ということで、昔からそうですけれども、ほかの学校にも小学校はここの学校、中学校はここの中学校と地域で決められている。だから、ほかには行かないという感じをみんな持っているわけです。ところが、いわゆる統合される皆さんから聞くと、そのことがきちっと守られれば、うちらは統合されないでも済むような規模の学校なんだと。ところが、どうしても指定校を、割と教育委員会で変更をどんどん認めていく、そういうことによって実はほかへ行ってしまって、自分のところはそれこそ座視できない状況になってしまって、統合という形になっていると。どうもそこの制度の運用の仕方のところが、ある意味矛盾する部分があるなと私は思っているんです。

もちろんそこには、一つはやっぱり動いていくときに、指定校変更で動いていく、先ほど委員もおっしゃいましたけども、私は随分噂で流れている、そういうケースが多いなということも一つ感じています。

それからもう一つ、先ほどのいわゆる選択制の問題にちょっと絡んでくるのですけれども、その選択制をやっているいわゆる区と、それから北区は選択制をやっていない指定校制度を取り入れている学校を比べて、その選択制のところの方が実は移動が少ない。いわゆる北区の方が３ポイント高いですよという話なのです。私は、一つ思うのは、やっぱり情報を、先ほど噂でどんどん動いているということも一つあるのですけれども、もうちょっと学校が情報をしっかりみんなに出すべきだと思っているんです。これは、選択制の学校というのが、自分の学校はこういう学校ですよということを絶えずアピールしていると。こういう学校だから来てくださいとかということをやっているわけです。そこの中で、だんだん落ち着いた感じで恐らく私は２割なんだろうなと、移るのは。という感じを持っています。

ところが、北区の方は、学校の情報は余り流れないので、それで噂だけであそこの学校がいいとか、ここの学校がいいとかということで流れていくケース、それと親御さんが、子どもさんはわかりませんからね。だから、そういうことで流れていくというケースが一つあるのかなと。それだったら、私はもっと通学区域ということを縛らなくてもいいんだったら、もうちょっと学校はＰＲをして、うちの学校はこういう学校ですよということをすることによって、そういうことは解消されるのかなという感じを一つ持っているのです。そこらあたりが、絶えずいつも統廃合のときにみんなが、ＰＴＡの人が言うのに、繰り返しますけれども、小規模校になった学校を見ても、指定校を見てみますと、いわゆる統合しなくてもいい水準の生徒さんがいるんですね。ところが、統合をするんじゃないかと言った途端に、どんどん流れていってしまって、

実際にはそこで３０人も、４０人も。今回の中学校なんか見ていましても、そこに指定校で行かなければいけない中学校以外に、さっき委員も言っていましたけれども、かなり流れてしまう。それは、私の方の地域なんかを見ていましても、そこにいればいいのになと思うのだけれども、もう統合するからということで、噂でどんどん流れているというケース。

どうも、そこらあたりが指定校の問題とそれから指定校をきっちり昔はやっていたからそういうことはなかったけれども、緩むことによってそういう状況が出てきているんじゃないかなということは一つあるのかなということを今考えていますけれども。

〇会長

どうも、ありがとうございました。

校長先生とか、主幹の先生がお見えになっておりますので、学校の方でちょっとご意見をお１人ずつお願いできればと思いますので、申しわけございませんけど、校長先生からお願いできますでしょうか。

〇委員

今までずっとお話を聞かせていただいて、難しい問題だなということをつくづく感じます。なぜかと言いますと、私たちと言ってはいけませんね、私の立場で言いますと、来る者は拒まず、去る者追わずというのが正しい状況です。これは、変な意味ではなくて、まさに公立学校が置かれている立場なわけです。ですから、例えば本校に就学を許可された児童が入学や編入学をしてくるという場合には、これはよほど学校がひっくり返るような状況じゃない限りは、それをお受けしているわけです。その結果が、他校と比べての人数のことになり、今日もこの中に出られている委員の方から見れば、ある種、敵のような学校かもしれませんが、私たちとしては、私としては、そのようなことに対して非常に敏感にもなっております。来てくれるからうれしいという、それは一言ではうれしいかもしれませんが、やはり私も地域があって学校があると。学校は地域がなければないわけですから、そういう意味で言うと、本校の校長という立場で考える以前に、学校がどうしてあるんだろうということを考えると指定校変更のこともありますし、学区域制の選択制ということもありますし、そういうことも何か地域が大切であるというアピールをもっともっと、今私たち、学校という立場からしてもしていかなければいけないなと。私が勤める小学校の場合は、過去から他の学区域からの通学者が３割以上おりました。こんななだれ現象を起こすような時代でない前からも３割以上の学区域外通学者がいたという学校ですので、学校としてはそんなに変わってはいないんだと思うんですけれども。周りの学区域の学校にある意味では迷惑をかけているということになってしまう形になっていますので、そこは複雑だと思います。

ただ、くどいようですけれど、地域性とか地域にある学校としての立場、それから地域がいかに子どもたちを育てていくために必要な場所であるかということを、私だったら私の学校で、それからそれぞれの校長はそれぞれの校長の立場で、やはり啓発させていただくことは必要で、自分の学校にいっぱいいるからそれでいいんだなんて

いうことは微塵も考えていませんし、考えるつもりもありません。
以上です。

○会長
どうもありがとうございます
区立中学校校長会の委員、お願いいたします。

○委員
私の学校は、統合して３年目になるのです。元々北中学校それから赤羽台中学校、二つが統合しまして３年になります。クラスが１１から１２に今年なりまして、４、４、４と大体いい規模かなと思うんですけれども、やはり先ほどお話が出たように、大体が地元の子どもたちの小学校とかが、うちの中学校に上がるという形になってきているんです。若干の出入りはありますけれども、ほぼ地域の子どもたちが来ているということで、非常にある面では私としてはいいかなと思っているんですけれども、ただ小学校４校ありますけれども、そのうち一つは各学年１クラスのところがあるんですよ。こういうエピソードがあるんですけれども、その小学校から来た子が不登校になってしまったのです。なぜ不登校になったかと言うと、今まで小学校１クラスで、非常にその学校の先生がそのクラスをきちっとしていてくれたのでしょうね。だから、友だち関係とか、人間関係も非常にスムーズにいっていたと。ところが、中学校に上がってきたら、１学年４クラスになってしまった。今までの友だちが違うところに行っているわけですよ。中学校ぐらいなりますと部活動や何かもあると、そうしたところで新しい友達ができると。その子は、今まで一緒にいた子が冷たくなっちゃったというのです。ですから、ある程度大きな規模のクラスがあった方が、そういった人間関係を狭い中だけではなくて広くできる。これから先、やっぱりそういった能力というのは当然必要になるわけですから、コミュニケーション能力を初めとして。ですから、やはりある程度の、私としては余りこういうと敵役になってしますのですけれども、ある程度の規模があった方が、子どもたちにとっていいんじゃないかなと。ですから、できれば地元の学校に小中は通うというのが私は順当だと思いますので、そのままになってくれないかなとこう考えております。
指定校変更のところについては、ちょっと中学校と小学校ではまた大分違うと思うのですね。事由が違いますから、なかなか見えないのですけれども、とにかく、地元の子が来てくれて、そこでなるべくクラスがある程度確保されている中で、子どもたちが育っていければ非常にいいなと、こう考えています。
以上です。

○会長
どうもありがとうございました、貴重なご意見。
第三岩淵小学校の先生、お願いします。

○委員

今までいろいろお話、やはり伺ってきて、我々普通の先生をやっている立場で言うと、小学校の場合、やっぱり地元というのが一番、学習においても身の周りのところを見学に行こうとか、近所の公園とか、そういうところから始まって、やはりそういう学習を進めていきながら地域に愛着を持ってやっていくと、やっぱりそういうことを考えると地元に根ざしたというものは、すごく必要だろうなと。ただ、自分も子どもの親として、私は板橋に住んでいて、選択制の区にいるわけですけれども、やはりそういう中にいると、どの学校に行かせようかと、やっぱり考えている自分がやはりいるんです。先ほどの話ではないですけれども、この親の世代の考え方が、自分は先生としてこの地域にいながら、自分の子どもについてはそういうふうに考えているところが非常に矛盾を感じながらも、結局自分の学区域の小学校、中学校に行かせているわけなのですけれど、やはりそういうことは考えていると。そこを、だから縛っていく、強めていくというふうな方法だけではやはりだめなんだろうなということは感じます。

あとは、やはり子どもが少なければ、我々教員、少ない人数だったら、少ない人数の利点を生かしたこともできるし、多い人数であれば多い人数の利点を生かしたところもできる。でも、両方にやはりマイナス面もあるので、そこのところはどちらがいいかということは一概に言い切れない部分があるなと、そこら辺はやはり皆さんのお話を伺いながら、いろいろこれから先考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

〇会長

どうもありがとうございました。

それでは、桐ヶ丘中学の先生、よろしくお願いいたします。

〇委員

同じく桐ヶ丘中学校ですけれども、やはり統合して３年目なんですが、統合して、やはり一番いいのは活気が出てきたということです。学校行事、運動会、文化祭とか、そういったものが非常に子どもたちの人数が多いと盛り上がります。昔の大きな学校はそうだったというようにお話がありましたけれども、非常にそういった感じでいいですね。部活動等もやはり競争が激しくなったりして、人間関係も豊かになっているし、いいことがたくさんありました。

ただ、一点だけ、理想的には地域の中にある学校ということで、本当に地元の生徒が全部来てくれればいいんですが、いろいろな事情で北区の王子地区、それから浮間地区等からも生徒が来てくれるんですけれども、やはり人間関係がうまくいかなくてという部分がありまして、これは区全体の生活指導主任会というのがあるんですけれども、その中でも、いろいろな地域から来てくれるのはいいのだけれども、どうも生活指導面で難しくなっている部分もあるねというような話題も出てきているのは確かです。

ただ、大きな目で言いますと、北区全体がこの地域でありますので、その中でどのように我々が指導していい学校をつくっていくか。学校ファミリーも同じですね。小

学校が地域に四つありますけれども、やはりその地域で４つの学校の小学生が全部うちの学校に来てくれるように、日々努力していかなければいけないんじゃないかなということで頑張っている状態です。

以上です。

○会長

どうもありがとうございした。

大分時間が押し詰まってまいりまして、いろいろな立場で非常にたくさんのご意見をいただきまして、これを少し整理させていただきまして、部会の方で次回の審議会に向けて資料等をつくらせていただきたいと思います。

それでは、これでよろしゅうございますでしょうか。９時５分前になりましたので、次回日程を事務局の方でご説明いただいてよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○学校適正配置担当副参事

長時間にわたりまして、真摯なご議論ありがとうございました。

それで、ただいまお話がございました次回日程でございますが、本日６月１８日ということで、間に１回企画部会を入れまして、今現在考えている日程が７月３０日水曜日、もしくは２９日の火曜日、いずれも時間帯といたしましては、１９時開会ということで、今第一候補といたしましては、７月３０日で考えさせていただければというふうに考えておりますます。

会場等につきましては、これだけの委員さんの数、それから私ども事務局幹事等々の面がありますので、会場が限られますので、後ほどまた確認をして日程とともに、きちんとお伝えをしたいと思いますが、３０日でできればやらせていただければなと思います。その前に先生方と今日の意見を踏まえた形で企画部会をセッティングいたしまして、その中でご議論をしていただきまして、次回の審議会に結びたいと、かように思うわけでございます。

以上です。

○会長

どうもありがとうございました。

それでは、長時間にわたりまして熱心なご議論をいただきましてありがとうございました。

以上を持ちまして、本日の会議を終らせていただきたいと思います。

長時間にわたりありがとうございました。

東京都北区立学校適正規模等審議会（第３回）議事録

日　　時：平成２０年7月３０日（水）午後7時００分～午後8時５８分
場　　所：赤羽会館４階　大ホール

出席委員：

【学識経験者】　葉養会長　　屋敷委員　　藤井委員　　貞広委員
【区議会議員】　横満委員　　黒田委員　　小関委員　　本田委員
福田委員　　安田委員
【区内関係団体代表】
鈴木委員　　松本委員　　高木委員　堀越委員
西村委員
【区立学校教職員】
林　委員　　佐々木委員　　佐藤（昌）委員　　宮古委員
【区職員】　清正委員　　伊与部委員
【専門調査員】　西村専門調査員
（幹　事）　伊達教育改革担当部長　小林庶務課長
飯窪学校改築担当課長　田中学務課長
濱崎特別支援教育担当副参事
矢口指導室長（教育改革指導担当副参事兼務）
蛭田教育未来館長（教育改革施策担当副参事兼務）
茅根教育改革担当課長（学校適正配置担当副参事兼務）

（欠席委員）池田委員、磯委員、佐藤（昇）委員

次　　第

１　開会
２　議事
（１）第２回審議会議事録の確認
（２）企画部会について
（３）審議会の検討の進め方について
３　その他
４　閉会

○会長

定刻になりましたので、あと二、三名お見えになる予定でございますけども、第３回目の審議会を開催させていただきたいと思います。

まず開会の冒頭に、事務局から出欠等の予定、それから机上配付の資料等につきまして、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○学校適正配置担当副参事

皆様、改めましてこんばんは。学校適正配置担当副参事でございます。本日もよろしくお願いいたします。

審議会の構成そのものは２４名でございますが、現時点で２０名の委員の皆様にご出席いただいております。審議会条例で規定いたします定足数は満たしておりますので、本日は成立ということをまずご報告をさせていただきたいと思います。

続きまして、本日机上の方にご用意させていただきました資料の確認をさせていただきます。

まず、第３回東京都北区立学校適正規模等審議会の次第でございます。

その次に、Ａ４横でございます。右肩に参考と書いてございますが、本日第３回審議会でご議論いただきたいポイント。

続きまして、資料１、諮問事項・諮問理由から想定される主な論点。

資料２、東京都北区立学校適正規模等審議会第二次答申の概要。

資料３、学校適正配置に関わる第二次答申以降の経緯。

資料４、小学校ブロックモデル案。

資料５、第二次答申以降学校適正配置に関わる会議体。

資料６、東京都北区立学校適正配置における統合のルールに関する要綱。

資料７、区立小学校の適正配置に向けて（イメージ）。

資料番号を振ってございませんが、最後に、北区学校ファミリー構想概要のパンフレットを置かせていただいております。

もし不足等ございましたら、お手を挙げていただければと存じます。

私の方からは以上でございます。

○会長

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

１番目が、第２回審議会議事録の確認でございます。事前に事務局より皆様あてに、発言者名を入れた議事録が送られていると存じます。この内容につきまして、修正等ございますでしょうか。まだしばらく時間があるかと思いますので、後日でもお気づきの点ございましたら、事務局の方にお届けいただくということで、とりあえずご了解いただいたという扱いでよろしゅうございますでしょうか。

（異議なし）

○会長

どうもありがとうございます。それでは、議事録の修正等につきまして、事務局の方からお願いします。

〇学校適正配置担当副参事

ただいま、特にこの場では、ご修正の方はご依頼ございませんが、前回同様、１週間ほどお時間を設けさせていただきまして、何か修正ございましたら、ちょうど来週水曜日８月６日までに事務局の方にご連絡いただければと思います。その後、前回同様、発言者名を消した形でホームページへの登載、教育委員会事務局への配置を行いたいと思います。

私の方からは以上でございます。

〇会長

どうもありがとうございました。

〇委員

今日、改めてホームページにアップされたのを読んでいたんですけれども、やはり若干誤字脱字がありますね。校正の方ひとつよろしくお願いしたいということ。内容についてはあれなんですけど、誤字がありましたので、ひとつよろしくお願いします。

〇会長

どうもありがとうございます。細かくチェックするようにさせていただきたいと思います。どうも失礼いたしました。

それでは、（２）の企画部会について進めさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

それでは、企画部会の報告に移らせていただきたいと思います。企画部会長からご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇委員（企画部会長）

前回のこちらでの審議会の議論を受けまして、７月３日木曜日に第３回の部会を開かせていただきました。多面的に論じたんですが、３点ほどご報告させていただきたいと思います。

まず１つは、前回のこの会議のときには、指定校変更制度について大分ご意見をいただきました。この審議会では、一方では、指定校変更制度の運用をもうちょっと見直した方がいいんじゃないかというご意見が多く出されたというふうに思っております。ただ、一方で、指定校変更制度というのは、国の規制緩和の流れでありますとか、あるいは保護者の学校選択の問題でありますとか、重要な論点も含んでいますので、そういう面と、北区なりの地域ニーズの調和の仕方、あるいはコミュニティ形成という視点で、指定校制度をどのように考えていくのかという、そういう議論がこれから必要なんじゃないかということを部会で話し合いました。以上が１点目です。

それから２点目は、これから適正配置について考えていくにあたって、ブロックごと

に考えていった方が具体的で議論しやすいんじゃないかというようなことも議論いたしました。これは実際の今の小規模校を適正配置の対象にするということではなくて、あるブロックの中で子どもたちの数に見合ったより適正な教育環境を築くためには、ブロックの中でどのように学校を配置した方がいいのかということ。前回のこの審議会での議論の仕方なんですが、そういうブロックごとに議論していくというのも１つのやり方なんじゃないかというふうな議論をいたしました。

ただ、これからが３点目ですが、今回、この第３回の審議会では、もうちょっと進め方自体について議論していただいた方がいいんじゃないかということになりました。適正配置というのは、一方では、どこにどの学校ということも重要ですが、どのように適正配置を議論していくのかということも一方では重要だと思われます。

事務局から出されている主な論点の中にも、答申後の進め方のイメージというのが出ております。前回の審議会では、指定校変更制度について大分議論していただきましたので、今回は、答申後の進め方のイメージですね。というのは、中学校で一度、北区の場合は大きな適正配置が行われていますので、それをどういうふうに評価するかというようなことで、小学校での適正配置の進め方についてご議論いただいた方がいいんじゃないかというような議論をいたしました。

以上、３点だけご報告させていただきます。

〇会長

どうもありがとうございました。

事務局の方から何か補足したい点はございますでしょうか。

〇学校適正配置担当副参事

特にありません。

〇会長

それでは、ただいまの部会長からの報告につきまして、まずご検討いただければと思いますけども、いかがでしょうか。企画部会の方では、繰り返しになりますけど、進め方ですね。どういう形で審議会を方向づけていくかというあたりについての議論がされたということだろうと思いますが、ご質問等含めて何かご意見等ございましたらお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

〇委員

議論の仕方のイメージがなかなか浮かばないのですが、文字面を拝見しますと、最終答申後の進め方のイメージとなっていますよね、①のところでね。そうすると、つまり、私たちがここで議論した結果を受けて、実際の適正配置をどのように進めるかということになるんですが、そのあたりは前回の第二次の答申後の動き等々をもう一回イメージする必要があるのかなということもありますし、私の頭ですぐピンとくるのは、それぞれのブロックごとの適正配置計画が出されたときに、滝野川南ブロックだったかな、ここは小学校が巻き込まれたということで、当該校から相当な反論が出

て計画変更になった、案が変わったということがあったんですけれども、そういう事態も含めて、議論の仕方も含めて、もう一度考えた方がいいのかなという意味でのご提案なのかなというふうに若干受けとめた側面もあるんですね。

そのあたりは、特に小学校の場合は、会長が第二次のときにもよくおっしゃっていらしたし、やっぱり小学校の場合は歴史も相当古いので、地元に縁の深い方々がたくさんいるので、逆に言うと、反発とか、反論とか、そういうことも非常に大きくなりますので、そのあたりも踏まえてしっかりとした議論をするという点では、私は、答申後の進め方も大事なんですが、答申までも相当オープンな議論が必要なのかなというのを最初に思い、そう思っています。

そんなことで、第二次答申以降の経緯というのが前回示されましたけれども、もう一度思い出す意味で、さらってから議論に入った方がいいのかなというふうにちょっと思いました。

○会長

どうもありがとうございます。

企画部会長、いかがですか。

○委員（企画部会長）

今まさに委員がおっしゃったそのことを我々も想定しています。同じイメージです。

○会長

よろしゅうございますか。ほかにどうぞ。

○委員

しばらくぶりの適正審なものですから、ちょっとピントが外れるかもわかりませんが、今後の進め方ということなんですが、この学適審でどこまで全体のイメージを保護者、区民に具体的に提案をする必要があるんだろうというふうに思っております。

というのは、ただ基本的な方針だけが定まって、じゃ具体的に小学校それぞれのブロックごとにどこをどういうふうに統合するんだということになりますと、保護者にとっては、憶測やらの中で、いろんな心配事だけが増幅されるということが心配をされます。

したがって、この学適審というのは、ブロックごとに具体的な校数も含めて提示をする必要があるということと、学適審の答申が終わった後に、いわゆる事務局の段階で、より具体的な案を区民の前に提示をすることが僕は必要かなというふうに思ってございます。

校名の問題だとか、校章の問題とか、校歌の問題だとか、制服の問題だとかも含めて、ブロックごとに議論をするのはいいと思うんですけども、ブロックごとの議論の中で保護者に負担をかけることが本当にいいことなのかどうか、ちょっと僕自身は懸念されます。

○会長

どうもありがとうございました。

（３）の審議会の検討の進め方についてという議事の中で、企画部会の報告もされている関係がございまして、どうしても（３）と絡んでくるのですが、（３）の方をまず資料説明させていただいて、（２）もひっくるめて議論させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

（異議なし）

○会長

どうもありがとうございます。（３）の方の審議会の検討の進め方についてということで、資料が用意されております。まず事務局の方から資料説明をお願いできますでしょうか。

○学校適正配置担当副参事

それでは、今、委員の方からもお話が出ましたが、本日の資料の説明の方に移らせていただきたいと思います。

まず参考と右肩に書かせていただいた、本日ご議論いただきたいポイントということで、こちらのようにお示しをさせていただきました。前回、６月１８日の第２回の審議会でお示しさせていただきました諮問事項・諮問理由から想定される主な論点、これはこの後の資料１でございますが、それを踏まえて、今回第３回では、区立小学校の適正配置を念頭に置いた最終答申後の進め方のイメージ、検討・協議体制ですとか、そういったもののイメージにつきまして、委員の皆様からご意見、お考え等をお聞かせいただければというふうに考えております。

それと、２点目といたしまして、最終答申後の進め方のイメージを考えていく中で、これまで中学校の適正配置を進めてまいりましたが、実際、第二次答申以降進めてきた適正配置に関しまして、お考え、感じたこと、それといろんなところでいろんなお話も当然耳にされているかと思いますが、そういったことも含めまして、それについてお話をいただいて、さらに、具体的な評価ですとか、評価についての実施方法について、もし何かお考え、ご意見等あれば、それは賜りたいというふうに考えております。

それと、今回の諮問事項、それから諮問理由の中に直接は触れておりませんが、前回の第二次答申の中で、北区独自の教育システムとして、北区学校ファミリー構想を策定しております。今、区内の中で、１３のサブファミリーでいろいろな活動をされているんですけれども、それにつきましても、いろんなお立場で関わっていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるかと思いますので、ご意見、お考え等をお聞かせいただければというふうに考えております。

１枚おめくりいただきまして、資料１でございます。

これにつきましては、前回の第２回の審議会でもご用意させていただきましたが、諮問事項・諮問理由から想定される主な論点といたしまして、大きく４点お示しをさせ

ていただいております。

ただいま申し上げました第二次答申以降の中学校の適正配置に関する総括、それと、前回、第２回の最も中心的な議論になりましたが、指定校変更制度の運用、またそのあり方ということでございます。３点目は、通学区域ということで、現状、１つの小学校が複数の中学校の通学区域にまたがっているケースが、６ケースか７ケースだと思いますが、ありますので、そういったものについて、地域との関わりについてどう考えるか。４点目が、本日の一番の主眼でございますが、答申後の進め方のイメージということで、ブロック単位での協議会方式、こういったものを前回ご提案させていただきました。

資料２でございますが、今回の審議会も、平成１４年１１月の第二次答申を基本的には受けながらご審議をいただくといった考え方でございますが、その答申の概要をお示しさせていただいております。

諮問事項は、お示しのとおり大きく２つございます。

概要の１点目といたしまして、適正配置の基本的な考え方と区内のブロック化ということで、適正な規模を確保しながら、適正配置を構想する単位として、区内をブロック化するという考え方が示されております。適正配置の検討単位として、中学校につきましては、現在の中学校の通学区域をもとにしました７ブロック、小学校については、連合自治会の区域をもとにいたしました８ブロックを設定しているところでございます。

それと、第二次答申では、適正配置の実施についての基本的な考え方ということで、まず着手のルールということで、北区全体で新しい学校づくりを目指すといった考え方のもと、学校ファミリーにまず着手をいたしまして、その中で中学校を優先する適正配置、それと、話し合いのルールといたしまして、ブロック単位の協議会の設置、それと統合校は原則として新校、３点目といたしまして、このルール自体を条例または規則等できちっと制定をするといったことでございます。

３点目につきまして、北区学校ファミリーの構想ということで、こちらにつきましては、小学校、中学校の通学区域の重なりを利用しながら、学校ネットワークを構築していくという構想でございます。より広い通学区域、広いエリアを考えて、その中で、これからの時代に即応した教育の体制を構築する。そういったものが第二次答申の中で概要として示されているところでございます。

資料３でございます。こちらにつきましても、前回の審議会の中でもお示ししたかと思いますが、第二次答申以降の経緯としてお示しをさせていただいております。

まず、一番上は、平成１４年１１月の第二次答申でございます。恐縮でございます。１枚飛んで資料５でございますが、資料５もかたわらに置きながらごらんいただければと思います。

資料３の方の北区立学校適正規模等審議会第二次答申の後、７地区８ブロックと書かれておりますが、教育環境整備協議会ということで、ブロックごとで協議を重ねてきたところでございます。こちらにつきましては、資料５の方の四角にも書いてございますが、区内をブロックに分け、それぞれ学校関係者、地域代表者で構成される協議会を設置し、検討を進めてきたところでございます。

この協議会につきましては、平成１５年８月から平成１７年３月までに、その８つのエリアの中で、こちらにお示しいたしました３つのエリアで協議がまとまったところでございます。

ちょっと行ったり来たりで大変申しわけないのですが、資料３の方でございますが、この教育環境整備協議会の方で、議論はもちろん十分されたと思うのですが、結果としてまとまり切れなかった部分につきましては、この３つ目の四角でございますが、北区学校適正配置計画（案）というものを１７年１２月に策定をさせていただいております。これは、平成１７年１０月に公表をいたしまして、パブリックコメント、地域説明会等を経まして、１２月に策定をしたものでございまして、赤羽東、王子西、豊島・堀船、滝野川西、滝野川南という、この５つの地区についてのそれぞれの適正配置の考え方をお示しさせていただいたところでございます。

この適正配置の計画に基づきまして、その下でございますが、学校適正配置計画（案）各地区検討会ということで検討を重ねてきたところでございます。

資料５にまたお戻りいただきたいんですが、真ん中の学校適正配置計画案検討会ということで、地区ごとに検討を重ね、こちらにつきましても、学校関係者、地域代表者で構成をされる会議体の中でご議論をいただき、平成１９年３月の赤羽東を最後に、すべてにおいて合意をされたところでございます。

それで、その後統合ということで、具体的な統合に向けて今、進んでいるところでございますが、資料３の方で「〇〇中・△△中統合推進委員会」と書かせていただいておりますが、それぞれ今度は、地区と申しますよりも、統合する当該校の関係者、また、その通学区域内に立地する小学校のＰＴＡの関係者等々で構成される会議体でございます。

こちらにつきましては、校名ですとか、標準服ですとか、学校施設ですとか、通学路の安全確保ですとか、それぞれ部会を設置いたしまして、具体的な検討をしているところでございます。

この統合推進委員会そのものでございますが、現在、平成２０年度で基本的な検討を終えまして、中学校につきましては、平成２１年３月で中学校の適正配置、またそれに伴う統合はすべて終了といったところでございます。

資料４の方をごらんいただければと思います。資料４の方は、第二次答申のときに、小学校のブロックモデル案ということで、連合自治会の区域を組み合わせたモデルということで、北は浮間から滝野川東まで８つのブロックということで、概ねこういったブロックということで、第二次答申で示されているところでございます。

資料６の方になりますけれども、こちらは、具体的に適正配置における統合のルールに関する要綱といたしまして、区の方で平成１５年に定めさせていただいているものでございます。

第１条は目的でございますので、割愛させていただきますが、第２条といたしまして、ルールといたしましては次のとおりということで、３項目ございまして、統合は、学校の規模、ここで言う規模は、校舎、校庭の面積、児童又は生徒の数等を言うわけでございますが、規模及び設置時からの経過年数、通常、校歴と呼ばれているものですが、これらに関わらず、対等統合とすること。

２点目といたしまして、統合校は、新校とすること。

３点目といたしまして、新校の校名、校歌及び校章は新たに定め、校歴は新校設置のときから起算することといったことがルールとして定められております。

第３条といたしまして、関係者における合意の尊重ということで、適正配置に係る関係校の児童又は生徒の保護者等において前条第三号と異なる合意がなされた場合には、この規定に関わらず、その合意を尊重するといった規定でございます。

資料７でございます。こちらは、第二次答申以降の流れをあてはめるとこういうイメージなのかなということで、あくまでイメージという形で書かせていただいております。

こちらの左側の方に網かけになっている部分は、いわゆる審議会でこれから進めていく作業と申しますか、項目でございます。その後、学校関係者ですとか、地域関係者等による協議体を設けまして、ご議論をしながら、その協議結果をもとに区で検討して、それぞれの適正配置計画の案といった形で公表していくイメージでございます。その案に基づきまして、説明会ですとか、パブリックコメント等実施をしながら、区民の皆様のご意見等を伺いながら、最終的に適正配置計画の策定・公表、それに基づく適正配置の実施といったもののイメージでございます。

最後でございますが、学校ファミリー構想の概要ということで添付をさせていただいております。こちらは、今年度に入りまして作成をいたしましたパンフレットでございます。

改めましてポイントだけご説明を申し上げますと、学校ファミリーとはということで、１ページの１番でございますが、通学区域の重なる幼稚園・小学校・中学校から作られる近隣複数校のネットワークで、１校だけではできないことを複数校の協力によって、質の高い教育を実現しようという、そういったものでございます。このファミリー構想は、１ページの中段のところにございますが、平成１５年６月に策定をされているところでございます。

１枚おめくりをいただきまして、大きな２番でございます。北区学校ファミリーのねらいということで、３点お示しをさせていただいております。それぞれキーワードといたしまして、各学校が開かれた存在へ変化し、いろいろな関係機関や他校と結ぶということで、そういった中で、ともに学び合う体制をつくっていく。そのことによって、常に新しい教育課題にチャレンジをしながら、自己革新をし続ける新しい学校づくりを目指すといったものが１つ目のねらいでございます。それと２つ目でございますが、地域の拡大、エリアの拡大を図りながら、その利点を生かして子どもたちの学びをより豊かなものにしていく。大きな３点目のねらいでございますが、学校間のネットワークだけでなく、さまざまな機関との連携等幅広い連携を生み出しながら、広域的なエリアの中で、教育・子育てのネットワークを築き上げていく。この３点が学校ファミリーのねらいでございます。

その学校間連携によって得られる５つの効果ということで、５点ほど掲げております。教育課程の面、それと学校運営の部分、それと子どもの学びの面、あと教員の資質向上の面、最後でございますが、健全育成の面ということで、この５つについて、学校連携による効果が得られるといったことを位置づけております。

右のページの方に行きますが、４点目といたしまして、具体的な活動ということで、こちらは例示をしております。各地域における取り組み、さまざまございまして、地域の課題等に応じながら、これら幾つかを実施していくといったところでございます。

一番最後のページでございますが、エリアの設定ということで、学校ファミリーでは、中学校１～２校と幾つかの小学校、幼稚園からなる組み合わせをサブファミリーと呼びますということで、地図の方でお示しした状況でございます。平成１５年６月の策定時点では、１６のサブファミリーだったと思いますが、現在は、学校統合等進みまして、北の浮間中から田端中のサブファミリーまで１３が構成されているところでございます。

最後に、今後の目標ということで、この学校ファミリーそのものは、学校改革だけでなく、地域の再生・変革にまでつながる、そういったものが非常に重要だというふうに考えていると。そして、そういったものを通じまして、また地域との連携を通じまして、子どもたちの学びに生かす。そういったものを今後の目標として今後も進めていくといったことを、こちらの方で挙げさせていただいております。

私の方からは以上でございます。

○会長

どうもありがとうございました。

この領域、大変長い委員さんは、何となくじれったいという印象をお持ちかもしれません。まだ入り口のところでどうするかという議論を企画部会でもしている状況でありまして、最終的には、資料７にございますように中間のまとめを審議会としてつくらなければいけないし、公聴会等、区民意見聴取を経て最終答申まで持っていかなければいけない。最終答申というのは、どこまで盛り込むのかとか、大体中間のまとめまで持っていくプロセスをどう築いたらいいかと。ここら辺も何か固まったものがあるわけではなくて、どういうふうに進めていけばいいか。特に今回小学校が中心で、幼稚園を出たばかりの子どもがいる学校ですので、中学校とはおのずからちょっと違う可能性もある。だから、そこら辺の違いも踏まえながら、どういうふうに詰めていくかというあたりで、まだ率直に言って立ち往生しているようなところがございまして、おさらいのような資料になってしまっているわけです。

ぜひ、いろんな角度からご議論いただきまして、また次回以降どう進めたらいいか、前進するための手がかりを与えていただければと思うんですが、この資料説明につきまして、何かご質問等ございましたら、まずお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか、あるかもしれませんけれども。それでは、検討ということで、自由にどんな角度からでも結構でございます。ご意見をいただければと思います。特にこの点についてということで、絞り込む段階までまだ来ておりませんので、フリーディスカッションのような形で、今日も、ご意見をいろんな角度から出していただければと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○委員

先ほど企画部会の方でも説明をいただいたわけですけれども、前回も私は、指定校変更とか、その辺についても少し触れたんですけれども、今日のこの第３回審議会の議論のところに書いてあるんですけれど、中学がいよいよ２１年で終わろうとしています。そんな中で、第二次答申を受けて、北区独自の教育システムの構築ということで、北区学校ファミリー構想についても、これは大変よくまとめていただいたものですから、前の厚い本を読んでいるときよりは、今日はどんと胸に落ちたわけですけれども、このあたりを中心にしながら、中学校の適正配置に関する総括というところがありますので、私どもの受けとめというよりは、教育委員会として、この総括はいただけるのかどうかということ。そこがいただけると次に進めるのかなというふうに思います。

〇会長

総括ということでいかがでしょうか。

〇委員

進行中で申しわけありませんが。

〇学校適正配置担当副参事

まさにおっしゃるとおり、今ちょうど、第七次に向けて統合推進委員会を２つ進めているところでございますので、まさに進行形のところですから、なかなか申し上げづらいところがあります。

ただ、どうしても今、具体的な統合推進の方の話をしているものですから、ちょっとそちらの方にシフトしたような話になってしまうんですけれども、やはり進めていく中で、ＰＴＡの方ですとか地域の方にお入りをいただきながら進めさせていただいて、私どもといたしましては、できるだけ、学校自体が地域に開かれたという存在でもございますし、まさに一体となって進めていきたいという思いでずっと進めているところでございます。

ただ、そうは言いながらも、やはりどこかで妥協と言うと変ですけれども、どちらかが譲るなり、本音のところはこうだけども、ここのところで合意をしなければいけない、そういったものが、進めていく中でかなり見えてきたのかなというところが１つあります。

それと、実際、統合を進めていく中では、例えば先ほど校名の話とか、それに伴う校歌、校章のお話がありますが、一方で、例えば中学ですから、どうしても部活が非常に鍵になりますので、部活に対する思いとか、お願いとか、お考えとか、そういったお話ですとか、あと実際はソフトの部分。そういった外形的なものももちろん大事ですけれども、子どもたちが行ってどういう教育になるんだと、新しい学校はどうなんだとか、そういったところが、私どもが統合推進委員会を進めていく中で、だんだんとこの時間の中で色濃く、保護者の方から強く出されてきているなというのは非常に実感しております。ですから、この後、小学校になるとやはりちょっと進め方も変わると思うんですけども、そういったものはきちっと何か組み込んでいきながらやりたいなと思います。

それと、正しい情報をきちっと正確に迅速に伝える努力と申しますか、私どもも、今、統合を進めていく中で、「統合推進委員会だより」というニュースみたいなものを作成いたしまして、１つの地区で、１つの学校の統合推進委員会で大体４，０００ぐらい配ってはいるんですけども、そうはいっても、やはりうわさ先行みたいなところもあるので、その辺は難しいのかなというふうに思っています。

ですから、総括になるかどうかわかりませんが、そういった課題というか問題意識は、今、私どもの方では持たせていただいています。

〇委員

今お話伺って、本当に今進行形のところでこれを伺ったんですけれども、よくやっていただいている中での思いだというふうに、私は受けとめさせていただきたいと思います。

その中で、この第二次答申を受けたその後のルールというのは非常によくできていて、このことを今後の中でどう生かしていけばいいんだろうかというふうに私などは考えているんですけれども、とにかく北区の学校ファミリー構想というのが北区内の中で根づいてきて、非常に効果を上げているところだというふうに思うんですけれども。今まで、第二次答申を受け、実現をしてきた中学校の統合という形と、小学校の８ブロック制のところで、ルールをどのようにはめていくということが一番いいのかなというふうに思っているんですけれども。その辺は、企画部会の中で先ほどブロックごとの議論というのがありましたけれども、私などは特に滝野川地区におりますので、ブロックごとになってくると非常にシビアになるだろうと思います。

それをシビアに考えるのではなくて、子どもたちの教育環境として本当に何が一番いいのかというところをしっかりと出していかないと、厳しいのだろうというようなお話でしたけれども、その辺を、私は、今後のブロックのあり方、考え方などについて、もし企画部会の方でご意見があれば、お聞かせをいただければというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

〇会長

何か事務局でというのがちょっと難しいですか。

〇委員（企画部会長）

では。確かにブロック化を今回やるというのは、現実的じゃないだろうというような判断もあったんですね。ちょっと生々し過ぎるといいますかね。ただ、一方で、先ほどご議論がありましたように、この審議会でどこまで決めた方がいいのかということは、我々にとっても非常に重要な問題だということは確かに受けとめているんですね。協議会にお任せということで済まないということになれば、ここで議論するということになりますし。ですから、先ほどご発言ありましたけれども、その辺は結構重要な論点だという理解はございますけれども、それ以外のところはちょっとまだ検討していない状況です。

○委員

そういう意味でも、今、事務局サイド、教育委員会の実際のところでの経験も踏まえて、議論すればするほどソフトの部分がという、私もそこが非常に重要な部分だなというふうに１つ思ってはいるんです。ただ、なかなか外形的というか、統合がどうしても中心になっちゃうので、そこをどういうふうにソフトの部分の議論と結びつけていくかというか、逆に言うとソフトの部分の方が私は大事なんだろうなと思いますので、この議論をどういうふうにソフトの議論にするのかなというところが大事なのかなと。

それから、実際には、前回の第二次答申以降の動きの中でもいろんなことがありました。いいルールができたなと思っていたんですけれども、現場に行くと、やっぱり大変なんです。ですから、そこをどのように踏まえるのかなというのが非常に重要になってくるんですね。例えば、この第二次の答申を出すまでの過程でも、公開でやっていても、傍聴される方はやっぱり限られていますし、実際にずっと経過を見ますと、だんだん思い出してきているんですけども、例えば教育環境整備協議会が公開でやられたんだったかどうだったか覚えていないんですけれども、つまり生の話になってくればくるほど表に出てこなくなっちゃう。そうすると、憶測が飛んじゃうというのも一方では出てきますし。

それから、適正配置計画案、つまりまとまらなかったところについて、教育委員会から案が提示されて、それが地元に発表されると大問題になったというところもありましたし。そういうところで、関わりのある人たちとどのように議論をしていくかというのが非常に大事になってくる。

確かに、しかし、先ほど委員がおっしゃったように、大変なご負担にもなる。だけど、これは納得いくまでというかな、あきらめがつくまでと言った方がいいのかしりませんけれども、きちっと議論をしていかないことには、議論し残しというか、不満が残ると後を引いちゃうというのが一番問題になりますので、やはり徹底的に議論ができる方がいいのかなとは思いますが。そういう意味では、実際に現場で苦労された方々から経験もお聞きしたい。前回、前々回も、大分苦労された方からのご意見とかお話ありましたけれども、そこのところが大事になるのかなと。

それから、この間までの議論ですと、コミュニティといいますか、親御さんといいますか、指定校変更でも親御さんの意向がとか、それから、親御さんの社会関係というか、幼稚園の子どもさんのつながりがベースになって指定校変更になっているというふうなご意見もありましたけれども。そのあたりで、特に幼稚園から小学校という段階の方々、１年生、２年生、３年生の親御さんたちは、地域との関わりという点でいうと、それほど密でない方もたくさんいらっしゃるわけで。そういったところでいうと、そういう人たちも含めて、地域との関わりが非常に重要で、教育力という言葉もありますが、その内実もまだよくわからない部分もありますし、そういったところの議論も非常に大事になっているなあと。地域で子どもたちが育っているわけですから、幼稚園や学校だけで育っているわけじゃありませんので、その辺の関わり方なんかも非常に大事だなとは思うんですけれども、学校の議論になると、どうもそのあたりが飛んじゃっているような気がするなというのを私、率直に言って思っています。

１つは、だから第二次のときの経験というか、混乱というか、苦労されたことの中身ですね、そういったものも出し合いながら、じゃあ、そういう問題をどういうふうに解決していくのかということが非常に大事になってきているのかなというふうに思っているんですけれども。

○会長

どうもありがとうございました。第二次答申以降、大分経っておりまして、恐らく、その渦中でご苦労された方はたくさんおられるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。そのときの経験談とか、あるいは非常に課題として残ったなというようなことがあれば、お話しいただけないでしょうか。

○委員

経験ということを踏まえますと、実は私は、王子東になるんでしょうか、王子小学校と王子中学校、それから桜田小学校と桜田中学校を統合したときの副座長という立場におりました。今、委員からお尋ねがありましたので、若干経験したことをお話しさせていただきたいと思います。

先ほどルールの説明がございましたが、結果的に皆さんご承知のように、小学校につきましては、王子小学校という従来と同じ名前を残す形になりました。したがって、ご説明があったルールの３項のところの関係者による合意の尊重というところを適用させていただいて、王子小学校という名前を残し、片方の小学校の名前は消える形になりました。

中学校につきましては、それぞれ旧の名前を使わないという前提で、それぞれの学校が持ち寄った案の中で、王子と、桜田の桜をとったんでしょうか、その経緯はグループでやっておりましたので私は存じ上げませんが、王子と桜田の桜をとって、王子桜中学校という形でスタートしました。

各地区からいろんなご指摘をその後受けまして、私たちはうまくいったなというふうに自己満足と評価をしておったんですが、この規約にある新校の新しい名前を使わなかったということで、大分あちらこちらから、後日、おしかりでしょうか、ご指摘をいただいたのも事実です。

しかし、そこのケースの場合には、王子小学校という名前を残さないと、恐らく統合が成立しなかっただろう。そういう地域の実態がございまして、王子小学校という名前を残しました。先ほどどなたかおっしゃったように、小学校の統合ということで、地域と大変密着した濃い関係が発生してまいりますので、そういう中の経緯かなということだと思います。

特に特異なケースで、いち早く中学校と小学校を同時に統合させていただきました。これは、当時の片方の桜田小学校というのが、既に１年生が１学期で５人ぐらい、１学期が始まったら、１人欠け、２人欠けということで、２人、３人になってしまう。それから、前の学年も既に１０人を切っているというような状況で、このままもう１年もつと、東京で寺子屋のような複式学級ができてしまうおそれがあるということがあって、そのことと、それから、今既に工事を進めておりますからおわかりのように、

中学校と小学校別々につくるということは、いろんな意味で非効率化だということも若干働いたんだと思いますが、そういう中で一緒に小中統合したまれなケースだというふうに思っています。

今まさに建築が進んでおりまして、順調にいけば、来年の３月に新校に移るという形になりますが、統合にあたっては、先ほどもどなたかおっしゃったように、傍聴の方が今日はちらほらですけれど、大変たくさんの傍聴が来ておりました。特に少数校の学校の方がたくさん来ておりまして、終わったらエレベーターのところで、つるし上げでは決してありませんが、ご意見を聞かせていただきたいという方が多数、毎回駆けつけておりまして、そういう中で統合させていただきました。

終わった後の評価は、少なくとも地域の子どもたちや教職員の評価は大変よかった。特に少ない方の学校から見れば、運動会もぱらぱらという中で行われておりましたので、あんなにぎやかな運動会ができて本当によかった。当初、若干反対の意見も持ち合わせた方々も、そういう意味では大変評価をしていただいたというふうに理解をしております。

以上です。

〇会長

どうもありがとうございます。ほかに、多分関係された方おられますね。よろしくお願いします。

〇委員

豊島西小学校、豊島東小学校、平成１４年にとしま若葉小学校ということで統合されました。これは１つのルールがありまして、小学校においては著しく小規模化が進行して、学校ファミリーなどの補完でも補い切れない状態で、小学校の適正配置を検討する目安として、連続して２学年がそれぞれ１０名を下回る児童数、こういう状態になりましたので、必然的に統合が進んだということになっています。

こういった１つのルールをつくってあるという部分は、非常に統合には必要じゃないかと思うんですね。第一次答申の中でも、小学校では、１学年２～３学級で６学年、こういった基本原則があるわけです。

１つは、これからの進め方としまして、ブロック化というお話が出ております。この第二次答申の中で、小学校については、連合自治会の区域をもって８ブロック化ということを決めているわけですね。その中にいろいろな要素が入ってくる。学校と地域の新しいきずなづくりを進める学校配置ということで、地域との関係、それから連合自治会を区域として、その中でも、少なくとも単一自治会区域は分断しない、こういったことも入っております。

それから、通学上の安全確保ということで、小学生の体力に応じて通学距離は１キロ以内ぐらいが望ましいんじゃないか。それから、幹線道路や鉄道が通学路と交差しない。

それから、小学校、中学校の連携を考慮した配置。また、１つの中学校区域に複数の小学校の区域が入り、連携が容易となる状況が望ましい。また、１つの小学校区域が

２つ以上の中学校区域に入らない方が望ましい。

また、先ほど説明がありました学校ファミリー構想の導入の例ということで、１つは赤羽ファミリー、２番目が王子ファミリー、３番目が滝野川ファミリー、１ファミリーの中でも２校から６校程度のサブファミリー。中学校の方は、きちっと適正配置が終わりまして、１２校ということになっております。これがサブファミリーを形成しまして、中学校をかなめとして、３校から７校程度で構成する。こういったいろいろなルールがあるわけですね。このルールをきちっとブロックの中にあてはめて議論をしていかないと、今みたいにいろんな意見を言っても、なかなか進行していかない。

だから、１つのルールを確認しながら、これからの進め方をやっていかないと、入り口論で全部終わってしまうということになっておりますので、１つの学校適正配置の根拠となるルール、これを確認しながらブロック化を進めていく。そのブロック化の中で不都合があれば、またいろいろな話し合いの中で訂正をしていくということにしていかないと、全然進まないのではないかと思います。

○会長

どうもありがとうございました。極めて建設的な意見ですが、もう二、三もしございましたら、ご意見いただけないでしょうか。

にしてもいずれブロック化というのは避けられない。そのブロック化というのを中学校と重ね合わせるのか、重ね合わせないのか、ファミリーとの関係はどうするかとか、その辺は考えていかなければいけないわけですけれど、それともう１つはルール。これもごもっともなことで、ルールがないとやはり進まないということは、これは確かだろうと思うんですね。ルールを１つ１つ確認する手続もいずれ考えていかなければいけないという。

第二次答申を受けてからの経緯に関しまして、何かございませんでしょうか。非常に難しい問題に直面しているということは、これは恐らく委員の皆様方も全く同じ気持ちだろうと思うんですけども、一方で、非常に子どもの数が少なくなっている学校があって、現実にそういう学校に来年度また入ることになるお子さんもいる。現実にそこに通っておられるお子さんもいる。

だから、教育保障という面もやっぱり視野に入れながら、大局的に判断をする必要があるのかなと思うんですけど。しかし、片や、子どもがまだ小さい学校ですから、理想的にいえばできるだけ住所の近くにそういう場所があることがふさわしいということになるんだろうと思うんですけど。どう判断していくか、どういうふうに絵を描いていくか。いずれ描かなければいけないんですけども。それと指定変更の問題とかも絡まっていますし、ファミリーという北区の中では１つのプログラムが動いているわけで。

非常に今、学校を揺さぶり続けているいろんな改革が動いているんですけど、学校と地域の関係を強めるためのコミュニティスクールの動きもあるし、学校支援地域本部も今年度から国の予算５０億円で全国展開を始めたりとか。今、多分学校の方で、教育委員会もそうだろうと思うんですが、頭が痛いのが、地域住民とか保護者の方々による学校評価の仕組みをどうするかという。制度化されたんですね。法令の中に盛

り込まれまして、法令上の努力義務となったんです。全国の各地は、保護者とか地域の方々による評価をどうするかということで、かなり頭を悩ませている。だけど、これは、ある意味で地域と学校とのきずなづくりという、連携を強めるという文脈で考えていくということもあるのかもしれない。

ファミリーという土台を持っている北区では、そういういろんな動きをどういうふうにファミリーのプログラムの中に組み込んでいくか。もう土台がありますので、そういう点は、北区のファミリーの生かし方によっては、ほかの自治体と違った何か一日の長みたいなところがあるのかなと。ほかの自治体は、全くこういうファミリーみたいなのはないところで、学校と地域との関係を強めるためのいろんな国の動きを受けて対応していかなければいけないということがございます。

何でも結構でございます。私はもともと大学の教員でしたから、ほうっておくと一人で演説をぶち上げて、それで終わっちゃいますので、どうぞ皆様方の審議会でございますので。

〇委員

第一次、第二次答申を受け、小学校、中学校が統合されました。当初はいろんな問題が紛糾したとの記憶があるんですけども、それぞれ小学校のＰＴＡも含めた関係者にとってみると、少子化の問題や児童数の低下、そして小規模校という中で、保護者の皆さんにとっての思いは、将来的に統合については早晩そういう時期がやってくるだろうという思いや、いろいろな統合をされた中で、いろんな情報がそれぞれ保護者の皆さん方には伝わっていると思うんです。

そういう中で、ある程度保護者の皆さんにとっては統合に向けた心の準備というんでしょうか、そういうものが多少なりとも、僕自身は芽生えてきているのかなというふうに思ってはいるんですけども。その辺、事務局としては、親御さんのこの間の統合に対する考え方、思いというのはどの程度浸透してきているのか、つかんでいるかつかんでいないのかわからないけれども、わかったらちょっと教えていただきたいなと思いますが。

〇学校適正配置担当副参事

今、委員の方からお話がありましたように、中学校の統合を進めていく中で、事務局としてというか、私は中学校の統合も担当しているものですから、そちらで感じることみたいな話にもなると思うんですけれども、その中でも当該校の校長先生、副校長先生、それから中学校のＰＴＡさんのほかに、この後お入りになる、いわゆる通学区域の中にある小学校のＰＴＡの方に、中学校の統合について検討の組織に入っていただいています。

それで、そういった中でお話をさせていただくと、やはり、第二次答申で中学校優先というお話がありましたから、どこがどうだという話ではないけれども、これだけ社会が少子高齢化といった背景が当然ありますので、逆に言えば、いつ小学校の議論が始まるのかといったような、総論的と申しますか、そういったお話は出てきているのは事実です。ただ、それは中学校の統合ですから、その場で出るというよりも、それ

に関連したお話の中でいろいろ聞かれるというのが１つあります。
　それとあともう１つは、ただ、そういうところに出てきてくださっている保護者のＰＴＡの方というのは、いわゆる会長さんですとか、役員の方ですから、日ごろから、逆に言うと関わりが濃いと言うとちょっとあれかもしれませんが、非常にそういう意味では情報も入りやすいですし、よくご承知ですけれども。例えば中学の統合絡みで、小学校の保護者の方とお話をする機会があると、やはりご存じない方もいらっしゃいますし、それとあと、先ほど第二次答申以降の進め方の中で、会議体を設けてずっとやってきたわけですが、実際、統合の会議体を立ち上げるまでにちょっと時間差とかがある場合がどうしてもございます。それは、統合の時期によって会議体を有効に議論していくために、どうしてもこれはしようがないんですが、そうすると、その部分の中で、あの話どうなったとか、全然知らないでそこに関わる方というのもいらっしゃいますので。ちょっとお答えになっているかどうかわかりませんが、総論としては、そういう話がじきに来るんだなという思いはありながらも、かなり人によって温度差があるといったのが実感でございます。

○会長
　よろしゅうございますでしょうか。

○委員
　先ほどの議論と同じようになるかと思うんですけども、私ども最初からの、第一次、第二次含めた学校の統廃合の幾つかの学校と関わり合いを持たせていただいて、そういう中でやっぱり感じたことは、１つ１つ、やはりルールがないことによってかなりいろいろ問題点があった。それをずっと積み重ねながら、ここまで１つのルールというのができてきたわけですね。このルールができたことによって、例えば人数についても、座視できない状況だったら、どういうふうにしていくかということができてくるし、それからブロック化という話も出てきたし、いろんなことを積み重ねてできた。
　先ほどのお話、私も同じなんですが、１つのルールということは基本にしながらやっていくということが大事なんですけども、小学校と中学校と基本的にちょっと違うんですね。やっぱり中学校の場合には３年間という教育期間で、割と淡白な部分がありまして、学校の統廃合についても、割とスムーズに流れるケースがあるんですけれども、小学校の場合には思い入れというのが非常に強くて、その辺の感情論がもっともろに出てくるというのが今までの例だと思うんですね。
　それから、もう１つは、そういう意味からすると、当然、ここにも出ていますけども、小学校の場合には、指定校の変更だとか、それから通学区域の変更だとか、ここら辺あたりのところはどうしても議論を徹底してやって、１つの形をつくっておかないと、それこそ、この間の議論のとおり、抜けてしまっているケース。ですから、自由だというと、結局、選択制よりひどい形で学校をどんどん移っていく、うわさで移っていくというケースが出てきますので、その辺あたりは１つ押さえていく。どうしてもやっぱり議論として、ここのところはやるべき話じゃないかなというふうに思います。
　それからもう１つは、地域というか、まちの活性化という視点も１つ考えていかなけ

ればいけないんじゃないかなと思うんですね。それは、学校が１つなくなるということは、まちの灯が１つ消えることになるんですね。

そういう意味で、まちの中での学校というのは非常にコミュニティの核になっておりますので。ですから、統廃合になり自分たちの地域に学校がなくなるということは、当然地域の中でも、大変大きな問題になり得る。

そういうことの１つの地域、いわゆるまちの活性化みたいなものを含めた形での議論も、片一方でしていかないと、総合的な、どうしても、学校の統廃合というと、そこだけの視点に絞りやすくなるんですけども、その辺あたりも１つの議論として頭に置きながらやっていただければどうかなと、このように思っております。

○会長

どうもありがとうございました。規模という問題だけで果たして御することができるかという多分、問題提起かなと思います。つまり配置の問題がある。小学校は特にコミュニティのコアみたいになっているところがありますので。歴史も中学校よりも古いんですね。１世紀以上の歴史を持つ場合、１３０年ぐらい一番古いところはある。町内会よりも先にできたんですね、小学校というのは。

町内会は衛生組合から発生したケースが多くて、大正期が一番多いんですね。明治の末から大正期にかけて、戦争の関係で、地域の衛生組合という形でできていった。その前に、古い小学校はできていますので、むしろ小学校が地域のくくりとしてあって、その上に町内会が乗っかっていたという歴史を持っているから、戦後できた中学校とは重みが違うというところが確かにあるんですね。

ただ、難しいのは、教育施設という面も否定できない側面としてあって、どれだけ小さくなっても、極端に言えば、１人になっても残すという選択をするのか。法令上は１人でも残せるんですよ。憲法２６条に義務教育の保障という規定がありますから、子どもが１人いたとしても、その１人のための学校を設けなければいけないというのが、自治体の義務として、学校設置義務というのが法律上あるわけですね。だから、この問題は難しいんですね。

ＰＴＡ関係の委員さんにちょっと声を出していただけないかと思うんですが。やはりＰＴＡというのは重要な組織ですので、ぜひお１人ずつ、指名はいたしませんけれども、お願いできないでしょうか。

○委員

中Ｐ連会長です。

統合はやっぱりソフトの部分だと本当に思います。いくらいい名前をつけても、北区立学習院中学とつけても、中身が空っぽだとどうしようもならない。あと、私は中学校の赤羽東地区で、今回、３校を２校。岩淵中、赤羽中、神谷中、これを一度閉校して、３校閉校して２校という案で、一応赤羽中と岩淵中、神中は残るという形になりました。ですけども、これは数の論理でいったら、岩淵中が約４００、赤羽中が約２００、神谷中が１４０だったんですよ。なのに、今さらなんですけども、神谷中がそのまま残る。

本当に、生き残るためには中身で勝負していかなくちゃ今後はいけないということで、今、区議の先生と本当に一生懸命、いろんなご協力いただいて頑張っています。だから、いい学校に子どもたちも、親としても行かせたいという気持ちなので、本当に中身で勝負していきたいと思います。

すみません。うまく話せなかったんですけれど、私からは以上です。

○委員

小学校ＰＴＡ連合会の会長です。

前回もＰＴＡからどうですかということで、３回ぐらい振られて話したんですけれども、そのときは自分の経験談しか話せなかったんですね。そのとき思ったのは、３８校あるから、それの総意までいかなくても、どんなことを考えているのかというのは掘り下げたいなと思ったんですけれども、７月の２２日に今年度の役員会がありました。

それは全３８校集まったわけではなくて、１０数校だったんですけれども。でも、その中で今こういうことをやっているんだと言いましたけれども、具体的にどの地区で何校統合するんだとか、そういうのはないわけですから、ただ聞いてもらっただけで、実際意見はやっぱり上がらなかったですね。全然上がらなかったですね。まだイメージをつかんでいないんですね。

もちろん、自分の学校がすごく子どもが少なかったら、自分のところに来るかもしれないなぐらいは思っているかもしれないですけれども、例えば大規模校だったら、そんなことは全然考えてないでしょうし、そういう温度差もあるし、北区全体の小学校のＰＴＡとしてこういう意見ですというのは、なかなか出しにくい感じはあります。

それで、今度は経験談ですけれども、実際私は、この間も話しましたけれども、田端中学校と新町中学校の統合推進委員会に滝四小学校のＰＴＡ会長として出席していました。最初に参加したときは、普通な感じで出ていたんですね。だけれども、面と向かって田端中側と新町中側、どうしても２つに分かれるような感じになってしまって、１回目出た後はすごく心がエキサイトしたというか、自分が出た学校をすごく応援したくなる感じとか、そういう感じがやっぱり出てきてしまいましたね。

それをずっと続けていく中で、ソフトと言っていましたけれども、でも、最初にあるのはやっぱり校名だとか校歌なんですね。そのことにあまりにも時間を使い過ぎて、もう９月には議会に出さなくちゃいけないという本当にぎりぎりのところまで来て、それでもまだ決まらなくて、最終的には教育委員会に投げたんですね。決まらないで。そして、最終的に、田端中、新町中の統合した名前は田端中になるというときに、すごく僕はがっかりしたというか、すごく残念だなと思ったし、というか、怒りの方が大きかったですけどね。あのとき本当に思ったのは。そういう気持ちが起きました。

ただ、今８月ですか、何カ月か過ぎて、滝四小の子も１１名かな、今年度は田端中に行っているんですね。時々用があって、田端の坂を上がると、逆に下りてくる子とかいて、それは僕が見てきた滝四小の卒業生ですね。見て、すごくかわいいというか、ああ、今行っているんだなと思います。名前自体も、田端にあるから田端中というのはいいなと今は思えるんですね。大分時間が経って。

そういう意味では、いろんなことをやって統合するんでしょうけれども、一番はやっぱり子どもたちのことを考えてですから、最終的にはどれもよかったのかなと思えるのかもしれませんけれどね。それは、ほかの地区の方はまだ僕はわからないんですけれども、今現在僕の中では、少し落ちついてきて、あのとき何て言ったのかな、こうやって統合して、４０年、５０年続けていくためにやっているんだと言ったんだから、本当にそうあってほしいなと思っています。

○会長

どうもありがとうございます。

区立幼稚園ＰＴＡ連合会の委員さんもよろしくお願いします。

○委員

幼稚園ＰＴＡ連合会の会長です。よろしくお願いいたします。

私が最近感じているのは、毎日のように不審者情報が学校から、そして幼稚園から届けられるんですね。本日でいえば、滝野川地区に露出した男性が小学校の女の子の目の前にあらわれたという、幼稚園の方からそういう情報がありまして。今現在では、割と地域の目があって、安心して小学校に通えると思うんですけれども、通学区域が拡大されますと、そういった地域の目なども行き届かなくなるのではないかなという。ですから、安全面が一番心配になってくるのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○会長

どうもありがとうございます。安全というのも、これも非常に大きな問題です。

ほかにいかがでしょうか。１つ１つが非常に重い問題を抱えているような感じがするんですが。

もう少しフリーディスカッションというか、少し企画部会の方も頭が整理できないところがあるものですから、いろんな角度からご意見を承りながら、恐らくブロックをどうするかとか、ルールづくりをどうするか、これはいつかやらなければいけないとは思うんですが、そこに入る前に、いろいろ委員の皆様方のスタンスというか、どの辺でこういう問題を判断されているかというあたりを教えていただきたいということで、よろしくお願いいたします。

○委員

ちょっと教えていただきたいんですけど、王子東と王子西の区分ですね。どちらがどういう連合会に入っているのか教えていただきたい。というのは、赤羽西とか赤羽東、あるいは滝西、滝東というのは、地名は割合に使っている呼び方なんですが、王子は、王子東とか王子西というのは、このときしか使わない言葉なんですね。したがって、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○学校適正配置担当副参事

今、資料の方確認します。

○会長
それでは、その間どなたか。どうぞ。

○委員
ブロック化の問題で、先ほど中Ｐ連会長からのお話で、ちょっと補足したいと思うんですけども、赤羽東地域で３校の中学校を２校にする。そういうことから考えると、本来ですと、生徒数が半分半分になるのがフェアじゃないかと、こういうことだと思うんですね。

ところが、実際には、教育委員会で出した案は、先ほど中Ｐ連会長お話しされたように、岩中、赤中が全部そっちへ行って、神谷中が１つだけで１４０しか来ないという。では、そこのところはどういうことで１つのブロックということを決めたのかということになる。それに加えて、それだけじゃだめだから、神中は神中で一生懸命頑張られて、いろんな学校から生徒さんが集まってきて、この間ＮＨＫのテレビなんかに出ていましたけれども、そういう頑張る力もあるんだぞという話だと思うんですね。

やっぱり１つは、ブロックでそういうふうに分けたときに、どういうふうに生徒数を分けていくかということは、その後に地域が限られちゃうものですから、そこのところのあり方というのは１つ考えなければいけないかなというふうに思っているんですね。その辺のところは、教育委員会どうしたんだという話になったんだろうというふうに思いますけれども。できればちょっとお聞かせ願えればと思います。

○会長
課長の方から何かございます。

○学校適正配置担当副参事
すみません。先ほどの委員のお話の方でございますけれども、王子西の方は、十条台と十条ということで、王子東の方は、連合で申し上げますと、王子、豊島、東十条というところでございます。

○委員
堀船は。

○学校適正配置担当副参事
すみません。堀船は、ここでは滝野川東の方です。

○委員
１つ質問していいですか。今、堀船はと伺ったんですが、自治連合という表現をされていると、堀船は王子なんですね。ですから、そこだけ。この分け方は、堀船は滝野川に入っているんだと、そういうお答えでよろしいんですか。

○学校適正配置担当副参事
　そうです。

○委員
　はい、わかりました。

○学校適正配置担当副参事
　赤羽東地区の今の適正配置のお話かと存じます。エリアの設定の話だと思いますけれども、これは、平成１９年３月に一番最後にまとまったということで、逆に言えば、議論が一番長くされていたと思います。
　赤羽東というエリアを考えたとき、先ほどから委員のお話もありましたように、いわゆる赤羽中学校、岩淵中学校、最初は１校論というお話もありましたけれども、それこそ通学距離、それから学校の面積、中学でいいますと、部活の問題とかございますので、校庭の面積等もあり、そういった中で１校論はなかなか難しかろうと。遠い将来、子どもが本当に少なくなればそれはまた別ですけれども、その検討時点においては、１校論はなかなか難しかろうといったことで。その中で、３校をどう組み合わせするんだといった中で、今、委員のお話がありましたように、いわゆるバランス論といいますか、規模論でいけば、１つの中学校が、赤羽プラス神谷といった議論でずっと話をされてきたわけでございます。
　ただ、その中で、今後この小学校の審議会の中でもお話があるかと思うんですけれども、通学区域、通学エリアの問題の中で、最終的に、検討会の中で、通学区域をいじる、いじらないみたいな、小学校の通学区域をどこの中学にはめ込むか、そういった議論がなされたと思います。その結果、最終的に赤羽中と岩淵中が、そういう意味では先ほどお話あったように、恐らく統計上でいきますと、１５クラスの５５０名ぐらいの大きな中学校ですが、それと神谷中学校はそういった意味では規模からいくとかなり小さな学校ですけれども、最終的にはそこで、教育委員会の責任において結論を導き出させていただき、その後進めさせていただいた。そういった経緯だと思います。

○会長
　よろしゅうございますでしょうか、そういうご説明で。

○委員
　今までのご議論伺っていて、１つ、ソフトが大事だ、中身が大事だという議論が出ましたけれども、ここはどういうふうに議論したらいいんだろうかなというのが１つです。
　私の経験でも、小規模校ほど学校に力を入れて父母の方が関わっているので、小規模校ほど統合に対しては反論が強い。愛着が強いから。本当に今まで幾つかありましたけれども、小規模校でこんなに努力してやってきたのに、何でつぶすんだという、つぶすというか、統合になっちゃうのかという議論が結構幾つかありました。

ただ、その中で非常に膨らんだというか、豊かな教育実践が、親御さんも関わって、保護者の皆さんも関わって、おもしろい教育実践とかが幾つもあって、そういうのを生かせるかということになるんですね。大きくなってくると、その辺がちょっとつらくなるのかなという部分もあるぐらいに思っています。

しかしながら、ソフトの部分の議論というのは、指定校変更なんかとも関わってきちゃうんですけれど、公立校であればそんな変わるわけないのに、何でこんなに人気校と不人気校が出ちゃうのかなというのがありまして、そのあたりのソフトの議論というのが、仕方も含めて大事かなと。ただ、これは具体的な議論にしないと、なかなか身近な問題として出てこない。受けとめていただけないというのも先ほどありましたけれども。

そうなってくると、思い切り大胆なことを言いますと、私の意見じゃないんですけども、例えば早目に具体的な案を出して、これは全然決定じゃないんですと、こういうふうにした場合に皆さんどう関わりますかということで、議論を投げちゃうというのも１つはあると思うんですよ。その場合には、皆さんかなり主体的なご意見を出していただけるのかなというふうには思います。

ただ、それで収拾がつくかなというと、そんなに簡単じゃないでしょうということで、そういう意味で。しかし、ある程度具体的なものにならないとご自身の問題にならないので、このあたりの考え方をどうするのか。

なおかつ、結論の出し方というのをどうするのかというのは、もう１つ出てくると思うんですね。ただ、この審議会で具体案を中間案としてでも出しちゃうのかどうなのかということもかなり大きなテーマになってくると思うので。したがって、最初の議論に戻るけれども、答申の後どうするかというのが出たのかなという気もするんですが。そのあたりが、教育委員会の方で中間案を出して、具体案的なものを出して、たっぷり議論していただくのか、それとも、こちらで、つまり当審議会で具体的なものを出して、地元でそれぞれ主体的な観点での議論をいただくのかというのが１つ論点になっちゃうのかもしれない。

もう１つ出てくるのは、その際に、やっぱり具体の議論になっちゃいますと、どうしてもソフトの問題が飛んでいっちゃいますので、飛ばさないためにどうするのかということも含めた議論をここでしなければいけないんじゃないかというふうに。ただ、中身はちょっとまだイメージが、ソフトの議論というのを保護者の皆さんも含めてするにはどうするのか。せっかくつくったファミリーとの関わりも含めて、いろいろ出てくるのかなと思います。

○会長

どうもありがとうございました。後でちょっと校長先生がおられるので振ろうと思っております。中身の問題というのは、やはり学校の問題と絡みますので。ただ、今は何でもありの時代ですから、全国を見ればいろんな自治体でいろんな動きがあります。だから、ソフトをいじろうとすれば、できないわけじゃないと思うんですね。

例えば、今かなり動いているのが小中一貫校。品川なんかは、施設一体型の一貫校は６校の体制で考えられていますけれども。そして、品川区版の学習指導要領をつくっ

て、一貫校用のカリキュラムをつくって。ある意味で、学習指導要領を全部見通していくと、品川の指導主事から伺ったんですけれど、９年目はあくというんですね。小学校と中学校ぶつ切りみたいになっているのを一貫していくと、重複しているものを省いたり、そういうのを合理化していくと、８年で全部終わるという。残りの１年の中に市民科を入れたり、あるいは小学校へ英語を入れたりということをやっているわけです。そうすると、新しい品川区版の学習指導要領、９年一貫の学習指導要領が必要になるから、それをつくって、出版社から売りに出していますよね。

だから、カリキュラム開発とか、指導法の開発を、例えば国の方もちょっとそういう動きはあるんですけれど、義務教育学校というネーミングで、小学校、中学校というのは残ってはいるんだけれど、義務教育学校というくくりの中で、あとはそれぞれの地方にどういう形をとるかをゆだねようというような流れもちょっとあったりして。そうすると、品川区版の一貫校、９年制のあれなんかは、ある意味で日野学園なんかは学習内容が濃いわけです。授業時数多いですからね、普通の学校よりは。

だから、ソフトをどういう方向でいじるかという問題はあるんですけれど、やり方はないわけじゃない。ただしかし、そのときに先生方がおられるので、先生方の意向も十分伺いながら、また、今の改革というのは足が速いものですから、次から次へと弾が飛んでくるようなところがあって、消化不良に陥っているところは率直に言ってあると思うんですよ。それがいわゆる先生の多忙感の問題になっているようなところがあって。その辺をどういうふうに調整しながら中身の議論に持っていくか。

一貫校なんていうのは１つの選択肢で、ファミリーなんていうのは、ある意味で小学校と中学校が１つのファミリーの中に入っているわけですから、連携を強めていけば一貫にもなっていく可能性はある。ただ、それを本当に生かすとすれば、カリキュラム開発までやっていかないと、結局キャンパスが離れていますから、同じサブファミリーといったって、隣の学校まで行くのに、近いといっても５分かかるとか、離れているところかで連携ということになっていくと、使っている教材とか、カリキュラムの構造とか、その辺を開発していくところまでいかないと、実が上がらない。

ただ、そうすると、だれがつくるかということになっていけば、先生方が専門家ですから、先生方の力を相当お借りしなければいけないだろう。そうすると、そのためには、授業をやりながらですから、負担がかぶっていくとかですね。

だから、その辺をどう総合判断して、どうメッセージを出していくかというあたりの問題はあるんだけど、日本全国、国も今そうなんですけど、幼小中高連携なんていうのが、かなり大きな枠組みで動いているところがあるんですね。幼小一体化の学校をつくるべきだという政治家の方も、国会議員でおられるわけですね。幼稚園も義務にしてしまえという、そういう方もおられたりするわけで。今は何でもありの状況ですから。

ただ、北区ならではの地道なソフトのつくり方というのを考えていかないと、アドバルーンは上げたけど、結局何もなかったという状態になってしまうと困るので、十分議論しなければいけないなと思うんです。

校長先生の方からちょっとお話伺えないでしょうか。特にこの問題に絡まなくても結構でございます。子どもの数が減少しつつある。校長先生としてはなかなか発言し

にくいとは思うんですけれども、一般論でも結構でございますが、子どもの数の減少という問題について、率直なところを、学校側の立場としてどんな感想をお持ちかというあたりをちょっとお聞かせいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員

今日も皆様のご意見を聞かせていただいて、公立学校の校長という立場ですから、それをご理解していただいて聞いていただかなければ困るんですけれども。１つには、学校というものがどういうものか考えたときに、唯一言えることは、子どもたちの社会性を育てる、社会で生き抜いていく能力を培うことがすごく大きな要素であるわけですから、学校規模ということをもしもそれに照らし合わせて考えるならば、少人数であっても、社会性をはぐくむだけのある程度の人数、その中で子どもたちが育てられて、社会で生きていく能力を、小学校段階、中学校段階ということで学校段階が終わりますけども、培っていって大人になっていく。それがないといけないのかなと。

もちろん、少人数の学校は少人数の学校でよさを発揮されると思うんですけれども、そのあたりを、何のために統合といいますか、学校規模があるのかということをもう一度考えないと、いろんな思惑が走りますので、それらについて答えが出なくなってしまうかなと。

私たちというよりも、私が学校の校長という立場で考えた場合は、くどいようですけど、社会性、社会の中で生き抜く能力を育てるところが学校であるというふうに考えたいと思っております。それに至るまでのいろいろな規模の問題だとか、いい意味でのソフトランディングをしていく、皆様のご理解を得て進めていくことがすごく大切なんですけれども、いろいろな考え方の方がいらっしゃるので、私などはむしろそういうお考えをお聞きして、いい意味でまた学校経営に生かしていけたら、せっかく出させていただいているわけですから、ありがたいなと思っております。

以上です。

○会長

どうもありがとうございました。

第三岩淵小学校の先生にも後でちょっとお願いしたいと思うんですけれども、今校長先生がおっしゃった規模の問題というのは、２つぐらいポイントがあって、１つは社会性の問題なんですね。人間関係能力の育成という面が、子どもの集団の大きさとかなり関わりがある。

知的な側面というのは、全国一斉学力調査を国がやっていますけれども、どうもあまりはっきり出てこない。これは公開されていませんから、規模との関係があまりはっきり出てこないんですね、知的な面は。ただ、社会性とか、人間関係能力とか、倫理観とか、耐える力とか、道徳心とか、そういう要素というのは、やはりある程度の大きさの子ども集団が保障されないとつきにくい。そこがかなり今の子どもたちの世界で深刻な問題であるということは、委員の皆さん合意されると思うんです。

例えば、小学校の小規模校、中規模校、割合大きな学校から１つの中学に行ったときに、その適応がどうか。これは北区でも調べていく必要があるのかもしれないですけ

ども、幾つかの地域でそういう調査なんかもあって、小さな学校から中学に上がっていった子ども、それから中規模校から行った子ども、割合大きな学校から行った子ども、知的な面というのはそんなに変わらないんですね。むしろ小規模校の方がよかったりする。

ところが、中学に入りますと、集団がわーっと大きくなるわけです。そのときに、よくいろんなところから出てくるのは、つぶれてしまうという話が出てくるんですね。結局、競い合うという体験の中で小学校時代を過ごしていないから。だから、その辺の接続関係、小学校と中学校、中学校と高校というこの接続関係の視点で、こういう社会性とか人間関係能力の育成、たくましさとか、そういう面をどう見詰めていくかというのは、１つ大きな、この規模の問題と絡んだ問題なんだろうと思います。だから、統合しろと言ってるんじゃないですけれども、そういう課題がある。

もう１つは、地域のコアになっている。文化センターであり、精神的支柱になっている。学校というのは紛れもなくそういう存在であるわけで、母校がなくなるとだれだって寂しいわけで。だから、地域社会的な意味と、子どもたちが対人関係能力を養うためには、ある程度の集団、けんかできるような集団が保障されないといけないという、そこら辺の２つぐらいのポイントをどうやって考えていくかというのが、小学校を考える場合もかなり大きな判断のポイントかなという感じがするんですね。

具体的に、だから、そういうポイントに沿って考えていく場合に、ルールをどうするかとか、ルールの中にブロックという感覚をどう組み込むか、その辺の問題が具体論としては出てくるかなと思うんですけれど。

第三岩淵小学校の先生、お待たせしました、学校からの立場ということでお願いできますか。

〇委員

私、４０人の単学級、１学年１クラスというのを持ったこともありますし、４１人で２学級というのを持ったことがありますけれども、その中で、４０人の単学級の方が実際持っていて、子ども間でのトラブル、問題は多くなるんですね。結局ずっと一緒に来ているので、うまくいっていればいいんですけど、うまくいっていないと、子どもたちは逃げ場がなくなって、結局、私なんか持っている６年間の間に５人ぐらい転校しているんですね。それは友達同士のトラブルで。その５人がずっと残っていたら、２学級になっていたのになという話もあったんですけれども。でも、そうやって抜けていって、後から入ってきて、結局４０ぐらいのままでずっといきました。

ところが、４１人で２学級のときには、クラス替えがあるので、そこで人間関係を多少なりとも変更できる、そういうプラスの面はあるのかなと。なので、４０と４１人、たったそれだけの１人の違いでということなので、クラスの規模が、単学級よりは２学級学年にあった方がいいのかなというのが、自分自身の経験として感じているところです。

以上です。

〇会長

どうもありがとうございました。

あと１５分ぐらいになりましたので、先生方にもちょっと今までのお話を伺いながらコメントをお願いしたいと思います。

○委員

皆さんの経験知を、今日、前回も含めてたくさん聞かせていただいておりまして、私は研究者ですので、まさに机上の空論の世界に生きているわけですけれども、そういう側面に注意しなければいけないんだということを考えていました。

実は、昨日、中教審の会議に北区の方々にいらしていただきまして、１つの学校の規模と配置を考えていく視点の実際の事例として、中教審の委員の前でご発表いただいたんですね。そのときに出てきたのがこの学校ファミリーという考え方なんですけれども、どうしても学校の統合、学校の規模、そして学校のソフトという３つを並べられたときに、学校は夢を描いて、こういう学校をつくりたいという考え方をベースにして、その夢を実現するために、ある程度の規模とこういう配置が必要だから、このような配置にしていこうという、そういう考え方のルートをとりたいということで、学校ファミリーというものを前回の審議会でも出させていただいたんですが、委員の方がおっしゃったように、まさにソフトと規模と統合を並べられると、すべて吹っ飛んで、統合だけにいってしまうんですね。

今日皆さんから伺っていて、非常に次の進め方として重要だったというふうに私が個人的にとらえた点は、まさに委員の方がおっしゃった、ソフトをふっ飛ばさないための仕組みをいかにつくるかということと、もう１つは、別の委員がおっしゃっていた、今であれば冷静になって子どものために必要だったというふうに思えますというご発言がありましたけれども、時間をかけて自分たちも皆さんも納得していく、時間をかけることをいとわないという、その２つなのかなと思います。

ですから、ソフトについての議論と、それをぶっ飛ばさないための仕組みづくりと、時間をいかにかけていくことを我々がいとわず、そしてそれをかけていくような仕組みをつくるかということが大切なのかなというふうに、皆さんの経験知から再度納得をさせていただきました。

○会長

どうもありがとうございました。

○委員

北区の第二次から今回の第三次の審議会の中で幾つか、ほかの自治体の学校統廃合の審議会にも出させていただきました。その一方で、私は生まれが田舎ですので、むしろ過疎地の学校統廃合の研究をしているんですが、それから考えますと、１つ、先ほど話がございましたように、小学校から中学校のときに学校規模が大きくなったところに生徒が行くと、やっぱり大人数になれていないので不適応を起こすという話がありますが、それと同じように、中学校から高校に行くときに、これは沖縄の例ですが、沖縄の離島ですと小・中しかない。高校は沖縄本島の高等学校に行くしかない。そう

すると、親元を離れます。そのときに起きるのが、家族と一緒じゃありませんので、生活にまず慣れなければいけないということと、それから大規模な学校で、人間関係がそれまで全部知っているような関係のものから、そうではないところへ行くということになって、かなりの率で学校に不適応を起こして、学校に行かなくなる、不登校になってしまうというふうな例があるという話を聞きました。

その辺を、こういった都市部の中でどう考えるかという問題があるんですが、それから考えると、北区のこういった規模の議論というのは、そういった地域から見ると、ひょっとしたらうらやましいのかなというふうな気がいたしました。それが１点です。

それから、先ほどソフトという話が出ておりました。確かに第二次の審議会のときもこのソフトという言葉はあったんではないか思うんですけども、では、そのソフトというのは具体的に何なのか。

先ほど会長は教育課程のような話もされました。それから、一方では、これまで中学校については部活が大きなポイントという話もあったんですが。さらには、学校の支援が小規模校ではやりやすいけど、中学校もある程度の規模になるとやりにくいということもあるのかもしれません。そのソフトの中身をちょっと詰めてみる必要があるんではないかなということを感じました。

それから３点目です。これはむしろ質問させていただきたいんですが、北区は、学校ファミリー構想を大きな目玉として前回の審議会で方向づけをしたんですが、今、小学校と中学校の連携が非常に重要で、小中一貫が大切だと言っていますね。そのときの理由にされるのが、中１ギャップというんですか中１プロブレムといいますか、小学校から中学校に行くと指導方法等が変わって、ギャップがあって、中学校で不適応を起こすという話がありますが、ファミリー構想でやっていれば、小と中の連携がある程度とれているので、その辺の問題は比較的なくなっているんではないか、その辺の効果があるんではないか、むしろその辺の効果をちょっとお聞きしたいなということがございます。

それからもう１点、これは４点目ですがご質問させていただきたいのは、先ほどの資料の北区の教育環境整備協議会がありました。３ブロックで意見がまとまった。そのほかでは意見がまとまらないで、５つのブロックでは教育委員会の方で案を出されたというんですが、３ブロックでまとまって、ほかでまとまっていない、このまとまった、まとまらないというポイントは何だったんだろうかということであります。これは、今ということではなくて、企画部会の方でもいろいろ勉強させていただいて、次の提案に結びつけさせていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

以上です。

〇会長

どうもありがとうございます。それでは、企画部会長にちょっと。

〇委員（企画部会長）

私は、今までの議論をお伺いして、部会をお預かりしているという立場ではなくて、１人の教育学の人間からちょっとご発言させていただくと、やはり学校の問題は、子

どもの教育環境を第一に考えるべきなのではないかというのが、教育学者としては一番主張したいところです。ですから、地域から学校がなくなるということは非常に重大ですが、５０年、１００年残るような環境をきちんとつくってあげるということも社会の役割であると思えるかどうか。

ソフトという話が出ましたが、私は、教育環境をどういうふうに保障してあげるかという観点の方が重要なんじゃないか。つまり、先ほどから出ているように、社会性を培うためにはどのぐらいの規模が要るのか。それから、クラス替えが必要であれば、クラス替えが必要なためにどれぐらい要るのか。

前回も申しましたように、今後５年で東京都の先生は半数が２０代になってしまうんですね。そして、単学級で、若い人がどんどん来て、若い人を育てる人も２０代という中で、学校は教員によるところが非常に大きいと考えると、単学級で大丈夫なのかということが非常に危惧されるわけです。だからといって、単学級をいろいろ見ると、とてもいいところもあるんですね。すべてが、１年から６年まで単学級なんだけれど、とてもいい学校もあるので一概には言えないんですが、ただ、教育条件を平等に保障していくという観点であれば、やはり複数学級あった方がよりよいというふうには思えると思います。

ただ、一方で、北区というのは非常に地域に根差したということが特徴で、学校ファミリーもそれが前提となっていますので、地域から学校をひっぱがすようなことができないというところが最大の悩みの種だと思うんですね。だから、その辺でどこに優先順位をつけるのかということもご議論いただけると、議論が進むかなという感じもしています。

以上です。

○会長

どうもありがとうございました。

あと４分ぐらいになりましたので、ちょっと取りまとめさせていただいて、お開きにさせていただければと思いますが、全員の委員さんにマイクをお渡ししなかったことを申しわけなく思っております。

思考を柔軟にできる時代に今なっておりますので、いろいろと学校とは何ぞやとか、学校というコンセプトそのものが問い直される可能性もあるような時代ですので。ただ、基本は、企画部会長おっしゃったように、学習拠点ですから。学校というのは、子どもたちの学習拠点。大人は学校を出ちゃっていますから、しかも、自分の境遇に不満であれば、自分みずから環境をよくする行動に出ることができるんですけれども、子どもはそれができませんので。だからそういう意味で、学習拠点の整備という視点で、そこはやっぱり拘泥していかないと、小学校についても、小学校であるからこそ一番基本的な教育を施さなければいけない拠点施設ですから、間違ってしまうのかなと思うんですね。

ただ、一方で、地域の拠点ということもありますし、その辺のバランスをどういうふうに、どういうコンセプトを用意して乗り越えていけるかというあたりが大きなポイントになるかなというふうに、委員の皆様方のお話を伺いながら思いました。

それでは、次回日程等につきまして、事務局の方からご説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

〇学校適正配置担当副参事

皆様、長い時間にわたりましてご議論いただきまして、ありがとうございました。

本日、本当に多岐にわたるご意見、お考え等をお聞かせいただけましたので、間に企画部会をまた入れさせていただきますので、次回の本審議会そのものの日程は、改めまして会長とご相談をさせていただきながら、皆様に改めてご連絡を差し上げたいと思いますので、そういった形で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇会長

どうもありがとうございました。

それでは、そういうことで、本日は、長時間にわたり、司会の不手際がございまして、進めさせていただきまして、どうも失礼いたしました。次回以降もぜひご協力をいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

第４回　東京都北区立学校適正規模等審議会

平成20年11月11日（火）19時～

場　　所：滝野川会館５階　小ホール

（出席委員）

【学識経験者】　葉養会長　　屋敷委員　　藤井委員　　貞広委員

【区議会議員】　池田委員　　横満委員　　黒田委員　　小関委員

本田委員

【区内関係団体代表】

鈴木委員　　松本委員　　高木委員　　堀越委員

西村委員　　佐藤（昇）委員

【区立学校教職員】

佐々木委員　　佐藤（昌）委員　　宮古委員

【区職員】　　清正委員　　伊与部委員

【専門調査員】　西村専門調査員

（幹　事）　　伊達教育改革担当部長　　小林庶務課長

飯窪学校改築担当課長　　田中学務課長

濱崎特別支援教育担当副参事

矢口指導室長（教育改革指導担当副参事兼務）

蛭田教育未来館長（教育改革施策担当副参事兼務）

茅根教育改革担当課長（学校適正配置担当副参事兼務）

（欠席委員）　　磯委員　　福田委員　　安田委員　　林委員

次　　第

１　開会

２　議事

（１）第３回審議会　議事録の確認

（２）第４回企画部会について

（３）小学校適正配置の考え方について

３　その他

４　閉会

【会長】

こんばんは。それでは定刻になりましたので、第４回審議会を開会させていただきたいと思います。開会に先立ち、事務局のほうから出欠についてご報告いただきます。よろしくお願いします。

【学校適正配置担当副参事】

改めまして、皆様こんばんは。学校適正配置担当副参事でございます。本日もよろしくお願いいたします。本日、審議会でございますが、定員が２４名のところ１９名の委員の方にご出席いただいておりますので、本審議会は成立ということをまずご報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】

続きまして、本日机上に用意させていただきました資料の確認もお願いいたします。

【学校適正配置担当副参事】

本日の資料でございますが、まず１番、机上に置かせていただいたのが「次第」、Ａ４が１枚でございます。続きまして、右肩に資料と書かれておりますＡ４横の「本日（第４回審議会）のポイント」から始まりまして、１ページから１０ページまであるかと思いますけれども、まずそれが本日のメインの資料でございます。続きまして、第４回審議会参考資料といたしまして「北区小中一貫教育基本方針（案）」、Ａ４縦のものでございます。これは表裏の印刷になっているかと思いますが、７ページまでです。最後でございますが、第４回審議会参考資料ということで「指定校変更・区域外就学許可基準」といったＡ４の１枚のものでございます。もし不足等ございましたら、この場でお手を挙げていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは議事に入らせていただきたいと思います。まず、第３回審議会の議事録の確認をお願いしたいと思います。事前に事務局のほうから皆様あてに、発言者名を入れた議事録が送られているかと思います。この内容について修正等、お気づきの点がございます方おられますでしょうか。

それでは、いつものとおり、まだホームページ等への登載までに時間がご

ざいますので、後日またお気づきの点がございましたら、事務局あてご連絡いただきたいということで、承認ということでよろしゅうございますか。ありがとうございます。

【学校適正配置担当副参事】

会長、よろしいでしょうか。

【会長】

はい、どうぞ。

【学校適正配置担当副参事】

もしございましたら、１週間ほどお時間とらさせていただきますので、前回同様、１１月１８日、今日が１１日でございますので、来週の火曜日１８日までに事務局あてご連絡いただきたいと思います。その後、これまでの審議会の議事録同様、発言者名を消した形で、ホームページへの登載、教育委員会事務局への配置を行いたいと思います。

【会長】

どうもありがとございました。それでは、議事の（２）に移らせていただきまして、第４回企画部会について、部会長からご報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【企画部会長】

第４回の企画部会につきましては、１０月１６日に行いました。具体的な内容としては、この第４回の適正規模等審議会に向けてどのような準備をしたらいいかということで、論点幾つかございますが、簡単に、簡単にというのはこれから事務局で出される資料と重複する部分が多いので、簡単に部会の報告をさせていただきたいと思います。

これまでの３回で、以前に諮問事項あるいは諮問理由から想定される主な論点として４点挙げられておりましたが、そのうちの３点については一度議論したということになりますので、今回は通学区域も含めた面の議論をしたほうがいいのではないかということを話し合いました。面の議論というのは、例えば学校の適正規模のような話は点の議論になると思いますけれども、そうではなくて面、広がりのある議論、ブロックとか地域とかの適正な通学区域のあり方ですとか、そういった面の議論をしたほうがいいのではないかと

いうことで、事務局に資料の用意をお願いいたしました。それからもう１点は、ブロックの考え方ですが、今回事務局から提案していただくのは、第２次答申で示された８ブロックを修正いたしまして、現行の中学校、適正配置がある程度済んだ中学校をブロックとして、そのブロックの中で小学校の適正配置を考えたほうがいいのではないかということです。その理由についても、後で事務局のほうからご説明いただきますけれども、今までの小学校のブロックと中学校のブロックは考え方を異にしておりましたが、それを統一したほうがいいのではないかということです。その理由については後で事務局からご説明いただけると思います。それから３点目は、指定校変更制度のあり方については、もう一度議論していただく必要があるのではないかというようなことも話し合いました。結局ブロックで議論しても、その指定された学校以外のところに変更していってしまうということになると、実際にそのブロックに何人いるのかというのがわからなくなる可能性もありますので、指定校変更制度のあり方については以前に一度議論していただいていますが、もう一度ここである程度の確認をしたほうがいいのではないかというようなことも話し合いました。ただ、中心として今回議論すべきなのは、面としてのブロックの考え方、そのブロック、１２ブロックで小学校の適正配置を考えたほうがいいのではないかということについてご議論いただければということで、部会では話がまとまりました。以上です。

【会長】

どうもありがとうございました。今、部会長からお話がございましたように、これから事務局から資料として出されるものにつながる議論をしてきたという主旨だろうと思うんです。何か、部会長からの報告につきましてご質問とかご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。ほとんど、これから（３）で審議していただくための資料と重複する報告でございますので、よろしゅうございますでしょうか、先に進めさせていただいて。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは、本日の中心議題になります（３）小学校適正配置の考え方について、これは何ページかの資料がお手元に配付されております。まず、事務局のほうから資料説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【学校適正配置担当副参事】

はい。それでは私から資料のほうのご説明を申し上げます。右肩に資料と書かれておりますパワーポイントの資料をご用意ください。まず１ページ目でございます。「本日（第４回審議会）のポイント」といたしまして、大きく３つお示しをさせていただいております。１点目は、これまで３回の審議会を行ってまいりましたが、第１回が３月１９日で、区立学校を取り巻く主に現状をお話しさせていただきました。それと第２回が６月１８日に、今、部会長からもお話がございましたが、指定校変更制度についてかなりいろいろ突っ込んだ議論がなされたかと記憶しております。それと第３回といたしまして、７月３０日に答申後の進め方のイメージということで、区立学校の現状等を踏まえた、いわば総論的な議論がかなり重ねられてきたということが１点。２点目といたしまして、今回の審議会において、つまり第４回の審議会におきましては、前回資料としてお示しをいたしました区立小学校の適正配置に向けた流れ、先ほど部会長からもお話がありましたとおり、まず面でとらえて検討を行っていくことを確認しながら、具体的な検討の単位であるブロックの数を、第二次答申で示された８ブロックではなく、たたき台として１２ブロックをお示しするものでございます。３点目でございますが、たたき台としての１２ブロックについてご検討ご議論いただきまして、本日の議論を通じて出されました問題点、課題等を整理いたしまして、中間のまとめ案の前段になると思いますが、骨子につなげていきたいと考えております。

１枚おめくりいただきまして、「区立小学校の適正配置に向けて」ということで、２ページでございます。こちらの資料につきましては、前回第３回審議会のものと同じものを使用させていただいております。もう１回おさらいですけれども、ちょうど左の上から右の上に向かって流れていくわけでございますけれども、平成２０年度目途といたしまして、最終答申まで持っていければと考えております。その後、関係者による協議体、その結果をもとに

適正配置の計画をつくり、さらに地域に入っていくという形を想定しているわけでございますが、これが具体的には２１年度以降になるだろうということをお示しさせていただいております。

１枚おめくりいただきまして、右下３ページと書いてございますが「区立小学校の適正配置に向けて進め方のイメージ①」と書かせていただいております。前提条件といたしましては、第二次答申以降進めてきた中学校の適正配置の成果を生かしながら、小学校の適正配置を進めていくと。具体的にということで、２つ目の四角でございます。こちらは第二次答申同様、北区全体を１つの区域として議論するのは難しいということで、先ほど２ページの資料にも書かせていただきましたが、いわゆる安定的な学校の適正規模を確保しながら、学校数の目標数を定める単位としてブロックという地域空間の広がりを設定する。その次の四角でございますが、第二次答申では先ほどお話が出ました連合町会、自治会を組み合わせた８ブロックと。しかし第二次答申以降、これまで来年度で、平成２１年４月でちょうど中学校１２校になるわけでございますが、この進めてきた適正配置の成果を踏襲するという視点から、中学校の校数と同じ１２ブロックをたたき台として提案させていただくものでございます。

１枚おめくりいただきまして、４ページでございます。「進め方のイメージ②」でございますが、１２ブロック制を提案した３つの主な理由ということで、３つ四角囲いで書かせていただいております。１点目といたしまして、こちら北区学校ファミリー構想ということで、異校種、複数校のネットワークにより、相互に補完し合いながら質の高い教育を実践していくと、こういった考え方でございますが、これが平成１５年度以降、サブファミリーといった形で構成し活動しており、一定の成果を上げているというのが１点。 それと２点目でございますが「北区小中一貫教育基本方針（案）」、こちらは今日参考資料といたしまして、両面刷りのＡ４縦のものをお配りしておりますが、ここでもこの参考資料の「小中一貫教育基本方針（案）」の４ページ１番上でございますが、「北区における小中一貫教育の基本的方向」ということで、学校ファミリーを基盤とした一環教育と。で、北区の今後の義務教育は、さまざまな課題を解決する手法として、育てたい児童・生徒像の教育目標、指

導内容、指導方法などが、義務教育９年間を貫いて設定・実施される小中一貫教育を推進しますと、このことをこちらのほうに書かせていただいているものでございます。３点目といたしまして、１２ブロック制をとること自体が、これまでの中学校の適正配置そのものを、成果を踏襲し、引き続きその考えを引き継ぎ検討すること自体が非常にわかりやすいと申しますか、それとこれまで進めてきた適正配置自体を、いろいろ細かなお話たくさんございますが、全体としてはおおむねきちんと進められてきたのではないかといった視点に立てるといったことでございます。

１枚おめくりいただきまして、５ページでございます。こちらのほうは、「１２ブロック（サブファミリー）一覧図」でございます。現在は中学校が１４校でございますが、来年４月に１２校になります。それを、まだ案という形でございますが、ここに落とし込んだものでございます。斜めの文字で中と書いてあるものはもちろん中学校で、幼と書いてあるのが幼稚園で、それ以外、校名しか書いていないものはすべて小学校という形になってございます。これは概ねこのような置き方になるというものですので、こういう位置関係で１２が構成されるということをごらんいただければと思います。

それと１枚おめくりいただきまして、６ページでございますが、ではその１２ブロックになった段階で、どういう形で進めるのかというひとつの検討イメージということで、やはり地域との関係からも、町会・自治会の関係者、それから学校のＰＴＡ関係者、関係学校長で構成する検討組織を設置いたしまして、まず基本的には②といたしまして、そのブロック内にある小学校がすべて適正規模になることをまず第一に考えたいと。で、必要な小学校数の検討に着手すると。これは適正規模の確保というふうに書かせていただいておりますが、それで３点目といたしまして、じゃあそのブロック内の必要な小学校の数、これに合わせて児童の通学距離、それから鉄道、幹線道路、地形地物等、いわゆるハード上の障害と申しますかそういったもの、それと施設自体の安全度、老朽度、建物の補強ですとか更新履歴等、総合的に判断いたしまして適正配置を考えていくと。で、一番下の米印でございますが、やはり地域と小学校の関係の希薄化を防ぐという視点から、できる限り１９の連合町会・自治会、青少年地区委員会の管轄内に小学校が存在しないという

事態は避けていくといったものでございます。

それと、１枚おめくりいただきまして７ページでございます。７ページの右のほうに書かせていただいているのは、前の６ページに書いたことと同じことでございまして、まずこのＡ中学校の通学区域を１つの面でとらえまして、その２つ目といたしまして、すべての小学校が適正規模となることを前提としていきたいと。で、その上で、通学距離、施設状況等をかんがみながら配置を決めていく。配置を決めていくということですから、ここでいうところのＡＢＣＤのＤが直ちに対象になるということではなく、この施設状況等を見ながら考えていくようなイメージでとらえているということでございます。

それと、８ページでございますが、そういうブロックで考えていくという考え方がひとつ、当然、面でとらえていくという考え方が前提としてございます。それがひとつありながらも、これまで第一次、第二次の答申でそれぞれ、ルールと申しますか決めごとがございまして、それをここにお示しをさせていただいているところでございます。

それと９ページでございます。９ページと１０ページは、「想定される課題・問題点等」ということで、これは本当にたたき台でございますので、それに対してぜひ委員の皆様から忌憚のないご意見、お考え等をお伺いしたいところでございますけれども、まず９ページのほうでございますが、今現在、北区学校ファミリー構想そのものを肯定しながら、サブファミリーの考え方を肯定しながら進めていきたいというベースがひとつございます。ただ、その中で１ブロック内に２小学校というサブファミリーが出てきた場合に、基本的には今、北区学校ファミリー構想ではここでいうところのＥ中学校とＦ小学校ですけれども、こういう形で通学区域が重なる場合には、隣接したサブファミリーとグルーピングをすると。こちらにちょっと、簡単な図で恐縮ですが、こういうパターンの場合はＡ中・Ｅ中サブファミリーとなるよといったことが、考え方として示されております。もしそれがだめだよと、要するにＥとＦだけで構成しないという考え方に立つと、もともとこれは１校になってしまったパターンですけれども、２校、１つの中学校に２つの小学校のサブファミリーのうちの１つが適正規模を下回った場合、その対応をどう

考えていくというところの視点がひとつあるのかなと思います。

　それと、１枚おめくりいただきまして、最後のページでございますけれども、５つほど上げさせていただいております。１２ブロックを今回たたき台としてご提案させていただいておりますが、では具体的にこの検討をどのタイミングでどこからやっていくといったものが、次のステップとして出てくるかと思います。それと、そのブロックの協議にどれだけ時間を要するかという話がひとつございます。前回、中学校のときも、一応２カ年といった形の中で、ブロックで協議を重ねたわけですが、結果として８つのうち３つだけしか結果というか、ゴールまでたどり着かなかったと。それなりに、関係者の皆さんご努力があってもなかなか難しい部分がもし出てきた場合に、その間に著しく小規模化が進んだ学校が出てきた場合、そちらに対する対応をどうするかと。それとあと、今現在、これ先ほど部会長のほうから、４つの視点の中の通学区域というお話がありましたけれども、現在複数の中学校の通学区域に、自校の通学区域がまたがる、いわゆる「また裂き」というんですか、これごめんなさい、６校ではなくて７校でございます。この７校への対応をどのように考えていくか。あるＡ町会とＢ町会から通っている子供たちと、どうしてもサブファミリーは行政上の仕切りとして学校そのものを２つ分けてサブファミリーに分けるということはできませんから、どちらかに偏って、つながりが強いと思われるということでサブファミリーを構成していますので、そういったところの対応をどういうふうに考えていくかということですね。それと４点目が、第２回審議会に続いて、指定校変更制度の運用の問題でございます。本日、参考資料といたしまして、「指定校変更・区域外就学許可基準」を改めてご提出させていただいてございますが、この１５項目の扱い。例えば、これ第２回の審議会でも委員の皆様からお話が出ましたが、友人の項目の扱いですとか、いろいろご意見が出たかと思います。あと、この下の矢印といたしまして、セーフティーネットとしての役割と書かせていただきましたが、現実問題としてなかなかほかの事由にはまらないものが出てきたとき、もしくは友人というくくりの中にとりあえず入れないと、緊急避難的に対応しなければいけないようなケースとしての役割を果たしているのではないかといった議論、これは企画部会の中でも出たんですけれど

も、それと、今は前提として、区域内就学をきちんとして、つまり指定校変更制度ですとかその辺をきちんとすれば、小規模の学校が適正規模になるというお話が前提になっていると思うんですが、そのことによって、逆に、ここでは逆小規模化というかなり強い書き方をしましたが、いわゆる規模が逆にその分小さくなってしまう学校が出てくるのではないかといった、そういった影響項目もあるのかなと思っております。

あと、最後でございますが、審議会としての答申、これから中間ですとか最終のまとめをつくっていくわけでございますが、どれだけ、どこまで盛り込んでいくかといったところ、それも先般の第３回の審議会でも委員の方からもご発言ございましたけれども、改めてご意見等を賜れればと思っております。それはひいては、その後のブロックごとの検討の際の具体的な進め方のイメージとの関連が出てきますので、その辺についてもご意見を賜れればと考えております。雑駁でございますが、私からは以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございました。それでは、ただ今の資料説明に基づきまして、これから議論を進めていただきますけれども、改めてご説明することはないかとは思うんですが、かなり踏み込んだ提案が出ております。基本はこれまでの審議会の答申の中に盛り込まれたルールに基づいて考えていくということで、ブロック単位で検討を進めてはどうかということが、最初の出発点になっております。そのブロックの区切り方を８ブロックから１２ブロックにしてはどうかというのが、その次に出ていた提案でありまして、その１２ブロックを基盤にしてそれぞれのブロック内の校数の割り出しといいますか、適正規模というような要素を加味しながら、校数の絞り込みの検討を進めたらどうかと。その際に、ただ適正配置という問題も緩和する必要があって、町内会とか自治会との対応でもって学校が１つもない町内会、自治会がないような配慮が適正配置としては必要ではないかというようなことが、大筋としてはこの資料の中に盛り込まれているかと思います。そのこととかかわって、今までの審議会答申のルールとの兼ね合いでどう考えるかというような問題が幾つか提起されたということだろうと思いますけれども、まず資料説明につきまして何かご質問等ございましたらお願いしたいと思います

が、いかがでしょうか。

　それでは、むしろ議論を進めたほうがいいかもしれません。最初から、１ページ目からという形をとらずに進めさせていただく形をとらせていただきたいと思います。議論が出てきた段階で、少し流れを整理するという運び方にさせていただきたいと思いますが、まずどなたか、議論の口火を切っていただければありがたいのですが。ここからは意見で結構でございます。質問も意見もひっくるめてお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

【委員】

　まず最初に、今日の議論の大きなポイントとして１２ブロック制ということを出していただきましたので、せっかくですからここから議論していきたいと思うんですけれども。最初にこの４ページで、進め方のイメージということで提案した３つの理由というのがあります。通学区域よりも広いエリアで教育の課題を考えると、で、異校種、その他というサブファミリーという考え方から発想があるんですが、エリアをどう考えるかというのは１つのテーマになってくるのかなと思います。ここはなかなか難しい問題がいっぱいあります。現実問題として、小学校の通学区域が、小学校を開設する場所を確保したこととの兼ね合いで、町会・自治会の区域ともずれていますしね、もともと。ということがあって、その中でエリア、ブロックにも通じてくるわけですけれども、地域的な広がりをどういうふうに考えたらいいのかというのが１つ大きなテーマになろうかと思います。現実にずれてしまっているというのが一方でありながらも、１つのまとまりはそれぞれに、例えば町会・自治会のエリア、通学区域としてのエリア、サブファミリーのエリア、みんなエリアが違っていますから、そこのところでエリアというものをどういうふうに考えるのかというのは結構大きなテーマになるのかなと思います。現実の問題として、かつての８ブロックだとか１２ブロックもそうだったんですけれども、私は地元が滝野川南というブロックに入っていますが、この滝野川南ブロックというのは、もともと行政の７区域でいいますと滝野川東、滝野川西両方にまたがっていると。地理的にも、鉄道と崖を挟んだエリアになっていると。その中で、連合町会も別々ですし、滝野川南エリアが細かく

分かれて、田端連合自治会のエリアと、それから西ヶ原東の連合のエリアとが、滝野川南の中に区域が入り込んで、つまり滝野川南ではなくて滝野川西のブロックのところとの兼ね合いで入ってきていると、こういう問題があったものですから、これエリアの考え方って、なかなか現実問題としてどうとらえるかというのが結構大きな問題として出てくると思います。子供たちのところでも、地域の人たちとのおつき合い、例えば青少年等とのおつき合いという点でも、学区域その他でずれてしまっていますよね、現実には。それで子供たちが実際に遊んだりしている子供たちの世界ということを考えても、なかなか、そんなにかっちり分けられるものでもありませんし、逆にじゃあフレキシブルでいいかというと、そういうふうにもならなくなってきているので、このあたりの考え方を少し整理する必要があるのかなと。子供たちが遊んだりするというのも教育上は非常に大事な問題だと、課題というか、遊びそのものも幼児教育とかそういう中ではすごく大事なものですから、そういったことも含めていろいろと考えていかなければならないテーマになるのかなと。指定校変更のときにお友達関係とか、親御さんたちのつながりということとのかかわりも議論として出されましたけれども、地域そのもの、エリアそのものが随分動いてきている中での新しいエリアづくりと考えたほうがいいのかもしれませんし、そのときに学校がひとつの中心、中核になってくるということもありますので、もう少し整理した議論が必要なのではないかと思います。とりあえず問題提起で、簡単に。難しい問題ですので簡単にしゃべれなくて申しわけないのですけれども。すみません。

【会長】

ありがとうございます。非常に本質的な問題が出されたわけですが、事務局のほうからは企画部会の議論を踏まえまして、中学校の通学区域を土台にして、８ブロックから１２ブロック制に転換して小学校の配置のあり方を考えてはどうかということだったわけですが、ほかの委員さんはいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

【委員】

先ほど、企画部会の発表を伺わせていただいて、今この資料の説明をいただいたわけですけれども、８ブロックから１２ブロックということで、この

進め方とすると私はこの１２ブロックというのは大変いい方法だろうなと、今思っているのですが、私はこの１２ブロックがいいとしながら、ちょっと伺わせていただきたいのは、私の連合自治会、それから連合自治会単位の学校で通学が非常に複雑になっていて、今のところ青少年の活動であるとか、いろいろなところでの支障を来しているようなことが実際あるのかどうかということをまず伺わせていただきたい。ざっと見ても、多少はあるけれどもそんなに、やっている中では不都合はないのではないかなと思うのですが、そこをまずちょっと聞かせてください。

【学校適正配置担当副参事】

今の委員のお尋ねでいきますと、資料の１０ページのところが、先ほど私のほうでちょっとまた裂きというふうに申し上げましたけれども、いわゆる複雑という今の委員のお言葉を借りれば、そういう意味で２つ以上のエリアにまたがっている学校というのがございます。それで、実は先ほど私のほうで７校と申し上げまして、ちょっと時間的にまだ全部できていないのですが、今７校の小学校の校長先生に個別に実はヒアリングをさせていただいています。それで、ただその７校のあり方もちょっとまちまちで、本当に地域がまたがってしまっているところと、単純に地域と通学区域が分かれているので地域と一緒になっているんだけれども通学区域が割れてしまったりとか、ちょっとケース・バイ・ケースなんです。ただ、今のお尋ねでいけば、基本的に今、それはヒアリングの結果なんですけれども、大きなところでの問題というのはあまり、今のところはまだ聞こえてこないです。ただ、子供たちが例えば、どこのエリアの子供たちが、ＡというエリアとＢというエリアと、そうするとそこからともに来ているといったときに、傾向みたいなのがあるみたいなんですね。例えば、Ａというエリアの活動に、そこに住んでいる子供があまり出ないとか、そういうのは聞いています。ただ、それがすなわちストレートに問題かというと、ちょっと微妙なのかなとは思っています。ちょっとお答えになっているかどうかわかりませんが、すみません。

【委員】

はい、よろしいでしょうか、先生。この１０ページの中の、先ほど７校というふうに訂正をされたわけですけれども、そういったところも見当たらな

いわけではないけれども、おおむね１キロという通学範囲をきちっと設定することによって、この問題というのはきちっと解決に向かっていけるのかなと私は思いますが、いずれにしてもきちっと議論をしていく中で、この１２ブロックに進めていくというやり方については、この形が一番、今までの進めてきた、中学校の適正規模の進め方の中での形としては私はよろしいのではないかと思いますので、そのことを軸にしながら今後ここで議論をさせていただいたり、皆さんで意見が出てくればいいのかなと思います。

【会長】

どうもありがとうございました。ほかに、違ったご意見の方はおられますか。まずはブロックをどう考えるかということで議論が進んでおりますけれども。どうぞ。

【委員】

今の８ブロックから１２ブロックになるということは非常に結構だと思います。先ほど委員から、地区委員会の問題、それから滝自連の、自治会連合会のことがありましたけれども、例えばうちのほうが昔からこれ、第２回目か第３回目でも言っています行政の違いというところが、地域の事業、行事にこれはもう絶対、地域が違うということによって、同じ中学校の中で、滝野川と堀船でまるっきり違うんですね。こうやって見ますと、富士見、例えばこちらの、南、田端中、滝野川第一とかこういう同じブロックの中でも、どちらかというと地域が近いということにはそんなに問題はないと思うのですが、やはり地域が王子と滝野川と違ったときに、今、堀船で一緒になるのは少年の主張、これだけなんですよ。地域が一緒になって行事をやるというのは。そういう意味では、子どもが仲よくなります、滝五小と堀小とこういったときに。ただ、地区委員会というのになると、前回も言ったけれどもまるっきり違うので、そういうところをもうちょっと何かいろいろと考えていくことによって、地域性がなくなればいいかなと思います。桐ヶ丘とか桐ヶ丘郷、袋、八幡、この学校は台地と平地とあるわけですね。あ、台地だけですね。こういうところはまだ同じブロックでもいいと思うのですけれども、このブロックの中でもって地区委員会が分かれちゃうところは非常にやりにくいと思います。そういうところをこれから同じブロックの中でやっていく

中で、地域を統一する、地区委員会を統一するということは難しいけれども、接点が近くなるような方法でもって行事を考えていけば問題ではないかなと思いけれども、そこのところだけだと思います、ブロックが１２に。８ブロックより１２のほうが範囲が広くなるから、そのほうがいいと思う。その中でお互いに地域が、地区委員会同士がうまくやっていければ、このブロック制は間違いなく成功すると私は思いますけれども。

【会長】

どうもありがとうございました。１２ブロック制でひとまず考えようという方向が割合支持されている感じがいたしますけれども、きつきつに境目はここだとかこの道が境目だという、そこまでまだ明確な話ではないと思いますが、とりあえず８枚で考えるのではなくて、今回は１２枚のエリアで考えていこうという、これは一応そういう方向でとりあえず考えてみようということでよろしゅうございますか。また何か不都合が出てくれば戻ってもいいわけですから、とりあえず１２の単位で考えていこうという、ある程度の方向づけを得られたという扱いでよろしゅうございますか。はい、どうぞ。

【委員】

よろしいでしょうか。今の１２という案、私もそれがよろしいかと思います。ただ、この６ページの一番最後の１９の連合町会・自治会、青少年地区委員会の管轄内に小学校が存在しないという事態は避けるという、この点をぜひご検討いただきたいということで。ですから今申し上げている１２から、今もご発言がありましたとおり、その辺またがるところはどういうふうにしていくのかというところ、私自身その辺まだ見えていないので大変恐縮なんですけれども、私の今、出身といいますか選出が青少年委員会でございますので、現実に地域の子供たちと密接にかかわっているということがございます。それで、大変僭越な言い方で恐縮なんですけれども、教育は必ずしも学校だけでなく、地域における教育というのも非常に大事だと考えておりますので、現実には今、地区委員会に基づいて各地域の子供たちがそれぞれのところに、いろいろな行事等に参加しているという実態がございます。ですので、この１２の中学校のグループ分けというのは、ひとつの今の現段階においてはそのとおりであろうかと思うのですが、この管轄内に存在しないとい

うことのないようにというところを、ひとつ強力に検討していきたいと思っております。

【会長】

どうもありがとうございました。ほかにご意見ございますか。どうぞ。

【委員】

王子地区だけでいいますと、今まで王子は２つに、東と西に分かれておりましたが、今回１２校案ですと十条、要するに京浜東北線を境に上のほう、それから王子、東十条の駅の下のほう、それから豊島地区とはっきり３つに分かれておりますので、王子という立場に限って申せば大変いい区割りになっているのかなと思っています。前回も伺いましたが、王子連という中には堀船が入っているのですが、イレギュラー的に堀船は、今回は、大きくいえば滝野川地区のほうに所属されているようですから、王子としては５つの連合会、それぞれわりあいにはっきりうまく区分けされているなと思っております。青少年地区委員会の立場で申し上げますと、私は東十条青少年地区委員会なのですが、神谷小学校、稲田小学校も神谷中学校も私ども東十条青少年地区委員会の所属になっております。王子桜中も王子小学校もいずれも地域になっておりますので、青少年地区委員会、なかなか線を引いたように区分けをしていくというのはかなり難しいだろうと思います。ですから、まず連合町会ありきのほうが先かなと。同時に並行でいくとなかなか難しい問題があって、今でさえかなりいろいろまたがっていますので、今後の中で連合会と青少年を一緒に並行して進めていくというのは大変難しいと思っております。

【会長】

どうもありがとうございました。第２次の審議会だったか、そのときにもやはり、ファミリー構想を議論していたときに、境目というのはこの道で区切れるというようなものではないという話は大分出たことを記憶しておりまして、非常に線引きが難しい。難しいというのは、逆に言えば地域がしっかりしているのかもしれない、いろいろな地域がまじり合ってできているから、非常に地域社会というのがしっかりしている証明かもしれませんけれども、そういうことを踏まえながら、非常に線引きについては深く検討しなければ

いけないということを前提にしながら、とりあえず議論の出発点として８ブロックにかえて１２ブロックで検討を進めようということについては、特段今のところ異論が出ているような感想を抱かないのですが、そこまではよろしいですか。では、１２ぐらいの単位でまず話を進めていこうということでよろしゅうございますか。はい、どうぞ。

【委員】

私もかつての経験で、滝野川南ブロックでの中学の統合のときの議論、そのほかの議論も含めて、今出たような意味では、連合町・自治会も別ですと。それから青少年地区委員会も別ですということの中で、大分、滝野川南ブロックの議論は紛糾したことがあったんですね。そういう意味でいうと、ひとつ大事なことはやはり、今の１９はしっかりと位置づける必要があるだろうと。これはかなり北区の場合には、地域社会としての成り立ちが結構しっかりとでき上がっているものですから、ここをやはりきちんと教育の面でも生かせるようにしていくということが大事なのではないかなと思いますので、１２と１９の関係をもう少し整理しておいたほうがいいのかなと。もっと言えば、１９をもう少し前面に出したいなと思っています。１２がだめというよりも１９をしっかり位置づけたいなというのがひとつございます。それから、次の論点になるかと思うのですけれども、１kmという基準なんですが、どこから出てきたのかなというのが率直に言ってあります。都市部の場合は０.５kmですか、というのももともとあったかと思います。文部省時代ですか、あれは。１０分とかいうのがあったように記憶しておりますので、そういうことも含めて検討する必要があるのかなと。通学距離問題なども改めて俎上に上らせる必要があるのかなとは思っておりますが、１２ブロックとの関係でいうと、やはり１９をもう少し前面に出せないかなという思いを持っております。

【会長】

どうもありがとうございました。とりあえず１２で出発しながら、あわせてこの１９連合町会・自治会、青少年地区委員会の管轄内にという記述が６ページの下のほうにございまして、これをきちんと踏まえて考えるべきだというご意見だろうと思います。あと、そういうエリアの話と、おそらく点と

してのこれまでの審議会でルールとしてきたいわゆる適正規模論というやつとの関係ですね、それが具体論になるとおそらく出てくるのではないかと思います。その場合に、ぶつかり合ったときにどちらを優先するかという、これはまたそのときの議論になると思います。ただ、必ずしも調和的になるかどうかというのは、今のところ事務局はわかっているかもしれませんが私はちょっとわかりませんで、それだったら通学区域を再編しろという話も出てくるのかもしれないですし。一般的に言うと、適正規模の維持という問題と配置の問題というのは、必ずしも同じ方向を向かないという、場合によっては適正規模を維持しようとすれば配置のほうを犠牲にしなければいけない。配置を優先しようとすれば規模のほうを犠牲にしなければいけない。こういう問題がやはり起きてくる。一般論としてはですね。北区はちょっと私わかりませんが、だからそういうこともあり得るということをまず今のところ想定していながら、しかしまずブロックを基盤にして検討を進めようということで、それほど８ブロックに戻せというご議論はないような感じがいたしますけれども、とりあえずそういうことでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、まだかたまった話ではございません。議論の出発点としてまずブロックで考えていこうということで、１２枚ぐらいのブロックで考えていこうと、これは前回の審議会のルールを少し変更する話なものですから、少し時間をかけて議論させていただいているわけですが、その上で、さらにブロック内の校数という概念、小学校の校数という概念との関係でもって、ファミリーの問題、学校というのはコミュニティー施設ではあるんですけれども、同時に教育の場でもございますので、その教育の効果というか、教育指導の体制整備という観点も必要なので、それがファミリーという問題と絡むのだろうと思いますが。仮に５ページのこういう１２ブロックみたいなものをイメージしながら眺めていったときに、それぞれのブロックの中の絞り込みというような、校数というような話が出ているわけですが、そういう問題についてはどういうふうに考えていったらいいかということについて、少しご議論をいただければと思いますが。まだ、何でも結構でございます。ちょっと口火、これも切っていただかないと先に進まないようなところでございますが。非常に話を出しにくいとは思いますけれども、片方では神谷中の場

合は神谷、稲田という２つの小学校がございまして、十条富士見中なんかだと、王子二、王子三、王子五、荒川、十条台の５校が入っていると。それから滝野川紅葉中もそうですよね。滝野川第二、第三、第六、それから紅葉。これは何て読むんですか。谷端ですか。５校あるという、こういうちょっとアンバランスがございますけれども、この図をごらんになって、これから先どういう進め方にしたらいいかということについて、ちょっとご議論をいただければと思いますけれども。最初に絞り込みありきという話ではないのですけれども、とりあえずしかし、この問題とあとは緊急対応という話も出ていますよね。緊急に対応するということがほんとうになくていいのかという、この原案というかたたき台の資料の中にもそういう問題とか、これからどう審議していくかということですが。１０ページですね。緊急に何らか対応が求められる学校の扱いをどのようにするかという、この辺の関係をどう検討していくか。それと、繰り返し出ております指定変更の問題もまたこれは絡むわけですね。

【委員】

　じゃあいいですか。１つは、今の緊急対応という問題なんですけれども、たしか荒川区でしたっけ、２年ぐらいゼロになったけれども後で復活して、統合しなくなった学校があったというケースもたしかあったかと思います。そういう意味では、今、基本的には２年間ですか、連続して１０人を下る学年があった場合には検討を始めるということにはなっているわけですが、しかしそれで結論が出ないで地域が頑張って、地域にいるお子さんが皆さん学校に行くようになれば維持できるということもありますし、ですからやはり、学校の側、地域の側から何とかしてくださいということが出た場合には議論すればいいのかなと、率直に言って思うんです。無理に緊急対応を絶対にしなくちゃいけないということでもないのかなと、私は思うんですね。先ほど会長もおっしゃっていましたが、適正規模を優先するか、配置を優先するか、これもケース・バイ・ケースだと思いますし、もともと矛盾があるところでそのタイミングをとらえて解決するということもあるでしょうし、逆に何とか残したいということになれば、いろいろな対策をとって維持することだってあり得るのかなとも思いますから、そこはあまり、何というんですか、な

くす、あるいは減らすことを前提にしなくてもいいのではないかと思います。率直に言って、文科省のほうも何か統合について検討を始めているようですから、来年か再来年ぐらいには答申とかいう形にもなってくるかと思いますし、あまり急いで決めなくてもいいのかなという気もしますので、私はそういうふうに思います。

【会長】

どうもありがとうございます。ほかの委員さん、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

先生に伺うのか事務局に伺うのか、どちらかわかりませんけれども、複式学級についてちょっとお尋ねをしたいんですね。前回もお話ししましたけれども、桜田小学校を統合するときに、ブロック協議をしている中で緊急に小規模化が進んだということがありまして、中学校の統合で一気に小学校の統合まで進めました。校舎の改築の問題ももちろんありました。あのとき言われていたのは、２年間続くと寺子屋になってしまうよ。要するに、１年生は別だけれども、２年生３年生がいずれも１０名切ったときには、１つの部屋の中で前と後ろで授業をするんだよ。そんなようなことが巷間うわさをされながら、東京の外れといえども東京２３区の中で寺子屋なんていう形をとると、これは格好の新聞沙汰だというようなことまで、雑談の中も含めましていろいろ話し合いました。この複式学級というのは、今の委員のお話とも関連しますが、実際にそういうケースになったときにとられるのか、あるいは今なってしまっても全然問題ないのかというようなことはいかがでしょう。先生か事務局。お願いします。

【学務課長】

複式学級についてですけれども、今委員のほうからもご指摘がございましたように、１年生と６年生は除きますが、２年生から５年生までの間に連続する２つの学年の、合わせて１０名以下に学級がなった場合には複式をとるということになっております。ただし、例外がございまして、片方の学年が６名を超えている場合には、１０名以下であっても複式にはしないという仕切りになっておりまして、北区においてはまだそういった事例は発生してお

りませんが、今後もし発生をすることになれば、この仕切りは文科省で決められていることですので、これに従った学級編制をせざるを得ないと。それに従いました教員の配置をせざるを得ないという状況ではございます。

【委員】

はい、どうもありがとうございました。

【会長】

ほかにいかがでしょう。はい、どうぞ。

【委員】

２年間で１０人を割った場合は学校がなくなるんですか。それで、今のうちのほうの地区、マンションがかなりできてきて、若い人がかなり入ってきたということで、２年ということではなくて５年６年するとどんどん増えていくのではないかなという可能性を秘めている、そういう所もあるので、一概で２年と決めつけないで、その状況を見ながらこの形をつくっていかないと。例えば桐ヶ丘は高齢者、お年寄りが多いんですか。若い人がいなくなった。逆に、若い人がうんと入ってくるマンションを抱えているところは、可能性というのはゼロではないと、希望を持ってもいいと思いますので、あまりその年数にこだわらないで、地域を見ながらつくっていったほうがいいんじゃないかと私は思っておりますけれども。これは実際にワンルームマンションというのも結構増えていますから、そういうところはちょっと当てになりませんけれども、そういうことを踏まえながら適正配置も考えたほうがいいのではないかと私は思います。

【会長】

どうもありがとうございました。この審議会で最終答申としてどこまで盛り込むかという問題との絡みもちょっとある感じがいたしますけれども、いずれ今日の資料にも、これから先の進め方、２ページですね、適正配置に向けてというページに、関係者による協議体というのが入っておりまして、この協議体で議論されることと最終答申の中身との関係というのは、やはりひとつの論点ではないかと思うんですね。だから、今、お話しいただきましたようなことを踏まえると、どこまで具体的なことを盛り込むべきであるのかという、答申としてはルールみたいなものを出すところでとまるのか、それ

とももう少し先まで行くのか、それもここで決めることですが、そういう問題との絡みもあるような感じがいたしますけれども、ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

今ここで答申に向けての議論をしているわけですけれども、このブロックごとの協議の結果が出るまでにというところですが、小規模化が著しく進んだときの緊急対応についてですが、今いろいろなご意見があるようですが、私はやはり先ほど委員からお話があったように、複式学級になり得るような可能性があった場合にはきちっとしてあげないと、ほんとうの意味での教育というのが進められないと思うんですね。やはりここは、この場所で、私どもが与えられた中での結論として、きっちりとここは姿を見せておくべき問題だと思いますので、そのところはそのように意見として申し上げておきます。

【会長】

ありがとうございました。今のご発言もやはり最終答申の着地点との関係もあると思うんですね。１次答申のときだったか、そのときも私ちょっとお手伝いさせていただいたんですが、そのときはたしか神谷第二だったか、あれは緊急対応のケースだけだったんですよね。中学校のほうはルールをつくって全区的に進めていったと。だから今回どうするのかですね。緊急対応だけでいくのか、あるいは緊急対応を含みながら、全区的なルールみたいなものまで踏み込むのか、あるいは全区的なルールだけでいくのかとか、幾つかの水準があるのではないかと。だから、それもちょっとこれからご検討、ご審議いただきたいことなのですが、もう少しいかがでしょうか。ご議論いただけないでしょうか。いろいろな意見を出していただけるとありがたいのですが。進め方が特に、企画部会も非常に悪戦苦闘しておりまして、率直な話、難しくて、非常に難しい問題なものですから、どう進めたらいいのかというのは悩ましいわけで。はい、どうぞ。

【企画部会長】

前回の審議会でも、地区での協議の前にある程度この審議会のほうできちんと原則をつくったほうが地域に迷惑がかからないのではないかというご議

論と、同時に一方で、地域でとことん納得するまで議論したほうがいいのではないかと、両論あるわけですよね。私がかかわっているほかの自治体だと、割と原則に合わせてバッサバッサと適正配置をするという自治体もあるんですが、ちょっと北区の場合それだと事務局がもたないのではないかという話も漏れ伺っておりますので、そこら辺の、会長が着地点とおっしゃるあたりがちょっとご議論を大分いただいたほうがいいかなという感じがするんですね。やはり、我々ですと基本的には部外者になってしまいますので、こちらの審議会である程度の方向を示していただいて、それでという形にはなっていくと思うんですね。この審議会、あと何回あるのかとか、そこら辺もちょっと私心配はしているのですが、あまり拙速に細かいことを詰めてしまうと、にっちもさっちもいかない可能性もあるし、ただ大枠の原則だけで各協議会におろしたときにそれでやっていけるのかということもあるので、そこら辺もあわせて教えていただけるとありがたいと思うんですが。

【学校適正配置担当副参事】

はい。今、私どもで考えさせていただいているのは、第３回と第４回で間が空いてしまったので申しわけなかったんですが、できれば、後ほど会長のほうからもお話があるかと思いますが、今日の議論を踏まえてという形になりますが、年内にはもう１回できれば一番ありがたいなと。そのほか、来年に入って、年度でいいますと３月末までに２回ぐらい入れば、最低ですね、それは入れたいと考えています。

【会長】

まあ、延々と５年も６年もやるわけがないので、どこかしらで踏ん切りはつけなければいけないのですけれども、しかし他方では拙速というのはまずこの問題は失敗しますので、ほかの自治体のを見ていても、せっかくの審議を白紙に戻したりとか、ということがありますので。しかし時間が決まっているのであれば、その時間の中で到達したところまで盛り込むしか手がなくなるという。逆に、それでは緊急対応も何も出てこなくていいのかというご議論もあるかと思うんですね。そうすると、じゃあとりあえず緊急対応のほうを先行させていってというのもあるじゃないかというのも、審議のスタイルとしてはあるのかなと。緊急対応というのはまた、言葉でひとり歩きして

しまう点もあるのですけれども、先ほど委員さんから複式のお話は出ました。過疎地でも複式の分校というのは次々と姿を消しているんです、はっきり言いまして。だから、例えば岩手県の宮古市、私よく行っているところなんですけれども、山のほうの学校はほとんど消えています。みんな複式。もちろんだから厳しいんですよね、山のほうの集落の中の分校ですから。その分校がなくなってしまうと、それは地域社会にとって厳しい。厳しいんだけれども、結局それを選んだという。だから、複式だから何が悪いんだというのもあります、それはあります。出雲市の日御碕のほうに行ったら、分校で３人しか子供がいない小学校があります。それはそれで、じゃあその学校はとんでもない教育になっているのかと、それはその学校の先生の熱意もあって、それなりに一生懸命教育をやっているんですけれども、北区はどうするのかということは、これは法律で云々という問題ではないんですよね。憲法上の要請がありました義務教育ですから、子供が１人になったって学校はつくらなければいけないんです、その子のために。じゃあ１人まで待つのか、ゼロになるまで待つのかという。ゼロになればこれは開校していても結局子供がいないわけで、閉校となりますよね。それは法令上では担保されているんだけれども、それをじゃあ北区の皆さんはどう考えるんですかという、北区の問題、選択の問題なのではないかと思うんです。どう考えるのかと。我々、宮古の山里離れたところにある分校と違ってわりあい近いところに学校が置かれているという。もちろん自治会等の単位は大事にしなければいけないのですけれども、立地条件はわりあいと近いところにあって、そういう現実を見ながら、北区として、子供の行く学校ですから、どうしますかというあたりですね、どうお考えになるかと。そこら辺の、もうちょっとこう着地点という、部会長がおっしゃったことは非常に大事なことであると思うんです。３月までにあと３回ぐらいという、どうもそのお話みたいなので、その３回ということは１回２時間として６時間ですね。６時間であるところまで行くという場合に、どういう進め方をしていくか、一般論でわーっとやっていくやり方もあるし、緊急、緊急となると、ある廃校にする学校を特定するような話になってしまうんですよ。そういうスタンスではないんですよね。部会のほうでは、小規模校即廃校という、そういう考え方はしないと。だからブ

ロックというエリアの発想を重視していて、そのエリアの中で、ここら辺の校数で絞り込んでいかないとちょっともたないんじゃないという発想をしていって、キャンパスの大きさとか立地条件とかそういうものを総合的に勘案していったときに、どこいら辺に拠点を設けたほうがいいかという絞り込み方をすべきだという議論なんです。ちょっと、もうちょっとご議論いただけないでしょうか。

【委員】

私はとしま若葉小学校の例をとってお話をしたいと思うんですけれども、公団で少子化が進みまして、豊島東小学校のほうで１０人を割るというような状況になって、ブロック割りの協議が出るまで著しく少子化が進んだ場合、どういう対応をするのかというような議論が当時なされたわけです。北区としては、これはルールだという説明があって、お母さん方も、いわゆる学校で１０人以下になると、これが２年連続すると適正配置の対象になるんだというようなルールで納得をされて、一緒になってとしま若葉小学校ができているわけですね。今になって、何人になっても義務教育だからやれるんだということになると、このとしま若葉小学校とか平成１４年に岩淵小、それから桐ヶ丘、いわゆる大きな団地を抱えるところはこういう説得、ルールの中で成立してきた。この結果をこれからの統合の中でどう説明していくかという問題が起きますので、ここら辺の説明をお願いしたいと思います。

【学校適正配置担当副参事】

たしかに、としま若葉の例、今、委員からお話が出ました。それで、今回ご提案をさせていただいたというのは、先ほどから会長がお話しされている、まず面でとらえていくよと。それで、その面の中で考えていく中でそこまで間に合わない、もっと子供が少なくなってしまったとき、その中の目安として今回、資料の８ページのほうに第二次答申の中で、まさにこの下の連続する２学年においてそれぞれ１０名を下回るとき、先ほどのそういう意味で数字的にも複式学級の話も出ましたけれども、まさにそれを、事態を避けるためだということで考えているわけですけれども、ですからそういった意味でも、今回、資料の１０ページでいうところの、検討していく中で著しく小規模化が進んだとき、どう対応するかという２つ目の丸でございますが、８ペ

ージでお示しさせていただいたのが、第一次、第二次答申を踏まえてのひとつのルールということになりますので、基本的にはそこのところは踏襲というんですか、決められたルールにのっとってやっていく、それがひとつの物差しになるのかなと、現時点では考えています。

【委員】

今、議論のあれとして、私たちも第二次答申の中で、２年連続１０人を切った場合には統合についての議論を始めると、統合するというのではなくて、議論を始めるということで、協議会を設定したりいろいろして検討を始めるということがひとつ、大きなポイントになるかと思います。検討を始めた結果がどうなるかは、協議会の結論を待つというのが基本だと思います。結論が出なかった場合にどうするかというのがひとつあろうかと思います。もうひとつ大事なことは、今、委員がおっしゃったように、将来を見越した場合に、今は減っているけれどもどうなんだろうかという議論が地元から出てくれば、それはそれでお答えをせざるを得ない問題も出てくるのかなと。先ほど荒川の例もお示ししたように、２年続けてゼロになっちゃったけれどもその後立派にやっているという学校もありますのでね。だから、そういうことも踏まえながら議論を始めて、結論がどう出るか。将来を見据えた形でということはひとつ大事なことだと思います。ワンルームマンションについても規制の強化もありますし、ファミリーの誘導ということもありますし、北区的には人口構成のバランスを回復するためにどのような手立てを使っていくかということに力を入れているわけですから、そういう中で一路、小中学校の子供たちの数が減っていくというわけではなさそうだと。現状で言うとね。都心回帰の流れもまだ続いているようですし、そういうこととの流れの中で、長期的にも、それから緊急対応もできるというのが大事かなと。だから、２年続けて１０人切ったときに議論を始めるということは、ルールとして確立をしておりますし、多分複式学級、今会長が言われたように複式学級は嫌だというふうになれば、統合しましょうとか、あるいは事例がありましたけれども、廃校にしてくださいという事例もありました。どこかに無理やり統合するのではなくて、廃校にして後は通学区域その他で検討しましょうというところもありましたから、そういうことができるようにしておく。緊急対応

の点でも、やはりそういうことが大事なのかなと。地域のご意見も生かせるし、将来も見通してやる。都会の場合はかなり、一回なくしてしまうともう二度とできないという危険性もありますので、そのあたりは少しフレキシブルな、ルールとしてはこれまでのルールを踏襲していくというのが結構ひとつの方向としてはあるのではないかなと。もう少し、適正規模との関係がとかサブファミリーとの関係がとかは整理する必要がありますけれども、そのあたりはそういうことで、あとは協議の期間をどれぐらい置くかとかそういった、あるいは具体的なやり方の問題に入っていくのかなと思うんですけれども。私の意見です。

【会長】

どうもありがとうございます。どうぞ。

【委員】

これはちょっと、ルールということで、今とよかわ幼稚園が問題になっているわけですね。募集しても定員に満たなかったので、今年度は募集をしないと。これはルールですから、こういう形で休園になるわけですけれどもね。そういったルールの中で、お母さん方は、そこはもう、いわゆる教育委員会で決めたルールだからという形で従っておられる。今までもこういった立場、としま若葉小学校の問題も、これルールですと。もう２年間１０人を切っておりますからと、こういった形で来ていて、こういったいろいろな問題が出てきて、いや、違うんだと、これ義務教育だから学校は残していける、これは協議会でもって検討していただくんだと。じゃあ、ルールはどうなっているのかということを、根本的にルールを変えなければ納得していただけないと思うんですね。こういうのを、今まで討議された中でこのルールを変えていくようなことができるのか、あるのかということをちょっとお聞きしたい。

【会長】

どうもありがとうございました。ちょっと誤解されているようなんですけれども、一番最初たしか、今までの審議会の審議の蓄積というのを踏まえてというような発言をさせていただいて、そこから出発していると思うんですけれども、議事録に残っていると思いますが、だからルールはルールであって、統合というのはルールに基づいて進められてきた。地域の方々もルール

だからということで、個人的には反対であったとしても、全体で考えた結果、教育論としてはそういうルールにのっとったほうがということで、合意されて統合というのが進んできたということはあると思うんですね。それは非常に大切な原則なんですけれども、ただ小学校については点としての、一つ一つの学校の適正規模というのはもうできてしまっているわけですよ。だから、それを前面に押し出せばそれに合わない学校はどことどこなのというのが特定できるわけで、検討はじゃあいつの時点からという、時点さえ決めるようなことをすれば、あぶり出しはすぐできてしまうという。ただ、それで果たして区民の皆さん、納得できるかと。もう一度、そもそも今までの審議会の中でなぜそういうルールを設定したかというあたりの教育論の背景みたいなものも振り返りながら、もう一度検討しようということで企画部会のほうでは進んできたと思うんですね。とりあえず、もう点の話をしますと、もうできてしまっているものですから進まないんですよね、はっきり言いまして。もう学校名も特定されてしまうわけです。そうするともうやることはある意味でない。もうルールでしょうということで決まってしまうわけですよ。だから、それだけでは多分納得はできない、審議会が答申を出したときに、今までこういうルールでしたと、そのルールにのっとって中学校の統合が進められてきましたと。だから今回もそのときに決められた小学校のルールでいきますというそれだけだと、多分なかなか納得できないということが出てくるのではないかという、そこら辺の非常に苦しい、部会のほうも苦しいところにございまして、それでファミリーというこの非常に特色あるプログラムを北区は持っているし、それはある意味でエリアの発想でできているわけですね。第２次審議会のときもブロックという単位で配置のほうは考えていこうという提案を出して、それで８ブロック制で中学校の適正配置というのは進んできたという経緯がございますので、それでブロックという単位に戻って、ルールを無視している話ではないのですが、ちょっと考えてみませんかと。ルールを踏まえながら面としての発想を入れ込んでいって、ルールと面との関係をどういうふうに調和的に考えているのか、その２つを重ならせることで何か知恵が出てこないかという、そういう段階なのではないかと思うのですが。ルールはルールなんですよ、やはり。ルールを簡単に直すという

ことではないと思うんです。それで進んでいるわけですから。ただ、それだけでこれから先、もう決まっていますよという発想だけでなかなかいかないのではないかという苦しいところがあって、どうするかという。何か具体的な提案をいただけるとありがたいので。

【委員】

私が言っているのは、この１２ブロックについて、きちっとやっていこうというのはわかるんです。それが確立するまでに、緊急的にこういう学校が出てきた場合はどうしますかということを、これは今討議しているわけですね。だから、これが、としま小学校、若葉小学校はこの事例に当たってこうなりましたと、私は聞いているわけです。だから、ひとつの、この１２ブロックできちっとした適正配置ができればいいんですが、それまでの過程の中でこういう緊急事態が起こった場合はどうしますかということを討議しているわけですから、その場合はこのルールを適用するんですかと、こういう今、質問をしているわけです。

【会長】

いかがでしょうか。これは皆さんがお考えになることだろうと思います、私が答えることではなくて。

【委員】

私は全国の僻地、過疎地の学校、複式も含めたいろいろな学校を見てきておりますけれども、その中で１つ申し上げたいのは、東京都の複式の基準というのは全国の複式の基準よりも緩いんです。緩いというのは、小規模校、全国で１６が基準なんですが、２つの学年を合わせてですね。東京の場合はそうではなく、さらに１０人まで下がっております。つまり、全国で言うと８・８のクラスがあったらこれはもう複式になるんです。ところが東京は１０。そのように東京はかなり、人的配置においては、学級編制においては恵まれた状態になっております。全国のほかの県の複式の授業を見ても、先ほどお話がありましたように、ある学年は黒板の前のほうを見て、ある学年は黒板の後ろのほうを見て授業をする。先生は１人の先生が、４５分の授業の中で、ある時間帯は２年生を教える。ある時間帯は３年生を教えて、渡り鳥のように先生が渡って、学年を渡り歩いて教える。これを渡りの授業という

んですが、そういうところがあります。それから、教科書も場合によっては複式の教科書になる形を使う。あるいは単元を、本来ですと３年生で教えるところを、２つの学年合同で４年生に一緒に教えて、次の年度にまた３年生のことを２つの学年で教えるというようなこともやります。これは、お考えになるとわかると思うんですが、教育課程の連続性という、積み上げということからするとちょっとしんどいところが確かにあるんです。こういった教育環境がほんとうにいいのかどうかということを考えると、なかなかそれはいいとは私は言えない。東京都では少なくとも、先ほど話が出ましたけれども、これは避けるべきだろうと。そういう意味で言いますと、今回緊急避難的に複式の授業になるような、複式の編成をしなければいけないような事態がありましたら、そこだけは何とかしないといけないだろうと思います。私は北区民ではありませんが、もし自分の地元の区でありましたら、必ずきつく主張したいというところであります。ただ、全国にはこういうところもあるんですね。複式になるのをある意味で避けるために、市町村がお金を出して町で単独の先生を雇って、これは純粋な複式解消にはなりませんが、ＴＴのような形で分けてやるというふうに対応するということで、学級編制はあくまでも複式の学級編制ですが、授業のときだけそこを分けてやるというような対応の仕方をしているところもあります。これは先生の費用、人件費の負担が相当かかります。問題は、もっと重要な集団の教育、人間性をどうはぐくむか等々を考えると、私はここの先ほどの議論があった１０人というところは、それでも非常に厳しいのではないか、人間性をはぐくむというところでは非常に厳しい。先ほどある委員から話が出ました、ある学年がない。ある学年が欠けたような学校というのは、異学年交流のときでも非常に困るのではないか。これはむしろ、先生方にお聞きしたいところなんですけれども、その辺のお話をいただければと思います。残すということはその地域にとっては非常に重要なんだろうと思うのですが、ほんとうに生徒にとってよかったのかについて考えると、私は非常に気の毒なことをしているのではないかというふうな気がします。大きな学校に行っていろいろな、多様な生徒と触れ合うことによって、子供たちの能力は非常に開花するのではないかと思うからであります。それから、最後になりますけれども、じゃあ緊急避難

的にどう考えるかといったときに、先ほどの第２次の答申のときにあったような１０人の学年が２学級連続してというようなところになると、先ほどの複式のところまでまだ行かないのですけれども、これの場合は協議をする間、ペンディングする、おいておくという考え方もありましょう。その学校も含めて最終的に学校配置の候補の１つとして指定すると考えていくということは重要なんだろうと思います。複式になった場合は、緊急避難的に対応する必要がある。ただ、その対応した学校についても、配置の上では重要な候補として残しておくという手があるのではないかと考えております。

【会長】

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。緊急に何らかの対応が求められる学校の扱いをという、１０ページの箇所が１つの焦点になっておりますけれども、とりあえずブロックということで合意ができておりますので、ブロック単位に緊急に何らか対応が求められる学校が既に存在しているわけですね、第２次の適正配置審議のルールからすれば。そうすると、そのブロックをある意味で、そのブロックだけに絞り込んで検討するのか、そこら辺も詰め方の問題だろうと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

【委員】

ではもう１回。すみません。私も最初から、複式になるようなケースの場合には、おそらく地域のほうから緊急避難をしてくれという要求が出るのではないかということです、私の主張はね。ですから、それを避ける、それを絶対やってはいけないというつもりは毛頭ありません。ただ、中には、第二日暮里小学校ですか、のように頑張って残して結果オーライというケースもあるから、それは否定しないほうがいいのではないかというのが私の真意です。おそらく、北区でも複式学級になるようなら何とかしてくださいと。緊急避難の方法はいろいろあるかと思います。適正配置でいわゆる統合という形をとるケースもあるし、廃校という方向をとったケースもかつてありましたから、それはやはりどういう方向をとるか、面的な検討をした上でどうするかということになっていくのではないかと思いますから、道を閉ざさないという意味で従来のやり方を踏襲すると。もう少し細かなルールづくりが必

要ならば、それはそういう方向で進めていくということで、緊急避難にも幾つかありますしね、そういうことを想定してつくっておくということではないかと思うんですけれども。

【会長】

はい、どうぞ。

【委員】

恐れ入ります。委員のお話を伺いながら、非常に今、重要な場所に私たちはいさせていただいているんだということも自覚させていただいたところですけれども、私どもの、今ここでちゃんとお話を決めておかないと、一つ一つが次の段階で子供たちの教育環境にかかってくるということを考えますと、やはりこの１０ページの２番の問題については、ここのところでやはり皆さんでしっかり相談をしながらですが、緊急に何らかの対応が求められるときに、複式学級になりますよというときに、地域からＳＯＳを出されるようなことではこの審議会の意味がないと思いますので、私はここのところはしっかりと、きちっと、その学校の扱いをどうするのかということについては決めておいていただきたいということのお願いをしておきたいと思います。

【会長】

どうもありがとうございました。人口動態というのは、厚生労働省の社会保障・人口問題研究所の長期推計がありまして、それをよくどこの区でも使うんですけれども、大体北区は３０年後あたりまで３０％減ぐらいの推計になっていますね。だから、著しく落ちるというあれはないんです。ないんだけれども、３０％減少するというトレンドで、微減ということで推移するという予測になっているんです。だから、それは、再開発なんかも入れて推計しているので、ある程度北区全域としては大体そんなもの、そんなにずれないのではないかと思います。小さいエリアになると、これはマンションができただけで違ってしまいますから狂ってしまうのですが。だから、そんなに著しく落ちない可能性はあるのだけれども、ただ区域外就学の弾力化の問題もあるし、部分的にどこかの学校がさらに小規模化を深めるということは、今のところわからないですね。そういう事態が起きないという保証は全くないです。対応するのにちょっと心配なのは、時間がかかるものですから、学

校というのは。仮に統合するとしても、早くて２年はかかりますよね。条例改正も必要だし。大体、吸収合併ではありませんから、新校をつくる対等合併でやりますから、そうすると校名を募集したりする手続だけで何カ月もかかったりとか、また議会で議論があって、最終的には学校設置条例を改正しなければいけませんから、早くて２年はかかると思います。だから、その２年の間に、じゃあさらに小規模化が進行したときにだれが責任をとってくれるのかとか、そこら辺の難しさがある領域で、かといってあまり先走って行け行けどんどんでやっていいのかという問題ももちろんある。地域社会にとってのダメージがありますから。そこら辺のバランスをどうとりながら、子供たちに不利益を与えないように、やはり子供が最後は犠牲者になりますから、大人はある意味で外側の人間ですから、意見を言うだけですからね。そこで学んでいるのは子供ですから。子供は大体小学生だと自分の自己主張ってまだできない成長段階ですから、ものを言わないままに追い詰められているという状態をだれが責任とるのかという、それが教育委員会の設置されている意味なのかなと思うんですよね。そのための諮問機関としてこれができているので、そこら辺はきちっと考えてやらないと、我々以外に、多分ここにいる皆さん以外に、子供の代弁をしてあげられる大人っていないのではないかなと。学校の先生方は一番当事者ですけれども、ただ行政の中におられないので、いろいろ感じることがあってもなかなかストレートにものが言えないということもあるし、そこら辺をどう考えるかというあたりのところだろうと思いますが。

　それで、仮に３０％減でいくというのは、全国的に３０％減ぐらいの、人口そのものが３０％減ですから、少子高齢化のところで子供の数が３０％減でいくかどうかというのは、これもちょっとわからないんですよね。年齢構成の偏りがありますから。子供のところが膨らんで小さくなるという可能性だってないとは言えないので。そうすると、全体的に、全区的に、今よりちょっと小さくなるということも見込んでおかなければいけない。そうすると、それに対して仮に、小規模化はメリットもあるけれどもデメリットもあるということを考えたときに、じゃあデメリット面をどういう仕組みによって、どういうプログラムによって補っていくか。仮に統合までいかないにしても、

そういう問題もあると思うんです。それで、この小中一貫教育のビジョンというのが多分資料として出ているのだろうと思うんです、これに関連して。この資料について説明ありましたでしょうか。ちょっと説明いただけますか。

【教育未来館長】

会長、教育未来館長です。北区の「小中一貫教育基本方針案」でございますが、まず１番目の、教育をとり巻く環境の変化ということで書かれてございます。これは、２０年３月に報告書ができまして、その報告書をもとにいたしまして、この小中一貫教育基本方針案をつくりました。１の教育をとり巻く環境の変化ということで、まず、この環境の変化の中では学校教育における現状ということで、中ーギャップですとか学力、そして発達の早期化、価値観の多様化というようなこと４点を挙げさせていただいております。

次の２の学校ファミリーの取り組みと小中一貫教育でございますが、これは北区の教育ビジョン２００５に基づきまして、学校ファミリー、この意義とそれから学校ファミリーの目的として、今後の課題というのを載せてございます。

３の北区における小中一貫教育の基本的方向ということでございますが、これは北区学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育ということで、学校ファミリーを基盤としまして小中一貫教育を進めるということで、６つの視点を掲げてございます。

そして５ページでございますが、４の小中一貫教育の具体的な取り組みは、この６の視点に基づきまして、７つの具体的な取り組みを挙げさせていただいております。

そして７ページでございますが、５の小中一貫教育モデル事業の展開ということで、ここには実施委員会の設置とモデル校、王子桜中学校、王子小学校、東十条小学のサブファミリーにおいてモデル事業を推進すると、このような内容でできてございます。以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございました。時間が大分押し迫ってまいりまして、大体佳境に入って時間が消えてしまうということが多いわけですけれども、年内にもう一度この続きを開かせていただければ、そのほうがいいのではない

かと思うのですが、いかがでしょうか。年を越す前にもう少し踏み込んだ、今日の続きの話をさせていただきたいと。よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。それでは、日程を調整させていただきたいのですが、事務局にお任せしたほうがいいのでしょうか。

【委員】

すみません、もう意見を言う場はないんですか。今、いいですか。

【会長】

いや、どうぞ。まだ大丈夫です。

【委員】

小学校ＰＴＡ連合会会長です。私は、第１回はまだ前会長が委員だったので出ていなくて、今回が３回目です。この会に出ていて思うのは、例えば小規模校があって、それが統合されるのかなと思っていて、この会に出ていると、でもそうではないかもしれないな、何か救いの手があるのかなとか、そういうのを思うんですね。でもやはり、最終的に帰り際、ああ、やはり統合するのではないかなというその感じはいつも味わっています。例えば今日も、最初にブロックの話が出て、皆さんいろいろな意見が出て、すごい何か煮詰ってきたときにまた今度は緊急対応の話になって、そのときに僕も、意見というか思いはあったんですけれども、言えないままで来て、それでまた最後に３つ目の小中一貫の話になって、こう自分の中でいろいろな思いが出てきたときに次に行ってしまうんですね。で、結局終わってしまうという感じが毎回の感じがします。ブロックのことで言いますと、先ほど会長が言いました、特に名前を出した十条富士見中のところと滝野川紅葉中のところは確かにすごい校数が多いですよね。そこは、中学校が統合したからそれに一緒になって小学校も増えたのだと思うんですけれども、いわゆる単学級とか７学級、８学級のところを、ちょっと僕、丸をしたんですね。そうすると、十条富士見のところだと、３つあって、滝野川紅葉のところだと、やはり１、２、３あって、ああ、これが統合されて２つとかになっていくのかなと、イメージですけれども、僕の。そういうことをちょっと、これを見ながら感じました。

それから今この時期、小学校の周年行事がありまして、先日、１０月２５

日に滝六小の８０周年があり、先週は第三岩淵中の８０周年があり、また再来週は王子第二小学校の９０周年があります。そこに出るとやはり、すごいおめでとうと言うし、歴代会長さんだとか、今そこにかかわっている人たちはほんとうに誇らしげに学校のことを、何ていうか、お祝いしてあげているんですね。そういうのを見ていると、やはりどの学校もなくなってほしくないなというのが僕の意見ですね。今３８校ありますけれども、なかなか私は滝野川で、王子や赤羽西、東の会長さんたちと会うことは少ないのですが、ここにきていろいろなスポーツ大会だとか周年のときに会ってお話をしました。この間、王子地区の人たちと話をしたときに、この会に僕は出ているんだと話したときに、あ、じゃあそれはどこどこ学校とどこどこ学校のことねと、こう言ったんです。つまり、具体名を出してそれについて話しているようなイメージを持っている会長さんなんかはたくさんいらっしゃるんですね。だから、それだけこの会がどういうことをやっているかというのがあまりわかっていないのかな、知っている人が少ないのかなというのを感じました。３８校の会長さん、ほんとうにさまざまで、個性いっぱいの人たちです。ということは、そこにいる子どももそうだし、その地域もほんとうに全く一緒ではないわけだから、それをこう一緒にしていくのはほんとうに難しいなと僕は思います。

【会長】

　どうもありがとうございました。ちょっと会長のかじ取りが悪くて、結局かじ取りしようにも１つの羅針盤があるわけではないんですね。それで非常に苦しんでいるわけです。それがそういうふらつきに出てきてしまっているのですけれども、指定校変更の資料と小中一貫教育の資料が出ておりまして、この２つがちょっと扱えなかったものですから、それで最後のところでちょっと振らしていただいたという経緯でございます。これも、仮に１２ブロックで行くとしても、この指定校変更とか区域外就学をどうするのか、それとの絡みも出てくるし、小中一貫教育は全体的に小規模化が進行していくときに、ある意味で統合するか連携するかしか、多分方法としては、具体的な方法というのはないのかもしれないですよね。どっちをとるのかという。で、多分そんなに行け行けどんどんで統合するわけにはいかないと。しかし、小

規模化は確実におそらく進行すると。そうすると、ファミリーという優れたシステムが北区はあるので、その連携をどうやって実のあるものに育てていくかという課題は、やはりこれも大きな問題だろうと思うんですよね。これは統合とひとまず関係がないのですけれども、全体的に小規模化は進んでいきますので、仮に大部分は残るわけで、大部分残る学校をさらにレベルアップするというか、支援するシステムとしてこういうものをどういうふうに活用していくかという、両面があるのかなという、このファミリーの仕組みですね。もちろん、一部の率直な区民の方々のご意見だと、もしかしたら統合を準備するための助走として考えられているのではないかという、そういう受けとめ方もあるのかもしれない。それはそれで、いろいろな自治体を見れば、一緒になるわけですから、一緒になる前に融和的な子供同士の環境をつくるというのは必ずしも間違ってはいないと思うんですよね。ですから、そういうときに役立てられるということもあるとは思うんです。ただ、統合を前提にしてファミリーを発想したということはなかったと思うんですよね、前回の審議会で。それでは、日程はどうしましょう。

【学校適正配置担当副参事】

はい。それでは私のほうで今調整をさせていただきたいと思います。それで、今日が１１月１１日でございますので、できれば１回企画部会を間に入れたいというのが、私どもとしての思いがありますので、具体的には１２月の中旬ということで、今から、今日ここにいらっしゃる委員の皆様に、手挙げ方式でちょっとお諮りをしたいと思います。それで、いずれも夜です。夜で、都合が悪い、だめだよと、もう予定が入ってしまっているよといったところだけお手を挙げていただければと思います。それで、５つ日程を申し上げますので、よろしくお願いします。

（日程調整）

【学校適正配置担当副参事】

それでは１２月１６日火曜日ということで、会場のほうはまたご連絡申し上げたいと思います。では、次回は１２月１６日火曜日の１９時からということで、会場は追ってご連絡を申し上げるということで、よろしくお願いいたします。

【会長】

どうもありがとうございました。それでは、次回年内にもう一度開かせていただくということで、今日積み残した議論がかなりありますので、その点につきましてもう一度企画部会のほうで検討させていただきまして、できれば少しすっきりした形で年を越せるように段取りをつけられればと思っております。長時間にわたり、活発に議論をいただきましてありがとうございます。

【委員】

終わり間際で申しわけないです。前回出てなかったのでよくわからないんですけれども、この８ブロックではなくてということで、前回８ブロックというのがあったんでしょうね、中学校の。今回１２ブロックということで、たたき台として１２ブロックのほうがいいだろうということで出たわけですが、８ブロックにしたという根拠と、なぜ１２ブロックなのかという根拠というのは、これは何か数字的な根拠があったんだろうなと思っているんですね、ただ漠然とではなくて。例えば、地区委員会という意味で考えれば１９ブロックあってもいいわけですよね。そういうのも一切なしでいったわけですから、何かどこか数字を拾いながら１２のほうがいいかとか、かつては８のほうがいいのかということだったと思うんですよね。ですから今、別にいいんですけれども、そういった根拠の資料があったら後でいただければありがたいなと。

【学校適正配置担当副参事】

はい、大変申しわけございませんでした。その８ブロックの話は、第二次答申のときに、小学校、中学校それぞれのブロック数を検討したときの経緯でございます。具体的には答申のほうにも７と８と１９という案があって、最終的に８が残ったというのが、また詳細はきちんとした形でご報告申し上げますけれども、で、今回１２というのは、先ほど来出ているように、中学校の適正配置が終わってその数字が１２校というところを出発点にしようといった趣旨でございます。それで、先ほど皆さんからご意見が出た、委員からも出ましたけれども、１９という地域との関係をきちんと希薄化しないようにということで、１２と１９という数字の、キー数字というのでしょうか、

そういった形で今まで議論が来ている。ですから、８というのは第二次答申の中で、連合自治会区域組み合わせブロック案という形で、そこの中で答申として出されたものが今まで来ていると。で、今回は１２を提案させていただいて、そういった経緯でございます。

【会長】

どうもありがとうございました。

【委員】

組み合わせで決まっちゃうんだよね、自動的に。

【会長】

まだまだ不確定な要素ばかりなものですから、企画部会でどこまで詰められるかという、いささか心もとないところがありますけれども、できるだけ整理された形でたたき台みたいなものを提示できればと思います。本日はどうも長い間ありがとうございました。

第5回　東京都北区立学校適正規模等審議会

平成20年12月16日（火）19時～

場　　所：滝野川会館５階　小ホール

（出席委員）

【学識経験者】　葉養会長　　屋敷委員　　藤井委員　　貞広委員

【区議会議員】　池田委員　　横満委員　　黒田委員　　小関委員

本田委員　　福田委員　　安田委員

【区内関係団体代表】

鈴木委員　　磯委員　　松本委員　　高木委員

堀越委員　　西村委員　　佐藤（昇）委員

【区立学校教職員】

佐々木委員　佐藤（昌）委員　　宮古委員

【区職員】　　清正委員　　内田委員

【専門調査員】　西村専門調査員

（幹　事）　　伊達教育改革担当部長　　小林庶務課長

飯窪学校改築担当課長　　田中学務課長

濱崎特別支援教育担当副参事

矢口指導室長（教育改革指導担当副参事兼務）

茅根教育改革担当課長（学校適正配置担当副参事兼務）

（欠席委員）　　林委員

次　　第

１　開会

２　議事

（１）第4回審議会　議事録の確認

（２）第5回及び第6回企画部会について

（３）小学校適正配置の考え方について

３　その他

４　閉会

【会長】

こんばんは。電車のトラブルで若干おくれましたけれども、これから第５回審議会を開会したいと思います。

開会に先立ちまして、事務局のほうから何かございますでしょうか。よろしくお願いします。

【学校適正配置担当副参事】

改めまして、皆様こんばんは。学校適正配置担当副参事でございます。本日もよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、１２月１日付で教育長に就任いたしました伊与部教育長のほうから、会長をはじめ委員の皆様に一言ごあいさつがございます。よろしくお願いいたします。

【教育長】

皆さん、こんばんは。開会前の貴重なお時間をいただきまして、恐縮してございます。ただいま紹介がございましたとおり、前任の高橋教育長、１１月３０日をもちまして任期満了で退任をされました。その後を受けまして、区議会、教育委員会の手続を経て１２月１日付で就任をさせていただきました。どうぞよろしくお願いします。

学校適正規模等審議会の委員の皆様には、会長さんをはじめ、これまで精力的な議論、審議を進めていただいておりますことを、改めて心から御礼申し上げたいと思います。北区の教育委員会といたしまして、北区の子供たちの学校教育環境を、最善、最良なものを整備していきたいという熱意はいささかも揺るぎないものというふうに考えてございますので、ぜひ、今後につきましてもご熱心なご審議を賜りますよう心からお願い申し上げまして、就任に際しましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

【学校適正配置担当副参事】

ありがとうございました。なお、教育長におかれましては、本日、所用がございまして、ここで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、１２月１日付の教育委員会事務局の幹部人事の異動に伴いまして、新たに審議会委員に就任いたしました内田教育委員会事務局次長をご紹介いたします。

【教育委員会事務局次長】

皆様、こんばんは。本日から審議会の審議に加わらせていただくことになりました。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

【学校適正配置担当副参事】

それでは、引き続きまして、いわゆる定足数の関係でございますが、構成２４名のところ、現在２２名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、審議会条例で規定しております定足数は満たしていることをまずご報告いたします。

続いて、本日、机上のほうにご用意させていただきました資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、第５回審議会の「次第」でございます。それと、右肩に資料１と書いてございますが、「これまでの議論を踏まえ中間答申（案）に盛り込む内容」、５枚つづりでございます。資料２、「１２ブロック別児童数年度別予測」でございます。Ａ４、１枚でございます。資料３、「平成２０年度公立学校複式学級編成一覧」、資料４、「学校規模の面からみた各ブロックにおける検討の基準」、それと、委員の皆様、お一方１枚ずつ置いてございますが、北区立小、中学校通学区域図をベースにいたしまして、上に置かしていただきました。ベースが通学区域で、後ほどご説明いたしますが、青少年地区委員の区域、それから中学校の学区域を重ね合わせたものでございます。そのほかに、直近の名簿でございます。もし不足等ございましたら、この場でお手を挙げていただきまして、お知らせいただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。それでは議事に入らせていただきまして、１番目は第４回審議会議事録の確認でございます。事前に事務局から皆様あてに発言者名を入れた議事録が送られていると思います。この内容について修正等ある方はございますでしょうか。

それでは、いつものようにデッドラインまで若干時間がございますので、お気づきの点がございましたら事務局のほうにご連絡をいただければと思います。

【学校適正配置担当副参事】

それでは、１２月２４日を一つの区切りとさせていただいて、約１週間後でございますが、１２月２４日という形でよろしくお願いいたします。

【会長】

その後のことはよろしいですか。ホームページへの登載等について。

【学校適正配置担当副参事】

１２月２４日までお待ちいたしまして、特に修正、訂正等なければ、いつものとおりでございますが、発言者を消した形でホームページへの登載、教育委員会事務局への配置を行いたいと思います。以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。それでは、２番目に移らせていただいてよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、２番目の第５回及び第６回企画部会についてという項目に入らせていただきたいと思います。この件につきましては、企画部会長のほうから報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【企画部会長】

よろしくお願いいたします。第５回が１１月２６日に、第６回が１２月１０日にそれぞれ開かれました。内容的なことにつきましては、これから事務局のほうで報告していただきます中間答申（案）に盛り込む内容について、２回ほど審議いたしました。前回の第４回のときに、議論の積み残しとして、いわゆる小規模化への緊急対応について、あるいは通学区域について、まだ十分に議論していただいていないのではないか、あるいは審議会の着地点をどうするかというようなことについて、２回企画部会を開きました。２回になってしまいましたのは、中間答申（案）に取り込むべき内容が、ちょっとまだ第５回のときには具体的に決まっていなかった関係で、もう一度部会を開かせていただきまして、今回、資料１のような形で具体的に中間答申が、この次の第６回の審議会で中間のまとめまでもっていきたいという、そういう日程になっておりましたので、２回開きまして、これから事務局のほうでご説明いただく答申（案）に盛り込む内容について検討いたしました。

その経緯だけご説明させていただきます。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの部会長の報告につきまして、事務局から補足がございますでしょうか。

【学校適正配置担当副参事】

この後、資料の説明をもってまた補足という形にさせていただきますので、特にここではございません。

【会長】

ありがとうございました。それでは、皆様方のほうから、部会長からの報告につきましてご質問、ご意見等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。実質的な中身は、この後の箇所でご説明させていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。先に進めさせていただいてよろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、３番目が本日の中心でございまして、小学校適正配置の考え方についてということで、ご検討をお願いしたいと思います。

まず、事務局より資料の説明をお願いいたします。

【学校適正配置担当副参事】

それでは私のほうから、まず資料１から４まで、この地図以外の部分を先に一括してお話をさせていただきたいと思います。

まず、資料１のほうをごらんいただければと思います。これまでの議論を踏まえ中間答申（案）に盛り込む内容といたしまして、①から⑤まで５ページつづりで記させていただいております。基本的には、中間のまとめ、中間答申の骨子、コンテンツと申しますか、構成の項目を挙げさせていただいているというふうにご認識いただければと思います。実際の構成順とかは、またつくっていく中での整理になりますけれども、まず１ページでございます。

今後、中間答申（案）をまとめるに当たりまして、これまでの審議会における議論、それから出されました意見、あと企画部会における検討等々を踏まえまして、中間答申のほうに盛り込んでいくべき内容を整理すると、以下のとおりということで、以下５枚にわたって記させていただいております。

それで、まず１点目、前提でございます。２点ほどございまして、１つは子供たちの教育環境の向上という視点にまず立って、これまでの２回にわたる答申、その後進めてきた中学校を中心とした適正配置の結論、結果を引き継ぎながら、以後進めていくといったことが１つでございます。

２点目といたしまして、第一次答申、第二次答申で基準、ルールというのも示されておりますので、それをいわば第三次答申の中でもきちんと踏まえていく。それにつきましては、今、※で３点ほどお示しをしているところでございます。これがまず前提となっている。

１枚おめくりいただきまして、この２ページにつきましては、主に第４回の審議会

で私どもからご提案をさせていただきまして、その中でご意見等を賜りまして、基本的にはご了解いただけているのかなという認識のもとで書かさせていただいております。３点ございまして、平成１４年１１月の第二次答申同様、北区の地域をブロックという単位で割って、まず面でとらえて検討していきましょう。２点目は、そのブロックの数でございますが、第二次答申では８ブロックという仕切りになっておりますが、これまでの中学校の適正配置、それから学校ファミリーの活動実績、それと、前回の審議会でもお示しをいたしましたが、小中一貫教育の基本方針というのをご説明したかと思いますが、小中一貫教育等を踏まえながら、平成２１年４月に中学校適正配置が一応終了になりますけれども、その校数である１２ブロックとするといったところでございます。

それと、３点目といたしまして、ブロックごとに町会・自治会関係者、ＰＴＡ関係者、関係学校長等で構成する検討組織を設置する。

１枚おめくりいただきまして、３ページでございます。このブロック単位に落とし込んだときの検討の視点といったところで、先ほど面でとらえるといったお話をさせていただきましたが、そのブロックごとに一定規模の小学校を確保できるよう、必要な学校数を検討していく。この場合、各ブロック内において、いわゆる当面存置規模、当面存置規模とは、１ページのところにも書いてございますが、１学年２５人×６学年というふうに示させていただいておりますが、当面存置規模以下の学校が存在しないように配慮しながら進めていく。これが大もとの考えで、ただし、検討開始時に当面存置規模以下の学校が直ちに対象となると、そういったわけではないといったお示しをさせていただいております。

それと２点目でございますが、改めての前回のおさらいのような話になりますが、ブロック内の必要な小学校数に合わせて、児童の通学距離、それと鉄路、道路、地形地物、それと学校施設の安全度、老朽度、耐震ですとか、建物更新履歴等々をかんがみながら適正配置を考えていく。前回の資料の中にもお示しをいたしましたが、面で考えて配置を考えていくといったところを示させていただいております。小規模校が直ちに対象となるわけではないといったことを示させていただいております。

それと３点目でございます。これは前回の審議会の中でもご意見として賜りましたが、小学校と地域という関係性を、希薄化を防ぐ等の視点から、１９連合町会・自治会、青少年地区委員会には必ず１校は残るような形で配慮していく。この３点。

それと、下線がついているのは、新たに今回お示しした、もしくは改めて皆様にご意見、お考え等をお聞きしたい部分でございますが、４点目は、いわゆる風評のたぐい。うわさが先行して、子供たちが学校間を異動するとか、そういったお話が多々ございますので、風評のたぐいをふせぐため、正しい情報が正確かつ迅速に伝わる仕組みづくり、こういったものが必要であろう。

４ページでございます。先ほど部会長のほうからお話もございましたが、著しい小規模化への緊急対応といったところでございます。１点目といたしましては、前回の審議会でもお話が出たかと思いますが、複式学級というものを、教育環境上好ましいとは言えないと、そういった視点に立つと。そういったある主前提でございますが、それを踏まえながら、ブロックで検討を開始する段階、もしくはそれ以前に既にルールで示された基準を下回っている場合、それと検討途中で下回ることが確実に予測される場合、その上で、さらに複式学級になると見込まれると教育委員会のほうで判断させていただいた場合には、ブロック単位における協議とは別に、直ちに対応策を講じていく必要があろうといったところを述べさせていただければというふうに考えております。

それと、学校施設への配慮というところでございますが、教育環境の向上という点はもとより、安全・安心の確保という視点からも、施設面における対応策も一定程度は必要であろうと、こういったことも盛り込まさせていただければというふうに思っております。

それと、５ページでございます。指定校変更制度でございます。こちらの指定校変更制度につきましては、６月１８日の第２回審議会と記憶しておりますが、そこでかなり委員の皆様からご議論、ご意見を賜りました。指定校変更制度につきましては、国としての大きな流れとしては、学校選択制へのシフトという考え方がございますが、地域との関係性、それと小学校という点というのは、その地域の子供という、そういった意味もございますし、それと中学校の場合は部活とかそういった問題もありますので、まだ多少小学校と勝手が違うのかなと思うんですが、小学校という点からも、引き続き区域内就学を堅持していくといった前提に立ちまして、現在、指定校変更制度に係る項目が１５ございますので、その項目数ですとか内容について見直しを行うことが望ましいと、これを中間答申の中に盛り込ませていただければと思っております。

それと、通学区域につきましては、後ほどの本審議会における議論を踏まえた形で盛り込めればというふうに考えております。

それと、資料２のほうでございます。資料２は１２ブロック別の児童数と年度別予測でございます。これは、１２ブロックの中で、平成２５年までは東京都の教育庁の人口推計の数字に基づいております。その後、平成３０年、さらに１０年先の平成４０年につきましては、それぞれ２５年の数値、それと３０年の数値に、その後の５年間、それから１０年間の小学生の、具体的に６歳から１１歳でございますが、北区全体の平均変動率というのがございますので、それを乗じております。具体的には、この表をごらんいただくとおわかりかと思いますが、平成２５年までは微減、その後３０年までは微増か、やや増、その後は１０年スパンですから倍のスパンでございますが、一気に2,０００人近く減るといったもの、まさに改めてブロック単位で見たときの人口のトレンド、あくまでも予測でございますが、それをお示しさせていただいているところでございます。

それと、資料３でございます。資料３につきましては、平成２０年度公立学校複式学級編成一覧というものをお示しさせていただいております。こちらにつきましては、現在８校、３市１町４村と言うのですか、ごらんいただければおわかりかと思いますが、いわゆる多摩地区、それと島嶼部、島の部分でございますが、そこで全部で８校ある。

児童数のところで、黒枠で囲んであるところが複式になっているといったところでございます。下の２つ目の※でございますが、小学校の連続する２つの学年の児童で編成する学級で、１つの学年、この場合は１年生と６年生は除くのですけれども、その児童数が６人以上の場合、並びに１年生、６年生にあっては、その学年を１つの学級として編成する。つまり、１年生と６年生は対象外ですよと。それと、基本的には、今、東京都のほうでは内規といたしまして、２学年合わせて１０人というのをとっておりますが、片方の学年で６人いれば、それは複式にならないといったものをここでお示しをさせていただいております。

それと、資料４でございます。今回これは初めてお示しをさせていただいておりますが、学校規模を踏まえという諮問の内容になってございますが、学校規模の面から見た各ブロックにおける検討の基準といったものをお示しさせていただいております。

全部で５階層になっておりまして、４階層までは基本的に第一次と第二次の答申か

らの基準を引っ張ってございます。適正規模のところは特にそのままといった形でございますが、当面存続規模の場合には、今は特に存続規模という形でございますが、将来的にブロック内で検討する可能性が出てくるだろう。それと、その存続規模を下回る場合、これはブロックで検討に着手すべきであろう。

４点目でございますが、これは第二次答申で、ずばりこういう形で示されておりますが、連続する２学年において、それぞれ１０名を下回る児童数になった場合ということで、ただ、ここの場合は学校ファミリー等の補完でも補い切れる状況ではないと判断した場合には、検討を着手する。５点目でございますが、これは従前この審議会で、前回でございますが、複式学級についてお話に出てまいりましたので、複式学級になると見込まれる場合には直ちに意見等を着手していく。これは先ほどの資料１の中にも書かせていただきましたが、ブロック単位の検討とはまたこれは別、いわゆる緊急対応の部分というふうにお考えいただければと思います。

とりあえず、資料１から４については以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの資料説明につきまして、質問等を承りたいと思います。まず、資料１について承りたいと思います。２、３、４は順を追って順次お願いしたいと思います。

１につきまして、何かございますでしょうか。どうぞ。

【委員】

これは後で出てくる資料４とのかかわりもあるんですけれども、当面存置規模と、１ページで言うと２と３の関係ですが、資料４で言うと、これは２、３、４の関係というか、このあたりになってこようかと思います。この辺はイメージが持てるようなことを少し議論しながらしていければいいなというふうに思いますので、当面、事務局の持っているイメージというのを少し話していただきたいなと思っています。

それから２つ目に、面ということを考えた１２ブロックということも考えるのですが、今、地図も出して通学区域を出していただいたんですけれども、例えば私は１６の地域、田端の地域に住んでいるわけですけれども、連合町会の１９との関係が出てまいります。１９と１２のところの地域の関係をどう考えるのかなというのが、１２ブロック、１９の地域振興室の地域とのずれているところの考え方をどういうふうに整理していけばいいのか。通学区域をいじることになるのか、どうなるのか、これは

また難しい問題が出てきますけれども、そのあたりをある程度考えておかないと、これは後々またいろいろ議論が起きてくるのかなというふうにも思います。

３つ目なんですけれども、これは４ページで、ブロックで検討を開始する段階とか、直ちにという、これは全部整理が必要なところかなと。あまりきちっと決めちゃっても難しいし、かといってあんまりあいまいにしておくとまたいろいろな問題を提示しているところで、このあたりは少し議論をしておいたほうがいいのかなと。

５ページの指定校変更制度とか通学区域については、本日の議論ということになっていますし、このあたりについてもう少し議論が必要だなと思っていますから、ここはきょうの議論ということなんですけれども、とりあえず、示された資料について、ちょっと整理をしていただければと思います。

【会長】

よろしくお願いいたします。

【学校適正配置担当副参事】

まずその前に、資料４のほうで「当面存続規模」という言葉を使っておりまして、資料１のほうが「当面存置」という言い方をしておりますが、これは単純に私の打鍵ミスでございまして、「存続」という形でございますので、当面存続ということを言ったことでお願いいたします。

それと、資料４の2、3、4の対応イメージということでしょうか。

【委員】

そうです。

【学校適正配置担当副参事】

これでいきますと資料１の３ページとの見比べにもなるかと思うんですけれども、基本的に配置論なんですけれども、適正規模を踏まえたといった前提の中で、それを下回るところをどう対応していくかといったお話をここでさせていただいているわけですね。資料４のほうで。それで、基本的に面で考えていくんだよと言ったところで、そのブロックの中で、面というのはブロックと考えていただければいいと思うんですが、面の中できちんと考えていくんだよと。それで、当然大前提といたしまして、第一次、第二次で時間をかけてきちっと議論をされたのがございますので、基本的にはそれを面のときに当てていくんだと。ただ、そうは言いながらも、従前、複式学級の話が出ていましたが、そこのところは切り分けて緊急に対応しないとまずよねと。で

すから、適正規模、実際に地域に入っていったときの話のイメージともいろいろ関連が出てくるかと思うんですが、存続規模そのものについては、将来的にと書かせていただいているのは、子供たちの動向によっては、今は特にいいとしても、将来的にそういった可能性が出てくるよといった意味で、その意味では、繰り返しになってしまいますが、面にとらえて一次、二次の物差しを当て込んで、ただ複式だけはもう緊急にやるべきだろうと、そういったスタンスで書かさせていただいているといったところでございます。

それと、先ほどの２点目のほうは、後ほど通学区域の話も改めて、逆にそれはほかの委員さんからも、ご意見ですとか、そういったものをちょうだいできればというふうに思います。

３点目は、これは答申の書き方にももちろんあるんですけれども、最終的にはブロック単位で地域に入っていく。そのブロックが抱えている課題ですとか、そういったものに応じて、多少タイミングがずれますし、あとは、先ほどの子供の数も当然これは入ってまいりますので、それはちょっとお答えにならないかもしれませんが、いつからといった基準のところを、最終的にはこの答申の中でどこまで示すかという話は出てくると思います。ただ、それは個別具体的に、それこそ１２ブロックごとに学校の状況を見ていかないと、ケース・バイ・ケースでございますので、この答申の中でどこまで盛り込むかという話は一方でありながらも、考え方としては、そういう考え方をとらさせていただければと思っております。

あと、何かお答え漏れはありますでしょうか。

【委員】

答え漏れはないんですけど、両方やっぱり一緒に議論しないと難しいところだなあと。だから、皆さんからご意見を出してもらいながら少し議論していけばいいのかなと思います。

【会長】

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

【委員】

資料１の４ページなんですけど、複式学級は、教育環境上好ましくないとの視点に立つという表現がしてあるんですけれども、教科とか、学習だとか、そういう面からとらえた場合には、確かに難しい側面があるという認識に立っております。

しかし、よく過疎地域で複式学級をやっている映像が画面に出てきたりすると、いわゆる異年齢というのでしょうか、上の子が下の面倒を見たり、下の子供がお兄ちゃん、お姉ちゃんにいろいろなことを教わったりだとか、ある面ではいい場面もあるかなというふうに思うんですね。だから、そういう点からいくと、ただ単に一刀両断に好ましくないという表現というのは、もう少し考えるべきかなというふうに思っています。

学校ファミリーという体制というか、組織も、ある面では中学校と小学校、それから地域の違った子供たちの交流という点では、どこか複式学級との思いが、似通っているところも多少あるのかなという感じもするんですね。ですから、この好ましくないという表現は、もう少しうまい表現にしたほうがいいかなというふうに思います。

【会長】

どうもありがとうございます。これはご意見でございます。

ほかに、ご意見を含めて結構でございます。質問だけというわけにはこの際いきませんので、ほかの資料に関連することもあるかもしれませんが、主として資料１ということで、とりあえずお願いできればと思います。どうぞ。

【委員】

３ページ目なんですが、最初の丸のブロックごとに一定規模の小学校を確保できるようというところですけれども、括弧書きがございます。上で当面存置規模以下の小学校が存在しないように配慮しながら進めていくということで一つくくりができているわけですけれども、その後で、ただし、検討開始時に当面存置規模以下の小学校が直ちに対象となるわけではないというあたりが、私は、これはなかなか難しいなというふうに思いながら今読ませていただいているんですが、トーンダウンなのか、もしくはそういう配慮をするべきなのか、その辺、事務局の考えをちょっとお聞かせいただきたい。

【学校適正配置担当副参事】

そういった、トーンダウンなのかというと、ちょっとお答えが難しいんですけれども、ほんとうにさまざまなご意見があるのは承知しておりますが、一定規模を確保しながら配置を考えていくべきだろうというのが私どものスタンスでございます。ですから、今、現実の話と目指すべき話という両面があるかと思うんですけれども、私どもといたしましては、一定規模を確保しながら学校を運営していくべきだろうと。そ

のときに、実際に２点目の丸との関係ですね。直ちに対象となるわけではないと書かせていただいたのは、もともとこういう考え方で、ある１校をピンポイントというよりも、現実に難しいというのは、委員がおっしゃる部分、私も中学校の統合をやっていますのでそれはよくわかっておりますが、ブロックの中での配置論といったことを書かさせていただいています。そのときのまさに諮問の内容で、いわゆる規模を踏まえた形での配置ということで書かさせていただいておりますので、トーンダウンというつもりでは書いていないんですけれども、もしあれでしたら表現をまた考えさせていただきます。

【委員】

今、事務局の考えを聞かせていただいたんですが、私が心配していますのは、当面存置規模以下の小学校が存在しないようにということの中に、前回、先生のほうから複式学級の問題点というのを、私たち、前回の審議会の中で聞かせたいただいたわけです。そういうことを考えますと、子供たちが複式学級や何かの中で、先ほどの委員のように、一面ではとらえられるかもしれないけれども、やっぱりそうではなくて、学びの場としてどうかということになると、そのことについての位置づけというか、方向性というのをしっかりとするという意味では、この表現というのは少し難しいなというふうに思いますが、ほかの委員さんがどういうふうにお考えになるかわかりませんけれども、私の意見としては、ここのところの表現は、何かもう少しならないものかなというような気持ちで今受けとめさせていただいていることだけ申し上げておきます。

【会長】

事務局のほうで何かございますか。ここの箇所は、つまり規模だけで廃止校を特定しないということですよね。

【委員】

はい。

【会長】

ほかにいかがでしょうか、何でも結構ですが。

【委員】

前回、他の委員と私が申し上げたと思うんですが、複式学級のことですが、今回の委員会の中でも、複式学級について大分踏み込んだといいますか、議論の俎上に挙げ

ていただいということは大変いいことだと。今まで、複式学級については、先日もお話ししましたが、桜田小学校、桜田中学校のときには、一部の人の話題から話が出た。こういうしっかりした会議の中で、議題として取り上げた中で採用していったんじゃないというふうに理解をしておりまして、今回、先ほどの委員の表現として適切かどうかということは別としましても、私は、個人的には複式学級は東京２３区の中では望ましいことではないだろう。幾つかの学校があるようですけど、少なくても２３区にはなさそうですし、北区が先陣を切って複式学級のモデルをつくるということは、決して好ましいことではないだろう。そういう観点から、複式学級についてより理解を深めていって、この形ができないほうがいいだろうというふうに私は思っております。

【会長】

どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。主として資料１に関連しまして。

【委員】

じゃあ、いいですか。意見を。

【会長】

はい、どうぞ。

【委員】

今出されたように、複式はだめとは言えないというのが一つあるとは思いますが、あまり好ましいとも思えない。複式にしろとは言えないので、表現についてはということが１点と、それから、１９の連合町会・自治会、青少年地区委員会には必ず１校は残るように配慮したい。この問題とのかかわりが出てくるんですが、そのときに、仮の議論になっちゃうとあれなんですけれども、そこで残した学校が、今のままだと２学年２０人を切るとか、あるいは足して１０にならないとか、１学年６人いないとか、そういうケースは考えなくていいのかなと。推計上ですね。もしそういうことがあった場合にはどうするのかなというのが一つ出てこようかと思います。

その点でちょっとあれなのは、品川区は学校選択制をとっている区ですけれども、小規模校にも一定のニーズがあるから、小規模校も配置しましょうという方針を出されたようなんですね。確かに、滝野川第七小学校が小規模校で、それなりの教育内容があるということで、他区からとか、ほかの地域から滝野川第七小学校に来ていたケ

ースがあったんですね。それは、その次の問題で、統合の話が出てからはそういうことが少なくなっちゃった。教育委員会案で滝野川第一小学校と統合するという話が出たときに、それ以降、そういう人たちが少なくなっちゃったという話は聞いているんですけれども、小規模校に対するニーズが一定程度あると。これもまたどうも事実のようで、品川区さんもそういう方向での検討を、一定の地域の中に配置するというような方針を、新聞報道の限りでは出ているんです。

そういったこと等を考え合わせたときに、どういうふうに表現するか、あるいは考えるか、これはひとつ検討の余地があるのではないかなというのが一つ意見としてありますので、ご議論いただけたらいいのかなと思っています。とりあえず。

【会長】

どうもありがとうございました。品川の場合は、私、委員長をやっていたものですから。あそこは選択制ですから、結局、１学級分流出することも想定しきゃいけない。しかし、複式はやめようというのが基本スタンスなんですけど、単学級、１学年１学級は小規模校として存置しようという方針なんです。その場合に、しかし、１学年１学級だと、抜けちゃったときに複式に転落する可能性があるものですから、それで１学年２学級であれば、１学級抜けても単学級として残りますから、そういうことでつくってあるんです。そのかわり、逆に入ってくる場合もありますから、施設容量との関係。つまり、ある学校を抜くことによって、そのブロックの子供が収容し切れなくなるという可能性も考えなきゃいけないので、そこら辺は細かく、学校改築した場合に、普通教室って普通は減るんですね。多目的スペースとか、学校をつくるときに、新しい施設をつくるときに、改築前の普通学級数を大体維持できない。ですから、そこら辺も想定して、仮に改築した場合に、何学級分ブロックの中に用意ができるかということも計算しながらつくっていったわけです。

だから、北区の場合も、当面存置規模というのは、普通に言ったら、これは小規模校ですよね。１学年２５人、６学級ですから、大規模校とは多分言わない。中にしても小さ過ぎる。だから、小規模校を残そうという点は同じじゃないかと思うんです。これをだから小規模校と呼べば同じかもしれないですけど、何か事務局のほうでありますか。

【学校適正配置担当副参事】

まさに今、委員のほうから議論をといったことですので、直ちにこうだという話で

はないんですが、私どもとしては、今２点話があったと思います。１つは、１９カ所のそこのところを残すときにといった話だと思います。確かに、これからの大きな人口の流れを見れば、そういう可能性というのはあり得ます。ただ、その先の話、要するに近いところの話と遠い将来の話という整理なのかなと私どもは理解しておりまして、そもそも地域の中に学校がなくなってしまったらという話になりますので、基本的には、その１９という、ここに書かさせていただいたルールを守りながらも、ただ、そこ自体がもし著しくとなった場合には、ここでお示ししたルールの適用なのかなというふうには思っております。ですから、なるべくそうならないような施策というのは、また別に考えなければいけないのかなと思うんですが、それが１点目でございます。

２点目の話、具体的な学校名が出されましたけれども、小規模そのものをどうだという話が一つあると思うんですが、ただ、今回、私どものほうで委員の皆様から特に意見を賜っていないのですが、指定校変更の話、いわゆる区域内就学をきちんとやっていくんだと。具体的にその学校がどうかというのは、詳述は避けますが、いわゆるその学校がきちっと区域内就学を保たれれば、ある一定の規模は保てたでしょう。その結論として小規模になったのだと。それがいいと言って入ってきているという、そういった側面もあるかと私は認識していますので、そういった意味では、地域との関係性からも、今回、指定校変更制度を少し、ある種かさ上げみたいな言い方をしていますが、そういったことが必要なのかなというふうには考えております。

【会長】

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。まず、資料１を中心にしまして。これがかなり大きな資料でございますけれども、ご意見がもしございましたら、質疑応答を含めて出していただきたい。どうぞ。

【委員】

前回、著しい小規模校への緊急対応ということで、私のほうからも学校の例を引きながら言ったんですけど、資料４なんですけど、連続する２学年において、それぞれ１０名を下回る児童になった場合は、学校ファミリー等の補完でも補い切れない状況と判断した場合には検討着手と、こう書いてあるわけです。前回議論したのは、この４番目なんですね。私はルールと言っていましたけど、このルールによって統合が進められてきたんじゃないかと、こういった発言をしたわけです。

それで、５番目になると、複式学級については、前回委員のほうからも長い意見がありまして、複式学級については教育環境上好ましくないと、こういう視点に立ったところです。ここに書いてありますように、複式学級と見込まれる場合は、直ちに検討着手と。ブロックにおける協議とは別に対策を考えていると、深く踏み込んでいるわけですね。４と５の関係なんですけど、今までは４の段階で、今までのブロックの協議とは別に対応して、子供たちのために小規模校を避けようという形で進めてきたんです。この４と５の関連について、本来は４番目でブロックにおける協議とは別に対応していくと考えていたんですけど、そこら辺の関連性を、ご説明をお願いします。

【学校適正配置担当副参事】

５は、そういった意味で問題ないのかなと思います。それで、この４に関しましては、第二次答申、大前提が第一次答申と第二次答申を、基本的にはそのルール、決まりごとを、横引きと言うとあれですけど、ということの前提に立ってありますので、ここの４番というのは、実は第二次答申のずばりの内容なんですね。ですから、そういった意味では、この状態になった場合に、北区の学校ファミリーという、いわゆる補完しながら、連携しながらやっていくところで、でもだめだと判断した場合、検討着手ということで、５に関しては、そういう意味では、委員の４番が直ちに検討着手じゃなかったのかというお話だと思うんですけれども、この第二次答申の中では、ここで学校ファミリー等というふうに前置きしてございますが、一たん間に入れているというんですか、５は言わずもがなで、もうすぐですけれども、ただ、この判断というのは、区教育委員会のほうで、当然学校ファミリーとか、そういったものの活動が、ファミリーごとでもまたそれぞれ活動が異なりますので、そういった意味では、４のほうは一タイミング入れるというんですか、そういったような意味合いでございます。５は、もう直ちにということです。

それで、４番に該当するのが、実は１８年度いっぱいまで、これは１４年１１月に答申を出しましたが、１８年までは特にそういった学校がなかったというのがまた一方で事実でございますので、具体的な適用といいますか、活用といいますか、それの事例というのが正直今までなかったものですから、ちょっと漠然とした解釈のお答えで恐縮なんですが、そういった趣旨でございます。

【会長】

よろしゅうございますでしょうか。ほかにいかがでしょうか。基準年次というのは、

かなりポイントになるんですけど、まだそこまで議論が煮詰まっておりませんので。つまり、どこの時点で何年度先を見越すのか。今なのか、来年度なのか、再来年度なのか、そこいら辺、基準年次のとり方もいれず検討しなきゃいけないんですけど、まだそこまで行っておりませんので、まず考え方として、資料４で言いますと、こういうあたりを確認して進めてはというのが部会のほうで検討されまして、お出ししているということで。ほかにいかがでしょうか。

【委員】

３ページの一番下に書いてある、検討を進めていく中で、いわゆる風評の類を防ぐため、正しい情報を正確かつ迅速に伝える仕組みづくりが必要であるんですが、いわゆる風評というのは、あそこはよくないとか、そういった内容的なもので、大体類似ですから、そういういろいろなものがあるでしょう。正しい情報が正確かつ敏速に伝わる仕組みって、つながる仕組みはどうしたらいいか、我々も今悩んでいるんです。もうとんでもないところから、お母さん方が勝手にうわさを流して、あそこはだめだから向こうへ行きましょう、そういうことも入るんだろうと思いますけれども、それを正確に伝えるというのは、我々地域でもだめなら、教育委員会のほうでそれをうまく正確かつ敏速に伝える仕組みが必要って、これは難しいんですが、どうやってやったらいいかと逆に私は聞きたいんです。

【学校適正配置担当副参事】

そういう意味では、ここで書かさせていただいたのは、ほんとうにもう理想系でございまして、これを目指して進んでいくという話でございまして、具体的に、今、これはブロック単位での検討の視点のところで書かさせていただいておりますので、やはりこちらがきちんと発言させていただいたりしても、そこから尾ひれのたぐいとか、そういうのが伝わって、こちらが意図していないような取られ方とか。例えば適正配置に関して言えば、もう端的に言えば、あの学校がなくなるとか、そういった情報をきちんと防いでいくといったことです。

それで、方法の話なんですけれども、実際これは検討の視点といった形で、検討している際の話ですので、一般的には、それこそインターネットのたぐいですとか、北区ニュースのたぐいですとか、それと、今、中学校の学校統合をやっておりますと、お子さんたちを通じて親御さんにニュース、それとあと地域の皆様にご協力をいただいている回覧、大体４,０００単位ぐらいで配っているんですけれども、そういったも

のをやらさせていただいています。

それとあとは、これは実際に始まってからの話かと思うんですが、具体的には、例えば町会長さんたちの集まりですとか、ＰＴＡさんたちの集まりですとか、大きな規模だけではなくて、きめ細かく対応していくしかない。それでも１００％というのはなかなか難しいと思うんですけれども、そういった姿勢を示させていただくという、そういった意味でございます。

【委員】

じゃあ、すいません、もう一つ。これは終わったことなんですけれども、こんなところで言っちゃっていいのかな。豊島、豊島北、清至。それがなるとき、私も豊島のほうへ行っていろいろと話をしたんですが、今言われたように、大体話がまとまってくると、それがどう話が進んだか、ＰＴＡのＯＢが出てきて、かなりそういうものに反対する。それがうまく伝わっていないのか、そういうこともあるんじゃないのかと私は思ったんですが、せっかくここまで来たやつが、また村へ帰ると話がとんでもない方向へ行っちゃって。そういった情報がほんとうにしっかり伝わっていかないと、せっかくここまで来たものが、またもとへ逆戻りするということがありますから、確かにこれは簡単に書いてあるけど、非常に難しいところがあると思いますので、しっかりここは地域とか、そういったところに伝わるようにしたほうがいいと思います。

以上です。

【会長】

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

ちょっと話が違うのかもわからないのですが、小学校と地域との関係性ですね。実は、私の自治会は学校が２つに分かれているわけです。そうしますと、今までは何とか来たんですが、これから周年行事だとか、学校の卒業式、あるいは入学式、お祝いものを持っていくのに、２校へ持っていかなきゃならないんです。自治会の財政が逼迫しているところで、そのほか運動会だ、学芸会だ、それは学区域も問題なんですよ。何でうちのところだけ真ん中から切って、それで後からできたところは真空地帯だと。どっちの学校へ行ってもいいです。そういう変な、以前にすごい論争をやったんですけど、結局そのままになっちゃった。毎年お願いしているんですが、学校が２つあるというのは、とにかく大変なんですよ。卒業式でも何でも全部日にちが同じでしょう。

そうすると、役員もお祝いだとかなんか行くにも、会長一人ではどうにもならない。副会長やいろいろな人を動員して、それもなかなか、ふだんの日だと勤めている人が多いので、ほんとうにご無礼をしちゃう場合もあるわけなんです。その辺、もうちょっと考えてもらえないのか。確かに、地域は学校と密接に連絡をとってどうのこうのと言うけど、ほんとうにそんなことなかなか難しいんですよ。うちだけかと思うんですが、要するにうちには八幡小学校と袋小学校、中学は北中と赤羽台中と４つあったわけですよ。今、中学は１つになりましたけど。このところ、学区域の問題を教育委員会のほうではっきりしてくれないと困っちゃうわけです。ということをひとつお願いしたいと思います。

【会長】

何かコメントがございますか。

【学校適正配置担当副参事】

まさに地域との関係というところでは、本質的なところのお話かなと思います。それで、後ほど通学区域のお話の中でまたほかのご意見も賜ればというふうに思っています。

【会長】

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

どうも学校の規模というのが、あまり基準のようなものがないらしくて、いろいろ見ていると、建てかえるときの補助の基準だったりする部分がかなりあるみたいなんですけれども、ずっと探してみたら、１９６３年だから、相当昔ですね。これは望ましい基準だか、基準でもないみたいなんですけれども、都市部では小学校で５００メートルとか、中学校で１キロとか、そういう基準もあったみたいなんですね。一応この１９地域だと、長いところでどれぐらいの距離。要するに、今ある学校からほかのところにはちょっと場所を求めづらいと思うんですね。学校を新たに建設するというのは。そうすると、それぞれ１９の地域の中にある学校で、距離的にはどんなものになるのかなというあたりは、チェックしてみたことがあるかどうかというのが１つです。

もう一つは、学ぶ環境との関係ですけど、最近は理科とか数学とかのところで言うと、課題を解決する能力が少し劣っているんじゃないかというか、そういうのがとい

うことで言うと、やっぱりいろいろな議論がいっぱいできるような環境というのが大事なんだなというふうに私は思っているんですけれども、そういう意味では、さっきの小規模のところの利点というのはあるのかな。子供たち同士でもいろいろ議論もできますし、そのあたりはひとつ大事なところになるのかなとは思っているんですけれども、今の距離的な関係、１９の地域だと、あと児童数の関係というのもあると思います。これは資料２ともかかわってきますけど、これは１２ブロック別の児童数。大分アンバランスでもありますし、学校別に見たらどうかとか、いろいろあると思うんですけれども、子供たちの数との関係と、それから学校との距離との関係、この辺はどういうふうに考えればいいのかなというところが少しあるかと思います。

【学校適正配置担当副参事】

距離のほうでございますが、通常、私ども、小学生は１キロでやらせていただいています。そういった意味で、資料１の３ページのところで、通学距離というのをお示しさせていただいている。現行３８校ございますので、企画部会の中で半径１キロの円をばーっと落とし込んでいくと、もうほんとうに丸だらけというか、どこに学校があるのかわからないぐらい超密な状態です。そういった意味では、それだけ昔は子供がいたという話なのかなと思います。ですから、今後検討していく中で、通学距離との問題、小学校１年生の子供なんかはまだ幼いですから、体力の問題とかもございますので、それは当然考えていくと。ですから、今の段階で、どこを残せば例えば１キロの中におさまらなくなっちゃうかということまでは、そこはブロックの中で、むしろトータルで、ほかの要素とあわせて検討する話なのかなというふうに考えています。

それと、子供の数。

【委員】

１９のそれぞれで、子供たちの数というか、児童数というのは、大体どれぐらいになるものなのか。

【学校適正配置担当副参事】

１９ですか。

【委員】

１２は出ているんですが、１９のほうが欲しいかなと。

【学校適正配置担当副参事】

１９は、手元に今ございませんが、すぐそれはご用意させていただいて。１９ごと

という意味ですよね。それはすぐ出せますので。きょうは、ちょっと申しわけございません、手元にございませんで。

【会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。時間の関係もございますので、資料２から４につきましても、こちらは質問が主になるかなという感じもしないわけじゃありませんけど、資料１も含めまして、２から４を一緒くたにして、またご自由にご質問等ございましたら、あるいはご意見も承りたいと思いますが、いかがでしょうか。本日は、できましたら中間まとめに向けての取りまとめというか、考え方の取りまとめをさせていただければと思います。いずれ、中間まとめをつくらなければいけないものですから、そうすると、事務局がつくることになると思うんですが、そのときに考え方の骨子だけは確認させていただきませんと、作業が進みにくいということがございまして、できましたらきょうの会議で考え方の骨子だけは確認していただこうと思っておりますので、特に資料１のご検討、それからあと、資料２から４も資料１とダブっているところがございますけれども、ご自由にご発言いただければと思います。どうでしょうか。

【学校適正配置担当副参事】

資料１のほうは、冒頭申し上げたかと思いますが、いわゆる中間答申をまとめるに当たっての項目でございますので、ここをごらんいただきながら、今ご質問いただいておりますが、もしほんとうにこういう項目がちょっと足りないんじゃないかといったことがあれば、この場でお話をいただければと思います。

それとあと、資料１の中で、通学区域については、本日議論というふうに書かさせていただいてありますので、よろしければ、後ほどまた１、２、３、４についてあれば、それはそれで承って、先ほど委員のほうからも出ましたし、関連した意見も出ていますので、この地図に関して皆様からご意見を賜りたいと思っていますので、先にそちらをさせていただいてよろしいですか。

【会長】

はい。

【学校適正配置担当副参事】

お手元のほうにご用意させていただきました。先ほどお話しいたしましたとおり、小中学校の通学区域図、これ、上に３枚シートがかかっております。３枚ともめくっ

ていただくと、青の線が小学校の区域、ここは特に強調してございます。それと、赤の線が中学校の区域図です。一番下に赤が書いてあるのが中学校、２枚目が、緑になっているのが青少年地区委員会、いわゆる連合町会・自治会でございます。それで、一番上、オレンジのハッチがかかっているところでございますが、７カ所ございます。

ここについては、前回の審議会でまた裂きと私は申し上げましたが、１つの小学校が複数の中学校にまたがっている学校でございます。ちょっとここのオレンジの表現の仕方が難しくて、わかりづらいかもしれませんが、まず王子１丁目のほう、飛鳥山のところでございます。これは隣の豊島１丁目と豊島２丁目のほうとのまた裂きになっているという意味でございます。申しおくれましたが、１つ青の線でとらえていって、中に何らかの線が入っていれば分かれていると。例えば青の線の中に緑の線が入っていればコミュニティ、それから青少年地区委員会のエリアが割られてしまっているといった見方になります。それから、赤の線が入っていれば複数の中学校にまたがっているといったところでございます。ですから、王子１丁目のこのハッチの部分は、赤線ですから、ここのところで具体的には分かれてしまっている。

それと同様に、岸町、ＪＲの西側のほう、こちらは王子２丁目のほうと分かれている。

それと神谷です。環七で分かれておりますが、こちらのほうも、ちょうど神谷小学校のエリアでございますが、環七を隔てて上下で分かれてしまっている。

それと、その左のほうへ行きますが、赤羽南２丁目でございますが、こちらについては、稲田だったと思いますけれども、東十条のエリア、ちょうど赤い線が入っておりますので、ここで分かれている。

それと、その左上のほうでございますが、こちらについては、ちょうどＪＲの京浜東北線のところに赤い線が入っておりますが、ここで赤羽のエリアと分かれてしまう。

それと、赤羽西は、これは稲付のところですが、ちょうどこのハッチの赤羽西３丁目と書いてあるところで分かれているところがある。

それと、最後でございますが、赤羽西６丁目のところは、稲付でございますが、その下側の部分、西が丘のほうと分かれてしまっています。現在、滝野川、紅葉中の統合によりまして１つ減りましたが、そういった複数の学区域になっているところが１つある。

それと、オレンジのハッチをどかして、１枚おめくりいただいてごらんいただきま

すと一目瞭然でございますが、青の小学校の通学区域の中に、特に緑の線です。これは先ほど委員のほうからお話が出ましたコミュニティとの差というんですか、違い、ずれが出ているといったところでございます。小学校につきましては、子供が多かった時期に通学区域を割っていったという経緯もございますので、どうしてもそういった現実的なずれというのが出てきてしまっているのかなといったところでございます。これを踏まえて、答申の中にどういった形で盛り込んでいくのか、また、そのヒントのようなものを委員の皆様からいただければというふうに思っております。

以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございます。それでは、この地図をごらんになりながら、町会・自治会、青少年地区委員会、それと中学校通学区域、小学校通学区域の関係を踏まえて意見をお願いできればと思いますが、意見と言っても出しにくいわけですよね。大体ずれているというのが、台東区もそうですけど、激しくずれているという。また、このずれを修復するというのは、それ自体がものすごい大変な作業になっていて、別個の審議会をつくらなくては難しいかもしれませんけれども、それでも通学区域変更はできないこともありません。今回は１２ブロックということで考えてはということが出ているわけですが、この地図をごらんになりながら、その点について、後でちょっとご確認いただきたいと思っております。これまでの審議会の経緯で、確認はおおよそとれたかなと思っておりますけれども、再度ごらんになっていかがでしょうか。率直なご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

【委員】

じゃあ、口火を切ります。１つは、この通学区域、地元のところでいいますと、やはりコミュニティと学区域のずれがありますよね。具体的に言うと、通学区域がブルーですから、１６番との関係で言いますと、緑がいわゆる青少年、あるいは連合自治会の区域になるんですね。そうすると、青で言うと、小学校を含む地域が隣のコミュニティに行っている。だから、青少年地区委員会や連合町会が分かれる。そうすると、ここは非常に難しくて、もう一つ行政的な、中学校区のところで赤い線が入っていますけれども、地域振興室とか、そういう行政的な範囲で言いますと、この１６番の線から赤いのを挟んで１２番よりももう少し向こうまで町会や自治会のあれが広がるんですね。青少年が。ちょうど丁目の境と違う部分に入っていっているので、ここらあ

たりが整理をするときに非常に難しくなってくるんですね。議論するところも、例えば地域振興室管内を超えて一緒に議論しないとできないという部分が出てくる。そういう意味では、そこらあたりをどういうふうに処理するのかなと。３つにまたがってくるというような問題を、議論の仕方も含めてどういうふうに進めたらいいんだろうかという問題が出てくるわけですね。１つの自治会や連合町会が２つということだけではなしに、複雑な二重、三重にずれがあるという部分が、どうしても学校適正配置との関係で起きたんだろうと思いますけど、そういう意味では、複雑怪奇な問題を、どういうふうな形で、隣を交えて議論しないと、コミュニティのレベルで言うと、隣のコミュニティと一緒になって、２つのところで、そこがまたまた裂きになっているというような形のところを、どういうふうな議論の仕方をしたらいいんだろうかという問題がどうしても出てくるのかな。そこは悩ましい問題であるけれども、この際解決をするとか、こういう機会に解決を図るとかというふうにしておくのがいいのか、どういうふうにするのがいいのかというあたり、私も知恵が出てこないので、ちょっと難しい問題だなと率直に言って思っています。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。仮に１２ブロックでいくとして、１２ブロックの区割りをどうするかという問題かなと思うんですが、ファミリー設定のときも、その線引きが難しいという話がかなり出た記憶があるんですが、少しエリアで考えていくとなると、１つのコンセプトとして、ファミリーというコンセプトを導入したほうがいいだろうということになって、線をどこで引くかというあたりは、実施計画の審議会が終わった後の作業にゆだねるというたしか解決の仕方だったんじゃないかと思うんですが、いろいろこれは地域の方々と相談しなきゃいけないというふうなことだったと思うんです。このブロックについてはどうするのかということでございますが、いかがなんでしょうか。

【委員】

ちょっといいでしょうか。

【会長】

はい。

【委員】

すいません。意見というよりは、お伺いするんですが、この１２ブロックにしたと

きに、私がざっと見たのでは、大変きれいにブロック分けができているなというふうに思うんですけれども、問題は、ずっと解決できないでいくというのは、堀船のところだけですか。ほかは特に行政区分を超えてブロックを分けていく、あるいはブロックの中に入り込んでいくということはないですよね。赤羽地区、王子地区、滝野川地区の中で、堀船と昭和町のところだけが……。

【学校適正配置担当副参事】

３地区という意味ですね。

【委員】

そこだけが入っていくだけで、あとはないですよね。

【学校適正配置担当副参事】

はい。

【委員】

そうすると、あとは１２ブロックで、これならばよく分かれているなというふうに私は実感として思うんですけれども。ただ、いきなり見ましたから、小さい字を今目をしょぼつかせながら見ているものでよくわからないんですが、そこだけ伺わせていただきました。

【学校適正配置担当副参事】

まさに今、委員がおっしゃられたお話で、王子、赤羽、滝野川という北区の３地区においてまた割りの部分は堀船のところだけ。これはたしか第１回の委員会で委員からご発言があったお話と重なると思いますが、そこのところだけでございます。

【委員】

それじゃあ、すいません。

【会長】

はい、どうぞ。

【委員】

そのことで、これも今、委員が言われたように、うちと堀船以外はうまくできていると思っています。あまり悩まないほうがいい。

【会長】

では、ほかにいかがでしょうか。わりあいうまくできているということでございますが。どうぞ。

【委員】

資料２の１２ブロック別の児童数を見ていますと、これを固定しながら考えていこうということで、あまりにも児童数の格差が広がり過ぎているという場合があるわけですね。例えば明桜中学校の小学校数が４校で児童数が1,５００、堀船は２校で５１７と。どうしても、これらの１２を固定しながら学校ファミリーの活動とか、それから自治会関係とかＰＴＡ、それから町会を乗せていくような形になると、児童数から見てアンバランスかなと。小規模校がぱぱっとできて、大きいところは1,５００を有するような規模のブロックになってしまうというような、ここら辺の児童数から見た１２ブロックの配置ですか、この辺のことをちょっとお聞きします。

【学校適正配置担当副参事】

まさにこの１２ブロックそのものは、先ほどの適正配置の結論といったところがございまして、ご指摘のとおり、校数と子供の、例えば２０年ベースで子供の数のアンバランスなところというのは、結果としてこれは生じてしまっているというのは、私どもも事実として認識しているところでございます。それはもうほんとうに数字ですばりあらわれていますので。

それとあともう一つは、ここから話が少し出てしまうんですが、児童数のところですので、いわゆる指定校変更ですとか、そういったものも含めた形が飲み込まれていますので、例えば、先ほどの話に戻ってしまいますが、区域内就学を的確にやった場合に、どれだけだという話は、また一方である意味数字としてもう一回見ておく必要があるのかなとは思っております。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

今の委員に関連するんですけれども、確かに、このブロック数、１２ブロックに分けた中で、子供の数のバランスというのが、結構ばらつきがあるわけですね。先日もちょっとお話をさせていただいたと思うんですけれども、これは中学校の決め方のところで一つ問題があるのかなと私は思っているんですね。これは１２ブロックで、中学校で決めたわけですけれども、例えば私どもの地元の神谷の場合、もともとのところの通学区域を、あそこの赤羽東地域を、中学校の場合、いわゆる３校を２校にするということで、その区割りの仕方を、もうちょっとバランスよくやればいいのに、一

方的に、赤羽岩淵中学校ですか、そちらのほうに全部通学区域を寄せたために、神谷中学校のほうが少なくなってしまってというようなことで、そのあおりのところの話が、このままイコールこの数字網に出てきていると思うんです。

小学校の場合になりますと、中学校と多少違いますけれども、しかし、逆に中学校の存続のところが今既に問題になっておりまして、ただ、前も話をしましたけれども、一生懸命頑張っているから、だから辛うじて中学校を維持しているけれども、もしか崩れた場合には、通学区域が３分の１で、２校でやっていかなきゃならないと言った場合に、さらに激減するという可能性は秘めているわけですね。そこら辺の中学校の組み方のところは一つ問題。だから、学校ファミリーの問題も、一中学校で学校ファミリーの構成の仕方が全く違ってくるという話になってきているんですね。そこら辺あたりが、もう一つこれは小学校に落としてみますと、影響がすべて出てきて、今度は中学校に行くためにどうするのかという話になってくるのかなというふうに考えているんです。ですから、そこら辺のところはどうなのかなというのが一つ問題です。

それからもう一つお聞きしたいのは、通学区域の人数です。もともと、生徒数があって、学校それぞれに通学区域を、生徒が通うのをびしっと当てはめたときに、今の場合には通学区域の変更を認めているから偏ったりなんかしているという状況があるんじゃないか。これは学校の統廃合のときにいつも問題になっていたんですけれども、もともとちゃんと通学区域の基準をきちっと守って、ほかに行かないということになれば、別に学校を減らすことはないんじゃないかという議論がずっとあったんですね。その点、もう一つ事務方にお聞きしたいのは、通学区域の範囲内の生徒さんが現実に、例えば平成２０年４月の段階のところでぴしっと当てはめた場合に、そこで少ないとか多いとかというのがわかるはずだと思うんですね。それによって異動のところの話というのがまだ動いてくるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりの把握の仕方というのはどうなのかなというふうに思うんです。

それからもう一つ、話はちょっと飛びますけれども、項目が15項目、通学区域の変更の届けがあるという話がございました。実は、これをもうちょっとシビアにして、できるだけ通学区域の変更をしないようにしますよというのを今回の答申に盛り込むという話なんですけれども、これは東十条の会長さんなんかよくご存じだと思うんですけれども、東十条の小学校のＰＴＡの関係者と実はちょっと懇談をしたケースがありました。そのときに、例えば王子桜中と、それから王子小学校、東十条小学校を含

めて小中一貫教育をやるという方針が出されました。そうなったときに、東十条の皆さんから伺った話は、どうせ一貫校でやるのだから、それだったら最初からもう東十条に行かないで王子の小学校に行く、そういう人が結構話として出てきている。そこら辺の話というのが、実際にこういう項目そのものにどういうふうになっていくのかなという話になるんですけれども、東十条小学校として地域で守っていこうとみんなで一生懸命頑張っているけれども、現実には、いわゆる小中一貫教育という中と、学校ファミリーという中で、どんどん動かされてくるんじゃないかという話がございましたけれども、そのあたりのところはどうなんでしょうか。ちょっとまとめて質問を行いました。

【学校適正配置担当副参事】

ちょっと順序があれですけれども、最後のお話からいきますと、これはたしか第１回の審議会の中でも委員のほうから、私どものほうで小中一貫教育の検討委員会の報告書をご説明させていただいたときに、どうなんだというお尋ねがありました。それで、今回、最初のモデルとしまして、王子小を王子桜といった形で、１つの敷地の中に施設が実質２棟建つと言ったものですから、ともすれば、一般的には、施設が一体型となった小中学校というふうにとらえられがちだし、そういった理解をされるのも致し方ないなと思ってはいるんですが、これについて、基本的に北区の場合は、先ほどのサブファミリーを単位としたという、その小中一貫ということで、きちんとそれは施設が離れていても、それぞれのサブファミリーの中で小中一貫、９年間を一つのまとまりとして教育を展開していくんだといったところは明確に出させていただいているのかなと思います。

それで、あと、今、委員がおっしゃったお話というのは、例えば小中、あそこは施設が一緒になるから流れるといったお話があって、２つの側面があると思います。１つは、そういったサブファミリー単位でやっていくんだといったこと、なかなかこれは正直理解しづらいところなんですが、ここをきちんと伝えていかなければいけないという話が１つ。

あともう一つは、先ほど委員からお尋ねのありました、実務的にそこのところを、そういった要件を指定校変更制度としてどう見ていくかといったところ、これはちょっとまた検討が必要なのかなというふうに思っております。

それで、私のほうで指定校変更制度の項目数とか先ほどご説明いたしましたが、中

には当然事由として認めていくべきものもありますので、今、１５の中できちっとやっぱりさらっていく必要ということを申し上げたということでございます。

【学務課長】

もう一つのお尋ねの学区域内の児童数でございますが、これにつきましては、全く指定校変更がなければ、それぞれの学校で一定数の規模が見込めるという数字はつかんでおります。少ないところでも３０名程度はおりますので、そういった形での希望は確保できると思っていますが、それに指定校変更が加わっている結果、資料2の記載になっているというところでございます。

【会長】

どうもありがとうございました。あと２０分ぐらいになりましたけれども、指定校変更とか通学区域のところは、ちょっと時間をかけないとこれは難しい問題だろうと思うんですね。普通は学区審議会という別個の審議会でやるわけですから、きょうのところは、資料１の１ページ目、これまでの答申類の基準とかルールの確認とか、あと、２ページ目に、１２ブロックで考えようという提案があります。あと、１２ブロックと言った場合に、１２ブロックは中学校区を念頭に置いていますけど、微修正があるのかないのかとか、境目はどういうふうに確定するのかというあたりは、通学区域の編成と絡む話でございますので、そこの箇所は、今回は検討するぐらいにとどめておいて、先送りした上で中間取りまとめというところに入っていかざるを得ないのではないかと思うんですが、あと、４ページ目に、著しい小規模化への緊急対応ということで、好ましくないという表記をもう少し何とかならないのかというご意見は承っておりますので、ただ、複式学級は避けたいというのが共通の認識じゃないかと思うんですね。だから、避けたいというのをどう表記するか。過疎地には複式があるわけですから、そこを否定するような文言にすると、またちょっと語弊がある可能性がある。ただ、北区としては避けたいと。ただ、避けたいと書くかどうかは別として。そこら辺、表記を考えながら、避ける方向でまとめたいという意図が４ページ目でございまして、５ページ目の指定校変更、通学区域のところは、これからさらに検討を進めるぐらいのスタンスでまとめてはどうかと思うんですが、こんなところでとりあえず中間答申（案）をつくらせていただくということでいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

それはよくわかるんですけど、やっぱりコミュニティとずれがありますでしょう。

そうすると、１２ブロックでも、例えば同じコミュニティに属する人たちも議論に加えろという意見は出てくるのかなと。例えば隣同士、今お話にあったところで言っても、神谷というのは神谷１丁目とその他の地域という。中学校区は東十条も入っているんですけどね。そうすると、議論するときに、１２ブロックの中で、中学校の区域で議論しちゃいますと、同じコミュニティに属する人たちが議論に加われないという問題が出てくるんですよ。だから、ここは隣接地域も含めて検討するとか、少し柔軟性がないと、微調整もできなくなっちゃう危険性があって、あまりフィックスされちゃうとつまらないなというのもありますし、やはりコミュニティも大事な意味を持っているから、壊れつつある部分と、再生されている部分と両方ありますから、そういう意味では、コミュニティの形成とのかかわりもあるんですけれども、今回の１２ブロックはあんまりフィックスして考えちゃうと、コミュニティとのずれのほうを勘定に入れないで議論しないほうがいいんじゃないか。勘定に入れた議論にできるようなやり方が大事なんじゃないかなと思います。

【会長】

どうぞ。

【委員】

私は、先ほど会長がお示しをされた方向で、今回、この中間答申（案）に盛り込む内容としては、賛成をいたします。

【会長】

どうもありがとうございます。

【委員】

中学校の適正配置、１２ブロックということを基本にしながら、今いろいろ意見がありましたけど、コミュニティということがありました。でも、この１９の連合町会・自治会、青少年地区委員会の中に必ず１校は残るように配慮していくと、こういうことが大きく打ち出されておりますので、私としては、この中間答申でいいのではないかと、こう思っております。

【会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。またブロックの線引きってかちっと決まっているわけじゃございませんので、基本的にイメージができないといけないので、中学校区の境目というのをとりあえず基本にしながら考えていく。中の配置

の問題なんていうのは、またこれから先の問題で、とりあえず中間答申をまとめて、区民の皆さんにパブリックコメントという形で出してご意見を承る手続が必要ですので、あんまり踏み込まないところで出したほうがいいのかもしれません。

ほかにいかがでしょうか。校長先生とか、学校のほうの立場をちょっとお聞かせいただければと思うんですが、先生方、きょうお見えになっていませんか。じゃあ、先生、学校の立場で、このブロックとか地域と学校という、ここら辺の考え方をちょっと披瀝していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

【委員】

学校側からすると、とりたててそれに関して発言する内容はないと思いますけど。

【会長】

あと、もうお一人ぐらいお願いできれば。よろしゅうございますか。

【委員】

地域とのつながりということについて言えば、町会が２つに分かれているというのは、やっぱり学校のほうも両方に顔を出さなければいけない。ただ、やはり大勢の子がいるほうにどうしても顔を多く出すという、特に青少協のほうでそうことは出てきます。ただ、町会の方々も、青少協の方々も、だれが来ても受け入れてくれるよというようなスタンスでやってくださっているので、子供たちのほうに大きな混乱はとりあえずないというのが現状かなというふうに思っております。

【会長】

どうもありがとうございます。ＰＴＡのほうで、あるいは保護者の方、ＰＴＡ関係でちょっとご意見をいただければと思うんですが。通学区域の線引きとか、ブロックの区画のあり方とか、学校と地域との関係とか、そこら辺のことでちょっとご意見を承れれば、あるいは感想でも結構でございますが、いかがでしょうか。

【委員】

きょう思ったのは、ここに参加されて、北区に住んでいる方は、それぞれの地域があるから、やっぱりその思いを入れながら皆さん言っている感じがするんですよね。もちろん、僕もそうですから。だから、そういうところでやっていますので、それぞれの思いがあるんだなと思います。それで、具体的に、例えば僕が住んでいるのは１９の東田端ですけど、その地域に対して話をしましょうと言うのだったら、僕も言うし、皆さんも言ってくれますけど、イメージの中で、全体で言うと、僕はどうしても

言えないんですよね。やっぱり、ここについてはどうでしょうかという話だったら言えるんですけどね。そこになっちゃうと、ほんとうにシビア話になっちゃうから難しいんですけれども。だから、やっぱり聞いていて難しいですよね。だんだん頭が痛くなってくる感じがして。そういう感じですね。

【会長】

どうもありがとうございます。そのお隣もお願いできればと思います。

【委員】

いや、もうこれはすごくいいと思いますね。これは教育委員会のほうで。これはすごく私はいい区割りだと思います。

【会長】

どうもありがとうございます。そのお隣、すいません、よろしくお願いいたします。

【委員】

１１月に周年行事というのが小学校とかでございまして、それに出席させていただいていたんですけれども、それまでは、小規模校というのは統合されても、悲しいんですけれども、仕方のないことなのかなというふうに感じていたんですが、小規模校の式典行事に出席させていただいて、小規模校には小規模校の、人数が少ないからこそ１人１人が、例えば合唱だったら１人１人がきちんと大きな声を出して歌っているという、そういうすばらしさがありまして、とても感動させていただいたんですね。ですから、なるべくでしたらというか、統合というふうにいかないように、その学区内に通学してもらえるような方向性ですよね、それをもう一度見直していただきたいなというふうにはとても感じました。

【会長】

どうもありがとうございました。この配置の問題というのは、ほんとうは１２ブロックで考えるにしても、各ブロックの底になるのはどういう時点かとか、そこが見えると、その底から逆算して張りつけ方を将来のビジョンとして描けるというのがあるんですけど。だから、そこのところをどういう手法で迫っていけばそれができるか。ただ、それを一方では考えおかないと、その都度下り坂を転げ落ちるような形で学校が抜けていくということになってしまう。それをどうすれば避けられるかという、問題に直面しているわけですけれども、青少年委員会の会長さんにご意見を承れればと思います。

【委員】

私、前回、１９の青少年の地区委員会の中に、少なくても１校は残していただきたいという発言をさせていただきました。そういった観点から、今回、資料１の３ページのところ、３つ目の丸のところにその記述がありますので、これはこれで結構だろうというふうに思います。ただ、先ほど来いろいろな話が出ておりまして、まさにこの地域割というのは大変な作業になるんだろうというふうに思います。

そういった中で、今私が言いました３ページ目の３つ目のところ、それから、その一つ上の２つ目のブロック内の必要な小学校数にあわせて云々というところで、そこの最後の括弧書きのところで、小規模校が直ちに対象となるわけではないというのは、この１２と１９の関連性を踏まえての記述なのかなというふうに理解をしております。ですから、これから先の話になるんだろうと思いますが、その１２と１９のそこの兼ね合いの段階で、もう少し細かく詰めていただけたらなというふうに思います。

前回も申し上げたことですけれども、小学校が地域の地区委員会の中になくなってしまうというのは、地区の中で子供たちと一緒にかかわっている立場といたしましては、非常にこれは避けたいというふうに考えておりますので、その辺について、ひとつ今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

【会長】

どうもありがとうございました。あと７分ぐらいになりまして、時間ばかり気にしているとしかられるんですけれども、数合わせにならないように、そういうことで、企画部会のほうも時間ばかりかかっているんですけど、なかなか前に進まないというような、そういう面もありまして。だから、規模だけで迫ることには限界がある。じゃあ、規模を無視できるかということになれば、複式というのはやっぱり避けたいというのはある。ですから、配置という問題を前面に出して、学校規模のアンバランスがあるのはむしろ自然なんだというあたりの、いずれ合意で進むか、進まないかという投げかけもさせていただかないといけないかなと思う。それにしても、多分複式というところまでは、都心に近いところですから、こういうところでほんとうに複式みたいなものをあえて選択するのかというあたりは、避けたいというのが全般的なご意向だろうと思います。

今までご発言いただいた委員の皆様方のご意見を土台にしながら、企画部会のほうで中間答申のたたき台のようなものをつくらせていただければと思うんですが、その

点については合意いただけますでしょうか。

（「賛成です」の声あり）

【会長】

ありがとうございます。それでは、次回の審議会の日程等につきまして、事務局のほうからご説明をよろしくお願いいたします。

【学校適正配置担当副参事】

本日も長時間にわたりましてご議論いただきまして、ありがとうございました。

それで、次回でございますが、ただいま会長のほうからお話がありましたとおり、間に企画部会を、今回も２回入れてこの資料でございますので、２回程度はおそらく入るのかなと思います。それを踏まえまして、年明けでまた皆さんお忙しいと思うんですが、またここで日程を決めさせていただくような形でよろしゅうございますでしょうか。皆さんおそろいでございますので。１月の下旬でございますが、１月２６の月曜日の週で調整をさせていただいて、その前に企画部会を入れていくといった形で調整をさせていただきたいと思います。時間も通常１９時からということで、都合の悪い方だけ挙手をお願いしたいと思います。

（日程調整）

【学校適正配置担当副参事】

では、１月２９日の木曜日ということで、皆様、ご予定のほうをよろしくお願いいたします。会場のほうは、またとれた段階でご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、日程を固めていただきまして、部会のほうでもたたき台をつくらせていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきたいと思います。長時間にわたりありがとうございました。

―― 了 ――

第６回　東京都北区立学校適正規模等審議会

平成２１年１月２９日（木）19時～

場　　所：滝野川会館５階　小ホール

（出席委員）

【学識経験者】　葉養会長　　屋敷委員　　藤井委員

【区議会議員】　池田委員　　横満委員　　黒田委員　　小関委員

本田委員　　安田委員

【区内関係団体代表】

鈴木委員　　磯委員　　松本委員　　高木委員

堀越委員　　西村委員　　佐藤（昇）委員

【区立学校教職員】

佐々木委員　　佐藤（昌）委員　　宮古委員

【区職員】　　清正委員　　内田委員

【専門調査員】　西村専門調査員

（幹　事）　　伊達教育改革担当部長　　小林庶務課長

飯窪学校改築担当課長　　田中学務課長

濱崎特別支援教育担当副参事

矢口指導室長（教育改革指導担当副参事兼務）

茅根教育改革担当課長（学校適正配置担当副参事兼務）

（欠席委員）　　貞広委員　福田委員　林委員

次　　第

１　開会

２　議事

（１）第5回審議会　議事録の確認

（２）第7回企画部会について

（３）「中間答申（素案）」について

３　その他

４　閉会

【会長】

それでは、定刻になりましたので、これから第６回審議会を開会させていただきたいと思います。

開会に先立ちまして、事務局から何かございましたら、お願いいたします。

【学校適正配置担当副参事】

改めまして、皆さん、こんばんは。学校適正配置担当副参事でございます。本日もよろしくお願いいたします。

本日の審議会でございますが、審議会の構成は２４名で本日２１名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、条例で規定いたします定足数を満たしておりますことをまずご報告したいと思います。

続きまして、本日、席上にご用意させていただいています資料の確認をさせていただきます。資料のほうは、今、机上に置かせていただいているのは全部で３種類で、１つが「次第」、それと右肩に「第６回審議会資料」と書かせていただいております「第三次東京都北区立学校適正規模等審議会中間答申（素案）」、それと右肩に「第６回審議会（参考）」としまして「ご意見等は」といったところから始まる電話番号ですとかファクス、Ｅメールアドレスが入っております書類、この３種類を机上に配らせていただきました。不足等ございましたら、今この場でお手を上げていただければと存じます。

私のほうからは以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。資料等で不足のものはございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、議事に入らせていただきまして、一番最初は議事録の確認でございます。まず、第５回審議会の議事録の確認の案件ですが、事前に事務局より皆様あてに発言者名を入れた議事録が送られていると思います。この内容について修正等ある方はいらっしゃいますでしょうか。それでは、いつものように第５回審議会の議事録につきましては、この場では特に修正の申し出がないということでございますけれども、一応１週間程度時間を設けさせていただきまして、何か修正等がございましたら２月６日金曜日までに事務局あて、ご連絡いただければ幸いでございます。その後、前回と同様、発言

者名を消した形でという手続をとらせていただきたいということでございます。そういう段取りでよろしゅうございますでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、２番目の企画部会についてということで、まず部会長のほうから部会の様子についてご説明を承りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【企画部会長】

よろしくお願いいたします。

第７回の部会を１月７日に開かせていただきました。内容は、本日お手元にあります中間答申（案）の内容について、これまでの５回のこの審議会での議論を受けて、どのような内容を盛り込んでいくべきかということで検討いたしました。検討内容については、後で事務局のほうからこの資料に基づいてご報告があると思いますので、簡単にご説明いたしますと、形式について、まず北区におけるこれまでの適正配置に関する経緯でありますとか、北区における小学校を取り巻く現状と課題でありますとか、そういうところの内容の確認と、これまでの審議の結果を盛り込んで中間答申の骨子ができるのではないかということで確認いたしました。

なお、小規模校のメリット、デメリットでありますとか、あるいは複式学級についてはある程度書いたほうがいいんじゃないかということで、後で事務局のほうからご説明いただきますけれども、今回このような形で書き込んでいただきました。

内容が重複しますので、私のほうは経緯だけご説明させていただきます。

【会長】

ありがとうございました。事務局から補足はございますでしょうか。

【学校適正配置担当副参事】

後ほど資料の説明をもちまして、させていただきます。

【会長】

ありがとうございます。ただいまの企画部会長からの報告につきましてご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、今日のメインでございます議事の（３）の中間答申（素案）についてに入らせていただきたいと思います。まず、事務局から素案についてご説明をよろしくお願いいたします。

【学校適正配置担当副参事】

それでは、私のほうから、「第６回審議会資料」と書かせていただきました「第三次東京都北区立学校適正規模等審議会中間答申（素案）」についてご説明を申し上げます。

まず最初に、皆様のほうに開催通知をお送りしておりますが、その中では中間答申(概要案)という形でご案内をさせていただいているかと思います。今回、素案とさせていただきました。１つは、資料ボリュームの点で１１ページ程度のものになったということと、今後、これをもとに中間答申を作成したり、それから最終答申を作成していくわけでございますが、その作成時においてはそれぞれまた概要を作成する形になるかと思いますので、言葉の整理といいますか、混乱しないようにということで今回は中間答申（素案）とさせていただいております。

それと、本来であれば、こういう中間答申の文章化したようなものであれば、例えば１週間前とか、ある一定期間前に各委員の皆様にご送付をさせていただいて、お読みいただいた上で、こういう場でまたご意見等を賜るのが筋と申しますか、流れかと思いますが、本日、私どもの作業のほうがおくれてしまいまして初見のような形になってしまったことをまずおわび申し上げたいと思います。

この後、私のほうからご説明して、まさに今日この場でお気づきいただいたこと、もしくはご意見、また、こういうところの書き込みが少し足りないのではないかとか、そういったことも含めまして、今日もちろんこの場で皆様のほうからご意見を賜りまして、先ほどの資料というか、「参考」と書かせていただきましたが、ちょっと時間を置かせていただいて、また中身についてお持ち帰りいただいた後、ご検討いただいてご意見等を賜ればと思います。

今後の流れとかぶってしまうんですが、今日この後、説明をさせていただいてご意見を賜り、さらに一定期間の後、賜ったご意見を参考にしながら、

企画部会をもう一度開催いたしまして、本日お配りした中間答申（素案）にさらに加筆、修正をして、図表ですとか参考資料等をつけて冊子の形にしたようなものを中間答申（案）という形で次回の審議会等でお示しできればと考えております。

それでは、資料のご説明のほうに移りたいと思います。

まず、表紙でございますが、諮問事項のほうは「適正規模を踏まえた北区全体の区立小学校の適正配置のあり方について」ということで、ⅠからⅩまで全部で１０構成になっております。

１枚おめくりいただきまして、１ページでございます。こちらは「はじめに」ということで、いわゆる全体のこの審議会の中間答申の前提ともいうべきところをお示しさせていただいております。

１つ目といたしましては、平成１４年１１月の第二次答申の考え方とその前の第一次答申の考え方を基本的には引き継いでいくといったこと、それと、第二次答申以降でございますが、これまで進めてきた中学校を中心とした適正配置の成果を引き継いでいくこと、それと第一次、第二次答申で示されました適正規模に関する考え方をここで改めてお示しさせていただいております。※印で３つほど掲げさせていただいているところでございます。

それから、大きな２つ目でございます。Ⅱにつきましては、北区における学校適正配置に関する経緯といったところでございます。

１点目といたしましては、平成７年４月の第一次の適正配置、王子第三小学校、北ノ台、それと神谷と神谷第二でございますが、そこをはじめといたしまして、特に平成１４年１１月の第二次答申以降は中学校を優先して適正配置を進めてきました。暦年でいうと去年、平成２０年４月の田端中、新町中の統合、それと十条中、富士見中の統合で第六次まで現時点では適正配置を実施したところということでございます。

それと、２つ目の丸といたしまして、この４月に赤羽中と岩淵中、それと滝野川中と紅葉中が統合いたしまして、あと第七次適正配置という形で神谷中も含めた５校の適正配置が終わる。それで中学校については一定の区切りを見ます。

１枚おめくりいただきまして、この第七次までの適正配置によりまして、

小学校４６校が３８校、それから区立中学校が１２校となるといったところをあらわさせていただいております。

全体の枠組みに続きまして、大きな３点目といたしましては、今回は小学校が対象でございますので、取り巻く現状と課題という形で書かせていただいております。

年少人口の推移と予測といったことで、１つ目の丸は、人口推計調査報告書等でも出ておりますけれども、今後、平成２０年から２０年間では人口そのものは全国並みの減少幅になるといったこと、２点目は、年少人口に目を転じてみますと、平成２４年まではある一定の増加を続けた後、減少に転じる。その減少の幅につきましては、総人口の減少幅よりも平成４０年の時点では年少人口の減少幅のほうが大きいと予測されていることをお示ししております。

それから、２点目といたしまして児童数と学校規模につきましてでございますが、北区は昭和３０年代をピークに児童・生徒数の減少傾向が続いている。それにあわせて学校の小規模化が進んでいるといったこと、２点目が、平成２０年の学級編制におきまして小学校３８校中１２校が単学級、全学年１クラスの学校、それと適正規模とされる１２学級に満たない学校まで含めると２０校に上がり、３８校分の２０校ということで全体としても小規模化が進んでいるといったことが明らかであるということをお示しさせていただいております。

それと、３点目の指定校制度とそれを取り巻く現状といたしまして、１つ目は、北区は住所地により指定をする指定校制度をとっています。ただ、これは２３区のうち北区を含めて４区のみが指定校制度で、残りの１９区は、いろいろな形ですけれども、学校選択制を実施している。それと、２つ目の丸といたしまして、国のほうは平成９年の局長名の通知を皮切りに、就学校の変更に関して保護者にきちんと周知するよう通知を発している。

３ページのほうになりますけれども、また平成１９年１２月、規制改革会議では学校選択制の普及促進の姿勢を明確に打ち出している。４つ目の丸でございますが、北区は住所により学校を指定する指定校制度を堅持している一方で指定校変更制度を行っているわけですが、ここの許可基準が１５項目

あり、その中で変更申請者が非常に増加をしている。その結果といたしまして、学校規模の拡大ですとか地域との関係性の希薄化が生じているので、許可基準の見直し等々、運用の厳格化を求める意見が寄せられている。この部分については、第２回審議会と第５回審議会の中でも大変活発なご議論をいただいたところかと思います。

それと、４点目の通学区域でございます。前回、私ども事務局のほうで重なる図面を作成してお示しをさせていただいたところでございますが、通学区域について、中学校適正配置、これまで進めてきた部分については、特に通学区域を変更することなく従前の通学区域を足し合わせたような形で進めてきたということと、それと小学校に目を転じてみますと、過去に児童数が増えてきておりますので、そのたびごとに小学校を分離・独立させた経緯がある。その結果、通学区域が非常に小割りといいますか、そういった形になってしまって連合町会・自治会等々の区域は単位としていないといったところです。それと、あと前回の審議会でもご意見が出ましたが、町会・自治会の区域が複数の小学校にまたがっていて、学校行事等々の関係もちょっと負担がかかるといったお声も寄せられている。あと、小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっている例もある。ここの部分の最後でございますが、やはり小学校ということを考えますと、コミュニティですとか青少年地区委員会の活動の関係から、通学区域がどうあるべきか検討する必要があるだろうといったことをお示しさせていただいております。

Ⅳ点目、３ページの一番下でございますが、適正規模の確保の必要性ということで、本審議会の諮問事項、冒頭申し上げましたとおり、適正規模を踏まえた北区全体の区立小学校の適正配置のあり方でございますが、前提として、そういった意味では適正規模を確保した上で配置のあり方の検討ということを求めているところでございますが、ここで４ページから５ページにかけてお示しをさせていただいております。

参考として、小規模校のメリット、デメリットについて例示をさせていただいております。切り口といたしましては、３つの切り口でお示しをさせていただいておりまして、学習面のメリット、デメリット、学習面は子供一人一人に目が行き届きやすいとか、学校行事等で個別の活動機会を設定しやす

い。逆に、デメリットの中ではやはり切磋琢磨する機会が少ないとか、それから特に単学級とかの場合は学級間相互の横の相互啓発がなされにくいとか、それから学校の活動、学校行事等で集団活動に制約が生じやすい等、そういったデメリットがあるのではないかといったことをお示ししております。それと、生活面のほうは、メリットといたしましては人間関係が深まりやすいとか、いわゆる横ではなくて縦の交流が生まれやすいとか、一人一人に目が行き届きやすく非常に細かな指導を行いやすいといったメリットがありながらも、一方でデメリットといたしましては、よく言われるお話ですが、クラスがえが困難なので、やはり人間関係が非常に固定化しやすいといったデメリット、それと先ほどの学習面のところでもお示ししましたが、切磋琢磨する機会が少なくなるとか、それと組織的な体制が組みにくくて指導方法等に制約が生じやすい、こういったデメリットがあるのではないか。

５ページでございますが、学校運営面・財政面・その他でございます。メリットといたしましては、学校規模そのものが小さいということであれば、教職員の相互の意思疎通が非常に図りやすい。それから、学校が一体感を持って活動しやすいとか、施設、ハードの部分でございますが、そういったものの利用時間等の調整を行いやすいとか、保護者、地域社会との連携が図りやすい。一方で、デメリットといたしましては、非常に教職員数が少ないため、経験等、それから教科とか得意な部分ですとか、そういったところでバランスのとれた配置を行いづらい。それと、学年別や教科別の教職員同士でいろいろ研究ですとか相談が行いにくいということ、それと１人の先生に非常に校務分掌が集中しやすい。それと類する話でございますが、先生の出張ですとか研修等の調整が非常に難しいといったことでございます。５点目の子供１人当たりにかかる経費という話も、特にこの審議会では大きな議論にはならなかったかと思いますが、一応デメリットとして挙げさせていただいております。あと、６点目といたしまして、一般的に小規模校と言われているところはＰＴＡ活動で非常に仲よくおやりになっているというのは私も承知はしておりますが、一般論でいきますと保護者１人当たりの負担が大きくなるのではないか。これは中教審の資料のほうから引用させていただいておりますが、そういったことが掲げられているといったことです。

それと、５ページの下の３つの丸でございます。審議会の回数は失念いたしましたが、委員のほうからもたしかこの内容のお話があったかと思いますが、東京都のほうで平成２０年１０月に「東京都人材育成基本方針」というのを出しております。そこで公立小学校の教員の年齢分布が示されているんですが、アルファベットでM字型になっておりまして若い先生と５０歳代の先生が非常に多いといった形になっているわけでございます。ということは、今後１０年間でこの５０代の先生方は皆さん定年を迎えて退職されるわけでございますから、今後２０歳代後半の先生方にシフトしていくといったこと、それと実際単学級の小規模校の先生方からもお話を伺うと３点目が出てくるんですが、やはり１人でも学年主任であり、校務分掌の話を先ほどいたしましたが、学校行事ですとか、そういったもので経験が求められるので、やはりある程度ベテランの先生でないとなかなか難しいといったご意見があります。ですから、学校運営上、ある程度の規模の小学校であることが望ましいといったことでございます。

６ページのほうでございますが、検討に当たっての考え方ということで、大きな１つ目はブロックの設定でございます。これにつきましては、平成１４年１１月の第二次答申でも北区全体を１つの区域として議論することは難しいとしまして、学校と地域のつながりですとか学校間連携ですとか、さまざまな条件をもとに、まとまりのある地域に分けて検討することが有効だということで、安定的な学校の適正規模を確保するために学校数の目標値を定める単位としてブロックという地域空間の広がりを設定しています。本審議会におきましても、この考え方を踏襲しまして、ブロックという地域空間を設定して面でとらえて検討していくという結論に至ったと。第二次答申におきましては、小学校ブロックについては連合自治会区域をもとにしました８ブロック案としておりますが、本審議会におきましては、これまで進めてきた中学校の適正配置の成果ですとか、北区の独自の教育活動でございます学校ファミリーの活動実績、それと今後展開してまいります小中一貫教育等を踏まえまして、そういった観点から第二次答申の８ブロックではなく、中学校適正配置終了時の学校数と同じ１２ブロックということで合意をいただいたということでございます。

大きな２点目といたしまして検討組織の設置でございますが、これは第二次答申同様、適正配置に関する検討に当たっては、地域の皆様、それから保護者の皆様、学校の関係者等で構成する検討組織を設置するということでございます。

そのブロック単位で検討する際の視点ということで、１つ目は面でとらえるということの確認でございます。それと、２つ目はブロック単位で一定規模の小学校を確保するよう必要な学校数を検討するということです。

７ページでございますが、１つの基準、考え方といたしまして、先ほど第一次、第二次答申で定められたルールというか、基準というのを幾つかお示しいたしましたが、当面存続規模というのが※印で示されておりますが、このブロック内においてここ以下の小学校が存在しないように配慮しながら進めていくことが望ましいだろうと。当面存続規模はお示しのとおりでございます。

それと、次の点といたしまして、ブロック内の必要な小学校数に合わせまして、小学生ですので、児童の通学上の安全確保ですとか、過度な体力的な負担ですとか、そういったものを避ける視点から、通学距離、鉄道鉄路、幹線道路、地形地物、そういったものですとか、学校施設の安全度、更新履歴と申しますか、そういったものをかんがみながらブロックごとに応じた適正配置を考えていく。この適正配置を進めていく中で、もう１点、これはお話の中でも出ましたが、子供を収容し切れなくなることがないよう学校施設の容量といった点からも検証を行う必要があるだろうと。

それと、４つ目でございますが、これはどの委員さんからも非常に強く出されて、まさにポイントなのでございますが、小学校と地域との関係性の希薄化を防ぐという視点から、現在１９ある連合町会・自治会、それから青少年地区委員会内には必ず１校残るように配慮をしていくということでございます。

それと、４点目は情報提供の仕組みづくりでございます。

１点目は、私どもも正しい情報提供には努めてきましたが、やはりどうしても一部で風評のたぐいが出てしまったことは否めない。前回の審議会でも具体的にいい方法があればといったお話がありましたけれども、２点目とい

たしまして、北区ニュース、ホームページ、通常の媒体使用のほかに、それから町会さん、自治会さんのご協力を得ながら回覧ですとか掲示板への掲示をお願いする。それと、各ブロックごとに適した情報提供の方法等も検討しながら、正しい情報が正確に、かつ迅速に伝わるよう努めていくことが必要であるということで触れさせていただいております。

それと、Ⅵ点目です。著しい小規模化への緊急対応ということで、２つ目の丸でございますが、小規模化が進んできますと、第二次答申で適正配置を検討する目安を下回る学校もこれからもどんどん出てくる可能性があるといったこと、それと複式学級の話が随分議論として出ましたけれども、複式学級の基準をここにお示しさせていただいています。東京都におきましては、この表でございます。連続する２つの学年の児童の編制する学級で１０人といったことでございます。この表の下の「上記に掲げた」というところをご覧いただきたいのですが、これは東京都教育委員会のほうで複式に関する基準が定められておりまして、公立小学校におきましては、１年生と６年生は基本的には単独で学級編制をして、２年生から５年生までの間で連続する２学年の子供の数が１０人以下で、どちらかの児童数が６人に満たない場合は複式学級だといったところ、この表をここで文章化しております。現在、東京都内においては８校です。いずれも市町村部でございまして、２３区内には存在しない。それと、３点目は、複式学級になりますと２つの学年を１人の教員が受け持つという形になりますので、ある学年が授業を受けている間、例えばもう一つの学年は自習をするとか、そういったことが行われてしまう。

それと、９ページのほうをご覧いただきたいのですが、子供たちにとって教員から学ぶ時間が単純に半分になってしまう。それと、教員にとっても授業準備に要する時間が倍増し負担が大きいだろうと。現実に複式学級への対応をせざるを得ないといった場面が出てきた場合、対応策として非常勤講師を活用する等が考えられますけれども、やはりそれでも教育環境の著しい低下は否めないだろうと。それと、地方において複式学級をとらざるを得ないという現状は承知しておりますし、制度として認められている制度でございますが、前回の審議会の中でもご意見が出ましたように、２３区内に立地する小学校の教育環境としてはあまり好ましいとは言えないのではないか、避

けるべきであろうというふうにまとめさせていただいております。以上のことも踏まえまして、各ブロックで検討を開始する段階もしくはそれ以前に複式学級の基準を下回っている場合、これはもちろんですが、検討途中に下回ることが確実に予測されると区の教育委員会が判断した場合は、前述いたしましたブロックにおける協議とは別に、直ちに対応策を講じていく。学校規模から見たブロックにおける検討の基準ということで、この表を示させていただいているところでございます。

１０ページのほうでございます。Ⅶ点目といたしまして、学校施設への配慮といったところでございます。各ブロックにおきまして具体的に検討していくわけでございますが、教育環境の向上という点ももちろんですが、安全・安心の視点からも学校施設面に関する配慮、それから対応も一定程度必要であろうといったことでございます。

それとⅧ点目、指定校変更制度でございます。指定校変更制度は、国といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、規制改革等の視点から学校選択制へのシフトという考え方がベースになっております。また、一方で児童の安全確保が難しい、通学距離が長くなったりとか、地域との関係が希薄化するといったことで地域の子供の顔がわからないといった声も寄せられますが、そういった理由で、これまで学校選択制を導入していた自治体においても見直しの動きも出始めているといったところが１つ実態としてございます。北区といたしましては、学校選択制は採用しておりませんが、指定校変更制度の運用によりまして、実態として選択制を採用している自治体よりもお子さんの流出入の割合が大きくなっている。小学校という特性を考えた場合に、やはり地域と小学校との関係、それから小学校に対して地域が果たしてきていただいた役割ですとか、地域の子供は地域で育てる等々の視点から、また住所地による区域内就学を堅持していくとの前提に立ちながら、この審議会といたしましては指定校変更制度に係る変更事由の項目数、内容等、制度の運用のあり方について見直しを行うことが望ましいというまとめとさせていただいております。

それと、Ⅸ点目で通学区域の改編でございます。こちらはやはり１つ目、先ほど掲げさせていただきました課題、調整すべき課題、地域コミュニティ

とのずれ、それから通学区域にまたがっているとか、そういった課題があるということ、それと小学校というこれまでの成り立ちですとか経緯を考えますと、この通学区域の問題は極めて重要であるという認識です。

それと、もう一方で、１２ブロックで検討していく中で、ほんとうの一番の理想形でいえば１２の中学校の中にそれぞれのブロック内の小学校の通学がすっぽりおさまる形が望ましいといったこと。

それと、１０ページの一番下でございますが、これらの課題と区立小学校の適正配置を進める上で望ましい形を考えますと、やはり前回会長のほうからもご発言があったかと思いますが、審議会なり別途会議体などを設置し、そこで検討するなど、やはり中期的・長期的な課題としてとらえていく。それで、今後示される適正配置の姿を前提としながら、ここでは「線引き」と書かせていただきましたが、必要な区割りをしていくことが現実的であろうと。

最後、「結びに」でございますが、大きく３つでございます。

１つ目は、この目的でございますが、子供たちの教育環境の向上と、よりよい教育環境を保障する、これが第一の目的であろうと。

２点目といたしまして、それと同時に、小学校が地域に根差してきた長い年月を考えますと、やはりコミュニティですとかまちづくりとかいった広範な視点からも、もとより検討していかなければならないだろうと。

最後でございますが、今後の進め方といたしまして、これは中間答申の素案でございますが、北区の教育委員会が最終的にこの審議会の最終答申をもとにいたしまして、今後、行政としての計画をつくっていくわけでございますが、その中でブロックごとの校数ですとか配置案ですとか着手に関する考え方、いわゆるたたき台のようなもの、ここでは「区立小学校の適正配置計画（素案）」としておりますが、そういったものを北区の教育委員会が作成しましてブロックごとの検討組織に示していくことが望ましいといったところでございます。

以上で、この中間答申の素案でございます。繰り返しになりますが、素案から中間答申の案に行く過程の中ではこの文言をもう少し膨らませたり、それから本日または今後お持ち帰りいただいてから、皆様からこういう視点が

足りないとか、この記述はこうだとか、そういったものをいただき、企画部会を経ながら図表、資料をくっつけた形で次回の審議会で中間答申（案）としてつなげていきたいと思います。以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございました。今、課長のほうからご説明ありましたように、きょうは忌憚ないご意見をいただきまして、さらに後日も引き続きご議論を承りながら、次回の審議会で最終決定という運びにさせていただければということでございます。

それでは、かなり多岐にわたる論点を含んではいるのですが、全体的に何かお気づきの点ございましたら、どこからでも結構でございますので、ご指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。きょう最終ということではございませんけれども、作業をまた企画部会のほうで進める必要もありますので、ご指摘を何点かいただければ、それを生かした形で作業を進めさせていただきますが、いかがでしょうか。どんなことでも結構でございます。どうぞよろしくお願いします。

【委員】

最初に、今、答申についてというか、この文についてというよりも流れについて、まず最初に確認しておきたいのですけれども、今、会長の確認されたことは次回で中間答申の成案を得たいということですよね。そうすると、中間答申と全体の流れとの関係を、つまり、例えば公聴会とかパブリックコメントとか、事前にそういうこともあったかと思うのですけれども、そのあたりの流れについて１つは確認をしていただきたいなというのがまず１点であります。まず、それを聞いてから、お願いします。

【学校適正配置担当副参事】

後で次回の日程のところでもちょっとお話ししようと思ったのですが、本日ご意見をいただいて、それから、その後、皆様からご意見をいただいて、その量とか中身によって企画部会の日程がまた左右されるのですが、できれば年度内にはもう１回審議会をやりまして、そこで中間答申（案）、素案ではなく案です。それが、先ほど私が申し上げたようなもう少しボリュームのあるものというんですか、そういったものを作成させていただいて、その後、

年度で申しますと２１年度に入ってから、そこで具体的にはパブリックコメントという形を今想定しておりますが、パブリックコメントの実施ですとか、それから、これからつくる中間答申（案）を議会のほうにご報告等をいたしまして、その後、その結果を踏まえて最終答申に持っていきたいなと考えております。ですから、中間答申といっても、そういった意味では限りなく最終に近い形で皆様からご意見を賜りますが、それは審議会といたしましては年度内にはやって、それから、その後、年度をまたがった段階で何らかの形でお示しをしていく、今そういったものを考えております。

【委員】

そのことについては、私もパブリックコメントが文章でコメントをもらうだけだと何となくつまらないなというか、文章が、ここのところのパブリックコメントであまり寄せられないということも実態としてありますので、何らかの、公聴会になるのか、あるいは説明会をやって意見を聞くとか、そういったことをぜひ進めていただきたいなということを、まず要望しておきたいと思います。

その上でですけれども、文章についてなのですが、まず１つ、人口推計ですけれども、これまでも人口推計どおりいかなかったということもありますので、そのあたりは少しつけ加えておいていただきたい。現在の推計はこうなっているけれども、これまでの推計は推計どおりいかなかったですよということは１つ事実の確認として載せておいていただきたいし、先進国の流れを見ていると、どこかで少子化がとまっているというようなこともありますので、そんなに単純に推計どおりぐっと減るかなというのを私も思いとしては持っておりますので、そのあたりのことは事実の問題として書き加えておいていただきたいなというのが１点です。

その上で、小規模校のメリット、デメリットですが、これは中教審の初等中等教育分科会のホームページからということなのですが、最近、この中で言葉の問題としても、内容的な問題としても、つい先日の田端地域の３団体の新年会の中で学校の方が参加されていて発言をされていたのですけれども、小規模校ならではの教育をやっているということで小学校の紹介がありましたけれども、そういう意味で小規模校ならではという点でいうと、学習面な

どでは、例えば子供一人一人の発言時間だとか発言の回数、こういったものがたくさんとれる。そういう意味では、お互いの切磋琢磨という意味では図れるという意味のこともあるのかなと。逆に、数がいっぱいいれば、そういう意味では切磋琢磨できない側面もあるのかなということなので、このあたりについては、これはもとがあるものですから、何らかの形でつけ加えるなどしていただいておきたいなということは意見として申しておきたいなと思います。

それから、今見て気がついたレベルですけれども、学校選択制などについても少し最後のほうで、やめるというか、見直すというか、見直しの動きが出始めているという記述もあって、このあたりが今後どういうふうになっていくか、単純に選択制だけでいくのかなということと、地域とのかかわりという点でいくと選択制はいろいろな問題を持っているというのも事実ですし、それから安全・安心ということでいろいろ問題が出てくる中で、地域サイドからもいろいろ大変な実情もあるようですので、そういう意味では実際にやはり地域とのかかわりということをもう少しいろいろな形で記述をしていただきながら、北区の特徴として地域とのかかわりをより発展させていくということを盛り込んでおいていただきたいものだなと思いました。

とりあえず１９ということと、１９の連合自治会のところには必ず１校ということも書き込まれておりますし、実際の検討の進め方はブロックごとにということもあります。その中で、通学区域の調整は別問題というか、別途設けるということなのですが、ブロックの中での協議の中でもそのあたりが結構課題になってくるのかなとは思いますけれども、そのあたりは現状では、この間もちょっと議論になりましたけれども、通学区域の中に入っていくと個別具体的に議論しないとできないという側面もありますので、そこらあたりとの兼ね合いというか、整理の仕方が今後大きな課題になってくるかな、そこは残したままでいいのかなと、そんなふうに感じました。

また改めてしっかり文章にしたり何かしたいと思いますけれども、とりあえず感じたことだけ。

【学校適正配置担当副参事】

１点だけ、すみません。先ほどちょっと私の言葉が足りなかったのですが、

中間の案をつくった後、説明会もきちんとやっていきます。回数とかはまだこれから検討していきますが、それは必ずやります。

【会長】

ほかに。どうぞ。

【委員】

検討に当たっての考え方という形で６ページですけれども、「ブロック」の設定についてということが記載されております。本審議会においては、ブロック数については第二次答申における連合自治会の区域をもととした８ブロックではなくて、中学校の適正配置終了後の校数であります１２ブロックにしたというのに特徴があると思うのです。

この理由として３つぐらい列記されているわけですけれども、中学校の適正配置の成果と、それから学校ファミリーの活動の実績と、今後展開していく小中一貫教育を踏まえたと、この３点が挙げられているのですけれども、今回の特色としたのは１２ブロックに合意をしたということですね。この３項目を簡単に書いてあるのですけれども、私はもっと詳細な説明といいますか、こういったものを説明していかないとなかなか理解を得られないという感じがいたします。特に、北区が推進します特色ある学校システム、学校ファミリーについては、しっかりとした指針をこれに当てはめていかなければ、何か学校ファミリーという特色ある北区のシステムが宙に浮くといいますか、そういう感じがいたします。父兄からのアンケートの中に意見が載っておりましたけれども、学校ファミリーが小規模化を補うというのなら適正規模という考え方は必要ではないのではないか、こういう意見もこの中にありました。それから、学校ファミリーをブロック化の１つの柱とするならば、単なる小規模化の補完ではなく、教育の質的な向上のための具体策を示すべきではないかということで、１２ブロックにした関連性といいますか、学校ファミリーとの関連をしっかり踏まえて中間答申の中でこれをとらえていく必要があるのではないかと思っております。

【会長】

どうもありがとうございました。どうぞ。

【委員】

大変丁寧に説明をしていただきましたので、聞き漏らさないような努力はしたつもりですけれども、まず「はじめに」のところで今まで懸念していた問題の第一次答申、第二次答申が位置づけられているということ、それから規模についてもここで明確に示されたこと、それに全体の中ですけれども、やはり今まで審議会の中で皆さんから寄せられた意見が生かされているなと思っておりますし、それから小規模校のメリット、デメリットについても明快にここで出されたということはわかりやすくて、しかも理解がされやすいのではないかなと思っています。

私が指定校の変更制度についてのところでもう一言だけつけ加えておきたいという思いがありますのは、今回小学校ということですから、これは大きな流れにはならないかもしれませんけれども、中学校のときに他区に流れてしまったんです。紅葉中学校の問題ですけれども、北区の子供たちが豊島区の一番近い学校に行く、また豊島区はそれを受け入れてしまうという体制があるものですから、ここのところは「見直しを行うことが望ましい」と締めくくってありますけれども、もう少しどうすればいいのかな、もう少し具体的な線が出てこないといけないのではなかろうかなという思いはここでは持っています。

それから、「結びに」のところですけれども、「以上の点」というところから、初めてここで北区の教育委員会がこの審議会の最終答申案を軸に今後どうしていくかという姿勢が示されたように思うのです。やはりこの辺は非常に重要だと思っておりますので、この辺はきちっと位置づけていただきたいということを意見として申し上げておきます。以上です。

【会長】

どうもありがとうございました。ほかにお気づきの点はございませんか。どうぞ。

【委員】

実際、今まで感じていることなのですが、私の自治会は２つの学校に分かれちゃうんです、大して広くもない地域で。分かれるのは別にいいのですが、すべてに、自治会のお祭りあるいは学校の行事、地元の行事のときに完全に分かれちゃうんです。そのうち親同士もけんかする。そういう点で、やはり

自治会ごとに通学区域というやつを是正していただきたい。これは実際に感じていることなんです。学校が違うと、隣の子と話もできないんですよ。本来は同じ学校へ行けばいいのに、同じ町内で２つに分かれちゃうわけです。ただ道順がこうだからとか、ほんとうに北区の当時の学校の区域割りがずっといまだに続いているわけです。今現在、自治会としては、これが一番ネックになっているんです。その辺を考慮していただきたいなと思います。以上です。

【会長】

どうもありがとうございます。一応論点だけいろいろ出していただきまして、企画部会のほうで文章表現をこれからしていくわけですけれども、その仕方に反映させていただきたいと思います。ほかにございませんでしょうか。

【委員】

「結びに」のところで、最終的にこの審議会が区立小学校の適正配置計画を作成しなさいよということできちっと一つの結びをつけているわけですけれども、そのことと、それからもう一つは指定校制度について、変更のあり方について、ここに「北区の場合は実態として学校選択制を採用している自治体よりも児童・生徒の流出入の割合が大きくなっている」ということが書かれているわけです。これはなぜそうなったのかという一つの原因があるわけです。

そこら辺の話の中で、例えば風評があって流れていくとか、それから後に、指定校変更事由の項目数とか内容とか制度のあり方とかというところにやはり問題点があるのだろうという指摘が１つあるのだろうと思うんです。あくまでも指定校変更制度についてやはりきちっとするならば、この前も質問いたしましたけれども、ちゃんとこれを守ってやれば、今のところ統廃合しないでもちゃんとした形で学校が小規模にならない状況は北区の場合にはできますよということは、この間、学務課長のほうから話がありました。そういうことからすると、この問題点というのはやはり結構大きいのだろうと。

そこで、これは会長さんにお聞きしたいんですけれども、最後のところは計画案を作成しなさいと言い切る話と、それからもう一つ、先ほど委員からもありましたけれども、指定校変更制度の運用のあり方について「見直しを

行うことが望ましい」という言い方になっているわけです。「見直しを行うことが望ましい」と、審議会としてはそういうことで、あとは教育委員会に投げちゃうのかどうか、ちょっとそこら辺が私もよくニュアンスとしてはわからない。こういうものだよと言えば、では、あとは教育委員会できちっと見直す方向を検討しなさいという言い方になるのか、それとももうちょっとこれは詰め込む話なのか、そこら辺はちょっと審議会ということの成り行きというのがよくわからないんですが、そこらあたりは会長さんはどういうふうにお考えなのでしょうか。

【会長】

非常に微妙な問題ではあるのですけれども、１つは学校教育法施行令という国の政令の中に区域外就学、指定校変更についての規定が設けられているんです。これは第二次大戦直後の時期から変わっていないのですけれども、その規定を受けて各自治体の教育委員会は、要綱であったり規則であったり、法の形式は必ずしも一律ではないようですけれども、教育委員会が具体的な基準を設けている。だから、教育委員会が設けている基準の手直しというのは、教育委員会規則で縛っていれば、最終的には教育委員会が恐らく改正される話です。だから、我々の審議組織で意見を出したとしても、最終的にその法をつくっているのが教育委員会だとすれば、教育委員会がそれをどう受けとめられるかという話になっているのではないかなと。

ただ、自治体によって扱いが違っている感じはするんですけれども、規則になっているところもあるんです。かなり細かく項目立てられているケースもあります。幾つかの自治体、私も学区審議会に関与したことがあって、非常に細かく要件というか、基準を設けている自治体も結構あります。ただ、どういう法の形式にしているかというのは自治体、自治体によって違っている。だから、あとで課長さんに説明をお願いしたいと思います。北区の場合にどういう形式でつくられているか、それを伺えればと思います。よろしくお願いします。

【学務課長】

お答えいたします。北区の場合は、指定校変更、区域外就学につきましては許可基準という形で定めてございます。

【会長】

それは教育委員会規則ですか。要綱とか、どういう扱いになっていますか。

【学務課長】

この変更の手続につきましては、教育委員会に議案という形で審議を諮りまして、それで決定をするという手順を踏むものでございます。

【会長】

そうすると、やはり教育委員会の会議で最終決定すると。だから、教育委員会がどういうふうに考えるかというのが最終的なポイントになる。ただ、教育委員会から諮問されて我々の審議会というのは成り立っていて、諮問の一つに指定変更等の問題がありますので、それに対して意見を言うというのは我々の責任でもあるし、言わなきゃいけない。だから、これで十分かどうかは別として、一つの方向というのを書いてある。

ただ、私の感じだと非常にこれは微妙で、結局、線引きの変更ということになれば、片方が増えれば片方が減るのですよね。同じ地域のエリアの中に線が引かれているわけで、何丁目何番地から何丁目何番地はどこの小学校となっているわけですよね。全部規則でなっているわけで、だから、それを動かすということになっていったときに、例えばこの審議組織で具体的に何丁目何番地の何号から何号まではこっちの学校に持っていくべきだという各論までできるかどうか。できるとしても、何か相当地域の方々と話をしていかないと多分机上の空論になってしまう。だから、そうなると、恐らく何となく検討すべきだとか、一つの方向性を書き込むぐらいの段階でしかできないかなと、率直に言って思うんです。

だから、もし本格的にやるとすれば、通学区域と町会とのずれとか、お祭りの単位とのずれとか、そういうものをやるとしたら、学区審議会をやはりつくらなきゃいけない。ただ、学区審議会というのは、もしかするともっと大変な審議会になるかもしれないですね。いろいろなところでそういう話を聞いているんですよ。会長さんの受け手がいないとか、朝の５時ごろから自宅に押しかけられたとか、そういう話は幾らでもあって非常に難しい問題です。

ただ、皆さんがお祭りのくくりと通学区域がずれているというのはおかし

いということであれば、そういう声がたくさんあるのであれば、それは皆さん合意されているわけだから、そういう方向に動かすというのができるかもしれないけれども、かなり時間を要する。話し合いを詰めていかないといけないと、率直に言って私はそんな感じがする。指定校変更制度について「見直しを行うことが望ましい」だから、「望ましい」と言っている以上は、では見直しのための検討組織をどうするのという問題がすぐ出てきて、教育委員会というのは合議組織ですから、そこでやるのか、定例会とか臨時会でやっていくのか、あるいは教育委員会も荷が重いからというので、また審議組織をつくられるのか、それはこれからの問題だろうと思うんですけれども、この審議会としては前向きに検討する方向で考えるべきだということだけはうたい込もうということだろうと思いますけれども、いかがでしょう。

【委員】

今のと関連してですが、例えば、前、指定校変更制度の理由というのが資料として出されたときに、８割方が兄弟関係とか友人関係ですので、この８割が地元の学校に行けば大分状況が変わってくるという前提は確かにあると思うのですよね。それで、そういうご発言が出るのかなと思うんです。

ただ、一方で、私は別の立場に立って考えると、保護者がそれなりに選んだ理由、少なからず２割か３割が選んでいるということはそれなりのやはり理由があるんじゃないのかなと思いますので、一概に指定校変更ができなくするということが、この場では、北区の特徴からすると地域に根差した学校ということもありますし、学校ファミリーの考え方からいっても地元の学校に行くということで合意が得られていますが、保護者の立場に立ってみると、北区の場合、近くに学校が実際にあるわけですよね。選べる学校が近くにあるという中で、それなりの理由で選んでいるとすると、そこを一概に規制するというのもなかなか難しいかなという感じもするんですよね。ですから、ほんとうは保護者の意識調査みたいなものをして丁寧に見たほうがいいような気もしているのです。ただ、確かに指定校変更制度を最初に規制すれば適正配置の様子は変わってくるということはおっしゃるとおりだとは思うのですけれども。

【委員】

今、委員がお話しいただいた点については相矛盾をすると申しますか、結局、一番最初、割と北区も指定校変更というのはすごく厳しくやっていたんです。結局、学校の統廃合の問題とかというところから、事由というのが割と緩和されてきた。当然、今、委員がおっしゃったように兄弟とか、そういうこともそうですし、それからもっと簡単な話は幼稚園の友達関係とか、非常に安易にできるような、割とそういう形になったと思うんです。それはそれで私は、やはり父兄が選ぶということについては、私はそれは悪いと思っているわけではないんです。問題は、選び方の問題のところでもうちょっと学校が情報公開をして、うちの学校おのおのがこういう学校のいい特色があるんですよと。ですから、ある意味では私は選択制のほうがフェアかなという感じを持っているんです。

ですから、そういう意味ではそういうことなんですけれども、ただ、ここで指定校制度をきちっととっていく、学区を持っていくということになると、どっちかにしていかないと、今まできちんとやっていたものが一回崩れた。そのことを思っているわけですから、その点で、実はここのところはどう考えていくのか。だから、厳しくすると、ある意味ではどうなのかなという問題も１つあるし、それから、そこがいわゆる柔軟対応になるというと、また今までのように風評だとか、そのほか、安易な言い方からすれば事由で学校をどんどん移ってしまうということもあり得る。そこの非常に悩ましいところをもうちょっときちっと解決できないのかなと。そういうふうにしていかないと、通学区域の問題というのは一歩進んでいかないんじゃないかなということを私はずっと思っているわけでして、その辺のことをちょっと相矛盾しながらやらなきゃならない悩ましい問題なんですけれども、そこをやはりある程度整理してやっていかないと、指定校制度の変更、制度そのものがあやふやになってしまうんじゃないかなという懸念を実は持っているということです。

今、会長さんのほうから話をいただいた「見直しを行うことが望ましい」、中間答申としては大体そういう方向性なんだということについては、今お話を伺ったとおり納得と申しますか、そういうことだろうな、答申というのはそういうものなんだろうなということがわかりましたので、ありがとうござ

いました。

【会長】

どうもありがとうございました。どうぞ。

【委員】

今のお話の中で、堀船中学校へ行くべき滝野川第五小学校が、今、おかげさまで私立以外の子供はほとんど堀中に行きました。それはやはり友達が行ったからとか、友達関係、そういった中で、今言われています堀船中学校へ行くようにという、指定変更制度、滝五もなるたけなら堀船中学校へ行ってもらわないと、我々地域の者にとってはせっかくこれだけの小さな学校、少ない生徒の中でもって必ず堀中へ行くようにという地域からの声と、それからお母さん方に言って、なるたけ兄弟がいるからといっても堀船へ行くようにという、これは我々の勧め、地域での勧めで今やっております。滝野川第五小学校も、今四十五、六名の子供たちが滝野川へ入るわけなんですが、大体私立へ行く子と、今まで滝野川小学校へ来ていた子供がほとんど滝野川へ行く。今、あと１名か２名によって２クラスになるかならないかの差に来ています。

ですから、やはり地域はこの学校へ行くべきという訴え、お母さん方にはもちろんそうですし、地域の者もそう訴えることによって子供たちはやはり通学の安全性ということで堀船へ戻ってきております。自由に学校に行けるなんていうことよりも、やはりはっきりと地域は地域の学校へ行くべきだということを訴えたほうが私はよろしいんじゃないかなと思います。そうすることによって、子供たちもいろいろな地域性、地域社会ということがよくわかって、もちろん地域のことも勉強するし、地域社会ということも考えてくるんじゃないかなと思うんです。

【会長】

どうもありがとうございました。ほかに、いかがでしょうか。

結局、基本は満足できる、保護者が満足でき、信頼ができる。ほんとうに自分の子供を家の近くのこの学校に通わせたいという気持ちを起こさせるようないい学校をつくるというのが多分基本線なんだろうと思うんです。ただ、規模がどんどん小さくなっているので、規模との関係で、そういう学校づく

りというのをどう考えているかという問題がこの審議会の問題なのかなと。だから、単なる数合わせの論理だけで終わらせたら、結局、お金がもったいないからなのかとか、そういうまた風評で、結局これだけ各界のたくさんの方々で非常に熱心に議論してきたことの甲斐がやはりなくなってしまう。だから、いい学校とは何かとか、ほんとうに満足できる学校が近くにあるのがやはり親にとって一番ありがたいし、だから、私の個人の考えで、結局、締めつけるというだけで問題解決かということになれば、多分満足はできない学校に締めつけられるという危惧を親が持てば、親の気持ちとしては、それは私立に通わせますよ。だから、結局のところ、自宅の近くの学校がいい学校だと、特色を持ったいい学校だと思えるような学校づくりを基本に据えながら、規模の縮小というのをどう考えていくかというのがこの審議会の役割であったし、皆さん方のお知恵を拝借して、ここまで、こういう方向で考えていったらということで議論が進んできて、こういう素案の段階まで来たということだろうと思います。

もう一つ重要なのは、やはり信頼のできる学校づくりとか、そういう視点がちょっと弱いのかもしれないですよね。だから、それは学校ファミリーをもう少し積極的にとらえるべきだという委員さんのご発言があったんですが、だから、それはそういう問題と絡んでいるところで、そこは少しやはり書き込んでいかないと、ただ何か補完のための道具だとなってしまうと、結局、つまり道具のための地ならしなんだなとか、そういうレベルから区民の意識が抜け出られないところもあると思うんです。そうではなくて、ほんとうの意味でファミリーというネットワーク化を生かしていって質の高い学校づくりをどう実現していくか、そこはやはり我々部会の反省として、ちょっと書き込ませていただこうかなと思っております。

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

【委員】

私は東十条なものですから、かつて王子中学校、それから桜田中学校という学校がございまして、たまたま東十条小学校の子供たちは、一丁目、二丁目の子供は王子中学校、それから三丁目、四丁目の子供は桜田中学校というのがとりあえずの指定校でした。ところが、当時、やはり学校の評判がちょ

っと落ちると反対側のほうの学校にすっと流れる。また何年かすると復活して、すごく少なくなった学校が多いほうになってみたり、隔年ではないのですが、数年おきにそういうことを繰り返していました。ですから、親御さんにとっては非常に便利な制度で、いいほうの学校に選んで行く。それから、小学校のときにどうもそりの合わないお子さんがいて、あっちの子が向こうへ行くのなら、そうではないここの学校に行かせる、そんなことがあったようにも聞いておりますし、また片方の学校にサッカーがあったので、サッカーの好きな子はそっちへ行く、そんな選択をしておりました。

ところが、数年前に統合しまして、それぞれの今言った学校が１つになりまして、王子桜中という形になりました。統合は大変成功したと私は思っておりますが、親御さんにとっては選択ができないというのも一つの、おっしゃっていることでもありました。今言ったように、小学校時代のいろいろなあつれきがあったのがいや応なしに１つになってしまうということで、そんなご意見もありましたが、これはほんとうにごく少数の意見で、大変喜んでいる。今回この４月に、ご承知のように新しい学校で王子桜中、王子小学校が１つの校舎になります。小中一貫教育ということがうたい文句になっておりますので、大変その学校は人気がある部分だろうと思っていますし、既に旧校舎にいる昨年から抽選をしなくては入れないような学校になりました。

ですから、ここの場合は特殊なケースですが、かなりネームバリューが上がった、今言ったような望ましい学校になってきたという形になるんだと思っています。これは、ここの学校が選ばれてなったというのではなくて、いろいろな要素がかみ合ってなったのですが、先生のお話のように、学校に魅力が出ればそういう形になる。地元の人は間違いなく行きますし、よそから来て抽選で多分相当数外れるんだろうと思いますが、そういう学校もあるということをご紹介しておきたいと思います。

【会長】

どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

会長のほうからお話がありましたように、身近なところに魅力ある学校があれば、そういったものは解決できるということで、今度のこの答申の中に

は書いてないんですけれども、平成１４年４月の統合校のとしま若葉小学校、岩淵小学校をはじめ、統合したときにパイロットスクール構想というのを発表しました。統合に当たって、前の教育長が一生懸命このことについて説明をされて、２１世紀の新しい学校のあり方なんだという形で説明されたのを思い出したんですけれども、やはり今回もこういった統合することにそれぞれ特色ある学校づくりといいますか、この学校はこういうことを目指していくんだという明確な指針を出させて、そこの一つ一つに特色を持たせていく。こういった手法をとらなければ、単に統合しただけで生徒いらっしゃいよという形では済まない。こういった統合のメリットはこういうところにあるんだということを今回も構想として打ち出さないと、大変難しいのではないかと思っております。

【会長】

どうもありがとうございました。だんだん重要な点に話がやはり収れんされているなと思うのですけれども。どうぞ。

【委員】

それについて申し上げますと、実はこういったことを企画部会のほうではちょっと入れさせていただきました。それは１０ページにあるのですけれども、１０ページのⅦ、冒頭の「学校施設への配慮」というところです。

中学校の場合は統合して、また改築をするとか、いろいろ施設的に魅力ある空間ができておるのですが、どうも今度の小学校の統合の場合、なかなかそういった改築のようなことができる状況ではございませんし、施設もかなりまだ使えるという状況でございますので、少なくとも改築は難しい。となれば、そのままのものを使うということで、やはり若干元気がわかないのではないか。それで、改築、耐震補強ということではなくて、一部の施設機能を、小学校でいいますとオープンタイプの教室をつくるという動きも新しく改築する場合にはやっておりますけれども、それに近いような一部分の改修工事をやるとか、壁面であるとか床面であるとか、老朽化しているところを機能的にもう少し最新の学習環境に合わせたように改善することができないか。大規模改修というふうに言うのですが、そういったことの、ここに書いてあります「教育環境の向上」という点から、そして「安全・安心の確保」という点から、もう少し施

設面でも一定の対応を考えてはどうかということを提案させていただいております。以上です。

【会長】

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

統合校というのが統合によって、統合しなかった状態よりもはるかによくなった、これをどうやってつくり出すかというのが結局一番ポイントなんですね。というのは、ちょっと時間をとらせていただければ、実はきのう多摩ニュータウンの統合校に行っていたんです。２つの中学校を統合したんです。統合前の学校のときから統合校の校長はかわっていないのですけれども、だから、もう一校の校長は多分ほかの学校に移られたんだろうと思うのですけれども、統合前の中学校の校長先生が今の統合校の校長になっている。その校長先生がぼやくのが、この２つの中学校は文化が物すごく違う、文化が違う学校がこういうふうに一緒になって、学校の中がずたずたになってしまったと。公開授業をやっていたものですから授業をずっと見ていったのですけれども、確かに私語が多いんです。集中していない。私は何校か見ていますから、物すごくいい学校とすごい学校の中間みたいな感じなんです。どこの教室も、ぺちゃくちゃしゃべっていて、あるいはうつ伏せになって寝ている子供が三十五、六人の中で四、五人はいる。先生が話をしていてもしゃべりまくっている生徒が後ろのほうにはわんさといるとか、そういう学校になってしまっていて、統合する前の学校はそういう光景ではなかったんです。校長は物すごくリーダーシップがある全日本中学校長会の役員をやっているような立派な人だから、あと数年たてばこういう状態は絶対にうちの学校には生じないような学校づくりにしていくとおっしゃっていましたけれども。

だから、統合というのは、ただ集めればそれで済むというものではなくて、かえって壊れてしまうこともあるんですね。前行った学校も見ているものですから、相当教室の雰囲気が違うんですよ。生徒たちの様子が違うんです。先生がかわったというのはあるかもしれないけれども、半分の先生は前の学校から来ていますから、そんなに質的に意欲の点で変わったというふうには思えない。だから、統合校をどういうビジョンで、どういうプログラムを用意して、どういうことに注意しながら、むしろ統合してよかったという学校

にしていくか、そこら辺をやはり企画部会でも議論させていただいて、それもちょっと盛り込ませていただいたほうがいいかなと委員さんのご発言を承りながら思いました。

ほかにいかがでしょうか。いろいろ貴重なご意見、どうもありがとうございます。宿題が山ほど出てきたような感じがしますけれども。どうぞ。

【委員】

中間答申（素案）については初めて見たので、もう一回じっくり見て考えたいと思いますけれども、先ほどからたくさん出ていた指定校変更制度について具体的なということです。

私はもともと北区に住んでいて、結婚して荒川区に移ったんです。１０年間いました。子供が小学校に上がって、もちろん荒川区のもともと決まっている学校に入ったんですけれども、通って１カ月ぐらいして運動会があったりとか、いろいろあったときに、家内が、この先生には任せられないと思ったらしいんです。僕は別にそんなに特別変だなとか危ないなとか思わなかったのですけれども、何かこの子を預けられないと思ったんです。それがすごく大きかったし、共働きもあったので、僕の両親の近くに、もちろん実家に入ったわけではないんですけれども、地元の近くに帰って来たわけです。やはり親とすればすごく大切な子供ですから、そこに毎日安心して行かせられる学校であるというのはすごく大切だと思うんですよね、引っ越しまで考えてしまうわけですから。もちろん、これだとそこに住んでいながら違う学校を選ぶということですけれども、やはり親とすればいい学校に入れたいという思いもあるんだなと思います。

それから、今、ＰＴＡ会長をやっていますから、例えば同級生とかが今度４月に入学するんですけれども、今、荒川区に住んでいます。すごく近くだから、私のところの滝四に来るのはそんなに支障はないんです。だけれども、やはり区が違うから、そういうときに、自分も出身だし入れたいけれども、できるのかなと言うから、ちゃんと区役所に言って、そういうことをすればできるんじゃないかと僕は言いました。迎える立場とすれば、やはりうれしいんですよね。滝四小というのは人数がそんなに多いわけではないですから、一人でも多く来てほしいなと思うんですよね。自分の地域から行ってしまう

のはほんとうに嫌だなと思うけれども、ほかの区からでも、来てくれるのはやはりうれしいですよね。そういう気持ちというのはやはりあるんですよね。だから、すごく難しいですよね。行くのは嫌だけれども、来るのはウエルカムというのは難しいなと思います。

【会長】

どうもありがとうございました。ほかに、特にご発言のない委員さん、きょうは指名いたしませんので、よろしくお願いいたします。企画部会のほうで宿題がだんだん増えてきてちょっと気が重い感じがしますけれども、非常にいい意見が出ています。

【委員】

今、先生のお話が出たので、ちょっとご質問したい。質問ですけれども、５ページの東京都の人材育成計画云々の中に、何年かすると主力が現在２０歳代後半の先生になる云々とありますよね。これは大方の形をお話ししているのだと思うんです。

実は、私どもの中学校の１２ブロックに分ける１つのさっきお話しした王子桜中のところには小学校が東十条小学校と王子小学校というのがあります。お見受けするところなんですが、東十条小学校は、校長先生がいつもおっしゃっている、非常に円熟した教員が今たくさんそろっているというような、何かそのような表現をされていると思います。さて、私、王子小学校へお邪魔しますと大変若い先生が多い。先生もすごく多いんです。あそこはことば・きこえ云々がありますので、先生自身が講師の方も含めて大変多い。生徒数は似たような格好だと思いますが、将来設計を見たときに教員の年齢のことまで配慮した人事配置をしているのか、していくのかということはこの文章に何か反映するんですかね。どうでしょう。そんなことしていないよと、それでもいいんですけれども、何か顕著にそんな形になっていまして。

【指導室長】

確かに、団塊の世代がちょうど今大量退職時代に入りまして、２０代の教員がぐっと増えています。ただ、それを完全にバランスよくという配置は不可能ですが、できるだけ偏りがないようにということでは配置計画を進めているところでございます。

【委員】

ありがとうございました。年格好がちょっとそんな感じかなと。さっき話題になりましたので、申し上げました。それがいい悪いということではありません。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。

どこの地域も、年齢構成は日本全体の教職員の雇用情勢との関係で非常に頭が痛いんです。中堅が非常に少なくなっているんです。中堅の方がいずれ管理職になってくるわけですから、もちろん質が皆さんいいから、いいんだろうけれども、ただ、１０人の中から１人管理職になるのと２人のうち１人がなれるのとでは、これは人間の社会の一つの法則として、どっちにリスクが大きいかというのはあると思うんですよね。みんな質がよければいいんですけれども、今、教員の年齢構成が起こってきていて、４０代とか、いわゆる団塊の世代が抜けた後が非常に少なくなっていくんです。だから、そこのところは多分、北区にも結局及んでいるということです。どうしたらいいか、これは北区だからということではなくて、どこでも問題なんです。

ほかに何かございませんか。では、よろしゅうございますか。きょうのご意見を承りまして、さらに後日、事務局のほうにご意見をご指摘いただきたいと思います。そういうものを踏まえさせていただきまして、企画部会の中で答申（案）に当たるものを文章化していくという作業にかからせていただきたいと思います。そういうことで……。

【学校適正配置担当副参事】

委員長、よろしいでしょうか。

【会長】

どうぞ。

【学校適正配置担当副参事】

それでは、本日席上配付させていただきました「第６回審議会（参考）」と書かせていただいている１枚ぺらの紙のほうに書かせていただきました、本日１月２９日木曜日ということで、来週の金曜までに私ども教育改革担当課課長あてで結構でございますので、ご意見等をお寄せいただければと思いま

す。できれば電話というよりも形で、そごがないように、ファクスですとかＥメールとかのほうがありがたいんですが、２月６日までにこちらのほうにいただければと思います。

それと、内容とボリュームによりまして企画部会の設定がどうなるかというのはもちろんあるんですけれども、先ほど会長のほうからお話がありましたように、企画部会を設定し、年度内にもう一度審議会を開催させていただき、その中で中間答申（案）という形のものを皆様にお示しをさせていただきますとともに、本日のようなことがないよう事前に送付をさせていただくよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私のほうから、期限等につきましては以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございました。

それでは、いつもより３０分ぐらい早いのですが、終わらせていただいてよろしゅうございますでしょうか。どうも本日は長いことありがとうございました。

―― 了 ――

第７回　東京都北区立学校適正規模等審議会

平成21年３月26日（木）19時～

場所：滝野川会館５階　小ホール

（出席委員）

【学識経験者】　葉養会長　屋敷委員　藤井委員

【区議会議員】　池田委員　横満委員　小関委員　本田委員

福田委員　安田委員

【区内関係団体代表】

鈴木委員　松本委員　高木委員　堀越委員

西村委員　佐藤（昇）委員

【区立学校教職員】

佐々木委員　林委員　佐藤（昌）委員

【区職員】　清正委員　内田委員

（幹　事）　伊達教育改革担当部長　小林庶務課長

飯窪学校改築担当課長　濱崎特別支援教育担当副参事

矢口指導室長（教育改革指導担当副参事兼務）

茅根教育改革担当課長（学校適正配置担当副参事兼務）

（欠席委員）　貞広委員　黒田委員　磯委員　宮古委員　西村専門調査員

（欠席幹事）　田中学務課長

次　　第

１　開会

２　議事

（１）第６回審議会　議事録の確認

（２）第８回企画部会について

（３）「中間答申（案）」について

３　その他

４　閉会

【会長】

こんばんは。定刻になりましたので、これより第７回審議会を開会させていただきたいと思います。開会に先立ち、事務局のほうからご説明等お願いいたします。

【学校適正配置担当副参事】

改めまして、皆さま、こんばんは。教育改革担当課長でございます。本日もまたよろしくお願いいたします。

本日の審議会でございますが、構成は２４名で本日、現在２０名の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例で規定いたします定足数を満たしておりますことをまずご報告させていただきます。

それと、続いて本日、まず机上にご用意させていただいています資料の確認でございます。まず「第７回東京都北区立学校適正規模等審議会　次第」、それと右肩に「第７回審議会資料１」、それと、これが両面ですね、Ａ４の１枚の両面印刷になっております。それと「第７回審議会資料２　今後の審議会関連の予定について」、それと参考という形でございますが、１枚ペラのものです。で、そのほかに３月２３日あたりに皆様のお手元のほうに届いたかと思いますが、事前の送付資料ということで中間答申（案）といったものを送らせていただいてございます。事前送付でご持参いただくようお願いしたところでございますが、もしお忘れになった方がいらっしゃれば挙手をしていただきますとともに、ただいま申し上げました机上に配付いたしました資料、不足等ございましたらお手を挙げていただければと思います。よろしくお願いいたします。私のほうからは以上でございます。

【会長】

それでは、次第に沿って議事に入らせていただきたいと思います。まず第６回審議会の議事録の確認でございます。事前に事務局より皆様あてに発言者名を入れた議事録が送られていると思います。この内容について修正等ある方はいらっしゃいますでしょうか。もし、この場ではまだお気づきの点がないようでございましたら、まだ修正の時間はございますので、後でも結構でございますので事務局のほうにお申し出いただくという条件で、ご確認いただくということでよろしゅうございますでしょうか。

【学校適正配置担当副参事】

委員長。一応１週間程度、またお時間設けさせていただきまして、４月３日金曜日までに事務局あてにご一報いただければと思います。その後、通常どおり発言者名を消した形でホームページへの搭載、教育委員会への配置等を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは先に進めさせていただきまして、（２）の「第８回企画部会について」という箇所でございます。いつものように部会長のほうからご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【企画部会長】

企画部会長です。よろしくお願いいたします。第８回の企画部会につきましては３月の１２日に開催いたしました。前回の、この第６回の審議会で出された主な意見に対して、それからその後の意見なども踏まえて中間答申案の部分的な書きかえ等について議論をいたしました。これから事務局のほうでご説明していただく事前配付資料の内容について検討いたしました。それが１点目です。内容については後で事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

それからもう１点は、本日机上配付されているものですが、最終答申後の進め方についても、答申の中にある程度書き込んでおいたほうがいいのではないかというような意見が出ました。企画部会で議論しましたが、ただ審議会で議論していただいて必ずしも十分に議論していただいたとは言えないところですので、部会で中間答申（案）に盛り込んで案を出すというのではなくて、別の形で用意していただきました。内容についても事務局のほうからご説明していただきたいと思いますので、その２つと、今後の予定について確認したという、その３点だけご報告させていただきます。

【会長】

ありがとうございました。事務局から補足はありますでしょうか。

【学校適正配置担当副参事】

特にございません。後ほど資料の説明をもってご説明させていただきたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。ただいまの企画部会長からのご報告につきましてご質問ご意見等、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、（３）の中間答申（案）について、この件が本日の議題の中心でございます。ここに進めさせていただきまして、まずは事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【学校適正配置担当副参事】

それでは、私のほうから資料のほうのご説明をさせていただきます。資料のご説明に入る前に、前回の審議会で、次回、つまり今回の審議会で図表ですとか資料等もつけたものをお示しするとお話しさせていただきましたが、今回、本文のみになってしまったことをまずおわび申し上げたいと思います。それで、本日また、後ほどご説明いたしますが、事前に配付させていただきお読みいただいたと思いますけれども、また今日この場でご議論いただき、またさらにお気づきになったことを後々、前回同様締め切りを設けさせていただいて、そこで中間答申という形にさせていただくということ、それと最終的には後ほどいただくご意見等につきましては、会長と事務局のほうにご一任させていただくということをあらかじめご了解をいただきたいと思っております。

それでは、第７回審議会資料事前送付のほうの説明から入りたいと思います。２枚おめくりいただきまして、１ページでございます。この１ページでございますが、基本的にこの中間答申（案）、前回の審議会の章立てにつきましては変更はございません。

それで第１章といたしまして、「はじめに」といったところでございます。これにつきましては、ちょうど１ページの一番下の丸のところまでですね。最初の「子供たちの成長過程における」といったところから、下から２つ目の丸のところ「あわせて、小学校の適正配置を考えるうえで」といったところ、これについて加筆をさせていただいております。この内容につきましては、第１回の審議会のときの資料にもお示しをいたしましたが、諮問文の内容を基本的にはここに反映をさせていただいているといったところでご理解いただければと思います。

それと、１枚おめくりいただきまして２ページのほうでございますが、ちょうど一番上の丸の上の２行、このあたりにつきましては前回の審議会の資料から少し整理をさせていただいて１ページの分、加筆しておりますので、そこと表現がかぶっているところを整理させていただいたところでございます。

次に大きなローマ数字のⅡですか、「北区における学校適正配置に関する経緯」、ここにつきましては項目立てとしては大きく加えてございません。表現等で若干触っているところがございますが、基本的には中身は変えてございません。

２ページの下の大きなⅢ番「北区における小学校を取り巻く現状と課題」といったところで、３ページのほうですが上から２つ目の丸、それとその次の丸「人口予測における新規開発」については、「人口推計調査の実施時点で判明している、規模による影響が大きいと思われるものは反映されている」と。それで、「今後の開発動向によっては、人口動態へ影響が及ぶ可能性もがある」、ごめんなさい、これ誤植でございます。「もある」といったところでございますが、これは前回の審議会の中でもご意見いただきましたけれども、いわゆる開発動向によっては人口減だけではなく増の要因もあるのではないかといったところもございましたので、こういった表現で反映させていただいたといったところでございます。

その次の丸、「また」でございますが「これまでの人口推計調査の推計値と実績値をみると乖離が出ている」と。今回ちょうど北区におきましても人口推計をやっているわけですけれども、その中でもやはり乖離が出ていて、全体といたしましても０.７％、それから年少人口のほうがより乖離が低い値、推測値を実績値が下回っているといった状況がございますので、一方でまたこういう乖離のものも出ているといったことをお示しさせていただいているところでございます。

それから、４ページの部分は特に大きく変更はございません。

５ページ、ローマ数字のⅣ番の「適正規模の確保の必要性」でございますが、ここは５ページは特に大きく変更なく、６ページも大きく変更なく、７ページでございます。７ページ、一番上の丸でございます。これ、画面上で

処理しているので「上記に」という形ですけれども、正確には「左のページ」といった形になると思うんですが、「上記に示した内容のほか、小規模の学校の方がむしろ学習面等においても生徒一人ひとりの発言時間や発言回数が多く取れ、切磋琢磨しやすいといった意見もある」といったことで、この５、６ページの表につきましてはホームページから引用したということもございますので、これはそのまま前回同様扱わせていただきまして、一方でこういったご意見もいただいているといったところをここに加筆させていただいたところでございます。

それから、７ページの真ん中あたり、Ｖ番「検討にあたっての考え方」でございます。こちらにつきましては、今回、意見書やそれから前回の審議会の中でもご意見賜りまして、いわゆるブロックで考えていくといった中で、１２ブロックといったところの説明をより詳しく、それから学校ファミリーを北区は当然推進しているわけでございますので、そのあたりをきちんと書き込むべきだろうといったご意見をいただきました。それを承った形で、特に８ページをおめくりいただきまして、上から、今までは３つの理由といった形で学校ファミリーの話と、それと小中一貫の話と、中学の適正配置終了後の話、成果を生かすといった話で、これまで１行、２行で括ってございましたが、この上から４行目のところ、「大きく３点の理由から」といった形でかなり膨らまさせていただきました。

「理由の１点目は」といったところで、まず学校ファミリーについて述べさせていただいております。ここは「学校現場に浸透している」といったこと、その次の丸でございますが、北区学校ファミリーの考え方をここでご紹介させていただいているところでございます。

その次の「第二次答申を踏まえ」といったところでございますけれども、これはこの学校ファミリーを進めていく中で、第７次学校適正配置等終了と同時に中学校が１２校になると。よって１２のサブファミリーになるといったことを述べさせていただいております。

その次の丸、下から２つ目の丸でございますが、ここのところは企画部会の中で、やはりその学校ファミリーをきちんと進めているといったところをより、もっと明確に出したほうがいいだろうといったご意見を賜りまして、

ここでもう少し中身について触れさせていただいております。

この学校間連携の内容が８項目で構成されているといったこと、それとその次の一番下の丸から右のページ、９ページの表でございますが、ここはサブファミリーの中の活動例を示させていただいております。この表のほうにつきましては平成１９年度の学校ファミリー活動報告書といったところから引っ張っております。代表事例４例でございますので。これは後々、また中間答申なり最終答申にするときには、２０年のそういった取り組みに時点修正していければなというふうに思っているところでございます。

この９ページでございますけれども上から３つ目の丸、ここから理由の２点目として「小中一貫教育を展開していく」といったところを示させていただいております。

以下、小中一貫教育、今それぞれサブファミリー、王子桜サブファミリーでモデル事業が始まっているわけでございますが、その最初のところ、１８年度から未来館の中で評議会において検討したといったこと。その次の丸におきましては、報告書ではこういった検討組織を設置し検討していくといったこと。一番下の丸でございますが、その検討を進めるべきであるといった検討結果を踏まえて、検討委員会を設けてさらにその報告書について触れさせていただいております。

１０ページでございますが、その続きでございますけれども、こちらにつきましては一番上の丸でございますけれども、小中一貫教育の基本方針、ちょうど昨年の１１月でございますが、これを出させていただいて、やはり小学校の適正配置を考えていくに当たってもその視点は不可欠であるといったことを示させていただいております。

その２つ目の丸から３点目ということで、「中学校を中心に進めてきた適正配置の成果を踏まえる」といったことをここで述べさせていただいております。

その２つ下の丸でございますが「今後、小学校の適正配置を進めていくにあたり、中学校の適正配置の到達点を一つの出発点として」ということで、これまでの経験、実績も活用していくことが必要だろうといったところを示させていただいております。

それから１１ページに入りまして、大きなローマ数字Ⅵ番「著しい小規模化への緊急対応」といったことで、ここについては特に大きく加筆の部分はございません。

それから、１３ページでございますが、このローマ数字Ⅶ番「学校施設への配慮」、ここも特に大きな加筆はございません。

１４ページの「指定校変更制度」、「通学区域の改編に向けて」といったところにつきましても、前回審議会の素案の資料と同じものでございます。

１５ページの「結びに」でございます。こちらにつきましては、１５ページ、１６ページといった形になっておりますので、後ほど資料１でご説明いたします「今後の進め方」の扱いと絡めて、例えば、単独で章を新たに立てるということも考えられるのかなと思っております。いわゆる「結びに」としてはボリュームがかなりありますので、例えば「適正配置の推進に向けて」といったような章立てをして、そのほか「結びに」という形で、もう１つ章立てを増やしていく、そういったことも考えたいなと思ってございます。

この今の１５ページでございますが、上から３つ目の丸でございます。ここは「今後、適正配置を進めていくうえで、小学校という特徴からも」ということで書かせていただいておりますが、やはり小学校といった特性を考えたときに、地域といったキーワードが出てまいります。そこのところを前回の審議会の中でも、地域の子供は地域の学校に、といったご発言をいただいたかと思いますが、それをきちんとここで丸で触れさせていただいているところでございます。

それとその２つ下の丸、下から３つ目の丸でございますが「また、今後、小学校の適正配置を推進するにあたっては、平成１４年４月の第二次学校適正配置の際、関係小学校５校に対してパイロットスクールとして位置づけて」、いわゆるインセンティブと申しますか、教育委員会として支援をしていったといった経緯がございます。意見書、それから前回の審議会の中でもご発言いただいたかと思いますが、やはり推進するためにはそういった魅力と申しますか、そういったものもきちんと用意すべきではないかと。また、企画部会の中でも同様のお話が出ております。それを踏まえる形でこのような文章にさせていただいて、新しい学校の特色づくり、魅力づくりを実現するため

の、各小学校の取り組みなどに対して、区教育委員会として何らかの支援策を講じていくことを、姿勢としても明確に示していく必要があるだろうといったことを触れさせていただいております。

それと下から２つ目の丸でございますが、これは企画部会の中で、やはり子供と向き合うのは教員、学校の先生でございますので、いわゆる教員の皆様への支援、そういったものも何か記述としてもきちんと入れておいたほうがいいのではないかといったお話がございました。ここで「同時に、学校の教育現場で子どもたちと直接向き合う教員に対しても、質の向上、多忙感の払拭を図るなど支援していく必要がある」ということで１つ項目を立てております。

１５ページの一番下でございますが、これはいわゆる情報発信のところでございます。なかなか各学校、これ小学校も中学校もそうですが、いろいろな取り組みをしていまして、そういったものを学校のほうからも、学校発の情報発信といったものもしっかりやったほうがいいんじゃないかといったご発言を受けまして、そういうことを努めることが必要ですといったことを触れさせていただいております。

それと１６ページ、一番最後の丸でございますが、ここは前回の審議会の中でもご発言も出たと思いますし、それから企画部会、または事務局と会長との打ち合わせの中でもお話が出たことをここで触れさせていただいております。「小学校の適正配置やそれに基づく統合は、単なる学校数の削減に終わることを目標としているのではない」と。「少子化という社会全体の流れの中で、新しい学校像を展望する機会になりうるだけでなく、子どもの教育環境の向上、子どもにとってのよりよい教育環境の保障を目指しながら、そのことを通じて、いわゆる保護者の方が安心して、信頼して、満足が得られる、そういった素晴らしい学校を地域に作っていくことが重要である」といったことで結ばせていただいているところでございます。

前回の審議会の中でもお話がちらっと出ましたし、それから企画部会等の中でもお話が出ましたが、いわゆる、進めていくための背中を押すような何らかの策ですとか、それからその学校の適正配置、ひいては学校の統合、そういったものが単なる学校数の削減じゃなくて、新しい、いい学校をつくっ

ていくという、そういう前に出ていくイメージと申しますか、そういったことを意識して、今回項目立てを増やさせていただいているところでございます。

この事前送付、１６ページ立てのものについては以上でございます。恐縮でございますが、資料、一気にちょっとご説明をさせていただければと思います。

続きまして資料１でございます。これ、両面になっておりますが、この上の囲みのところでございますが、最終答申後の進め方を中間答申案の結びの項に追記するか否か、先ほど企画部会長のほうからお話がありましたとおり、企画部会で協議いたしましたが、やはり最終的な決定には至らなかったということもございまして、本日の審議会で、皆様にご議論いただければということで、案としてご用意したものでございます。

それで裏面の２ページのほうを先に見ていただきますと、流れ図のイメージということで、最終答申が出た後、区教育委員会が指定校変更制度の見直しについて検討し、それを改正していくと。その改正後、各小学校及び１２ブロックごとの児童数の動向を勘案して、それを勘案しながら区教育委員会のほうで１２ブロックの適正配置計画案を作成し公表していくと。それを踏まえ、それぞれ地域で検討組織をつくりますので、そこの中で具体的に検討開始をしていただき、まとまったところから適正配置を実施していくといったところでございます。

１ページにお戻りいただきまして、その１ページのほうは、２ページのフローチャートを文章化したものを項目として書かせていただいているところでございます。１つ目の丸は、大まかな流れは以下の通りといったことで、以下、今私のほうで申し上げたフローのことが文章化されているといったところでございます。

ただ一番下の丸でございますが、ここはこの中間答申の案のほうにも文章の中で入ってございますが「各ブロックで検討を開始する段階、もしくはそれ以前に、既に複式学級の基準を下回っている場合はもとより、またそういったことが確実に予測されると区教育委員会が判断した場合は、このフローとは別に直ちに対応策を講じていくことが求められる」と。これにつきまし

てはもう既に、前回の審議会、その前の審議会でもお示しをした内容をまたここで改めて再確認させていただいているといったことで表現をさせていただいております。

それで続きまして資料２でございますけれども、資料２は中身というよりも今後でございます。ちょっと一気に説明してしまいまして申し訳ありませんが、今日、３月の２６日でございますので、おおむね２週間、それで中間答申の案に対して、また何か皆さん、まだ、読んでみてこういったところが足りないとか、そういったものがもしあれば改めて承りますが、基本的には冒頭申し上げましたとおり、中身については企画部会等を開催するというよりも、事務局と会長にご一任いただければと思います。

４月９日で締め切った後、案を取った形で中間答申とさせていただき、６月の議会に報告をさせていただくと。これはあくまで予定でございますので、７月の一応下旬と書いてございますが、おおむね７月から８月ぐらいに、前回も審議会の中で説明会やるのかといったお尋ねがありましたが、地域説明会、それからパブリックコメントを実施しながら、北区ニュース特集号を発行し、広く区民の皆様にお示しをしていければと考えてございます。

この地域説明会で寄せられました意見、それからパブリックコメントで寄せられました意見、そういったものを、企画部会を開催し検討いたしまして、ここでは９月上旬という形でお示ししていますが、実際、時期が早くなるか遅くなるかという微妙な差は出てくるかと思いますけれども、第８回の審議会、これが最後の審議会になると思いますが、パブリックコメントの結果についてと最終答申についてといった形で、基本的にはここで最後の審議会をやっていくといったところでございます。私のほうからは以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございました。それでは、２つにわけまして、１つは「第７回審議会資料　事前送付」と書かれている、第三次中間答申（案）についてご審議いただくと。それから後半部分で、今日机上配付されております資料１と資料２につきましてご審議いただくという段取りで進めさせていただければと思います。

それでは、中間答申（案）につきましてお気づきの点などございましたら、

また、どこからでも結構でございますから、よろしくお願いいたします。何かございませんでしょうか。どうぞ。

【委員】

この最後の「小学校の適正配置やそれに基づく統合」という結果が出たんですが、うちの滝野川第五小学校が、来年４月から６年になる、今の５年生が２４名だったんです。今年卒業したのが３２名か３３名。今度、新しく入る子供たちが４５名に増えまして２クラスになるということで、いろいろとそういう、統廃合にかからないわけですが、うちのほうは。やはり、他校へ行っていた子供が、結局いろいろと教育委員会のほうでもって手を打っていたというか、そういうことはよくないということで戻ってきたということなんですが、逆に、ほかの地域からうちの地域へ来る子供が出たということで、私は当事者として反対していたのが、ほかから来ることは非常に喜ばしいってちょっと矛盾しているんですが、なぜそうなったかというとやはり今の学校のあり方、校長先生が非常に熱心に学校のパンフレットを個別に配布したり、もちろん我々も地域の中でもってＰＲをしなくちゃいけないということで、非常に積極的に校長先生とか地域が臨んだり、進んでＰＲしたりしてきました。その結果、人数が増えたと。ここで、保護者の安心や信頼、満足が得られる、自分の子供を通わせたいという気持ちを起こさせるようなすばらしい学校を地域につくっていく、このとおりだと私は思って、これを今、ずっと説明を聞いていて、やはりこうあるべきじゃないかなということを私は感じております。

これが、これからの審議にどう進んでいくかは皆さんの意見ですけれども、やはり、自分たちの学校がどうのこうのより、やっぱりＰＲというのが一番必要ではなかったかなと思います。私は今、わずかな人数だけれども２クラスになったということで、この少ない人数の中で、子供たちのクラス替えがこれまで困難だったということは事実ですが、少人数ながら、６年間の中で、クラス替えができるようになったことは非常に私は喜ばしく感じております。以上です。

【会長】

どうもありがとうございました。ご意見ということで承らせていただきた

いと思います。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

今、委員からあったとおりで、私もこの点が入ったということが非常に大きいと思っております。そういう意味でいうと、やはり今、ＰＲというお話とそれからもう一つ、やはり、減少してよその学校へ行っている学校自身が頑張るということがすごく大事ですが、もう一つやはり、支援も大事なんじゃないかと。よそへ行っている学校に対する支援、やはり教育委員会としていただくということが大事なんじゃないかと思います。

時々あるんですけれども、荒れたりですね、いじめが起きたりとか、そういうことがわーっと広がって、お子さんが、というか親御さんがほかの学校を選ぶみたいなことがありますから、そういうことが起きる。そのほかにもいろいろありますけれども。そういうことが起きないように。もう一つ風評なんていう、統合の風評で変わったというのもこれまでありましたので、そういう学校に対して支援をして、教育内容はすばらしいんだと、ここがまず１つ。それからＰＲ。前にも言いましたけれども、幼児の保護者の皆さんとのおつき合いといいますか、そういう部分も何らかの形で考えていただきたいなと。まあそういうことがあることによってＰＲの効果も上がりますし、それから教育効果も高まると。そういう意味でほんとうにそれが地域の教育力へと発展していくということが非常に大事だと思います。その点で、実際の支援の方法をＰＲとともに考えていただきたいと。

それからあとは、細かいことになりますが、３ページで「も」と「が」があるという、これは誤植のたぐいなんですが、４ページで、通学区域についての前の丸ですね、「その結果」でここ２つ並んでますので、学校規模の格差の増大、地域との関係性の希薄等が生じているということと、指定校変更により区域外へ子供が流れてしまい小規模の学校になってしまう等と、これ２つのことだよってことで①とか②とかつけると読みやすいかなと感じました。

それから、細かいことについて、１つ気にかかったのは、これは後で、学校ファミリーの実践例のところは時点修正があるということですので当然直ってくると思うんですが、例えば飛鳥中のサブファミリーについて言いますと、西ヶ原小だけでなく滝小もサブファミリーですよね。なので、西ヶ原小

だけ書いてあるというのは何かちょっと誤解を生む可能性もあるのかな、というようなことを感じたりしましたので、その辺はぜひ注意をしていただきたいなと思っております。

あと、「結びに」のところはこれから章立ても考えてということですので、ここは一任してもいいのかなとは思いますが、今言った、減少校支援ということをぜひ何とか盛り込んでいただけないかなと思っております。

【会長】

どうもありがとうございました。何か事務局のほうからコメントございますか。

【学校適正配置担当副参事】

はい。まず表のほう、先ほどの、９ページです。サブファミリーの表ですが、これについては、特に他意はありませんので、申し訳ありません。サブファミリーの活動報告書の中から私がピックアップしたものが、今日、校長先生もいらっしゃいますけれども、そうなってしまいましたが、特に他意はございませんので、次の表の時点修正のときにはきちんとさせていただきます。

それとあと、減少している学校への支援といったところの、教育委員会としてやることが大事じゃないかということで何らかの表記をといったお話がございました。それで、どこの項目にどう落とすかということと、表現の仕方がちょっと難しいものですから、いわゆるナショナルスタンダード的な話と、個別具体的な話というのもございますので、それで私のほうで、現在、例えば個別の学校名は伏せますけれども、何校かいっている中では、やはり個別性が非常に高いものですから、総論的な記載というのはまたそれは検討してもいいかなと思いますが、何か個別的な話はちょっと難しいのかなと考えております。以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございます。ほかにいかがでございましょう。はい、どうぞ。

【委員】

最後の１５ページの結びのところなんですが、一番下側から、２つ目の丸

で、「同時に、学校の教育現場で子どもたちと直接向き合う」云々とありますけれど、何かここの文章が、というか内容がどうもこの議題と結びつかないような気がする、私はそう思っているんです。なぜかというと、教員に対して質の向上というのはどうやってやろうとしているのか、多忙感というのは教員の方々が大変忙しい思いをしているので何とかそんなことないように支援してやろうということなんでしょうけど、まあ文言を直せということじゃないんですけど具体的にもう少し、どういうことを言おうとしているのか教えていただきたいと。

【学校適正配置担当副参事】

はい、よろしいですか。今まさに委員のほうからお話が出たとおりでございまして、そういった意味ではちょっと記載が、踏み込みが甘いといったところなのかなと思いますが、今でも学校の先生方については、研修ですとか、いろいろ指導室のほうで組みながらやっておりますけれども、ここでいう質の向上というのは、まさにその最前線で子供たちと向き合う先生方の質を、研修ですとかいろいろな形で向上していくことが必要であろうといったことが１つと、それからやはり、私どもすべて当然見ているわけではないですが、やはり学校の先生は非常に忙しいといった現状がございますので、そういったものの見直しと申しますか、そういったものも検討しながら、いわゆる学校の先生に対する支援策というものも、ここでひとつ打ち出すといったところで書かせていただいたところでございます。

ですから、委員のおっしゃるように、少しトーンがということと踏み込みがといったところはあるかもしれませんが、一応趣旨としてはそういった形でございますので、記載内容ですとか、もう少し具体性を持たせるとか、何か工夫をしたいと思います。以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょう。どうぞ。

【委員】

今、委員からの話で、この教員の質の向上というの、私、先ほどＰＲと言ってきましたけども、地元の小学校の先生方はですね、非常に子供に対しての今までの教育のあり方に対して、前向きに、子供たちと一体となってやっ

ていくという、それが以前の学校のあり方と違ってきた意味では、うちの者は非常に質の向上になっているんじゃないかと。そういう意味で子供たちも、非常に静かな、素直ないい子で今まで以上に何となく、教師と子供たちが意思の疎通っていうんですか、わかりやすく学校生活を送っているように思われるんで、この質の向上というのを記載することで、教師のあり方、教師の一生懸命やっている姿が目に見えるように私には思えるということですね。以上です。

【会長】

どうもありがとうございます。どうぞ。

【学校適正配置担当副参事】

質の向上というと、じゃあ今がどうなのか、みたいな話になるかもしれませんが、そういった趣旨ではございませんで、いわゆる学校現場で子供たちと向き合う先生方には、常に向上していく、そういったことが求められるといった趣旨でございます。

一方で、子供たちと向き合いながら、教育自体というよりも学校の校務なども非常にお忙しいということが我々の中でも十分に認知しておりますし、それから、そういったものは少し整理をしていきながら、本来子供たちに振り向ける力みたいなものをより確保していければいいかなといった、今申し上げたようなことを書けばよかったんでしょうけれども、そういった趣旨で、ここでは項目として書かせていただいたということでございます。

【委員】

一つ補足しますと、部会のほうで議論がありましたのは、例えば１学年１学級の学校ですと、同じ学年に先生がいらっしゃらないものですからいろいろ相談しながら進めることができない。こういったことも、できれば同じ学年の先生と、ほかの学校の先生と相談しながらということも非常に重要ではないか、そういったこともここに入っておりますので、先ほど委員がおっしゃったようなこともこの文章の中にちょっとうまく表現はされておりませんが、入っているとご理解いただきたいと思います。

それから、校務分掌が小規模校の場合には非常に負担になるという議論がございます。この辺も、先ほど副参事からご説明があったような対応をという

ことが考えられるんだろうと思っております。以上です。

【会長】

どうもありがとうございました。先生のところは書き方が非常に難しい箇所でございまして、多忙感という言葉は行き渡ってはいるんですけれども、多忙感という言葉を使い始めますと、民間会社だってもっと忙しいよと。実際、２３時、２４時まで満員電車が続いてるじゃないかと。むしろ先生のほうが早く帰っているじゃないかとかですね、いろいろこういう難しいところが、この問題になると出てくる。ちょっと表記の仕方を工夫させていただいて、委員が今おっしゃったようなこともかなり重要なファクターとしてこの中には入っておりますので、検討させていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

【委員】

北区の場合は、地域に根差した学校として小学校を残していくという基本的なスタンスは非常に大きく出ていると思うんですが、一方では保護者の意識が、ここでの審議会とどれほど一致しているのかということについては、ちょっと何かギャップがあるかなという感じを受けるんですね。先ほど、とてもよいお話を、つまり学校のＰＲによってちゃんと子供たちが戻ってきたという学校の事例をご紹介いただきましたが、今ほんとうに複式になりそうな学校も、本来はそこの子供たちがいるんですね。いるんだけれどもほかの学校に行ってしまうということで、その学校がなくなってしまう可能性も出てきているということについて、もう少し、その保護者のところでも、それでも選択をするのかということについてきちんと理解をする必要がないのかどうかということなんですね。

一方では、保護者の選択の権利というのが非常に重視される傾向にもありますし、選択とか、何て言いますか、規制を緩和してという流れは確かにあるんですが、北区の場合は地域に根差した学校で行くということで、この審議会では非常に強く出てきていますので、そういう意味で子供たちの学校を守るという意味では保護者の責任は軽くはないと思うんですね。ですから、そういう実態があるということを理解していなくて選択しているのか、それよりかちょっと深刻に考えると、自分たちの学校、近所の学校がなくなって

も、自分たちの子供はほかの学校に行かせようと思っているのか、そこら辺のことはちょっと重大なことになるかなと思いますので。具体的に何をするかというと難しいところではありますけれども、幼稚園とか保育園とかの親御さんのところにそういう情報を提供するなり何なりするということもあると思いますけれども、やはり地域で学校を育てるということになると、保護者の責任という観点もあるかなということを感じました。以上です。

【会長】

どうもありがとうございます。ほかに何かございませんでしょうか。基本的にはこの北区を全体的に見ると、子供の数は減少しているという、それが全国に拡大していっているわけですけれども、少子化という問題が一番根っこにはあるわけですね。そういう中でどうするかという、非常に難しい問題になっている。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

今、魅力ある学校ということで、私のほうからは前回、平成１４年４月の第二次学校適正の際の、パイロットスクールという形でお話をさせていただきました。これは「結び」のほうに入れていただいたわけですけれど、委員からは学校施設の配慮ということでご説明がありました。今回１３ページの学校施設への配慮ですけれど、財政的な問題もあるんですけれど、中身が無味乾燥ぎみと言いますか、これだけで良いのかなという感じもします。前回の説明の中では、ちょっとハードな面は大変厳しいだろうからソフトの面をということで、例えばオープンスペースタイプの教室をつくるとか、それから今、はやっていますね、木材のランチルームを使った、そういう温かみのある教室をつくったらどうだろうとか、何か大きな項立てにしては中身が寂しい感じがするんです。それで、何かここに一工夫できないかなと、そういう感じもいたします。以上です。

【会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

仮に統合しても、統合した学校がまた小規模化するというのが今の状況なんですよね、全国的に。だからその統合した学校が小規模化するという前提の中で、新しい学校を、どうビジョンとして描くかというあたりが、ひとつ

の基本問題としては加わって、コミュニティスクール、コミュニティ施設との抱き合わせを学校の改築をするときに進めていくと。いわゆる学校施設の複合化と呼ばれる動きですけれど。そういう動きとか、あるいは小中併設とかですね。一貫というのはまだそんなに広がっていないですけど、まあそういうケースも少しずつ出てきているみたいで。全国調査を私がやったものですから、1,８００の自治体を対象に調査をやって。それがデータで出てきているんで、まだそんなに将来ビジョンを思い切って出す形までは、全国的にはいってない感じなんです。だけども、全国大体４０％ぐらいの自治体がこういう問題に近々直面するか、実際に今直面しているという回答なんです。４０％ということは1,８００市町村になりますから、７００余の自治体が、もうこういう問題に実際に直面している、あるいは直面、もう近々直面するというそういう状況なんです、日本全体が。

ですから、まあこれから先、仮に今、当面残ったとしても、それがじゃあ１５年後どうなっているか、２０年後どうなっているかという話になっていくと、またそのときこういう審議組織をつくるのかもしれませんけれども、結局何かどんどん追い込まれていってという状況の中で、どういう、こういう面とかビジョンをからませていくかという、非常に難しい局面にあるわけです。そのあたりについて、多分今の委員からご意見をいただいたのかなと思っているんですけれど。ほかにいかがでしょうか。はいどうぞ。

【委員】

私も、これは非常に難しい問題だと思っているんですけれども、少子化の流れというのが各先進諸国で、一旦止まりますよね。止まっているところも結構ありますよね。日本もそこに近づいているような気もしないでもない。まだわかりませんけれども。それから北区の場合は一定程度ちょっと落ち着いているところがあるんですが。それと自治体側の努力、国の少子化対策というのがどういうふうに効いてくるのかというのが一つ大きな問題としてあろうかと思います。一つはそういうことです。

それともう一つは、統合校の小規模化という問題とあわせて、私たちは、今、学校施設への配慮の点でいうと、建てかえしないと、というか、用地問題がありますから、現状の学校用地を前提にすると、用地を広げるというの

は大変難しいだろうし、そういうことの中でいうと、なかなかいろいろ難しい問題がある、一つはですね。

それからもう一つは、例えば学校がオープンルームとかそういうことを考えたときに、やはり改造や改修ではなかなかいかないと思うんですね。今までの建物の構造からすると、改造や何かではオープンルームのようなものにまでもっていくのは難しそうだということがありますよね。そうなると、建てかえとなると、これまた今の補助制度とのネック等がありますよね。北区では２校建てかえができましたけれども。

西浮間小学校は新築ですけれども、王子桜中と王子小学校は建てかえというケースがありましたけれども。ほかの建てかえのケースはなかなか補助金ももらえないんじゃないかという話も先日の議会でもありましたけれども、そういうことになってくるとやはり財政面のことその他も考えなければならなくなってくると。

ここは今のお話が統合校の小規模化という問題とあわせて、やはりそういう問題に各自治体が出会い始めている中で、補助制度などの改善をしてもらわないと、なかなか施設面で魅力を持たせるというのは、自治体のレベルではなかなか難しいのかなというのが一つ私の思いとしてはあります。

それから先ほど委員のご発言があったことを考えると、もう一つはやはり、これはまた議論しないということできましたけれども、３０人学級になれば、４０人学級よりもクラス替えの可能性は高まる。これは将来的には考えられるのではないかということが一つあろうかと思ってはおります。そういうことを含めてありますけれども、先ほどご発言があったように地域の保護者も含めて、やはり地域の学校をどのように存続をさせていくかということについては、やはり責任という言葉もあったし、議論する場というもの必要にはなっているんじゃないかなとも思っております。

今回の中間答申に対する説明会であるとか、パブリックコメントなどが、そういった形で考える場、議論の場として生きれば、非常にいいなあと思うんですけれども、その際にはやはり今の保護者の皆さんが大変多忙ですから、そうした方々に参加していただけるようなやり方もやはりぜひ考えていただきたいなというのは思います。

【会長】

どうもありがとうございました。ほかに、お気づきの点、あるいはご意見ございませんでしょうか。

【委員】

すみません、もう１点だけ。この中間答申（案）をしみじみと読みまして、これほど丁寧に学校規模の検討の基準を設けているというのは多分ほかの自治体にはないと思うんですね。ですからそれだけ北区の場合は、悪くいうと統廃合がしにくいということで、よくいえば地域とのつながりが深いということなんですが、この、例えば１３ページの検討の基準の３番目のところですね。「当面存続規模を下回る場合に、ブロックで検討に着手」ということが出てきますが、これがちょっと何か、どういうふうに着手してどこら辺を目指すのかという見通しが、例えば私がやる場合にどういうふうに考えるのかなというのがちょっとピンとこないところがあるんですね。例えば適正規模であっさりと切ってしまって、ブロックを設けて、その適正規模、１学年２、３学級になる学校をつくって、もう５０年も１００年もその学校は残すんだというのであれば非常に話はわかりやすいんですが、基準が細かいだけにどこを目指すのかということが、大分、議論が分かれる可能性があるんじゃないかということをちょっと危惧しているんですね。

この審議会でも、もう５０年も１００年も見通した小学校の数にしたほうがいいんじゃないかという議論も、まあ出ないこともなかったと思いますけれども、この審議会では少なくともそういう選択はしていないし、これまでの経緯からもそういう議論にはなっていないと思うんですね。

ですからその分、実際にブロックで検討する場合に、どこら辺を目指すのかというような見通しみたいなものが事務局のほうでないと、ブロックごとに非常に多様になっていく可能性もあるし、まあそれはそれでブロックで協議するということで良いと考えるか、例えば、あるブロックではもう思い切り統合して、もう統合問題はこのブロックにはないようにするくらいに統合してしまうと、まあ末裔まで子供たちの通う学校が残っているというのが望ましいと、２５人ぎりぎりで、できるだけ多くの学校を残したほうがいいと考えるブロックも出てくるのかどうかということですよね。

ですから実際には、基準の４番とか５番ということが先に進むとは思いますけれども、何らかの形でこの３番の基準のイメージみたいなものができるのかどうかということですね。ちょっと細かいといえば細かいかもしれませんが、ここら辺が一番中身がまだ詰まっていないところかなということなので、地域に行く場合にちょっと心配されるところかなとも思いますので。ちょっとまあ意見というか、何かあればお答えいただければと思います。

【学校適正配置担当副参事】

はい、この１３ページにつきましては、４、５についてはそういった意味では言わずもがなみたいな、わかりやすいのかなというふうには思っています。それで３番のところですが、基本的に、第何回かの資料かはちょっと私のほうで今、失念しましたが、審議会の中でもお示ししたかと思うんですが、今回はやはりそのブロックの中で、いわゆる規模の話と配置の話というのが微妙に交錯していく話になると思うんですね。それで先ほど委員のほうからお話しいただいたように、例えば他自治体なんかの審議会の結論なんかを見ていますと、学校適正配置をいわゆるピンポイントでやっていくようなことが結構多いんですけれども、北区の場合、いわゆるブロックの中でのある種の総量というんですかね、そういったものをきちんと考えていって、そこの中で配置を考えていくというような考え方をとらせていただいていますので、確かに具体的にその地元に入っていったときに、この審議会、７回重ねていますので、そういった意味ではこの委員の皆様の中では割と通るお話でも、区民の方に案を出したときに「これが具体的にどうなるのよ」というのが見えづらいといったことは確かにあるかと思います。

それとあと、そこのところは見せ方も含めて、表現というか見せ方ですね。見せ方も工夫していかなければいけないのかなと思うのと、先ほどの、どういう姿をという話で、例えば１０年後なのか２０年後なのかといったお話も当然出てくるかと思います。そこのところは、まさに適正配置計画、今後、区の教育委員会のほうで出していく計画の中できちんとそこを示していくといったところを触れさせていただいてはいるんですけれども。ちょっとお答えからそれてしまうかもしれませんが、この審議会の中ではいわゆる決め方だけ、決め方というか、ナショナルスタンダードのところはきちんと決めさ

せていただいていますといったところでやらせていただいているのかなと。

ですからこの３番のところは、あくまでもそのブロックの中での総量をきちんとおさえていきながら、それからハードの条件、いろいろ、鉄路ですとか道路ですとか、いろいろな問題ありますので、そういった中で検討していくんですといったことを示させていただいています。ですからブロックごとに確かに、ここ１校だけ残してあとは、言い方悪いですけど閉校してしまおうとか、そういった検討が出てくる可能性はあると思いますが、ミニマムの、最低限というと変ですけれども、ここのところは守っていくといったことの上に成り立たせていきたいといったところは考えでございます。

【会長】

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。まだプロセスの途中でございまして、パブリックコメントとかいろいろな手続が待っておりますので、修正の可能性も残されております。

とりあえずよろしゅうございましょうか。そうしましたら、資料１と資料２の検討に進めさせていただきまして、お戻りいただいても構いませんので。もしお気づきの点ございましたら、また戻っていただいて。

【学校適正配置担当副参事】

会長。資料２はどちらかというと、これはご了解をいただくといったスケジュールに関してですので、資料１のほうということで。

【会長】

資料１ですね。資料１は「区立小学校の適正配置に関する最終答申後の進め方について」と。これをどうするかということでございますけれども、これについてご審議いただければと思いますが、いかがでしょうか。添付してはどうか、ということですよね。

【学校適正配置担当副参事】

もう一回、再度簡単にご説明いたしますが、今ご議論いただきましたが、事前送付の資料が１６ページまでございまして、最後に「結びに」といった形でございます。この審議会としてその答申の中に、その答申後の進め方についてもきちんと織り込んでおいたほうがいいかという話がまず前提として

一つあると思います。

ですから、この今日お示しいたしましたこの資料１自体が、これは例えば審議会の答申の中で織り込まなくてもいいんじゃないかといったお考えも当然ありますでしょうし、仮に織り込むとなったときに、大体このぐらいの中身でいいかどうか、もう少しざっくりとと申しますか、それか、むしろおそらく、かなり細かくは書かせていただいていますので、あまりこれ以上はないのかなとは思うんですが、そのあたりの大きく２点かなとは思っております。

【会長】

どうもありがとうございます。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

ここまでできていれば、載せたほうがいいんじゃないかと思います。もちろん、今後の議論の中でもう少し煮詰めていくべき点はあるかと思います。今まで出たように、教員への支援の中身だとか、私が言ったような減少校への支援の問題だとか、それから今のご議論にもありましたけれども、学校規模と地域にいる学齢児童の数との関係だとか、そういう問題もあろうかと思いますので、そのあたりも煮詰めていく必要がまだあるとは思いますし、またこれもあったほうが議論をする上ではいいんじゃないかなと思いますけれども。

【会長】

どうもありがとうございます。つけたほうがいいというご意見だろうと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

指定校変更制度というのはかなり重要なポイントになっておりまして、本答申というか、資料１以外の事前送付の本答申の中にも、改正の方向で検討を進めるということで書き込みがあって、資料１の上から４つ目のところにも「指定校変更制度を改正した後」となっておりますので、改正というのはもう、この答申がこのまま採択されれば改正せざるを得ないということになりますけれども。いかがでしょうか。この資料１はつけるということで、何かご異議ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、資料１は添付させていただくということでお認めいただいたと

いう扱いにさせていただければと思います。

それにともなって、字句修正が若干、構成との関係で出てくる可能性があるということでございます。構成の部分ですね。「結びに」の後にこれが入りますので、ちょっと見出しとか、そこら辺を修正する必要が出てくるということでございます。

そうしますと、あとは今後の審議会関連の予定についてということでございますけれども、この点につきましてはご意見等ございますでしょうか。資料２の部分でございます。今後の審議会関連の予定というのはこういう流し方をしたいと。審議会そのものは９月の上旬から中旬に、第８回目を開くと。その間、中間答申のパブリックコメントの実施とか、あるいは地域説明会とか、そういう取り組みを進めるということでございます。どうぞ。

【委員】

資料の１の中でも何回か出てきますが、地域という言葉があちこちに出てきますよね。特に今回資料２の中で地域説明会と書いてありますが、これはどういう括りで行われるのかという。例えば、「まちかどトーク」みたいなのを区長がやってらっしゃいますよね。ああいう形で、１９か所でやるのか、もっと細かくやるのか、そのあたりを教えてください。

【学校適正配置担当副参事】

よろしいですか。はい。地域説明といった形で私ども、今まだこれから詳細を詰めてまいりますが、今の考えを申し上げれば、いわゆる一般的な地域説明会、例えば３地域でやるとか、王子、赤羽、滝野川でやるとかそういったものがまず一つ、一通りとしてあると思います。それと別に、今、委員からご指摘いただいたように、地域というキーワードがございますので、例えば町会、自治会の連合会単位でやらせていただくとか。北自連の中で理事会というんですか、そういったところに私ども、お話をしに行ってご説明をして、また必要に応じて求めに応じてそれぞれ、１９か所すべてできるかどうかあれですけれども、なるべくきめ細かく。あとはＰＴＡ、保護者の皆さんと、今回小学校ということで小学校ＰＴＡ連合会の会長さん、中学校ＰＴＡ連合会の会長さんにもお入りいただいておりますが、それから区立幼稚園ＰＴＡ連合会の会長さん、これからお入りになるＰＴＡの方に向けても、いわ

ゆる大きな、冒頭申し上げました括りの地域説明会とはまた別立てで、きめ細かくやらさせていただければなと考えています。それは５月ぐらいになるとＰＴＡ会長さんの陣容が大体固まるので、その辺も後で実際進めていく中でＰＴＡさんとも調整をさせていただくと、そういった形で考えています。

【委員】

学校等々についてはね、しっかりしたくくりがありますから、これは問題ないと思いますが、地域というのは非常に漠然とした表現なものですから、あえて質問したんです。

文中に１９地区連合会、１９地区町会・自治会とか、あるいは青少年地区委員会と表現していますよね。これが一つのくくりかなと大ざっぱにいえば思いますので、少なくとも細かくやっていく中では、例えば連合会、１９あるんですね、そういう中でご説明していただくと。王子、赤羽、滝野川ではあまりにも広過ぎちゃって漠然としてしまうのかなという気がしないでもありません。

【学校適正配置担当副参事】

いわゆる町会・自治会単位では、そこでまずやらせていただくのと、あとなるべくこの趣旨をご理解いただくといった意味で、大きなところと、あと先ほど申し上げましたけれど北区ニュース特集号ですとか、そういったものの発行を予定していますので、そこでまたご意見を賜ったりとか、いろいろな形でやらせていただこうとは思っております。

【委員】

はい、オーケーです。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

今日読んできて、あくまで自分のイメージなんですけど、中間答申だけを読むと、何ていうのかな、「ああ、まあやっていくんだな、これからやっていくんだな」という感じがしたんですけど、資料１をつけ加えるともう何かすごく身近なというかね、「ほんとうにもうすぐ来るんだな」という感じがします。別にこれはつけるなとか、つけたほうがいいとかというのはあんまり思

わないんですけど、すごい身近な感じが僕にはしました。

これは僕の感想というかね、３月に感じたことなんですけど、今年度は中学校が４校閉校したんですね。１日だけ、２校重なったんで、僕は３校、閉校式に出てきました。やっぱり何というのかな、それはおめでとうじゃないから、皆さん、ありがとう、さようならでしたから、おめでたい感じではなかったですよね。やっぱり地域の人もすごい残念がっているし、そういうのを見ると閉校式というのはやっぱりちょっと寂しいなあという感じがしました。それで、ついこの間ですけれども、新しい田端中学校の卒業式に出てきました。卒業証書を授与して、校長先生が「第１号」と言ったんですね。そのときに来賓の中からでも「おう、１号だってよ」という、何かこう歓声じゃないけど、出たんですよね。本当にこの子たちが新しい学校をつくっていくんだなという感じがしました。１年前に僕が卒業した新町中というのはもうなくなってしまったんですけれども、そのときにいろいろな寂しい思いとかはしましたけれども、こうやって新しい学校ができて自分の滝四小の後輩たちがそこに入学して歴史をつくっていくんだなあというのは感じて、それはそれで清々しいというかね、新しい旅立ちだなあということも思いました。

【会長】

どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どんなことでも結構でございます。もしよろしければ、今日いただいたご意見を踏まえまして、修正案をつくらせていただきまして、それをもってパブリックコメントに入ります。今後の手続を説明してください。

【学校適正配置担当副参事】

第７回審議会の参考と右肩に書いてございますが、今日いただいたご意見、それから申し訳ございません、私どもの字句の誤り等ございましたので、その辺も訂正、修正をさせていただきます。今日お話し足りなかった部分ですとか、もしそういったことがございましたら、前回同様でございますが、４月９日までに私ども担当あてのほうにご意見をお寄せいただければと思います。それで本日いただきましたご意見、それからこの４月の９日までにお寄せいただいたご意見等を踏まえまして、会長とも調整、ご相談させていただきまして、冒頭申し上げましたとおり、基本的には私どものほうにご一任を

いただいて中間答申とさせていただきたいと考えてございます。以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明のような段取りで進めさせていただきたいと思いますが、この点について何かご意見等ございますか、よろしゅうございますか。ああ、どうもありがとうございます。それでは、ちょっとめずらしく早目ですけれども、以上をもちまして本日の……。

【学校適正配置担当副参事】

会長。最後に一つだけ、ごめんなさい。次回の審議会でございますが、先ほどの資料２のほうにお示ししましたとおり、間に地域説明、パブリックコメント等が入りますので、少し日程が空いてしまいます。私どもとしてはということでお聞きおきいただきたいのですが、基本的に、次が最後の審議会でございますので、最後の１回だけメンバーが替わると、せざるを得ないところは構わないのですが、最後の１回はこのメンバーのほうがよろしいのかなというのが、私どもの考えさせていただいたところです。もちろん、それぞれの団体でご都合ありますので、お任せしたいと思いますが、日程につきましては、近づいてまいりましたら調整をさせていただきますとともに、本日、４月９日までにいただきましたご意見等を踏まえて中間答申とさせていただき、それをまた皆様のほうにお送りさせていただきたいと思います。以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日の会議を終わらせていただきたいと思います。長時間、ありがとうございました。

―― 了 ――

第８回　東京都北区立学校適正規模等審議会

平成２１年９月３日（木）１９時～

場　所：赤羽会館４階　大ホール

（出席委員）

【学識経験者】　葉養会長　　屋敷委員　　藤井委員　　貞広委員

【区議会議員】　平田委員　　小池委員　　藤田委員　　青木委員

本田委員　　福田委員　　安田委員

【区内関係団体代表】

鈴木委員　　磯委員　　松本委員　　高木委員　　堀越委員

西村委員　　佐藤（昇）委員

【区立学校教職員】

野田委員　　佐々木委員　　佐藤（昌）委員　　宮古委員

【区職員】　清正委員　　内田委員

【専門調査員】　西村専門調査員

（幹　事）　伊達教育改革担当部長　　宮内庶務課長

高木学務課長　　濱崎特別支援教育担当副参事

矢口指導室長（教育改革指導担当副参事兼務）

松田教育未来館長（教育改革施策担当副参事兼務）

茅根教育改革担当課長（学校適正配置担当副参事兼務）

次　　第

１　開　会

２　議　事

（１）第９回企画部会について

（２）パブリックコメント（区民意見公募手続）の結果及び最終答申について

（３）その他

３　閉　会

【会長】

こんばんは。それでは、定刻になりましたので、これから第８回の審議会を開かせていただきたいと思います。

開会に先立ちまして、事務局からご報告がございます。よろしくお願いいたします。

【学校適正配置担当副参事】

改めまして、皆様、こんばんは。学校適正配置担当、教育改革担当課長でございます。本日もよろしくお願いしたいと思います。

それで、本日の審議会でございますけれども、構成は全部で２４名のところ、現在、２３名の委員の方にご出席いただいておりますので、審議会条例で規定いたします定足数を満たしております。まず、このことをご報告申し上げたいと思います。

続きまして、本日机上にご用意させていただきました資料等の確認をさせていただきます。まず、本日、第８回の審議会の次第でございます。それから右肩に資料１と書いてございますが、これまでに出された主な意見等についてでございます。それから資料２でございますが、第三次中間答申に関するパブリックコメント実施結果でございます。それから資料３でございますが、第三次中間答申の説明状況等についてでございます。資料４は１枚ペラでございますけれども、中間答申からの変更箇所一覧でございます。それから資料５でございますけれども、東京都北区立学校適正規模等審議会第三次答申（案）となってございます。資料６でございますけれども、第三次答申のサブタイトルについてという１枚ペラでございます。それから資料７でございますが、今後の審議会関連の予定についてでございます。

そのほかに審議会委員の名簿、それから参考資料１、参考資料２、参考資料１につきましては、後ほどまたご説明いたしますけれども、地域の町会・自治会連合会等、町会長会議等にお邪魔した際に私どものほうでご用意させていただいた資料でございます。それからＡ４横で、４つの画面が入ってございますけれども、参考資料2となってございます。こちらは地域説明会を３回ほど実施いたしましたときにパワーポイントでご用意させていただいた資料でございます。実際にはこの画面をスクリーンのほうに映して説明させていただいたと

いうことでございます。それから参考資料3といたしまして、第三次中間答申の案について委員のほうからご意見を賜りましたので、後ほどご高覧いただければというふうに存じます。それと、ちょうど年度が変わりましたので、統合により、通学区域が合わさったということもございまして、２１年４月１日現在の通学区域図でございます。ちょっと多数にわたるわけでございますけれども、もし不足等ございましたら、今この場でお手を挙げていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

【会長】

どうもありがとうございました。資料等の過不足はよろしゅうございますでしょうか。

それでは、今回新しく５名の委員の方が委員としてこの審議会にお加わりになられました。事務局、ご説明をお願いいたします。

【学校適正配置担当副参事】

お手元に本審議会の名簿を配付させていただいておりますので、改めてご覧いただきたいと思います。前回の審議会から年度が変わったということもございまして、役職改選等で今回新たに５名の方に審議会委員としてお願いしているところでございます。お手元の名簿のほうでございますが、５番の平田雅夫委員でございます。それから６番、小池たくみ委員。７番、藤田隆一委員。８番、青木博子委員。それから１９番でございますけれども、野田修二委員。以上５名の方でございます。なお、委嘱状につきましては、既に今お名前を読み上げました新委員の方につきましては、机上のほうに置かせていただいておりますので、恐縮でございますが、それをもちまして委嘱状の交付とさせていただきます。

私のほうからは以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございました。それでは、引き続きまして、新委員の皆様に、簡単で結構でございますので、自己紹介をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

（新委員自己紹介）

【会長】

どうもごあいさついただきましてありがとうございました。

次に、議事次第に沿ってこれから先会議を進めるのですが、前回の第７回審議会が３月２６日でございまして、かなり時間がたっております。また、先ほどごあいさついただきましたように、新委員の皆様方もお加わりになっておりますので、これまでの審議会の経緯について事務局から簡単にご説明をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし）

【会長】

特に委員の皆様にご異議がなければ、事務局のほうでご説明よろしくお願いいたします。

【学校適正配置担当副参事】

それでは、第１回の審議会から３月の第７回審議会まで、それぞれの審議会におきまして出されましたご意見を中心に、これまでの経緯について、簡単でございますが、ご説明申し上げたいと思います。資料１のほうをご用意いただければと思います。

まず、第１回の審議会でございますが、平成２０年３月１９日ということで、これは第１回ということでございますので、委員の皆様への委嘱、任命、それから条例の説明と、あとは会長選任。会長は葉養先生のほうに会長に就任していただいたわけでございますが、職務代理ということで、屋敷委員のほうにお願いしたところでございます。それと、教育委員長出席のもと、諮問させていただきながら、初回ということもございまして、かなりボリュームのある資料をご用意させていただきまして、これまでの経緯、それから現状を中心にご説明申し上げたところでございます。

（４）の主な意見・質疑等というところをご覧いただければと思うんですけれども、上から２番目の丸でございますが、そのときにちょうど小中一貫教育のモデルについてご説明申し上げましたので、王子小・王子桜中のファミリーの中で東十条小学校の扱いについてのお尋ねがございました。それから、下から２番目でございますけれども、規模が小規模化してしまった学校でも、地域のコミュニティといろいろつながりを持ちながら頑張っている学校があるんだということも知っておいてほしいといったご意見等をいただいたところでござ

います。

これは３月１９日の初回ということで、どちらかというと資料説明のほうがかなりのボリュームがあったわけでございますが、第２回の審議会は６月１８日でございます。この第１回のときに、学識経験の委員の方で構成されます企画部会を設置することのご了解をいただきまして、６月１８日のときに設置についてと、部会長を藤井委員にお願いしたこと、それから、開催したその内容についてご報告申し上げたところでございます。

１枚おめくりいただきまして２ページでございますけれども、ちょうど一番上の丸でございますけれども、当時中央教育審議会のほうでもいろいろ部会の中で学校の規模について検討しているといった動きが報道等でもされましたので、そういったものについての状況についてどうなのかといったお話。それから、上から３番目からの丸で何点か続きますが、いわゆる指定校制度、今回の審議会の１つの大きな目玉でございますけれども、指定校制度とその指定校変更制度、それについてのお尋ねが多数ございました。

それから、第３回の審議会でございますが、７月３０日に行いまして、主なご意見といたしましては、上から３つ目の丸でございますが、平成１４年の第二次の答申では８つのブロック化といったことが示されているわけでございますけれども、そのような第二次答申で決められたルールを前提に議論すべきだろうと。そういった中で不都合があればこの審議会の中で訂正、解決していくべきだろうといったご意見。それと、その２つ下でございますが、やはり小学校、もちろん学校教育の場ではございますが、街の活性化といった視点も必要なのではないかといったお話。それと、さらに２つ下でございますけれども、将来的に学校の適正配置、統合等が行われた場合でございますが、通学区域が拡大される。そうなると安全面で非常に心配だといったご意見。２ページ一番下でございますが、教育環境をどのように保障するかという観点がやはり一番重要ではないかといったご意見でございます。

それから、３ページのほうをお開きいただきたいんですが、第４回審議会でございますが、１１月１１日に行われたところでございます。ここでは（４）の内容のほうをごらんいただきたいんですけれども、先ほど申し上げました８ブロックでございますけれども、①、②、③、簡単に申し上げますと、学校フ

ァミリーでの実績、それから、これから北区で進めてまいります小中一貫の考え方、それと、区立中学校の適正配置が平成２１年４月で一応の区切りを見るといったところでございますので、その校数である１２という、その３つ点から１２のブロックといったことで私ども事務局から提案させていただき、ご了承いただいたところでございます。

その中でいただいた主なご意見等につきましては、上から２つ目でございますが、１２ブロックについて肯定的、賛成のご意見をいただいたのと、それと、その下の丸でございますが、今回は小学校ということでございますので、やはり地域における教育といったものを重視してほしいといった点から、現在ございます１９の連合町会、自治会、青少年地区委員会の管轄内に小学校が１校もなくなってしまうという事態は避けてほしいといったこと。また、そういった考え方を少し前面に出したほうがいいのではないかといったこと。

それから、一番下の丸でございますが、これまで進めてきました適正配置、統合等、教育委員会が決めたルールだから、いろいろご意見はありながらも最終的にご理解を賜りながら進めてきた。そういったルールをきちんと守って進めていくというのが前提だろうという趣旨でございます。

それから４ページのほうになりますけれども、この会では、複式学級、いわゆる複数の学年が１つのクラス編制ということでございますけれども、これについてもいろいろなご意見が出まして、地域からＳＯＳを出されるようなことでは、この審議会自体の意味もないのではないかといったご意見もいただきました。

それから、第５回は昨年の１２月でございますが、ここでは、（４）の内容でございますが、第１回から第４回までいろいろな幅広いご議論をいただきまして、その中で中間答申案に盛り込む内容といたしまして、ポイントを何個かまとめましてご提案させていただきました。

それから、通学区域でございますが、私どものほうで図面をご用意させていただきまして、その図面の上に町会、自治会、それから、青少年地区委員会もそうですけれども、中学校、小学校のそれぞれの区域割が非常に複雑にまたがっているといったことがわかるような形の図面をお示しさせていただき、議論させていただいたところでございます。

主な意見、（５）でございますけれども、ここではかなり複式学級について強い表現をしてあったわけでございますけれども、やはり一刀両断に好ましくないと言うのはどうだろうといったご意見が寄せられました。一方では、複式学級について理解を深めていくことは必要だが、北区が他区の先陣を切って、今、２３区ございませんので、複式学級のモデルをつくるというのは好ましくないといったご意見。それから、５ページのほうでございますけれども、丸で言いますと上から５つ目でございますけれども、学校ファミリーのエリア設定のときも非常に線引きが難しいという話が出たという。そういったどこでどういうふうな線を引くかということについては、審議会終了後の作業に委ねるといった方法のやり方のほうがいいのではないかといったご意見。それから、ちょうど下から３つ目の丸でございますけれども、コミュニティとの関連で、今１９というコミュニティの単位のお話と１２の話がございますので、どうしてもそこでずれと申しますか、そういったお話が出てくるのかなと。それについて柔軟性を持たせておいたほうがよいのではないかといったこと。それから、何回か前のところで１９の連合町会・自治会の中には必ず１校残していくことを配慮していくということで打ち出させていただいたので、ご了解いただいたといったところでございます。

それから第６回は今年の１月でございます。６ページのほうになるわけでございますけれども、こちらにつきましては、第５回審議会の議論を踏まえまして、素案づくりということで検討を行ったところでございます。（５）の主な意見・質疑等でございますけれども、上から4つ目でございますが、地域との関わりといったものを記述していただいて、北区の特徴としてそういった地域との関わりというのをより発展させていく、そういったことを盛り込んでほしい。それと、その次の丸でございますが、１２ブロックの３点の理由というのを先ほども申し上げましたけれども、それのもう少し詳細な説明を記載したほうがいいのではないかといったところでございます。

それから、その２つ下でございますが、指定校変更制度でございますが、見直しを行うことが望ましいというくくりになっておりますが、もう少し具体的な線が出てきたほうがよいのではないかといったお話。それと、その２つ下でございますが、やはり通学区域については具体論という話になると非常に難し

い。審議会としては検討すべきなどの方向性ぐらいではないかといったご意見。それから、下から３つ目の丸でございますが、審議会の答申としては、地域の学校へ行くべきだとはっきりときちんと訴えたほうがいいといったこと。それから、その下でございますが、保護者が満足できて信頼できる、本当に自分の子供をその学校に通わせたいというような、そういったよい学校をつくるのが基本線といった非常に多岐にわたると申しますか、ご意見をいただいたところでございます。

それから７ページでございますが、間が空いてしまいましたけれども、前回、第７回の審議会といたしまして、中間答申案について検討を行いました。（５）の主な意見・質疑でございますが、委員の方から、非常に新入生が増えて２クラスになった事例をご紹介いただきまして、積極的に校長先生や地域の方々がＰＲをして、その結果増えたといったこと。やはり地域をキーワードにしてつくっていくという説明があったけれども、まさにその通りといったご意見。それから２つ下でございますが、乳幼児と申しますか、就学前のお子さんの保護者といった方々とのおつき合いについても何らか考えていく必要があるだろうといったことでございます。それと、２つ下でございますが、いわゆる単学級の学校でございますけれども、そういった中では、やはり校務分掌が教員の皆様にとって非常に負担になるといった議論もあるだろう。それと、８ページ、最後のページでございますけれども、一番上でございますけれども、今学校選択、それから規制といったお話が非常にあるわけでございますけれども、今回、この審議会、特に北区の１つの特性といたしまして、地域ということが出ているわけでございますが、そういったことを踏まえて学校を守っていくというのは保護者の責任としても軽くはないといったご意見。それから、随分下のほうになってしまいますけれども、第７回の審議会のほうでは、最終答申後の進め方、下から３つ目の丸でございますけれども、最終答申を出した後の進め方というのをこの審議会で資料として別刷りでお出ししまして、それを入れていくか入れていかないか、また、その点についてどうだということをこちらから投げかけさせていただきまして、基本的には中間答申に載せたほうがいいだろうといったご意見。それから下から２つ目の丸でございますけれども、地域説明会はどのようなくくりで実施されるのかといったご意見。

そのようなご意見、これはちょうど平成２０年３月の第１回から平成２１年３月２６日でございますので、約１年ちょうど、全部で７回の審議会の中で出されました主な意見でございます。

私のほうからは以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、後でまたお気づきの点ございましたら、さかのぼっていただいても結構でございますので、次に移らせていただきたいと思います。

企画部会の報告に移らせていただきます。第９回の企画部会が開催されておりますので、部会長からご報告お願いいたします。よろしくお願いいたします。

【企画部会長】

よろしくお願いいたします。

企画部会第９回は８月２４日に開催させていただきました。内容につきましては、これから事務局のほうから説明がありますパブリックコメントの結果についての対応と、それから、最終答申の修正について、この２点について主に審議いたしました。その内容については、これから事務局のほうから資料に基づいて説明があると思いますので、そういう検討を行ったということだけご報告させていただきたいと思います。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。それでは、事務局から何か補足がございますでしょうか。

【学校適正配置担当副参事】

この後、資料の説明の中でご報告、ご説明させていただきたいと思いますので、特に今はございません。

【会長】

ただいまのような企画部会長からの報告でよろしゅうございますでしょうか。事務局のほうのご説明によってかえさせていただくということでございますが、

よろしゅうございますか。

（異議なし）

【会長】

どうもありがとうございます。

それでは、次はパブリックコメント（区民意見公募手続）の結果及び最終答申についてということで、まずは事務局より資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【学校適正配置担当副参事】

それでは、資料２のほうでございます。ごらんいただければと思います。

東京都北区立学校適正規模等審議会「第三次中間答申」に関するパブリックコメントの実施結果でございます。ご意見のご提出の期間でございますが、お示しのとおり約１カ月設けさせていただきまして、ご意見いただいた方は１９名の方から５９件のご意見をいただきました。全体といたしまして、やはり非常にこういったことにご造詣が深いと申しますか、いろいろお考えいただいた中でちょうだいしておりますご意見等でございますので、やはり示唆に富んだ、または保護者の方からの、いわゆる現場と申しますか、そういった貴重なご意見ばかりというふうに私どもとしては受けとめさせていただいております。

この資料２のほうは資料番号を振らない形で２日ぐらい前、ちょっと日にちが短くて恐縮でございましたが、届くような形で郵送させていただきましたけれども、それと同じものでございます。資料番号だけが入ったといったことでございます。

その５９件でございますけれども、非常に示唆に富んだものが多いんですけれども、審議会としてパブリックコメントを実施しているといった部分でございますので、やはり審議会で答えられるものと、それから審議会を通して区の教育委員会ですとか、その他のセクション、それから、今後具体的な適正配置を進めるその中でやはり配慮すべき点、きちんと区の教育委員会といたしまして心がけなければいけない点、そういったものもかなり多数ございました。

そういうこともございますので、審議会の考え方という形でお答えさせていただく中では、全体として、ご趣旨を踏まえて区の教育委員会のほうに伝えてまいりますといった類のお答えのほうが、結果としてかなり出ているというこ

とはご了解いただければと思います。

それから、先ほど企画部会長からお話がありましたが、基本的にこの審議会の考え方につきましては、企画部会でご議論させていただきまして、基本的にはご了解いただいて、後ほどまたご説明いたしますが、最終答申自体、その内容自体に何か真っ向から強く反対といったものは正直なかったのかなと。今後の手続論ですとか、そういったことにわりと特化しているのかなということでございます。

５番の主な意見、概略でございますけれども、かいつまんでご説明させていただきたいと思います。１番につきましては、先ほども審議会の中でご説明いたしましたが、やはり通学路が長くなることによる安全面へのご不安でございます。それから２点目でございますが、こちらは、将来的に統合が行われた際には、今少人数の学校で非常にメリットを感じている中で、大規模校に行くこと、そういった統合が行われることに対する不安、それについては、規模にかかわらず学校の適正配置、統合というのは不安解消に努めていくべきというふうにお答え申し上げております。それから３点目、４点目でございますが、適正配置自体よりも今の教育、今の学校をどうにかするべきだろうといったご意見。それから５点目でございますけれども、かつての審議においては非常に現場の意見が無視されたといったご趣旨でございます。これに関しましてはほかのところでも同様のお答えをさせていただいておりますが、やはり十分現場の意見、要望にきちんと耳を傾けながら進めていくよう、それが重要と考えているというふうにお答えさせていただいております。

１枚おめくりいただきまして２ページでございますけれども、７番でございます。７番につきましては、青少年地区委員会、今回も１９カ所とお話しさせていただきましたけれども、その立場としてご賛同いただいたお話。それから８番でございますけれども、これにつきましては、やはり子供に対してきちんと、その子供の心を大切にしながら、地域や保護者の声に耳を傾けてほしいということ。９番は、学校施設そのものが、もちろん教育の場でもございますが、さまざまな側面があるといったご指摘でございます。１０番は統合自体を行わないでほしいといったご意見でございますけれども、このお答えのお示しのとおりでございまして、やはり適正配置やそれに伴う統合は必要と考える。ただ、

進めるに当たっては、当然関係者皆様からのご意見にきちんと耳を傾けながら丁寧に進めるべきというふうにお答えさせていただいております。それから１１番につきましては、子育て支援施策に関するご要望でございます。それから１２番につきましては、具体的な学校名を挙げながら、今後も存続するように、こういったさまざまなことも地域開放型というキーワードでできないかといったご提案でございます。

それから３ページでございますが、ちょうど（２）のナンバー１と２でございますが、いわゆる適正規模の基準に対する根拠、考え方でございます。こちらにつきましては、第１回の審議会の中でも整理させていただいたところでございますが、第一次、第二次答申の考え方を引き継いでいくといったことを出発点とさせていただいておりますので、お答えの仕方といたしましては、それを前提にいたしまして、第一次答申での記載をこういった形で、ちょっと長くなりますけれども、記載させていただいたといったところでございます。それから３点目、４点目でございますが、少人数学級に対する考え方でございます。これにつきましては、やはりこれは第２回か第３回の審議会でございますが、そういったお考えはさまざまあるということは十分ご承知しているわけでございますが、その前のお話と同様、その枠組みといたしまして、第一次、第二次答申を踏まえた現在の枠組みとして検討しているということでお答えさせていただいております。それから５番でございますが、現在、東京都は４０人学級制度ということで、仮に将来３０人学級か、３５人かわかりませんが、そうなったときに対応に差が出ると不公平感が生まれるだろうといったご指摘でございます。これにつきましては、当然私どもといたしましては、そういった枠組み、そういった変化を正確かつ迅速にとらえながら、不公平がないような形で対応させていただくといったことでございます。

それから（３）の通学区域でございますが、現在の学区域を大切にしてほしいといったご意見。それから（４）の１でございますが、小規模校になると学力が低下していくという事実があるのかといったご質問、ご意見でございます。これにつきましては、学力ということをとらえたときに、やはり指導法との関係がございます。そういったことも含めたさまざまな要素が組み合わさって培われるものでございますので、単に規模との関係のみで語れるものではないと

いうふうにお答えさせていただいているところでございます。

それと５ページのほうでございますが、（５）、ここは１つだけでございますけれども、将来的にブロック単位で検討組織を設けるという進め方の中で、やはり忙しい人や関心が乏しい人、地域の中にもいろいろいらっしゃるので、そういった実情をきちんと踏まえながら工夫をしてほしいといったご意見でございます。それから（６）でございますが、指定校変更制度の見直しを早急にしてほしいといったことと、子供が少ない現状といったことをよく見てほしいということ。２番目でございますが、先ほどの話ともちょっとかぶりますけれども、小学校が地域活動の１つの基盤となっているといったことも考えてほしい。それから３番と４番です。ちょうど６ページにまたがりますけれども、学校はもちろん避難所の機能ですとか、コミュニティ機能、そういったこともあるので、そういったことも盛り込んでほしいといったことでございます。これにつきましては、中間答申の本文の中でもその趣旨を記載しておりますので、その記載をそのままこちらのほうに横引きさせていただいているところでございます。

それから６ページでございますけれども、やはり生徒数ではなく距離を原則に配置を決めるべきだろうといったご意見でございます。今回の中間答申の中でももちろん適正規模を踏まえたといった形での配置を考えるわけでございますが、その中でも距離については児童への負担軽減といった視点でも配慮すべきというふうに整理させていただいております。それから（７）でございますが、情報提供の仕組みづくりといったことで３つほどご意見をいただいています。１つ目でございますけれども、区からの発信がまだ案とか中間とかですよ、とは言いながらも、やはり受けとられ方として決定のように受けとられてしまうんだと。そのやり方をきちんとしてほしいといったこと。それから、区民施設などの掲示板を利用して、もっと周知を図ったほうがいいだろうといったご提案でございます。それから３点目でございますが、やはり周知の仕方として、風評に対する、前回同様の愚という形で強くお書きいただきましたが、そういったことに対してもきちんと対応してほしいといったことでございます。これから（８）でございますけれども、これは今後の話だと思うんですが、将来的に学校適正配置計画を出すときに、いわゆる区の教育委員会が案として出した

ときに、その案がさも決まったということではなくて、あくまで「タタキ台」なんだといったことをきちんと反映させた上で発表してほしいといったご要望でございます。

それから７ページ、２番と３番でございますけれども、将来的に進めるに当たってはアンケートをとる、子供たちや地域の住民の方にアンケートをとるとか、そういったやり方も必要だろうといったことでございます。それから４点目でございますけれども、具体的な検討を進める際には、地域の実情に応じて対応してほしいといったところでございます。それから（９）でございますが、複式学級、緊急対応ということで表現させていただいておりますが、この中の表現をより正確にするほうが望ましいというご意見、ご要望でございます。

それから１枚おめくりいただきまして８ページでございます。（11）の１からちょうど８までございますが、これはいずれも指定校変更制度を今すぐ見直す、もしくは早急に見直す、２２年度よりスタートしてほしいといった強い声がこれだけ寄せられているところでございます。それから９番でございますが、その指定校変更制度、そういった形での、なぜそれだけ流出入があるんだという理由を問うものでございます。

それから９ページでございますけれども、指定校変更制度の項目の中である安全面、これについては残してほしいといったことでございます。それから（１２）でございますが、これは「むすびに」のところで、新しい学校像ということで、概念的なことで結んでいるわけでございますが、そうはいっても単なる学校数削減に終わるのではないかと感じたというご意見、ご感想でございます。それから（１４）といたしまして、その他でございます。こちらについては、直接的にこの答申というよりも、関連した形で教育予算をもっととってほしいとか、ほかの学校、山形県の取り組みをご紹介いただいています。それから９ページの３でございますが、ほかのパブリックコメントのときの意見を、今回の案件とは別の内容ですが、再度ご意見をいただいたということでございます。

それから１０ページでございますけれども、私どもは説明会を進めていったわけでございますけれども、これはその進め方、より丁寧にきちんとしていかないと風評が流れてしまうといったことでございます。それから５点目でございますが、通学路の安全確保、それは交通の面でも犯罪の面でもでございます

けれども、それについてのご意見でございます。それから８番でございますけれども、生徒数が減少しているということが書かれているけれども、その原因と対策についてはどう考えているんだといったご意見等が寄せられたところでございます。

以上が資料２でございます。それで、続けてご説明差し上げてよろしいでしょうか。今のがパブリックコメントで寄せられた意見でございます。

それから、続きまして資料３でございます。第三次中間答申の説明状況等についてといったことでございます。１番といたしまして、地域説明会についてとさせていただいております。こちらにつきましては、先ほど資料を読み上げましたが、参考資料2、パワーポイントの画面を使いながらご説明させていただいたところでございます。全部で３回ほど行いました。第１回は７月３１日に滝野川会館でございます。参加者数が１１名といったことでございますが、④の主な意見のところをごらんいただければと思いますけれども、やはり指定校変更制度に対するご意見、ご質問、それから緊急対応の意味、それから先ほどのパブリックコメントにもございましたが、３０人学級へ移行した場合の対応、それと、１２ブロックと１９の地域の整合について、そういったご意見が出されました。

それから（２）の第２回の説明会は８月３日でございますが、北とぴあでございます。こちらは９名ということで、ただ、非常にたくさんのご意見をいただきました。この審議会の中間答申というよりも、それを取り巻く状況に対するご意見もたくさん賜ったところでございます。上から２つ目といたしましては、子育て世代を増やす政策が必要ではないか。それから３点目の丸といたしましては、より多くの情報を流す。それが風評を防ぐことにつながる。それから真ん中辺でございますが、指定校変更制度の改正は具体的にどのように行うのかといったご意見でございます。それと下から５つ目でございますが、人口が少なくなることばかりに着目して検討するのはいかがなものかといったこと。あとは下から２つ目でございますが、通学区域の見直しについてのお尋ねでございます。

それから、１枚おめくりいただきまして２ページでございます。第３回の説明会は８月５日でございます。この赤羽会館のお隣の小ホールで行ったわけで

ございますけれども、１０名の方にご出席いただきました。こちらにお示ししたとおり、人数だけで適正配置を考えるのは問題ではないかとか、それから、地域の分断が進んでいる。指定校変更制度の改正を早目に実施してほしいということ。それと、先ほども出ましたが、将来的に、仮に３０人学級という話が出た場合に、対応に差が出るのではないかといったこと。それと下から２つ目でございますが、適正配置を考えるに当たって、具体的に小学校の位置だけなのか。公共施設の再配置に絡めて何か考えることもあるのかといったことでございます。これが『北区ニュース』７月１５日の特集号でお示しし、お知らせいたしました説明会でのご意見でございます。

その他、大きな２番といたしまして、町会・自治会連合会の会長会議のほうにご説明をさせていただいたところでございます。北区全体の北自連、それから滝自連、それと北区１９カ所の地域振興室管内の連合町会・自治会の中で、日程が合わなかったところが２カ所ほどございましたが、１７カ所でお時間をちょうだいいたしまして、概要でございますが、ご説明させていただいたところでございます。こちらの主な意見につきましては、お示ししたとおりでございます。

それと、３ページでございますけれども、その他関係団体等への説明といったことで、小学校の校長会、それから中学校の校長会、それと区立の幼・小・中の校園長の方。それから幼稚園のＰＴＡ連合会と北区の私立幼稚園協会は、ちょっと日程が合わなかったものですから、これからを予定しておりますが、その他小学校のＰＴＡ連合会、中学校ＰＴＡ連合会の役員、それと北区青少年委員会のほうにお邪魔いたしまして、それぞれ限られた時間の中での概要説明でございますけれども、ご説明申し上げたところでございます。

以上、そういったことを踏まえまして、パブリックコメントですとか、皆様からご意見をちょうだいしたことを踏まえまして、資料４と５をあわせてごらんいただくような形でございますが、資料４のほうで変更箇所一覧という形でお示しさせていただいております。全部で１３カ所でございます。これにつきましては、資料４と５も資料ナンバーを振らずに短い期間ですが、事前に送らせていただいたところでございます。まず表紙でございますが、下線部ついてでございますが、第三次答申の、最終的には（案）がとれる。それと、サブタ

イトルというふうに書かせていただきましたけれども、後ほどまたお諮りしたいと思います。それと２１年９月ということでございます。

１枚おめくりいただきまして、答申文でございます。それと次が１１ページまでございます。１１ページの２番でございます。ブロック単位の検討組織の設置ということで、前回ブロックごとに町会・自治会関係者、ＰＴＡ関係者と書かせていただきましたが、「青少年地区委員会関係者」という文言を一言加えさせていただいてございます。

それから１枚おめくりいただきまして１２ページでございます。情報提供の仕組みづくりとして、パブリックコメントにもいただきましたが、今までは『北区ニュース』ホームページ、それから、町会・自治会の皆様にご協力いただきまして、回覧、掲示板への掲示をしていたわけでございますが、その他、「学校、区民施設における掲示など」ということで、情報提供の方法も少し広げていくといった趣旨を加筆させていただいているところでございます。

それから１４ページでございます。上から２つ目の丸でございますが、複式学級のところで、これもパブリックコメントでご指摘いただきまして、子供たちは学ぶべき時間が半分になってしまうと言い切るのはいかがなものかという話もありましたので、少し表現を和らげたところでございます。

それから１５ページの表でございます。こちらはブロックにおける協議とは別の対応とさせていただいておりますので、「当該校について」ということで、より明確化させていただいたところでございます。

それから１６ページでございます。上から２つ目の丸でございます。ここは今回の審議会で一番と申しますか、非常に大きな議論を呼んだ指定校変更制度でございます。先ほど申し上げました第６回の審議会の中でもご意見いただきましたし、それから今回パブリックコメントで非常に多くのご意見、全体として早くやってほしいといったご意見でございます。あと、地域説明会等々の中でご意見いただいた中では、前の第６回の審議会も同じ意見なんですが、もう少し明確に書いたほうがいいのではないかといったご意見をいただきましたので、いわゆる見直しといってもどんな見直しなのかがよくわからないといったご意見もありましたので、ここのところですが、区域内就学、「すなわち就学すべき小学校を住所地により指定する指定校制度」を堅持していくとの前提に立

ち、指定校変更制度にかかる変更事由の項目数、内容等、制度の運用のあり方について、「原則として地域の子供が地域の学校に通う仕組みとなるよう」という形で、より詳細といった形の説明をさせていただいております。

それから１７ページでございますが、上から３つ目の丸でございますが、これは最終答申後の進め方の記述でございますけれども、指定校変更制度改正後、各小学校及び１２ブロックごとの児童数の動向等を勘案ということで、「等」ということで少し動向以外の要素といったことに対する受け皿とさせていただいたところでございます。

それから１８ページでございますけれども、この流れ図でございますが、４番目の四角でございますけれども、動向「等」といったところを、先ほどの１７ページに対応したということと、先ほどパブリックコメントの中でもございましたけれども、案といったことの位置づけのようなものでございますが、「検討のタタキ台とも言うべき」といったことで書かせていただいているところで、ここを加筆させていただいて、より明確にさせていただいたといったところでございます。

それから１９ページでございます。最後２カ所でございますけれども、下から３つ目の丸でございますが、今回小学校ということもございますので、非常に地域との関係、そういったご意見が多数寄せられまして、１つの北区の特性ということもございますし、それから、平成１８年１２月に改正いたしました教育基本法第１３条でございますけれども、家庭、それから学校、企業関係も含めた地域社会の三者の連携協力の重要性といったことがございますので、それにつきましての記載をここに入れさせていただいたといったことでございます。下から２点目は単に字句の修正でございます。

ちょっと長くなりましたけれども、資料２のパブリックコメントから説明会の進捗状況、それらを踏まえました変更箇所の一覧、それで、本文の直した箇所、以上、大きく４点でございますが、ご説明申し上げました。

以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございました。それでは、これからご審議いただきますけれども、資料２はまだ案になっておりますので、これについて１つはご審議い

ただき、結論を出させていただければと思います。それから資料５が、第三次答申（案）となっておりまして、これもご協議いただき、何かしらの結論を出させていただければと思っております。

それでは、まず資料２、パブリックコメント結果と審議会の考え方（案）についてという、この書類につきましてご質問とか、あるいはご意見がございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

幾つかあるんですが、１つは、先ほど距離についてというのがありました。６ページの（６）の５番になりますか。やはりおっしゃっていることはすごく大事だと思うんです。特に小学校１年生などの場合は、やはり遠くへ行くというのはどうなのか。都会の状況からいっても、やはり通学距離を大事にするべきだろうということがあります。現実の学校配置との関係でも、隣の学校だから統合すればというふうになったときに、１年生の足でいうとちょっとかわいそうだなという部分が出てきてしまうと思いますので、そういったところは十分配慮できるように、ここのところはちょっと表現としても安全だけではなくて、過度の負担を避けるとの視点から十分配慮すべきという表現になっていますけれども、もう少し何か強めることはできないのかというのが１つ私は感じております。現実に私の地域などでも、小学校２つ、特に田端の場合は端っこですので、2校が一緒になると、どちらに統合されるか等によってはかなり大きな負担になる危険性があるなというところも、それぞれの地域の特性によっては出てくると思いますので、距離は重視していただきたい。その点で回答の仕方などについてもより検討していただきたい。

それから、生徒数が減少しているという１０ページの８番、一番最後のページです。生徒数が減少している原因ということについてなんですけれども、ここの点でも、例えば地域によっては私学志向みたいなものが強くてという部分もあろうかと思います。そういうこともやはりきちんと盛り込むということが大事なんじゃないかな。もっと言えば、地域にすばらしい学校を確保するということが非常に大事だということが、もう１つ出てくると思いますので、そのあたりをきちんと盛り込めるような格好にしていただいたほうがいいなと思います。

それから、１ページの（１）の５番ですけれども、ここはこの間の過程で、教育委員会案が示されて、これに対して地域で反発があって変わったところがありました。そういう意味から言うと、教育委員会が案をつくるということについて、やはり一定の不信感というのがあるんだろうなというふうに私は思いますので、その点で、ここも表現上は十分現場の意見・要望に耳を傾けながら、それらを踏まえて検討することが重要と考えますということにはなっているんですけれども、そういうものを払拭できるような表現というものが必要なのではないかなというふうに思います。

あと、行ったり来たりで申しわけありませんが、最後のところで、生徒数減少の話と同時に、やはり少子化の傾向というのを、予見というか、傾向は傾向なんですけれども、ただここは政府を挙げてというか、社会全体で変えようとしているところでもありますので、そこのところを北区としてもどういうふうに考えていくのかというところがちょっと足りないのかなと。教育委員会だけの問題ではないのかもしれませんが、しかし北区は少子化の傾向がこれまで強かった。若干下げどまった感はあるんですけれども、またどういうふうに動いていくかというところもありますので、そのあたりについてはトレンドを事実として書くだけではなくて、やはり少子化に歯どめをかけるという方向性を何か盛り込めるというか、打ち出せるというか、そういったことが必要なのではないかな。少子化というのは子どもを産む数が減ることだけではなくて、社会移動のほうのことも考えたほうがいいのではないか。そういうことを踏まえた回答にするべきではないかというふうに思っているんですけれども。

【会長】

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

感覚的なことなんですが、今意見の概要と審議会の考え方というのが対比して並んでいるんですが、審議会の考え方をずっと、全般的に言うと「十分配慮すべきだ」とか、それから「伝えてまいります」とか、「重要と考えます」だとか、そういうお答えになっているんです。これは紙面の都合上、コンパクトにまとめるにはこういう書き方しかないのかなというように思っているんですけれども、これで果たして意見を述べられた方がどれだけ満足しているのかとい

うことが、正直言ってつかみ取れないんです。

この考え方を説明する中で、「例えば」だとか例を引きながら、これまでの経験からとか、いろいろな具体例も説明の中であったのかどうかということやら、こういう説明でどれだけ意見を述べた方が納得されたとか、その辺の感触というんでしょうか、そんなものをちょっと教えていただければなと思いますけれども。

【学校適正配置担当副参事】

今のご質問ですけれども、満足したかというのは、まさに今日ご審議というかお話しいただいて、実施結果としてまとめましたといった形で、今のところ予定ですが、１０月１日の『北区ニュース』にこのパブリックコメントに対する回答はまとまりましたという記事を掲載して、ホームページ上にアップいたしまして、紙ベースで地域振興室、区立図書室、それから教育委員会事務局のほうに置かせていただいて、それをどういった手法で実際に発言された方がご覧になるかはわかりませんが、それをご提示させていただく。そこでどういうご意見、反応というんですか、それが寄せられるかどうかというのはあると思うんですけれども、正にこれから出していくという話でございます。

【会長】

よろしゅうございますか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、修正意見あるいは少し加筆したらというご意見もございましたので、部会のほうで事務局と一緒に修正させていただきまして、そういう意味で、会長預かりという形にさせていただきまして、後日委員の皆様にお知らせさせていただくというまとめ方はいかがでしょうか。

【委員】

１点補足させてください。部会で議論になったのは、あくまでも審議会の回答として出すわけですので、例えば教育委員会の事務局、あるいは教育委員会が回答する文言ではないですし、さらには、区長部局等々が回答するものではないので、その辺こういった形で、かなりそういった意味では、見方によってはちょっと抑えた表現になっているかもしれませんが、この点はちょっとご了承、ご了解、ご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

【会長】

どうもありがとうございました。

それでは、企画部会のほうで検討させていただきまして、そういう意味で会長預かりということで了承していただくということでよろしゅうございますでしょうか。

（異議なし）

【会長】

ありがとうございます。

それではそういう扱いにさせていただきまして、次に、このパブリックコメントと絡むわけですが、第三次答申（案）という本体についてのご審議をお願いしたいと思います。この点につきまして、この答申につきまして、ご質問とか、あるいはご意見ございましたらお願いしたいのですが。どうぞ。

【委員】

１６ページのところで、指定校変更制度について加筆されて訂正されておりますけれども、答えが「早急に見直しを行うことが望ましい」という表現になっています。それで、その次の１８ページの流れ図のイメージでも、２番目のところで制度の見直しについて検討する。それが済んで改正されて、その次にブロック云々というほうに進むんだと思いますが、この「早急」というのが大体どのくらいのスパンを描いて言葉として「早急」としているのか、全く漠然とした話なのかというのかというのをちょっと伺いたい。

【委員】

教育委員会事務局次長でございます。今回９月ということで、この第三次答申をちょうだいするわけでございますけれども、審議会のご意見として「早急に」という答申を踏まえれば、次年度の実施が前提ということでご議論いただいたものというふうには受けとめてございます。できましたら来年度から改正していきたいというふうに思っております。

【委員】

そうすると、この半年間の間にそこら辺は煮詰めて結論をだそうということでよろしいんですか。かなり忙しいような気がしますけれども。

【委員】

この間の審議会の議論を拝聴させていただいておりまして、そういうことで準備を同時並行的に進めさせていただいておりますので、次年度の実施に向けた改正を行いたいというふうに思っております。

【委員】

わかりました。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

４ページの、やはり指定校に関してなんですけれども、これは文言ということではなく、私の確認を含めて、わかれば教えていただきたいと思っているのですが、２３区のうち４区のみが指定校制度ということになっております。学校の選択制をしているところが昨今のさまざまな状況から選択制を取りやめて指定校制度に変えたというところが幾つかあるというふうに聞いておりますが、どういうところの地域かおわかりになれば教えていただいて、そういうこともここの内容に示したほうがいいのではないかなというふうに思ったものですから、お示しいただければと思います。

【学校適正配置担当副参事】

私どもが今現在、この時点で把握させていただいているのは２３区では江東区というふうに記憶しております。それからあと、都道府県は違いますが、前橋市もたしかそういう形でもう既にやっていると思います。全体といたしまして、やはりそういった地域との関係が希薄化といったことが問題提起されていますので、検討しているところはもちろんわかりませんが、そういった形でも顕著に出ているといったところでございます。

【委員】

江東区、前橋市が既に学校の自由選択制から指定校制度に変えたという事実を、地域名は伏せても、やはりそういうことが地域の中で起きているということをここの中に示しておかないと、４区のみが指定校制度をやっているというところがこの文章では強く感じられてしまうものですから、後半のところでやはり指定校のことを書くのであるならば、ここにも、他地域ではやはり自由制度から指定校制度に戻している地域もあるということも書いておいたほうがい

いのではないかと思います。

【会長】

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

【委員】

今の点は小学校では選択制実施が１５区ということもありますし、そのあたり、４区のみがちょっと強調され過ぎている感じがしますので、そこは改善をお願いしたい。

それからもう１点は、これまでの適正配置の経過の中で統合だけでなかったということも、やはり事実として示したほうがいいのではないか。通学区域との関係もあって、統合するよりも廃校したほうがいいというところもあるかもしれないし、廃校は絶対に嫌だ、統合のほうがいいというところもあるかもしれないので、そのあたりは事実としてそうした方法もあるということをきちんと表記したほうがいいのではないかというのがもう１点あります。

その上で、最後にやはり自分の子供を通わせたいという気持ちを起こさせるようなすばらしい学校を地域につくっていくことが重要であるというふうになっているんですが、ここをどのように強調するかというのが大事なことだし、教育委員会サイドもその点での思い切った手立てもとっていただきたいなというのがありますので、ぜひそのあたり、とりわけやはり、地域にお子さんがいるのに変更することが多い学校の改善というか、地域の学校に行きたいなと思えるような改善が目に見えて行きたいなと思えるような、そういうところをぜひ努力していただきたい。

したがって、そういうところを盛り込めるような文章を何か考えていただければいいなというふうに強く思います。

【会長】

どうもありがとうございました。委員さんが後におっしゃったことは大体総意だろうと思うんです。ただ、中身として何を考えるかというあたりが専門家筋でもおそらくいろいろな議論がある領域で、ただ、気持ちとしては全く同じだと思います。

計画をこれから作ろうとしています。だから、むしろそっちのほうがこういう問題を扱うにはいいのかもしれません。これも教育委員会が中心になってお

られるので。

ほかにいかがでしょうか。お気づきの点がございましたら。

【委員】

ちょっと私が心配しているのは、例えばこのパブリックコメントを見ても、通学区域の弾力化よりは指定校制度をしっかりやれというご意見多くて、かつここの審議会でもそういう意見ということでこのようにまとまったんですが、この指定校変更制度を今年度、厳しくしていくというふうになると、今まで選択していた保護者の立場からすると、「え、何でいきなり」というようなご意見が、今は出ていませんが、今後大きく出てくる可能性はやはりあると思うんです。ですから、それは当然裏表の関係、学校と保護者の関係を考えた場合に、指定校変更制度を適正化するとなると、今まで実質的に選択していた保護者の権利が実質的に制限されるとなると、また教育委員会に逆のほうのご意見が多数寄せられる可能性がないのかどうかということがちょっと心配は心配なんです。

それで、やはりこれからの学校を考えると、保護者との関係というのは避けて通れませんので、いきなり決まってやるというよりは、もう少し丁寧に保護者の方々に説明できるような、それこそ逆の意味で指定校変更制度をきちんと適正化して、それによって地域の子どもたちは地域に通うんだというこの審議会の趣旨が保護者の皆さんにきちんと伝わるというところが大切かなということだと思われます。

学校選択制をしていると、自分が選んだ学校という意識が保護者にもできてくるはずですので、学校と保護者との関係は築きやすいとも言えるんです。ですからその意味では、地域の子どもたちが地域に通うというこの北区の選択が保護者の方々にきちんと理解されるような、そういう手立てを打っておかないと、権利が制約されたということだけが表に出てくると、ちょっと逆に心配かなという感じも。早急にということはここでの合意ですので、次年度からしていただくということは動かないと思いますが、それに向けて情報を十分に提供していただくほうがいいかなという印象を受けました。

以上です。

【会長】

どうもありがとうございます。どうぞ。

【委員】

今、委員がお話しした話に関連があるんですけれども、やはりいわゆるこの指定校制度を堅持していくという考え方と、それから学校の指定に対する弾力性の運用というものと相矛盾するものだと私は思っているわけです。それで、結局そういうことが、実はこの前の状況の中で、結局弾力的な運用をしたためにという言い方になるのかどうかわかりませんけれども、子どもさんたちがどんどん移ってしまった。どうして移ったかということの一番元になったのは、友人が多いという話になるわけですけれども、私は友人と言うけれども、どうして友人なのかという話をもう１つ突っ込んでみると、ほとんどそういう親御さんたちの話を聞いていると、やはりうわさというか風評ということになるんじゃないかなと思うんです。

私がずっと申し上げているのは、堅持するなら堅持するようにきちんとやるのはいい。しかし弾力的な運用という一方の相矛盾をどういうふうに解決していくのかなという考え方を１つ思いましたときに、やはりそれは学校の情報開示ということをより進めていく必要があるのではないか。例えば、うちの学校はこういう学校ですよ、学校の特徴を、例えば北区中の学校をできれば１つの冊子ぐらいにでもしまして、そして、できればうちの学校はこういう特徴があるんですということを全部オープンにできるような情報開示をしていただいたほうが、逆にそういう意味での、堅持するについても弾力性の運用についても情報開示というものが１つのポイントかなという感じは持っているんです。

そういう意味で、この情報開示という言い方が、例えばこの前の議論の中で、これは審議会ではなくて教育委員会の行政の問題だというふうになるのかどうか私もわからないので、この点は改めて、例えば情報開示の問題点をそこに文言を加えることができるんだったら、そういうのを１つ加えていただくというのもいいことかなと思っておりますし、いや、それは審議会の枠ではなくて、教育委員会の問題だというのだったら、それはそれでまた私どもは議会の立場で教育委員会と議論をしたいなというふうに思うんですけれども、会長どのようにお考えでしょうか。

【会長】

情報開示というのは、教育三法の改正の中で学校教育法が改正されまして、学校の情報開示に努めるものとするという努力義務が法律の条文の中に入ったんです。ですから、そういう意味で言えば、学校には法律上の義務として努力することが義務づけられたわけですから、あとは努力の度合いというか、あるいはその努力がどのくらい進行しているかということを、学校評価という仕組みも法律の中に入りましたので、地域の方とか保護者がどういう仕組みでどういう手法を用いて評価するかというそういう制度は法律でできてしまっているんです。

ですから、この答申の中に書き込むというのは、もう法律にあるわけですから、十分にできると思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

初めて参加させていただきますので、ちょっと場違いなことを言うかもわかりませんが、やはり第二次答申で出されました学校ファミリー構想に基づいて平成15年以降、北区の教育委員会は教育運営をしていると思います。それは地域の中の子どもたちは地域の中で育み、育ち合う、それによって地域力をつけましょう、教育力をつけましょうという動きの中であったんですが、いわゆる15項目の弾力的運営ということの中で、子どもたちが指定校変更をするということを通じながら、再配置の問題が起こったときに改めて地域の中で子どもを育てるということの中での小学校や中学校の意味、あるいは学校ファミリー構想というものがどういうものかというのが今改めて問われ直した時期だと思っております。

ですから、例えばパブリックコメントを見てみましても、こういう『北区ニュース』で出されて、指定校変更制度について見直すことが望ましいですよというようなことについて、弾力的運用をしてくれというよりも、この意見は１つしかありませんけれども、自由選択制に歯どめをかけてほしいという意見があるということをどういうふうにして考えていくのかということも、かなりウエイトを置いて、今回の審議会の中でかなり整理されていると思いますが、やはり改めて共通認識としてとらえておかなければいけないことではないのかというふうに思っております。

ですから、繰り返しになってしまいますが、やはり原点は学校ファミリー構想で、どう地域の中で生かすかというシステムが、かなりこういう絵柄でできましたので、それを実現化する手立てをどう地域の皆さんと協力し合いながらつくっていくのかというようなスタート台にさせていくのが、今回の審議会の大きな答申の中身ではないかと思いまして、読んでみましても、私はそういう中身になっていると思います。

そういう意味で、第二次答申で出された学校ファミリー構想が、今の時代に改めて、もっと精度を高めていくような形で踏み出していこうというような、言ってみれば、１つの決意表明的な中身になっている審議会の答申だなというふうに私は理解しておりますので、これをぜひ、我々は議会人ですから、しっかり受けとめてやっていかなければいけないなというふうに思っています。

以上です。

【委員】

２点、もしくは３点になるかと思いますが、今日が初めての参加で木に竹を接ぐような論議になったらごめんなさいと言うしかないんですが、１点目は指定校変更制度についてですが、先ほど委員がご発言された中で、既得権益が奪われるようなという趣旨のご発言を伺ったんですが、そうだなという感じです。

それで、多分議員としてかかわっている中には、私も含めてこの問題について保護者の方から相談を受けたりした経過もあると思うんですが、そこら辺も含めてきちんとした対応をしないと大変なことになるかなと。

それの例として、私は堀船という町に住んでいまして、荒川区と区境。我が家の前の子どもたちを堀船小で顔を見たことがないね、どこに行っているのかと思ったら、荒川区の小学校に行っている、そのほうが近いんです。尾久六小かな。どうもそちらへ行っている。

つまり私が言いたいのは、これは近隣区との関係も整理しておかないと大変なことになってしまうかなという。その辺のことについてはこれまでの論議であったんですかという、その質問もしたいと思います。

それから、パブコメの中で、学校施設への配慮というところで、このぐらいでは不十分ではないかという趣旨のコメントがあるんですけれども、私もこれを読んでみて、もう少しここら辺を充実させられるような論議はこれまでにな

かったかどうか。これはぎりぎりそうした論議を踏まえて、表現的には６行か７行ぐらいでおさめたという経過があれば結構だと思うんですけれども、この辺もう少しこの審議会として、具体的にはバリアフリー化の問題しか特徴的には挙げていないんですが、何かもっと環境教育とかを含めてアイテムというんですか、そんな方向性を示されなかったかなというふうに思います。

【会長】

どうもありがとうございました。非常に本質的な議論がやはり出てくるなという、非常に悩みながらここまで来ておりますので、特に学校選択制とか指定変更とか、それと絡んで隣接区との関係とかというのも出てきておりまして、非常に難しいのが、委員がおっしゃった指定校変更制度改正の際の保護者の反応といったようなこともあるし、学校選択という概念の文部科学省の整理を見ますと、特認校制度も今入っているんです。特認校制度も学校選択制の中に入っているんです。特認校というのは歴史が古くて、２５年ぐらい前に札幌市の郊外で小学校３校に適用したのが最初なんです。だからこれは臨時教育審議会で学校選択制論議を始めるもっと前なんです。だから、それは小規模校を残すために、その３校については通学区域を弾力化しまして、札幌市の中心部のほうから子供を呼び寄せた。そのかわり山間部を生かした特色ある学校づくりをしなかったら、わざわざ遠くの学校まで行くはずがない。路線バスを使っていますから。

私も３カ所行きましたけれども、一応教育委員会だと３０分以内となっているんですけれども、教頭先生に伺うと、実際には１時間半かけて、バスを３回くらい乗り継いで来る子供もいるという。有明小という、定山渓のほうの小学校に行ったときにそういう話も伺いました。やはりそのかわりにすぐ隣に社会体験のログハウスがあったり、学校のすぐ裏手に大きな川があったりとか、自然環境が豊かで、畑も民間の畑を学校でお借りして、子供たちも一緒に開墾しているとか、やはり魅力があるんです。

だからそれも選択制と文科省は言っている。この学校は札幌の北海道開拓団の入植時にできた小学校なので、歴史があって廃校にできないんです。それで教育委員会は奥の手ということでそういう仕組みを導入した。

だから、これはなかなか難しい問題があって、特認校も選択制だというふう

に文科省は言っているから、中央区の東京駅の近辺の小規模校も特認校制度を導入しているんです。あれは導入しなかったら全部つぶれてしまう。例えば八重洲口の前に城東小があるんですけれども、城東小は多分通学区域の中には２０人弱しか住んでいませんから、越境でもっているわけです。越境で7、80人になっているんです。それでもそのままだと、下手するとつぶれる可能性がある。それでスクールバスを回して、月島のほうから子供を集めているんです。それも私は会長をやっていたものですから、経緯をよくわかっているんですけれども。

それで結構集まっているという話を聞きます。それで残っているんです。だから、選択制イコール悪というそういうことでもないんじゃないかな。要するに魅力ある学校をどうつくり上げるかという。わざわざ他の学校に行かなくたって、近くの学校が一番いいということになれば流れない。私学流出だって、何で私学へ流出するかといえば、何か不満があるから流出するんだろうと思うんです。だからその根本的なところをどうするかというあたりを一生懸命やっていかないと、少子高齢化というトレンドがやはり北区だって襲っているわけですから、どんどん子供の数が減ってしまってという。それで私学流出、国立流出、他区に流出ということになれば、止めようがなくなるという。

だからそこら辺のことをやはりどうするかということをこれから先考えていかないと。だけれども、現実は現実としてやはり見なければいけないので、５年後のことを想定しながらやらなければいけないけれども、目の前の起きている事態というのは、やはり今そこに子供さんを通わせている区民もおられるわけです。そこに通っておられる子供さんもおられるわけだから、その利益というのはやはりきちんと保障してやらなければいけないという。そこら辺の非常に厳しい、企画部会も重苦しい雰囲気でいつも進めているような状況がありますが、ほかにいかがでしょうか。

【学校適正配置担当副参事】

ごめんなさい、先にいいですか。今委員のほうから２点ご質問が出たのかなと思いましたので、先にそちらをお答えさせていただきます。近隣区との関係ということで、指定校制度、小学校についてのことでございますが、正直申し上げて、この審議の中では具体的に小学校についてという話は出ませんでした。

いわゆる区内の中での流れる、流れないという話は出ました。

ただ、何回目かの審議会かというのはちょっと失念いたしましたが、中学校に進むに当たって、統合等がありまして、一時改築に向けて通学距離が非常に長くなる。そうすると、滝野川地区から豊島区のほうに流れてしまっている。小学校を卒業して中学校に行くときに豊島区のほうに流れてしまっているといった、いわゆる区域外の話は中学校に関しては参考意見として出された経緯がございます。これが１点です。

それから２点目の学校施設のパブコメの部分でございますが、やはりパブリックコメントですから、どうしてもこういうまとめ方になってしまうというのが１つと、それから先ほどの資料１でございますが、８ページ、一番最後のページの２つ目の丸でございますけれども、これは第７回の審議会で委員の方から出されました。今回この案の中でちょうど５行ぐらい書かれているわけですけれども、実は前回もう少し行数も少ない内容で、ここにも書かせていただきましたが、ちょっと中身として寂しいんじゃないの、何か一工夫が必要なんじゃないのというご指摘をいただいたわけでございますが、学校施設そのものの今後の話等々ということも含めて今書ける範囲でいくと、バリアフリー化も含めた、先ほどの資料５で言うところの１５ページのところでもございますし、今パブリックコメントで書かせていただいたその範囲ということでございます。

以上でございます。

それから、もう１点でございます。先ほど委員のほうから、おそらくサイレント・マジョリティという言葉がいいかどうかわかりませんが、そういったものに対してどうだといったお話の類かと思います。

先ほどの資料１でございますけれども、６ページのちょうど下から５つ目の丸でございます。第６回審議会の中でも同趣旨のご発言があり、当然こういったご意見は何回かご指摘いただいているわけでございまして、その中で、先ほど次長のほうから申し上げましたとおり、並行して進めていく中で、当然そういう、今までこうだったのにといったご意見に対する事前の周知、ご案内等についても方策としてきちんと考えさせていただき、ご用意させていただきながら進めているといったところが趣旨でございます。

以上でございます。

【委員】

先ほどの議論とのかかわりでちょっと発言したいんですけれども、最初にまず７ページの２つ目の丸です。５０歳代の教員が大量に退職して若い先生方ばかりになるという記述があるんですけれども、実は私の地域の学校で学級崩壊状態になって、校長先生、教頭先生はじめ相当苦労されたことがあって。そこの対応で、ベテランの退職された先生を非常勤で配置されて落ち着いたというような話もありまして、北区の場合、学力パワーアップ授業という形で非常勤の先生方をかなり活用してきたんですけれども、資格をとっても採用されていなかった若い先生方を学力パワーアップ用の先生として採用して頑張ってきた。それだけでなくて、退職されたベテランの先生の力もかりるというふうになっていますよね。

そういったことも含めて、本来は教員の配置がバランスよくされれば一番いいんだろうと思いますけれども、小規模校の場合はそう簡単にいかないということもありますから、そういう人員配置面での配慮とかそういったことも含めて、やはり地域の学校のパワーアップを図る。ここがまず第一に大事だろう。

先ほど風評というお話があって、私も何人かの方から聞いたんですけれども、保護司をやっていたり、ＰＴＡの役員を長いことやっていた方から、結局はどこの学校に行っても、長い目で見ればそう変わらないんだ。だけれども、というようなお話を何人かの方から伺ったことがあるんですけれども、そういう意味で、やはり風評というか、保護者の方が得る情報というものの情報源を考えると、やはり同じ幼稚園に通っている別の親御さんからの情報で選ぶとか、選びやすいというか、付き合いがあるところの人の情報をやはり大事にするということもありますから、そういう意味で、やはりどういうふうに情報を提供していくのかなと。この点も非常に大事なのかなというふうには思っています。

それから、先ほどの指定校変更制度の変更についてなんですけれども、やはり既得権ということとのかかわりも含めて、今検討されていますよね。実際に始まっているんですけれども、そのことの内容だとか方向性だとかがあまり表に出てきていないというか、実際に就学時健診とか、そういう時点で選択が始まってきますので、そうすると、それまでに十分な情報提供できるのかなということを考えると、かなり次年度ということとの兼ね合いでは難しい側面もあ

るのかな。そういうことを考えて、次年度から急いでやりたいというのも気持ちとしてはあるんですけれども、委員が言われたような権利が制限されるという側面も強いし、そこらあたりはぜひ慎重に検討しながら、しかし情報提供は早くしながらということをやらないと、また唐突に何だということにもなろうかと思いますし、このあたりの兼ね合いがかなり大事になってくる。

私たちがここでまじめに議論してきたことがどういうふうに伝わるのかということもあろうと思いますし、その点が非常に大事になってくるのかなと。そこらあたりを、やはりやり方が非常に大事になっているのではないかというふうに思います。

【会長】

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。ございませんか。

それでは、よろしゅうございますか。

（異議なし）

【会長】

どうもありがとうございます。それでは、これも先ほどのパブコメに対する回答と同じように部会のほうで検討させていただくということで、そういう意味で会長預かりということでいかがでしょうか。

（異議なし）

【会長】

ありがとうございます。

それでは、企画部会のほうで、もちろん事務局との調整も必要ですけれども、検討した上で、後日委員の皆様にお知らせさせていただくという運びにさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

（異議なし）

【会長】

どうもありがとうございます。

それでは、一番大きな案件が終わりましたので、事務局のほうで何かございますでしょうか。

【学校適正配置担当副参事】

それでは資料の６と７のほうをまとめてご説明と申しますか、お諮りという

形をさせていただきたいと思います。まず７から先にご説明申し上げたいと思います。

今後の予定ということで、審議会自体は先ほど企画部会等を経まして会長預かりといった形で、後々それを委員の皆様のほうにご報告させていただくといったところでございます。それで、教育委員長への答申といたしまして、これは今日の審議会の流れがどうなるかといったことが見えない中で書かせていただいておりますので、当初は８日ということで検討させていただいておりますけれども、そこについてはまた、いずれにいたしましても、会長のほうが代表いたしまして、私どもの教育委員長のほうに答申させていただくといったところでございます。

それから、今のところの予定でございますけれども、１５日の教育委員会のほうに本日の審議も含めた結果をご報告させていただくとともに、区議会のほうには第３回定例会の文教委員会のほうにもご報告させていただくといったことでございます。

先ほど少し触れさせていただきましたけれども、先ほどの資料２に関連いたしますパブリックコメントに対しましては、１０月１日の『北区ニュース』でまとまったという記事の掲載を予定してございます。こちらにつきましては、ここに記載がなくて恐縮でございますが、いわゆるホームページでご覧いただくのと、紙ベースで地域振興室、図書館、教育委員会のほうに置かせていただく予定でございます。それから、１０月２０日号の『北区ニュース』で、これは特集号ではございません。通常の号でございますので、限られた紙面になるわけでございますが、その中で答申の概要を掲載させていただく。それから、パブリックコメントの紙ベースのものを置かせていただくと先ほど申し上げましたが、それは今のところ１０月１日から１２月中下旬まで、ほぼ年内いっぱい供覧と申しますか、ご覧になれるような形にさせていただきたいと思います。

それから、最終的に答申がまとまりました段階で、それをもとにいたしまして、概要につきましてパンフレットを作成させていただく。これにつきましては、お示しの就学前の施設、それから小中学校の全保護者に対して配付いたしまして、大体８ページぐらいのコンパクトにまとめたものを予定しておりますが、そういったものを作成いたしまして、考え方等につきまして、皆様に周知

と申しますかお知らせしていくといったところでございます。これが資料７でございます。

それと、ちょっと逆になりますけれども、資料６でございます。資料６につきましては、平成１４年の第二次答申のほうは、いわゆるサブタイトル、副題のようなものがついておりまして、「自己改革し続ける新しい学校像をめざして」といったサブタイトルがついてございます。これにつきましては企画部会の中でも少し議論したときには、メインは資料２のほうだったものですから、やはり入れたほうがよろしいのではないかといったことのお話になりました。それで、今日ここですぐに何かといったことではございませんけれども、基本的には何らかのサブタイトルをつける方向で考えてございますが、今急にここでぱっと言われて、もしこういうキーワードを入れてくれということがあれば、今この場でお話ししていただいてももちろん結構でございますし、もしご意見等がございましたら、週明けの月曜日でございますけれども、９月７日月曜日を１つの目途にいたしまして、こういった文言はどうかといった形で、どんな形でも結構でございますから、私ども事務局、教育改革担当課のほうにご連絡いただければと思います。基本的には、そういったものを踏まえながら、企画部会、最終的には会長のほうにお諮りしながら、会長預かりの形でつくらせていただく予定でございます。

私のほうからは以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございました。それでは、サブタイトルをつける件につきましては、委員の皆様はどうお考えでしょうか。企画部会のほうでは、ある種のメッセージなので、あったほうがいいのではないかという意見が強かったんですが、いかがでしょうか。第一次答申ではサブタイトルはありませんでした。第二次答申はつけました。第三次答申はさてどうするかということなんですが、つける方向でよろしゅうございますでしょうか。

（異議なし）

【会長】

ありがとうございます。それで、どういうふうに表記するかというのがなかなか難問でありまして、今回の答申を全体的に精神としてあらわすような言葉

は何があるだろうか。何かお気づきの点がありましたら。企画部会では少し議論したんですけれども、最初に出してしまいますと、それが走り始めるので。もしこういうキーワードを入れたらというようなことがございましたら、最初にちょっとお願いできればと思うんですが、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

第二次答申、昔随分しっかり読んだつもりだったんですけれども、最近忘れましたので、今ちょっと見ました。「はじめに」のところと「おわりに」のところ。それから今日出ました第三次答申、これは１つの線でつなげて、将来を見据えた形で表題をつけたほうがいいんじゃないかなと思っております。そのときのキーワードとして、学校ファミリー、地域、絆、まちづくり、地域コミュニティ、地域に根ざした、地域に開かれた、こういう言葉を私なりにまとめてみますと、「学校ファミリーを活かす、地域の中で個性ある学校づくり」というような形に、イメージとしてありましたので、参考にしていただければありがたく思います。

【会長】

どうもありがとうございます。ほかに何かアイデアございましたら。学校ファミリーというのは北区ならではの仕組みですから、大切にしていかない手はないと思うんです。全国が北区を注視しているわけですから。

ほかにいかがでしょう。月曜日まで出していただけるということですよね。

【学校適正配置担当副参事】

はい、電話でもどんな形でも構いませんので、今委員のほうから形になったすごいものをいただきましたけれども、ほんとうにキーワードでも結構でございますので、何かアイデア等ございましたらお声がけいただければと思います。その上で、また会長、企画部会の皆様にお諮りしたいと思います。

以上でございます。

【会長】

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

部会のほうでは、例えばですけれども、「北区の学びの基盤を強める」とか、学びの基盤ということに、かなり今回の審議全体の力点があったのではないか、「北区の学びの基盤を強める」とか何かそういうことを入れたらというような

話も出ました。月曜日までアイデアをお待ちしておりますので、その上で、部会の、特に部会長と協議させていただきまして、決めさせていただきたいと思います。それでよろしゅうございますでしょうか。

（異議なし）

【会長】

どうもありがとうございます。

それでは、審議会といたしましては、今回が最後になります。約１年半にわたりまして、８回にわたり、活発なご議論いただきまして、しかも極めて生産的にご議論いただきまして、ここまで来られたことに対しまして、ありがたく思うと同時に、委員の皆様方に敬意を表させていただきたいと思います。

北区というのは、国の審議会、中央教育審議会あたりでも学校の横の連携、縦の連携というのが、初等・中等教育分科会のテーマに今なっていまして、この学校ファミリーというのは、横の連携であると同時に縦の連携という意味もあって、そういう意味で非常に注目を集めている。連携のシステムというと、大体北区のケースが出てくるんです。中野区で教育基本計画の検討委員会に入っているんですが、やはりそこでもこの前資料が出てきまして、北区の学校ファミリー構想の資料が出ておりました。

そういう意味で、全国からやはり北区のファミリー構想というのは注目を集めているところがあります。国もそうですし。ぜひ魅力ある学校づくりにこれをどう生かすかという視点で、これから教育委員会のほうにさらに一層努力をお願いできればというふうに思います。

長い間、どうも至らない司会進行でご迷惑をおかけしまして、それにもかかわらずついてきてくださいまして、ありがとうございました。どうもありがとうございます。

それでは、最後に事務局から何かございましたら、お願いしたいんですが。

【教育改革担当部長】

それでは、事務局から一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

まず、今日の最終回の審議会に当たりまして、熱心なご議論をいただきまして、誠にありがとうございます。先ほど会長のほうからまとめがございましたように、パブコメの案、それから、第三次の答申案につきましては、会長のお

預かりという形で、企画部会で最終的なご調整をさせていただいた上で、最終決定をさせていただきたいと思います。最終決定が出た上で、審議会の皆様にもその資料をご送付させていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この審議会につきましては、先ほど会長からありましたように、昨年３月１９日に教育委員長から諮問させていただきまして、今日まで１年半にわたり、８回の熱心なご審議を賜ってきたところでございます。リードしていただきました会長はじめ、また熱心にご議論いただきました審議会の委員の皆様の多大なご尽力につきましては、ほんとうに事務局として頭が下がる思いでございまして、心からお礼を申し上げたいというふうに思っております。

最終案が決定いたしましたら、会長から教育委員長のほうに答申をしていただきまして、教育委員会といたしましてもそれをしっかりと受けとめて、今後の適正配置の対応について適確に対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

重ねて審議会の皆様方に心からお礼を申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。ほんとうにありがとうございました。

【会長】

それでは、以上をもちまして本日の会議を終わらせていただきます。どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

―― 了 ――